



# 埼玉県立史跡の博物館紀要 第15号

## Contents

縄文時代晩期前葉における姥山式土器の影響を受けた  
大宮台地出土土器群の考察 田邊えり

旧長瀬総合博物館所蔵資料における  
柴田常恵コレクションの検討 別所鮎実

旧長瀬総合博物館所蔵資料目録  
—弥生土器・土師器・須恵器— 西口正純・野中 仁

企画展「運ぶ —埼玉古墳群とモノの動き—」の  
開催について 山田琴子

博物館資料の活用に基づく学校連携プログラム  
小林弘一・篠崎彩乃

《調査彙報》正法寺所蔵水野忠貞奉納  
明版大蔵経について 中村陽平

戦国の忍器を追う 岩田明広

# はじめに

埼玉県には、「さきたま」・「嵐山」の2つの史跡の博物館がございます。

さきたま史跡の博物館は埼玉古墳群という国の特別史跡、嵐山史跡の博物館は比企城館跡群菅谷館跡という国指定史跡を擁しており、その特徴を活かしながら様々な事業を展開しております。いずれの館も資料の収集保管、学術的な調査研究と、それらを基礎として展示や普及事業等の推進を図っているところです。

本年度は、昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に配慮しながらの事業展開となり、残念ながら一部の事業については中止せざるを得ませんでした。そのような中でも、さきたま史跡の博物館においては、埼玉古墳群の保存整備のほか、企画展「運ぶ一埼玉古墳群とモノの動き」、スポット展示「愛宕山古墳」、テーマ展「埼玉の遺跡 新屋敷遺跡―埴輪工人の奥津城―」、公益財団法人埼玉県埋蔵文化財事業団との共催による最新出土品展「地中からのメッセージ」、「ほるたま展 2021」などの展示事業、「企画展関連シンポジウム 埼玉古墳群とモノの動き」を行ない、調査研究の成果や県内の考古学に関する情報をわかりやすく発信することに努めてまいりました。

さらに、各種の講座・体験学習事業、小学校への出前授業などをおして、親しみやすい博物館づくりに努めております。

一方、嵐山史跡の博物館では、企画展「実相 忍びの者」、ロビー展示や歴史講座や文化財巡りなどを開催し、中世史に関する新しい研究成果や県内の中世文化財について情報を幅広く発信することに努めているところです。

本誌は、職員が日ごろの調査研究を踏まえ、自己研鑽に努めた成果を発表したものです。本誌が各地の博物館・図書館等で広く活用され、多くの方々にとって史跡や考古・歴史資料を御理解いただくための一助となれば幸いです。

最後になりましたが、調査や執筆にあたり御協力いただいた方々に対し深く感謝を申し上げますと共に、今後ともより一層の御支援と御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年3月

埼玉県立さきたま史跡の博物館

埼玉県立嵐山史跡の博物館

# 埼玉県立史跡の博物館紀要

## 第 15 号

---

### 目 次

縄文時代晩期前葉における姥山式土器の影響を受けた大宮台地出土土器群の考察 .....	田邊えり	(1)
旧長瀬総合博物館所蔵資料における柴田常恵コレクションの検討 .....	別所鮎実	(9)
旧長瀬総合博物館所蔵資料目録		
－弥生土器・土師器・須恵器－ .....	西口正純・野中 仁	(29)
企画展「運ぶ －埼玉古墳群とモノの動き－」の開催について .....	山田琴子	(45)
博物館資料の活用に基づく学校連携プログラム .....	小林弘一・篠崎彩乃	(51)
《調査彙報》正法寺所蔵水野忠貞奉納明版大蔵経について .....	中村陽平	(59)
戦国の忍器を追う .....	岩田明広	(65)

# 縄文時代晩期前葉における姥山式土器の影響を受けた大宮台地出土土器群の考察

田邊 えり

## はじめに

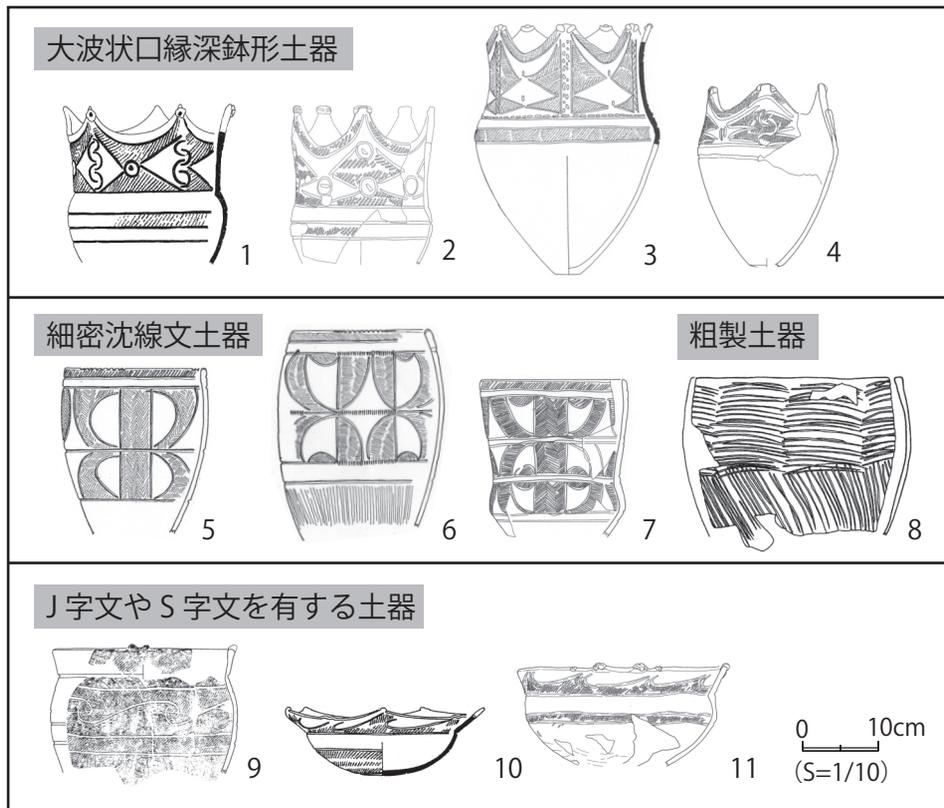
縄文時代晩期前葉の後半期にあたる安行 3b 式期には、関東東部地域を中心に姥山式<sup>(1)</sup>と呼ばれる特徴的な土器群がみられる(第1表、第1図)。

後期安行式という斉一的な土器型式が分布していた関東地方において、安行 3b 式期になると東西差が生じ始め、晩期中葉に向けて地域差が次第に拡大し

ていく。地域差出現の画期となるこの時期は、縄文時代後晩期に急速に進んだ社会複雑化を検討する上でも重要な時期の一つであると言える。大宮台地は、伝統的な安行式を受け継ぐ地域であり、安行 3b 式の中心的な出土地でありながら、異系統である姥山式の影響を少なからず受けている。本稿ではその変遷を追うことで、東西関東の地域間関係について考察する。

	西関東	東関東	東北
晩期前葉	安行3a式		大洞B1・B2式
	安行3b式	姥山式	大洞BC式
晩期中葉	安行3c式	前浦Ⅰ式	大洞C1式
	安行3d式	前浦Ⅱ式	大洞C2式

第1表 土器型式併行表



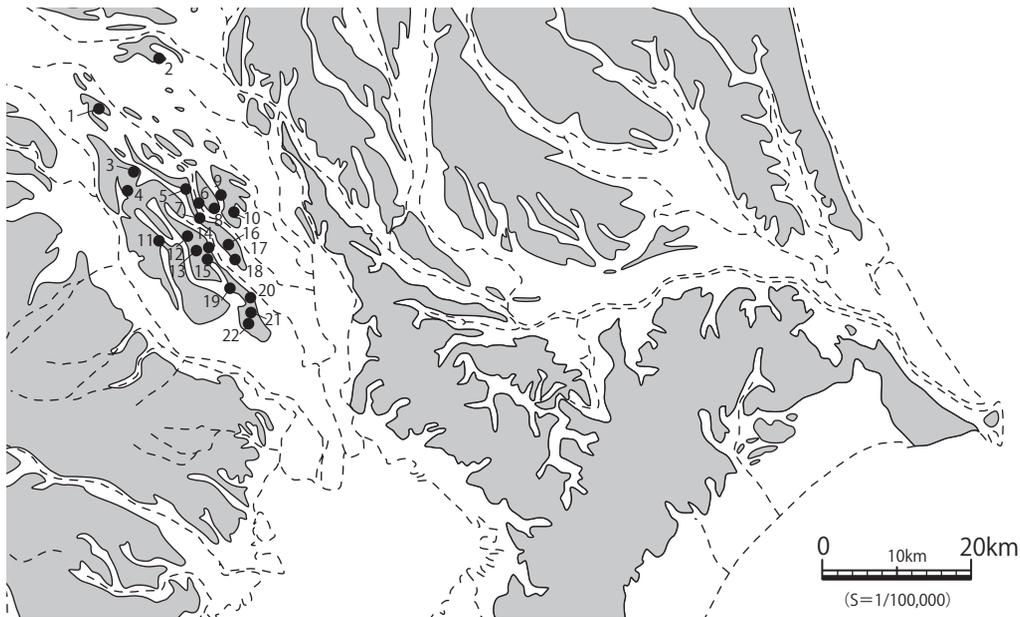
1: 茨城県常総市築地遺跡 2: 千葉県千葉市加曾利貝塚 3: 千葉県匝瑳市多古田遺跡 4: 千葉県袖ヶ浦市上宮田台貝塚 5・6: 千葉県松戸市貝の花貝塚 7: 千葉県市川市道免き谷津遺跡 8: 千葉県我孫子市下ヶ戸貝塚 9: 千葉県佐倉市宮内井戸作遺跡 10: 千葉県匝瑳市久方貝塚 11: 千葉県印西市馬場遺跡第5地点

第1図 姥山式土器に特徴的な器種

# 1 姥山式の研究略史

姥山式は、千葉県山武郡横芝町山武姥山貝塚の資料をもとに、鈴木公雄によって提唱された（鈴木 1963）。鈴木は姥山Ⅰ～Ⅵ式を設定し、姥山Ⅱ式、Ⅲ式が安行 3b 式併行期に関東東部地域を中心に分布する土器群として位置づけられた。鈴木は翌年、数遺跡の出土資料を追加し、姥山Ⅱ式の内容をより具体的に示した（鈴木 1964）。姥山Ⅱ式とⅢ式は、縄文の有無によって区別され、時期差や地域差、もしくは同時期のバラエティとして研究史において激しく議論されたが（杉原・戸沢 1963・1965、鷹野 1978、鈴木・鈴木 1982、藤本 1988 など）、筆者は両者を明確に区別する必要は低いと考えており、両者を合わせて「姥山式」と呼称している（田邊 2021）。

姥山式は、大波状口縁深鉢形土器に菱形区画と入組み弧線文や列点文、円圈文の組合せが施される点が安行 3b 式と大きく特徴を異にしている（第 1 図）。さらに、細密沈線文や J 字文、S 字文、条線のみを有する粗製土器など特徴的な文様を有する。鈴木公雄の提唱以降、姥山式の出土が相次ぎ（鈴木 1965、1982、梶山・金子 1972、八幡編 1973、永松他 1976、杉原編 1976、米田他編 1977 など）、安行 3b 式との文様や分布圏の違いが明らかになった。しかし、1980 年代以降姥山式をめぐる議論は下火となり、型式の認定に有効な一括資料に恵まれなかったことも相まって姥山式を型式と捉えるか否かといった根本的な課題が依然として解決されないままとなっていた。そこで筆者は、佐藤達夫の異系統土器論を適用し、姥山式を「系統としての型式」として捉えることにした（田邊 2021）。なお、晩期安行式や姥山式についての詳細な研究史についてもこちらの論考を参照いただきたい。



1 鴻巣市	赤城遺跡	9 白岡市	前田遺跡	16 さいたま市	真福寺貝塚
2 加須市	長竹遺跡	10 さいたま市	裏慈恩寺遺跡	17 さいたま市	真福寺泥炭層遺跡
3 桶川市	後谷遺跡	11 さいたま市	奈良瀬戸遺跡	18 さいたま市	黒谷田端前遺跡
4 桶川市	高井東遺跡	12 さいたま市	東北原遺跡	19 さいたま市	馬場小室山遺跡
5 久喜市	小林八束遺跡	13 さいたま市	寿能泥炭層遺跡	20 川口市	赤山遺跡
6 白岡市	入耕地遺跡	14 さいたま市	小深作遺跡	21 川口市	上台（精進場）遺跡
7 蓮田市	久台（ささらⅡ）遺跡	15 さいたま市	前窪遺跡		宮合貝塚遺跡
8 蓮田市	雅楽谷遺跡				

第 2 図 大宮台地の遺跡分布図

## 2 研究の目的

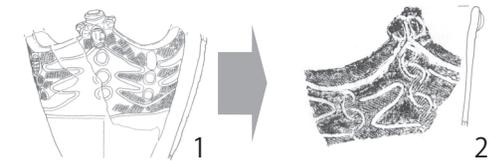
姥山式の研究が80年代以降なかなか深化せず停滞する現状において、筆者はその位置づけや実態を明らかにする試みを行った。その中で、大宮台地で出土する安行3b式期の土器群の中に姥山式の影響を大きく受ける土器群を確認した。これらは研究史において「姥山系」と呼ばれている土器群であり（鈴木・鈴木1982、奥野1998、新屋1992、村田2004）、安行式と姥山式の要素が混在したキメラ土器（大塚2000）と捉えられることが多いが、姥山式に限りなく近い特徴を有していることを明らかにした（田邊2021）。この論考においては、安行3b式期の大波状口縁深鉢形土器の分析のみを掲載したが、その他の器種や前後の時期にも姥山式の影響を受けたもの、もしくは姥山式に影響を与えた可能性が指摘できる土器群の存在を確認した。本稿では、それらの土器の特徴について検討することで、東西関東の地域間関係についてより深く考察することを目的とする。本稿で主に扱う大宮台地の遺跡分布図を第2図に示した。

## 3 時期ごとの変遷

### 3.1 安行3a式終末期

この時期には、姥山式の祖型となるモチーフが出現する（第3図）。姥山式に特徴的な菱形区画に類似したこのモチーフの出現過程については、別稿で詳述する予定である。筆者は祖型モチーフから姥山式の成立までに2段階を考えており、成立直前段階では、その分布は東部地域に集中することが判明している（第4図）。詳細は別稿に譲るが、成立過程の第一段階においては、東部地域に限らず関東地域の広範囲で出土が確認され

姥山式直前第一段階



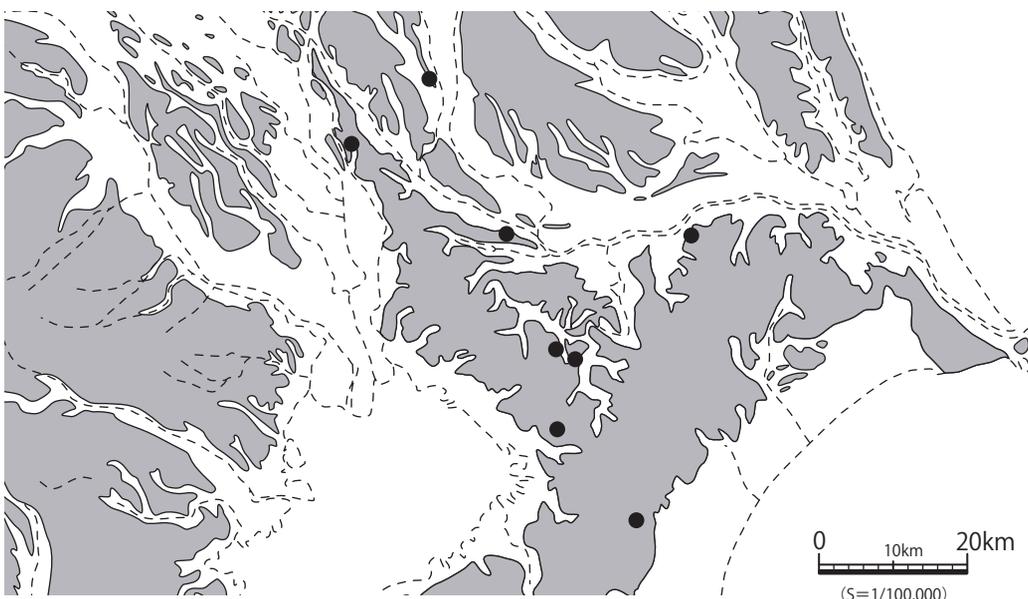
1: 茨城県つくば市上境旭台貝塚

2: 千葉県成田市公津原遺跡

0 10cm  
(S=1/8)

第3図 姥山式土器成立の直前段階

ている。姥山式の成立過程における大宮台地出土土器群との関連や、第二段階において分布が東部地域に集中する背景について検討するため、分析を進める必要がある。



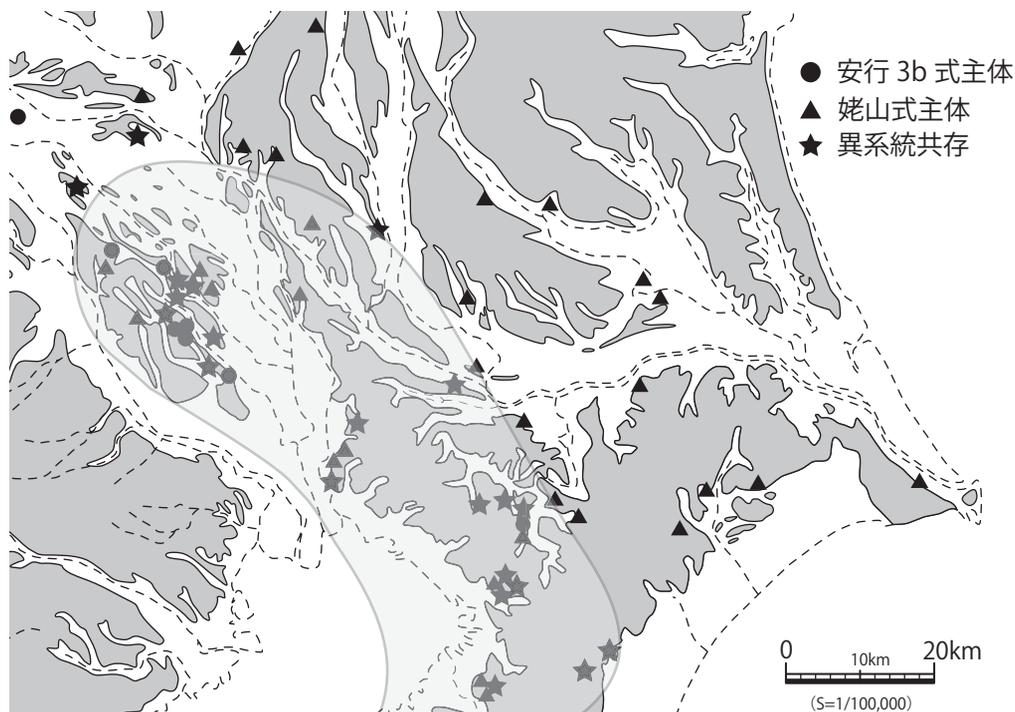
第4図 姥山式直前段階分布図

### 3.2 安行 3b 式期

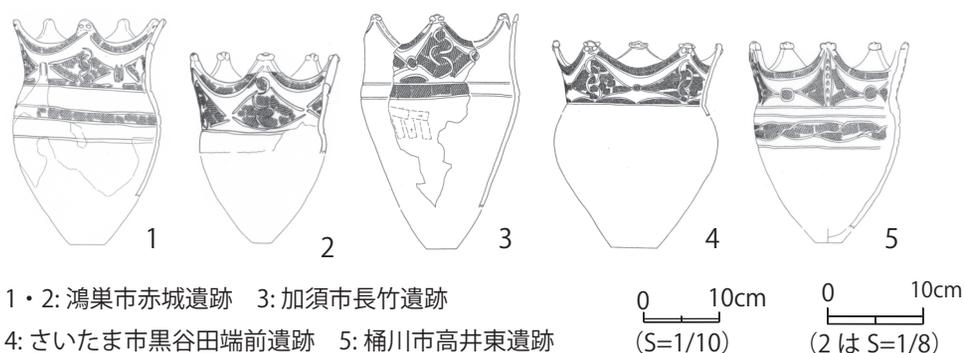
この時期は、関東西部地域に安行 3b 式が、東部地域に姥山式が中心的に分布するが、大宮台地の多くの遺跡では両者が混在して分布している。前述したとおり、大宮台地で出土する姥山式の影響を強く受けた土器群は「姥山系」と総称されている。以下では、大波状口縁深鉢形土器、細密沈線文土器、粗製土器の3つにわけて大宮台地での分布状況を述べる。

#### (1) 大波状口縁深鉢形土器

大波状口縁深鉢形土器の分布状況を第5図に示した。大宮台地に分布する「姥山系」の大波状口縁深鉢形土器について分析したところ、その多くは限りなく姥山式に近い特徴を有することを明らかにした(田邊 2021)。しかし一方で、文様を細かく観察すると、大宮台地特有の要素がみられた。例えば、曲線的な文様区画(第6図2・4)や口頸部文様帯の弧線文(第6図3・4)、寸胴な器形(第6図1・3)、入組み弧線文が崩れた蛇行状沈線(第6図2)といった安行 3b 式に特徴的な要素、または典型的な姥山式には確認できない要素である。特に、口頸部の文様帯に施文された曲線的な区画線と弧線文は多くみられ、先行研究で指摘されているように(鈴木・鈴木 1982)、晩期安行式に伝統的な磨消弧線文の影響であると考えられる。このほか、出土量はかなり少ないが、キメラ土器と言えるような要素が激しく混在した土器も一部確認できる(第6図5)。

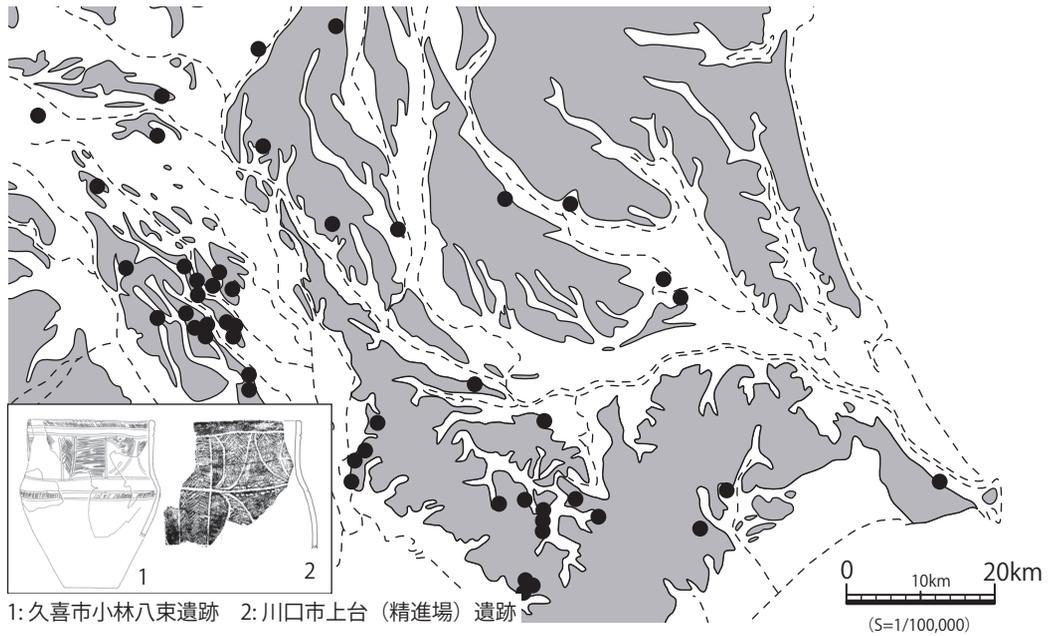


第5図 大波状口縁深鉢形土器の分布図



1・2: 鴻巣市赤城遺跡 3: 加須市長竹遺跡  
4: さいたま市黒谷田端前遺跡 5: 桶川市高井東遺跡

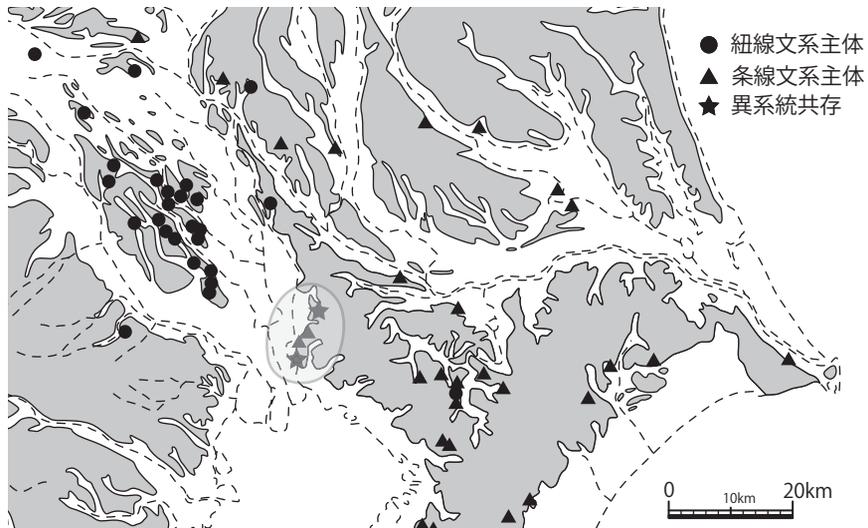
第6図 大宮台地出土「姥山系」大波状口縁深鉢形土器



第7図 細密沈線文土器分布図

(2) 細密沈線文土器

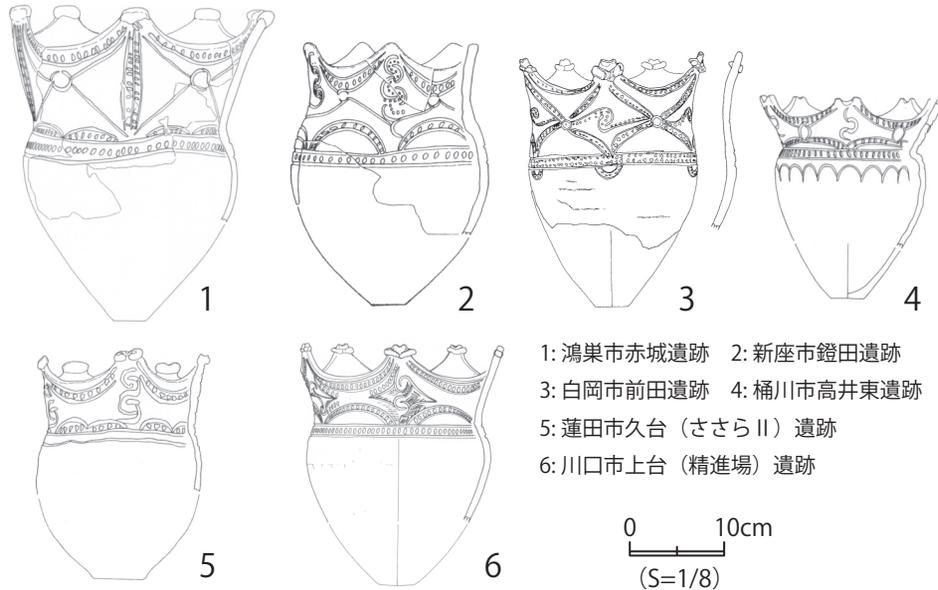
細密沈線文土器は、姥山式の特徴的な器種の一つである（第1図5～7）。その出現過程や分類等については今後詳細な検討が必要になるが、今回は大宮台地での出土状況について分析する。細密沈線文土器は大宮台地の遺跡で多く出土しており、姥山式大波状口縁深鉢形土器が出土していない遺跡においても出土が確認されている（第7図）。細密沈線文土器は平口縁深鉢形土器の出土が圧倒的に多く、そのほかに鉢形や浅鉢形のものも少量であるが確認できる。大宮台地においても深鉢形土器が多い傾向は同様であるが、広口壺のような器形が出土している点が特徴的である。（第7図1・2）。この特徴的な器形を有する細密沈線文土器は大宮台地以外の地域では今のところ出土しておらず、大宮台地特有の要素と言える。



第8図 粗製土器分布図

### (3) 粗製土器

姥山式の粗製土器は、条線のみを有するという点で非常に特徴的である（第1図8）。それに対して安行3b式の粗製土器は、後期安行式からの紐線文系の伝統を引き継いでいる。粗製土器の分布をみると、大波状口縁深鉢形土器や細密沈線文土器と異なり、東西地域で分布が明確に分離していることがわかる（第8図）。

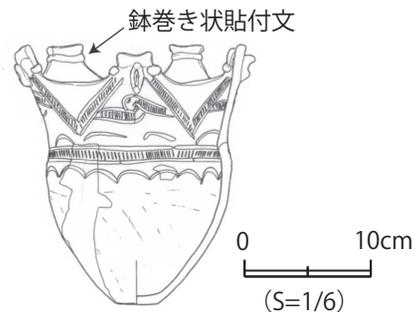


第9図 姥山式の影響を強く受けた安行3c式土器

#### 3.3 安行3c式期以降

姥山式の影響は、安行3c式にも引き継がれていく。先行研究で指摘されているように、姥山式の特徴である菱形区画を受け継いだ系統が安行3d式までつづく（鈴木・鈴木1983、新屋1996、奥野1998）。本稿の対象は縄文時代晩期前葉であるため、安行3c式期以降の様相については簡単な指摘にとどめる。

姥山式の影響として第一に指摘できるのが、「文様帯の縦位分割意識」（奥野1998）である。先行研究で「背合わせ弧線文」（鈴木・鈴木1983）と呼称された文様を有する埼玉県域出土資料をみると、姥山式の影響力が十分に読み取れる（第9図）。縦位分割意識のみならず、入組弧線文や円圏文の名残をとどめるものや波頂部の鉢巻き状貼付文が確認できる。安行式に伝統的な、三角形区画帯の安行3c式にも鉢巻き状貼付文がみられる例があり（第10図）、姥山式の影響が強く及んでいることがわかる。



第10図 赤山遺跡出土土器

## 4 東西地域の影響関係についての考察

以上の分析から、縄文時代晩期前葉における東西地域の影響関係について、姥山式の与えた大宮台地への影響力を中心に考察する。

まず、安行3a式終末期にあたる姥山式出現期の段階では、分布は関東東部地域に集中しており、西部地域への大きな影響力はみられない。安行3b式期になると、姥山式の分布範囲が大宮台地まで広がり、姥山式大波状口縁深鉢形土器や細密沈線文土器が出土する。姥山式の東部地域への影響力が拡大していることがわかる。ただし、安行3b式と姥山式の文様におけるキメラ化はそれほど進行せず、

粗製土器の分布も明確な東西差がみられるなど、それぞれの系統を保ちながら共存する様相がうかがえる。

姥山式の影響力は晩期中葉以降にもつづき、姥山式の影響を強く受けた系統が安行 3c 式以降の主要な系統の一つになる。安行 3b 式期が異系統共存の状態であったのに対して、安行 3c 式期は、関東西部地域が姥山式の影響を強く受け、キメラ土器的な成立過程によって安行 3c 式の主系統の一つが生み出されていくと考えられる。本稿では触れていないが、関東東部地域では晩期中葉になると、姥山式から前浦式へと変遷し、東西差がより一層明確になる。

後期後葉からつづく伝統的な安行式を安行 3d 式まで引き継ぐのは、一貫して関東西部地域であり、東部地域の姥山式の影響力は過小評価される傾向にある。しかし、必ずしも異系統である姥山式の影響力が弱かったわけではない。関東東部地域には、姥山式しか確認できない地域が少なからず存在するなど、少なくとも土器様相からは、安行 3b 式期に西部地域の影響力が縮小している様子が読み取れる。縄文時代晩期中葉にいたるまで姥山式が西部地域に少なからず影響力を及ぼしていたことが明らかになった。

## 5 今後の課題

本稿では、姥山式の影響を受けた大宮台地出土土器群について、安行 3a 式終末期から安行 3c 式にいたるまでの変遷をたどった。現在筆者は、今回主に扱った前後の時期に該当する、姥山式の成立過程や縄文時代晩期中葉の土器群についての分析を進めている。今後も成果を発表していくことで縄文時代晩期の地域間関係について土器から読み解いていきたい。

### 参考文献

- 新屋雅明 1992 「大宮台地出土土器を中心とした安行式土器の編年」『シンポジウム縄文後・晩期安行発表要旨』埼玉考古学会「土偶とその情報」研究会, pp.9-17
- 新屋雅明 1996 「埼玉地域の安行 3c 式」『下津弘君・塚越哲也君追悼論文集 埼玉地域文化の研究』下津弘君・塚越哲也君追悼論文集刊行委員会, pp.233-253
- 新屋雅明編 1988 『埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第 74 集 川里工業団地関係埋蔵文化財発掘調査報告 赤城遺跡』埼玉県埋蔵文化財調査事業団
- 石田守一編 2016 『我孫子市埋蔵文化財報告第 54 集 下ヶ戸貝塚Ⅲ 下ヶ戸宮前遺跡発掘調査報告書Ⅲ』我孫子市教育委員会
- 江原美奈子 2012 『茨城県教育財団文化財調査報告第 364 集 上境旭台貝塚 2 中根・金田台特定土地地区画整理事業地内埋蔵文化財調査報告書 X V』財団法人茨城県教育財団
- 大塚達朗 2000 「異系統土器論としてのキメラ土器論—滋賀里遺跡出土土器の再吟味—」『異貌』18, pp.2-19
- 奥野麦生 1998 「V 考察 前田遺跡出土の縄文時代後・晩期の土器群について」『白岡町埋蔵文化財調査報告書第 9 集 前田遺跡 町内遺跡群発掘調査報告書Ⅶ』白岡町教育委員会, pp.124-141
- 奥野麦生・杉山和徳 2014 『白岡市埋蔵文化財調査報告書第 23 集 前田遺跡 (第 2 地点) 市内遺跡群発掘調査報告書 X X I』白岡市教育委員会
- 小倉和重編 2009 『財団法人印旛郡市文化財センター発掘調査報告書第 266 集 千葉県佐倉市宮内井戸作遺跡 (旧石器時代編) (縄文時代本文・分析編・縄文時代遺物図版編) —ちばりサーチパーク開発事業予定地内埋蔵文化財調査 (8) —』印旛郡市文化財センター
- 金箱文夫編 1989 『川口市遺跡調査報告第 12 集 赤山 本文編・第 1・2 分冊 —一般国道 298 号 (東京外かく環状道路) 新設工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書—』川口市遺跡調査会
- 喜多裕明編 2011 『財団法人印旛郡市文化財センター発掘調査報告書第 295 集 千葉県印西市道作 1 号墳 (第 2 次)・馬場遺跡第 5 地点 (第 1 次・第 2 次)—印西市道 00-031 号線道作古墳群・馬場遺跡埋蔵文化財調査—』印旛郡市文化財センター

- 埼玉県遺跡調査会 1974 『埼玉県遺跡調査報告第25集 高井東遺跡報告書(本文編・図版編)』
- 島立桂・蜂屋孝之・服部智至 2014 『千葉県教育振興財団調査報告第729集 東京外かく環状道路埋蔵文化財調査報告書5 一市川市道免き谷津遺跡第1地点(3)一』千葉県教育振興財団文化財センター
- 白石竹雄・天野努 1981 『公津原Ⅱ』千葉県教育委員会
- 杉原荘介・戸沢充則 1963 「神奈川県杉田遺跡および桂台遺跡の研究」『考古学集刊』3-2, pp.17-48
- 杉原荘介・戸沢充則 1965 「千葉県堀之内貝塚B地点の調査」『考古学集刊』3-1, pp.15-36
- 杉原荘介編 1976 『加曾利南貝塚』中央公論美術出版
- 相山林継・金子裕之 1972 「千葉県富士見台遺跡の調査」『考古学雑誌』58-3, pp.65-88
- 鈴木公雄 1963 「千葉県山武郡横芝町姥山山武姥山貝塚の晩期縄文土器に就いて」『史学』36-1, pp.67-94
- 鈴木公雄 1964 「姥山Ⅱ式土器に関する二・三の問題」『史学』37-1, pp.69-96
- 鈴木公雄 1965 「千葉県八日市場市久方貝塚の晩期縄文土器に就いて」『史学』38-1, pp.103-125
- 鈴木公雄 1982 「第2章縄文時代 第5節多古田泥炭層遺跡」『八日市場市史 上巻』八日市場市史編さん委員会, pp.28-77
- 鈴木正博・鈴木加津子 1982 「安行3b式研究の序-山内清男博士の学説から鈴木公雄氏の新説を批判する-」『土曜考古』5, pp.107-116
- 鈴木正博・鈴木加津子 1983 「安行式遺蹟解題(1)一埼玉県岩槻市裏慈恩寺遺跡の分析一」『土曜考古』7, pp.23-46
- 鷹野光行 1978 「前浦式土器の研究」『考古学雑誌』64-3, pp.1-22
- 田邊えり 2021 「安行3b式期における東西関東の地域間関係一姥山式土器の検討を中心に一」『東京大学考古学研究室研究紀要』第34号 pp.1-28
- 永松実・斎藤隆・渡辺昌宏編 1976 『小山台貝塚』図書刊行会
- 新座市教育委員会市史編さん室編 1984 『新座市史 第一巻 自然・考古・古代中世資料編』
- 西野雅人・米倉貴之編 2017 『史跡加曾利貝塚 総括報告書 第1分冊』千葉市教育委員会
- 橋本勉 1985 『埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第47集 国道122号バイパス関係埋蔵文化財発掘調査報告Ⅳ ささら(Ⅱ)』埼玉県埋蔵文化財調査事業団
- 藤本弥城 1988 「茨城県広畑貝塚出土の晩期縄文土器」『考古学雑誌』73-4, pp.1-35
- 細田勝編 2018 『埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第442集 小林八束遺跡Ⅱ 総合交付金(河川)工事(小林調節池)埋蔵文化財発掘調査報告書(第1分冊)』埼玉県埋蔵文化財調査事業団
- 宮崎朝雄編 1976 『黒谷田端前遺跡』岩槻市遺跡調査会
- 村田章人 2004 「さいたま市寿能泥炭層遺跡出土安行3b式波状口縁深鉢の口縁部文様に関する考察」『埼玉県立博物館紀要』29, pp.15-28
- 安井健一 2010 『千葉県教育振興財団調査報告第638集 首都圏中央連絡自動車道埋蔵文化財調査報告書10 一袖ヶ浦市上宮田台遺跡2(旧石器・縄文時代)一第一分冊(本文編)』千葉県教育振興財団文化財センター
- 山内利秋 2002 「試論:晩期安行式、前葉から中葉への論説史一安行3b式・3c式と姥山Ⅱ式系土器群に関して一」『國學院大学考古学資料館紀要 加藤晋平先生古稀記念』18, pp.165-182
- 八幡一郎編 1973 『東京教育大学文学部考古学研究報告Ⅱ 貝の花貝塚』東京教育大学文学部史学方法論教室
- 吉田健司・鈴木加津子 1992 『川口市文化財調査報告書第30集 一精進場遺跡一(1)』川口市教育委員会
- 吉田健司・鈴木加津子・土肥孝 1993 『川口市文化財調査報告書第31集 一精進場遺跡一(2)』川口市教育委員会
- 吉田稔・渡辺清志編 2018 『埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第440集 長竹遺跡Ⅱ 首都圏氾濫区域堤防強化対策における埋蔵文化財発掘調査報告書(第1・2・3分冊)』埼玉県埋蔵文化財調査事業団
- 米田耕之助他編 1977 『西広貝塚』上総国分寺台遺跡調査報告Ⅲ

(註)

- 1:「姥山式」の呼称は、加曾利E式を指す用語として付与された学史があり、かつ、Ⅱ式・Ⅲ式のみを抽出して姥山式と呼称することの問題も指摘されている(山内利秋2002)。今後この名称の使用については慎重に検討する必要がある。

# 旧長瀨総合博物館所蔵資料における柴田常恵コレクションの検討

別所 鮎実

## 1 はじめに

秩父郡長瀨町野上に所在した長瀨総合博物館は、地元の眼科医塩谷覚三郎(1886-1967)が収集した資料を展示公開する「汲古館」として昭和32年に開館し、同38年に長瀨総合博物館に改称した私立博物館である。平成25年の閉館に伴い、収蔵資料が埼玉県に寄贈された。さきたま史跡の博物館では考古資料を受け入れ、整理作業を進めている。これまで骨角製品の一部(倉澤2016)、金属製遺物(野中2018、水口2018)、古瓦(野中・鈴木・宮原2019)、玉類(野中・山田2020)、縄文土器・土製品(野中・別所2021)が整理・検討されている。その過程で、柴田常恵に関係すると指摘された資料が複数あった。

本稿では、旧長瀨総合博物館所蔵資料の考古資料のうち柴田常恵に関係すると考えられるものの具体的な資料目録を提示する。さらに、文献資料等から読み取れる柴田の動向と照らすことで、これらの資料が柴田旧蔵資料であることを確認し、また、柴田が資料を入手した経緯を推察する。なお、今回の文献調査は『人類学雑誌』『埼玉史談』を中心に行った。

## 2 資料の概要

旧長瀨総合博物館所蔵資料は受け入れる際に便宜的に通し番号が振られた。目録作成作業では基本的にこの番号を踏襲して資料番号としている。目録項目の説明は第1表に示す。

本紀要においてすでに目録として公開されている旧長瀨総合博物館所蔵資料のうち、柴田常恵に関係すると指摘された資料について、一覧を示す【第2～5表】。なお、「古瓦」については後述の通りすべてが柴田に関係するものと想定されているため、本稿では掲載を省略した。既報の目録(野中・鈴木・宮原2019)を参照されたい。また、縄文時代の石器については、目録は未公表であるが、柴田旧蔵資料と判断したものについてのみ一覧を示す【第6表】。

倉澤(2016)は骨角製品8点について、添えられていたキャプションの内容、すなわち出土遺跡名「富山県氷見郡朝日貝塚」と年号から柴田常恵が内務省の史蹟名勝天然記念物調査会の考査員として現地に赴いた際に持ち帰ったものであると判断した。國學院大學が公開している柴田常恵の写真資料(註1)の中に同一資料と思われる骨角製品が写っていることも根拠の一つとして挙げた。

水口(2018)は金属製遺物目録(野中2018)に掲載された和同開珎2点について柴田旧蔵資料であると判断した。これらは台紙に糸で固定されていたもので、その台紙に記載された内容の検討、文献調査からの裏付け、台紙の筆跡と柴田の筆跡の検討、國學院大學のデータベースに掲載された写真を根拠とした。水口は出土地等が記載された台紙を伴う資料をはじめ、旧長瀨総合博物館の資料には柴田常恵旧蔵資料が多く含まれている可能性を指摘した。金属製遺物目録に掲載された資料には、展示キャプション、資料が台紙に固定されたもの、資料に紙札が結びつけられたもの、資料に直接付箋が添付されたもの、資料に直接注記されたものと大きく5つのタイプがあった。このうち、台紙に固定されていた資料を柴田旧蔵資料とすると、水口が報告した銭貨2点を含めて35点ある。

旧長瀨総合博物館所蔵資料の古瓦は昭和30年に県指定文化財(考古資料)に指定されている。埼玉県立熊谷図書館に所蔵されている「塩谷覚三郎氏所蔵全国古瓦目録」(刊行年、著者等不明)の前書きに「柴田常恵先生が(中略)五十三年間研究蒐集された、日本全国古瓦の目録であります。」とあることから、県指定文化財「古瓦」338点が柴田常恵の蒐集した資料であることが分かる(註2)。

玉類は採集地などが不明な物が多いが、資料に直接注記したものの、記載した紙を資料に貼り付けた

もの、採集地や年月日などを記載した厚紙の台紙に資料を糸で固定したもの等もあった。先例（水口 2018、野中 2018）に倣い、台紙を伴う資料は柴田関係資料である可能性が高いとした（野中・山田 2020）。玉類 507 点のうち、117 点がそれにあたる。

縄文土器・土製品は資料が大きいこともあり、台紙に糸で固定されたものは少なかった。ただし、情報が記載されたラベルが伴うものは複数あり、明治から大正期の日付のある資料は、柴田常恵旧蔵資料の可能性があるとしている（野中・別所 2021）。527 点のうち、7 点がそれにあたる。

縄文時代の石器は、採集地などが記載された台紙に糸で固定されたものを柴田常恵旧蔵資料とした。石鏃や石匙を中心とした剥片石器や石斧など 288 点である。

### 3 資料の検討

#### (1) 柴田常恵という人物

柴田常恵は明治から大正、昭和時代にかけて考古学をはじめ、歴史学、郷土史など幅広い領域で多大なる貢献をした人物である。明治 35(1902)年に東京帝国大学人類学教室に勤務すると、各地の遺跡調査に赴くことが増え、発表する論文や報告文等も考古学分野のものが多くなる。大正 9(1920)年には東京大学を辞し、内務省の史蹟名勝天然記念物調査会考査員になると、一層日本全国の遺跡、史蹟の調査に尽力された。埼玉県文化財保護や研究活動への貢献は大きく、昭和 3(1928)年には埼玉県史編纂会の監修となり、翌年には埼玉郷土会を設立し月刊『埼玉史談』を刊行した。大学で講師を兼任し、各地の県郡市町村史編纂に関わるなど、学問分野だけでなく貢献の範囲も多岐に及ぶ人物である。

#### (2) 柴田の経歴と資料の由来

第 7 表は柴田の略歴年表に、柴田旧蔵資料として抽出した資料を台紙に記載された内容に基づいて、年代順に当てはめたものである<sup>(註3)</sup>。資料を入手した年代は、柴田が人類学教室へ入ってから昭和期までであるが、特に明治から大正期にかけての時期が多い。この資料の一部について文献資料と対応関係が認められる。なお、骨角製品 8 点、金属製遺物の銭貨 2 点【0391】【0392】、及び玉類の 27 点【01-0386】については既に検討が行われ、柴田旧蔵資料と判断されている（倉澤 2016、水口 2018、野中・山田 2020）。

##### a) 明治 38(1905)年の東北地方踏査

柴田は明治 38 年 8 月 20 日から 9 月 20 日まで、往復 32 日間かけて大学の命で東北地方に調査へ行った記録を『東京人類学会雑誌』（柴田 1906a）に寄稿している。このときは、磐城、岩代、陸前、陸中、羽前をめぐった。

第 7 表の明治 38 年の部分を見ると、台紙に「岩代耶麻郡木幡村」の注記がある石鏃と石匙が複数ある【B40-005、B43-008】。柴田（1906a）には「耶麻郡木幡村」では石鏃や石錐、石匙を発見したとあり、記録と注記<sup>(註4)</sup>が一致する。また、注記に日付はないが、「岩代安積郡大槻」と記された台紙の石鏃が複数ある【B38-001、B40-003、B40-006、B40-008、B41-005、B41-010】。文中では古墳・横穴墓のある地として「岩代安積郡大槻村」を挙げ、勾玉や銅鐸、釧などを発見したと記載がある。明治 38 年のこのときに採集した遺物かは定かではないが、可能性のあるものとして示す。「陸中膽澤郡佐倉川村大字常盤字杉堂」では現地の人類学会会員の青木禎次郎と鈴木貞太郎と共に発掘を行い、石器時代の土器を発見したと記載がある。注記の年月は翌年であるが、鈴木貞太郎より「陸中膽澤郡佐倉河村常盤字■ノ堂」の石鏃を複数得ている【B38-005、B39-010、B43-007】。これ以降、鈴木からは

岩手県（陸中）を中心とした石器類を多数得ている<sup>(註5)</sup>。

#### b) 大正 8(1919) 年の大阪府国府遺跡調査

柴田は大正 8 年 4 月、小金井良精と共に「河内國道明寺村字國府衣縫」の遺跡（大阪府藤井寺市国府遺跡）の発掘を行った（小金井 1919）。石器時代の遺物に伴う人骨が複数体検出されたことで有名な遺跡である。資料のなかには「河内國南河内郡道明寺村總社 大正八、四」の注記のある台紙に固定された石鏃がある【B42-004】。年月と地名が一致しており、国府遺跡発掘の際に得た石器であると考えられる。

#### c) 大正 13(1924) 年の東北調査旅行

柴田（1927a）によると、大正 13 年の夏に秋田県（羽後）に赴き、多数の竪穴を見たという。また、同年の 9 月に東北地方を旅行した記録がある（柴田 1927b）。資料のなかには、この年の 8 月に岩手県で得たという注記「陸前気仙郡大船渡村下船渡貝塚 土偶 大正一三、八■ 柴田」ラベルを伴う土偶がある【01-044】。注記には柴田の名も記され、本資料を得たのが柴田であることは明らかである。この年の夏に東北地方へ行ったのが 1 度であったのか 2 度以上であったのかは定かではないが、上述のいずれかの機会に得たと考えるのが妥当であろう。

#### d) 大正 6(1917) 年『日本石器時代人民遺物発見地名表第四版』発行

『日本石器時代人民遺物発見地名表』は東京帝国大学が発行した日本各地の遺跡の所在や性格が記された地名表である。第三版が明治 34 年に野中完一により発行され、第四版は当時人類学教室の助手であった柴田常恵が増補改訂の末、発行した。遺跡の所在地・発見地、遺跡の性質、発見した遺物、事実報告者・遺物所有者、掲載文献が記されている。なかには、前述の東北地方踏査（柴田 1906a）で訪れた遺跡地名や、鈴木貞太郎、青木禎次郎の名も東北地方を中心に複数回登場する。

地方をあまり特定することなく登場する名前の一つに、佐々木船山がある。『東京人類学会雑誌』277 号の「新発見の石器時代遺跡」<sup>(註6)</sup>にも多くの遺跡の報告者として名前が挙げられており、明治から大正期にかけて日本全国の遺跡で資料採集を行っていたようである。柴田旧蔵資料のなかには「佐々木船山ヨリ購」の注記<sup>(註7)</sup>のある台紙を伴うものが複数ある【B36-001】【B36-006】【B37-002】【B37-003】【B37-007】【B37-008】【B39-008】。地名表作成のため、各地の資料提供を求めているのだろう。地名表の「第四版ノ増訂ニ就テ」において柴田は、新発見をした者は採集地を詳細に表記して遺物とあわせて人類学教室に報告するようにと記述している。

#### e) 愛知県保美貝塚

柴田旧蔵資料中で「三河国渥美郡福江町保美」の石鏃を複数提供した人物として小塩十一郎がいる。大野延太郎（雲外）の報告によると、小塩十一郎は愛知県下三河国渥美郡清田村の小学校校長であり、明治 35 年に伊川津村の貝塚で有髯土偶を発見した人類学会会員でもある（大野 1905）。柴田常恵自身、愛知県の出身であり、伊川津村の貝塚の発掘なども行っているため（大山 1923）、小塩と関わる機会があったことと考えられる。

## 4 旧長瀨総合博物館所蔵資料における柴田常恵コレクション

本稿では、旧長瀨総合博物館所蔵資料のうち、注記の施された台紙に糸で固定された資料を抽出し、

文献から読み取れる柴田常恵の動向との比較を行った。その結果、縄文時代の土偶や石器を中心とした複数の資料について対応関係が認められた。同じ手法、つまり注記を記した台紙に糸で資料を固定する整理方法が採用されている資料については、柴田常恵旧蔵資料「柴田常恵コレクション」と判定してよいと考える。さらに傍証として、台紙の一部に裏面に「柴田」の印章を持つものがあることを示しておく【B41-003】【B41-007】【B42-003】。

なお、旧長瀨総合博物館所蔵資料は整理途中であり、本稿で提示するものが全てではない。旧長瀨総合博物館に柴田常恵関係資料が所蔵されていた経緯についても不明なままである。今後、國學院大學で所蔵している柴田常恵関連資料との比較検討による分析成果も期待される。継続的な整理作業及び調査を行ない、随時補足していきたい。

注1：國學院大學では、研究開発推進機構各機関の研究成果の統合的なデジタル化・情報発信のため、2019年から「國學院大學デジタル・ミュージアム」を運営している。柴田常恵に関するものは、写真、野帳、拓本などが公開されている。

注2：県指定文化財「古瓦」は338点であるが、目録（野中・鈴木・宮原2019）作成作業時には339点あったため、古瓦の柴田常恵関係資料は339点となる。

注3：本稿では、台紙に記された年月日を、資料を入手した日付として考えた。人から譲り受けたもの場合は元の持ち主が採集した日付の可能性もある。

注4：台紙への注記は筆で書かれており、特にアラビア数字の「2」と「3」、「5」と「6」と「8」、「7」と「9」の判別が難しい。本例も注記の日付を「8、20」と「8、30」と判読したが、同日の可能性もある。同様に、1909年の2月20日と3月20日、1910年の2月12日と3月は判読違いで同日の可能性もある。

注5：東京大学総合研究博物館所蔵の八幡一郎「大型打製石器」関連標本データベース (<http://umdb.um.u-tokyo.ac.jp/DJinruis/yawata/hajime.php>) によると、表面に「陸中国江刺郡黒石村字上鶴ノ木 鈴木貞太郎氏献」と墨書注記された石器が1点ある（人類学教室原番号5723）。鈴木は人類学会員として、多くの採集資料を人類学教室に提供していたと思われる。

注6：1909「新発見の石器時代遺跡」『東京人類学会雑誌』24-277

注7：鈴木貞太郎をはじめ他の注記では「購」の記述はないため、佐々木からは購入していたことを敢えて記録した可能性がある。著作に『蝦夷天狗考』（1912）や『蝦夷天狗研究 第二巻』（1913）があるが、詳細は不明である。

#### 参考文献（一部は第7表の典拠に記載）

大野延太郎 1905「愛知縣下旅行調査報告」『東京人類学会雑誌』20-230, pp.344-351

大場磐雄（編）1971『日本考古学論集 12 柴田常恵集』築地書房

倉澤麻由子 2016「旧長瀨総合博物館からの寄贈資料—富山県氷見市朝日貝塚の骨角器—」『埼玉県立史跡の博物館紀要』第9号, pp.1-10

野中 仁 2018「旧長瀨総合博物館所蔵金属製品遺物目録」『埼玉県立史跡の博物館紀要』第11号, pp.75-88

野中 仁・鈴木秀雄・宮原正樹 2019「長瀨総合博物館旧蔵県指定文化財「古瓦」目録」『埼玉県立史跡の博物館紀要』第12号, pp.79-94

野中 仁・山田琴子 2020「旧長瀨総合博物館所蔵玉類目録」『埼玉県立史跡の博物館紀要』第13号, pp.96-108

野中 仁・別所鮎実 2021「旧長瀨総合博物館所蔵資料目録—縄文土器・土製品—」『埼玉県立史跡の博物館紀要』第14号, pp.87-108

氷見市教育委員会 1995『朝日貝塚 I—範囲確認試掘調査概要（1）—』

水口由紀子 2018「旧長瀨総合博物館から寄贈された和同開珎について」『埼玉県立史跡の博物館紀要』第11号, pp.89-98



写真1 B42-009 表

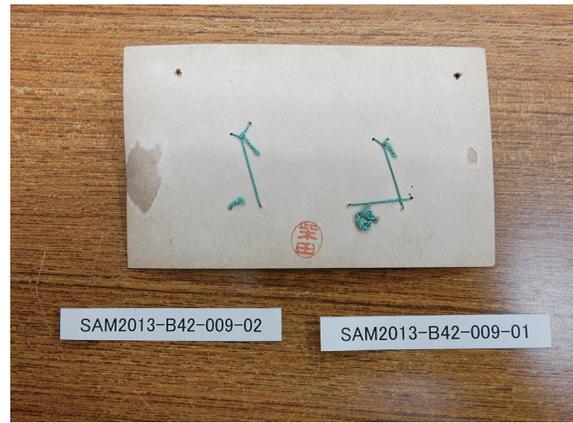


写真2 B42-009 裏

第1表 目録項目の説明

項目	説明
資料番号	SAM=さきたま史跡の博物館略号 2013=受入年 -01=単独展示。木箱収納展示ではない展示を示す。 -B〇〇=木箱展示されていた場合の木箱番号。 -〇〇〇=資料番号。原則受入れ時に付した番号を踏襲。  ※なお、骨角製品については、倉澤2016文中の番号も記載した。
名称	器種、製品等の名称
時代/製作年代	原則時代区分。適宜時期区分を記載。
材質	目視による判定
採集地・出土地	注記や台紙等の記載情報から推定される現在の市町村名。
寸法	玉類は、平面円形は径、高さ(厚さ)、孔の径。勾玉、管玉等は長さ×幅(径)、孔の径。片面穿孔の場合は両方の孔径を○-○で標記。 土器・土製品: 完形復元資料は口径、高さ。小型品や破片資料は長辺×短辺、高さ(厚さ)等を任意位置で計測。
重量	精度0.1gで、未満は<0.1とした。
資料概要	資料の特徴、観察所見 △=考古資料であるかどうか疑わしいもの。
注記等	資料の注記、ラベル、旧展示のキャプション、台紙記載事項等はそのまま記入し、末尾に(注記)、(ラベル)、(台紙)、(付箋)、(cap)の別を付した。
部位	破片資料の部位
備考	その他

第2表 柴田常恵コレクション 骨董製品一覧 (倉澤 2016 より作成)

No.	名称	全長cm	幅cm	受入番号 (SAM2013-)	注記
1	筭	13.9	2.3	01-0090	富山縣氷見郡氷見町朝日貝塚 骨器 大正一三、六、一〇 (台紙表) A(四)出土【骨角器01-0090のスケッチ】一六日 a号黄色砂層【骨角器01-0097のスケッチ】(台紙裏)
2	筭	20.1	1.7	01-0091	
3	大型針	18.5	1.8	01-0092	朝日貝塚 骨器【骨角器01-0092のスケッチ】(台紙表) A(二)第一貝層(台紙裏)
4	ヤス状刺突具	6.5	0.6	01-0093	朝日貝塚 骨器【骨角器01-0093のスケッチ】(台紙表) C(三)黄色砂層 十四日(台紙裏)
5	ヤス状刺突具	11.6	0.5	01-0094	
6	刺突具	11.4	1.2	01-0095	朝日貝塚 鳥骨器【骨角器01-0095のスケッチ】(台紙表) G(三)黄色砂層6号鳥骨器 十六日(台紙裏)
7	骨鏃	6.2	1.0	01-0096	
8	用途不明の骨角器	3.1	0.5	01-0097	

### 第3表 柴田常恵コレクション 金属製遺物一覧(野中2018より)

【武器】

資料番号 (SAM2013-01-)	名称	年代	材質	出土地等	寸法(cm)	員数	資料概略	注記等	備考
0357	銅鏃	古墳時代	銅	静岡県静岡市	4.5×1.8	1	柳葉形。	駿河安宿郡(台紙)	
0358	銅鏃	古墳時代	銅	東京都日野市	5.9×2.2	1		武蔵南多摩郡日野村七ツ塚 三九、一、二(台紙)	

【装身具】

資料番号 (SAM2013-01-)	名称	年代	材質	出土地等	寸法(cm)	員数	資料概略	注記等	備考
0342	空玉	古墳時代	金銅	行田市埼玉	径2.3	1	金銅製。球形。	武蔵北埼玉郡埼玉村(紙札表) 武蔵埼玉村若王子古墳(紙札裏) 武蔵埼玉村若王子古墳(台紙)	
0343	空玉	古墳時代	銅(鍍金?)	行田市埼玉	径2.0×高1.2	1	扁平円形。	武蔵北埼玉郡埼玉村若王子塚 湯本氏ヨリ 四五、一、七(台紙)	
0344	耳環	古墳時代	銅に銀張鍍金	群馬県高崎市	3.5×3.3	1	中実。銅芯に銀張り鍍金。	上野群馬郡八幡村山名隠居山 講 42.4.17(台紙)	
0345	耳環	古墳時代	銅に銀張鍍金	群馬県高崎市	3.5×3.3	1	中実。銅芯に銀張り鍍金。	上野群馬郡八幡村山名隠居山 講 42.4.17(台紙)	
0346-0001	耳環	古墳時代	銅に銀張	群馬県高崎市	2.2×2.1	1	中実。銅芯に銀張り。	上野群馬郡八幡村山名隠居山 講 42.4.17(台紙)	
0346-0002	耳環	古墳時代	銅に銀張	群馬県高崎市	1.7×1.6	1	中実。銅芯に銀張り。	上野群馬郡八幡村山名隠居山 講 42.4.17(台紙)	
0347	耳環	古墳時代	銅に銀張	群馬県高崎市	2.9×2.8	1	中実。銅芯に銀張り。	上野群馬郡八幡村山名隠居山 講 42.4.17(台紙)	
0348	耳環	古墳時代	金銅	群馬県高崎市	2.1×1.9	1	中実。銅芯に鍍金。	上野群馬郡八幡村山名隠居山 講 42.4.17(台紙)	
0349	耳環	古墳時代	金銅	群馬県高崎市	2.1×1.9	1	中実。銅芯に鍍金。	上野群馬郡八幡村山名隠居山 講 42.4.17(台紙)	
0350	耳環	古墳時代	銅に銀張鍍金	群馬県高崎市	2.1×1.9	1	中実。銅芯に銀張り鍍金。	上野群馬郡八幡村山名隠居山 講 42.4.17(台紙)	
0351	耳環	古墳時代	銅に銀張鍍金	群馬県藤岡市	2.2×2.0	1	中実。銅芯に銀張り鍍金。	上野多野郡美九里村小林 42.2.20(台紙)	
0352	耳環	古墳時代	銅に銀張鍍金	群馬県藤岡市	2.1×2.0	1	中実。銅芯に銀張り鍍金。	上野多野郡美九里村小林 42.2.20(台紙)	
0353	耳環	古墳時代	銅	群馬県藤岡市	1.7×1.7	1	中実。開口部鑄着。鍍金?。	上野多野郡美九里村小林 42.2.20(台紙)	
0354	耳環	古墳時代	金銅	群馬県藤岡市	1.7×1.6	1	中実。銅芯に鍍金。	上野多野郡美九里村小林 42.2.20(台紙)	
0355	耳環	古墳時代	銅	岐阜県可児市	2.8×2.5	1	中実。鍍金不明。	美濃可児郡土田村渡字ソデウラ 林魁一君ヨリ(台紙)	
0356	耳環	古墳時代	銅に銀張鍍金	埼玉県入間郡毛呂山町	2.4×2.2	1	中実。銅芯に銀張り鍍金。	武蔵大里郡(入間郡カ)川角村川角字塚原(台紙)	
0390	耳環	古墳時代	鉄	福岡県京都郡	3.0×2.7	1	中実。鉄製。	豊前京都郡 森間三郎君ヨリ 42.4(台紙)	
0397	耳環	古墳時代	銅(銀張り鍍金)	群馬県伊勢崎市	2.0×2.0	1	中実。銅芯に銀張り鍍金。	上野国佐波郡武士村 中沢廣勝君ヨリ 41.3(台紙)	
0398	耳環	古墳時代	銅(銀張り鍍金)	岐阜県揖斐郡	3.5×3.2	1	中実。銅芯に銀張り鍍金。	美濃国揖斐郡 今西君ヨリ(台紙)	

【銭貨】

資料番号 (SAM2013-01-)	名称	年代	材質	出土地等	寸法(cm)	員数	資料概略	注記等	備考
0391	和同開珎	奈良時代	銅	広島県呉市倉橋町	径2.5	1		安藝国戸島亀ヶ首海軍発射場跡口所址ト思ハル 四五、一、四、有坂鋳(銀)蔵氏ヨリ(台紙)	水口2018で検討
0392	和同開珎	奈良時代	銅	岩手県花巻市上根子	径2.5	1		陸中稗貫郡上根子村字熊堂古墳 八木源次郎君ヨリ(台紙)	水口2018で検討
0393	元豊通宝	(北宋)	銅	神奈川県鎌倉市	径2.4	1		相模鎌倉 蒔田鐘次郎君ヨリ(台紙)	
0394	銭貨	不明	銅	神奈川県鎌倉市	径2.2	1	文字磨滅不明。	相模鎌倉 蒔田鐘次郎君ヨリ(台紙)	
0395	銭貨	不明	銅	岩手県二戸市浄法寺町	径1.7	1	文字磨滅不明。	陸奥国二戸郡浄法寺村字漆沢小字川又、墓ヨリ(台紙)	
0396	銭貨	不明	銅	岩手県二戸市浄法寺町	径1.7	1	文字磨滅不明。	陸奥国二戸郡浄法寺村字漆沢小字川又、墓ヨリ(台紙)	

【種別不明】

資料番号 (SAM2013-01-)	名称	年代	材質	出土地等	寸法(cm)	員数	資料概略	注記等	備考
0359	銅管	不明	銅(鍍金?)	群馬県高崎市	長1.6 径0.5	1	銅板を筒状に丸め接合。	上野多野郡吉井町附近 四三、二、一、二(台紙)	
0360	銅管	不明	銅(鍍金)	群馬県高崎市	長1.7 径0.6	1	銅板を筒状に丸め接合。鍍金。	上野多野郡吉井町附近 四三、二、一、二(台紙)	
0361	銅管	不明	銅(鍍金?)	群馬県高崎市	長1.7 径0.5	1	銅板を筒状に丸め接合。管内に有機質残存。	上野多野郡吉井町附近 四三、二、一、二(台紙)	
0362	銅管	不明	銅(鍍金)	群馬県高崎市	長1.6 径0.5	1	銅板を筒状に丸め接合。鍍金。管内に有機質残存。	上野多野郡吉井町附近 四三、二、一、二(台紙)	
0363	銅管	不明	銅(鍍金)	群馬県高崎市	長1.7 径0.6	1	銅板を筒状に丸め接合。鍍金。管内に有機質残存。	上野多野郡吉井町附近 四三、二、一、二(台紙)	
0364	銅管	不明	銅(鍍金)	群馬県高崎市	長1.9 径0.6	1	銅板を筒状に丸め接合。鍍金。	上野多野郡吉井町附近 四三、二、一、二(台紙)	
0365	銅管	不明	銅(鍍金)	群馬県高崎市	長2.1 径0.6	1	銅板を筒状に丸め接合。鍍金。管内に有機質残存。	上野多野郡吉井町附近 四三、二、一、二(台紙)	
0366	銅管	不明	銅(鍍金)	群馬県高崎市	長2.1 径0.6	1	銅板を筒状に丸め接合。鍍金。管内に有機質残存。	上野多野郡吉井町附近 四三、二、一、二(台紙)	

第4表 柴田常恵コレクション 玉類一覧(野中・山田 2020 より作成)

資料番号 (SAM2013-)	名称	製作年代	材質	採集地 出土地	寸法mm	重量g	資料概略	注記等
01-0368	小玉	古墳	ガラス	群馬県藤岡市	径5.5 高5 孔径2	0.2	丸玉 濃紫色 引き延ばし? 不透明	上野多野郡美久里村小■ 金環■ト共ニ発見セシモノ 42.3.20(台紙)
01-0369	小玉	古墳	ガラス	群馬県藤岡市	径6 高4 孔径1	0.2	丸玉 濃青 引き延ばし	上野多野郡美久里村小■ 金環■ト共ニ発見セシモノ 42.3.20(台紙)
01-0370	小玉	古墳	ガラス	群馬県藤岡市	径5.5 高4 孔径1	0.2	丸玉 濃青 鑄型	上野多野郡美久里村小■ 金環■ト共ニ発見セシモノ 42.3.20(台紙)
01-0371	小玉	古墳	ガラス	群馬県藤岡市	径4 高3 孔径0.8	0.1	丸玉 濃青 鑄型	上野多野郡美久里村小■ 金環■ト共ニ発見セシモノ 42.3.20(台紙)
01-0372	小玉	古墳	ガラス	群馬県藤岡市	径4.5 高3 孔径1	0.1	丸玉 濃青 引き延ばし	上野多野郡美久里村小■ 金環■ト共ニ発見セシモノ 42.3.20(台紙)
01-0373	ガラス小玉	古墳	ガラス	群馬県藤岡市	径2 高2 孔径0.5	<0.1	粟玉 青緑 引き延ばし	上野多野郡美久里村小■ 金環■ト共ニ発見セシモノ 42.3.20(台紙)
01-0374	ガラス小玉	古墳	ガラス	群馬県藤岡市	径4 高2 孔径1	<0.1	小玉 水色 引き延ばし	上野多野郡美久里村小■ 金環■ト共ニ発見セシモノ 42.3.20(台紙)
01-0375	ガラス小玉	古墳	ガラス	群馬県藤岡市	径4.5 高2 孔径1	<0.1	小玉 水色 引き延ばし	上野多野郡美久里村小■ 金環■ト共ニ発見セシモノ 42.3.20(台紙)
01-0376	ガラス小玉	古墳	ガラス	群馬県藤岡市	径4 高2.5 孔径1	<0.1	小玉 水色 引き延ばし	上野多野郡美久里村小■ 金環■ト共ニ発見セシモノ 42.3.20(台紙)
01-0377	小玉	古墳	ガラス	群馬県藤岡市	径4 高2 孔径0.8	<0.1	小玉 水色 鑄型	上野多野郡美久里村小■ 金環■ト共ニ発見セシモノ 42.3.20(台紙)
01-0378	小玉	古墳	ガラス	群馬県藤岡市	径4 高2 孔径1	<0.1	小玉 水色 鑄型	上野多野郡美久里村小■ 金環■ト共ニ発見セシモノ 42.3.20(台紙)
01-0379	ガラス丸玉	古墳	ガラス	群馬県高崎市	径8.5 高6 孔径2	0.7	紺色 引き延ばし	上野多野郡吉井町附近 43.3(台紙)
01-0380	ガラス小玉	古墳	ガラス	群馬県高崎市	径7 高6.5 孔径2	0.6	紺色 引き延ばし	上野多野郡吉井町附近 43.3(台紙)
01-0381	ガラス小玉	古墳	ガラス	群馬県高崎市	径10-8 高5 孔径	0.6	紺色 引き延ばし 槽円	上野多野郡吉井町附近 43.3(台紙)
01-0382	ガラス小玉	古墳	ガラス	群馬県高崎市	径8.5 高5.5 孔径2.5	0.6	紺色 引き延ばし	上野多野郡吉井町附近 43.3(台紙)
01-0383	ガラス小玉	古墳	ガラス	群馬県高崎市	径8.5 高6 孔径1.5	0.7	紺色 引き延ばし	上野多野郡吉井町附近 43.3(台紙)
01-0384-001	ガラス小玉	古墳	ガラス	群馬県高崎市	径4 高3 孔径1	<0.1	紺色 鑄型	上野多野郡吉井町附近 43.3(台紙)
01-0384-002	ガラス小玉	古墳	ガラス	群馬県高崎市	径4 高3 孔径1	<0.1	緑色 引き延ばし	上野多野郡吉井町附近 43.3(台紙)
01-0384-003	ガラス小玉	古墳	ガラス	群馬県高崎市	径3.5 高2 孔径1	<0.1	紺色 引き延ばし	上野多野郡吉井町附近 43.3(台紙)
01-0384-004	ガラス小玉	古墳	ガラス	群馬県高崎市	径3.5 高2.5 孔径0.8	<0.1	青色 引き延ばし	上野多野郡吉井町附近 43.3(台紙)
01-0384-005	ガラス小玉	古墳	ガラス	群馬県高崎市	径3 高3 孔径0.8	<0.1	紺色 引き延ばし	上野多野郡吉井町附近 43.3(台紙)
01-0384-006	ガラス小玉	古墳	ガラス	群馬県高崎市	径4 高3 孔径1	<0.1	青色 引き延ばし	上野多野郡吉井町附近 43.3(台紙)
01-0384-007	ガラス小玉	古墳	ガラス	群馬県高崎市	径4 高3 孔径1	<0.1	紺色 引き延ばし	上野多野郡吉井町附近 43.3(台紙)
01-0384-008	ガラス小玉	古墳	ガラス	群馬県高崎市	径4.5 高2 孔径1	<0.1	紺色 引き延ばし	上野多野郡吉井町附近 43.3(台紙)
01-0384-009	ガラス小玉	古墳	ガラス	群馬県高崎市	径4 高2 孔径1	<0.1	紺色 鑄型	上野多野郡吉井町附近 43.3(台紙)
01-0384-010	ガラス小玉	古墳	ガラス	群馬県高崎市	径4 高3 孔径1	<0.1	青色 引き延ばし	上野多野郡吉井町附近 43.3(台紙)
01-0384-011	ガラス小玉	古墳	ガラス	群馬県高崎市	径4 高2.5 孔径1	<0.1	紺色 鑄型	上野多野郡吉井町附近 43.3(台紙)
01-0384-012	ガラス小玉	古墳	ガラス	群馬県高崎市	径4 高2 孔径1	<0.1	黄色 不明	上野多野郡吉井町附近 43.3(台紙)
01-0384-013	ガラス小玉	古墳	ガラス	群馬県高崎市	径3.5 高2 孔径1	<0.1	紺色 鑄型	上野多野郡吉井町附近 43.3(台紙)
01-0384-014	ガラス小玉	古墳	ガラス	群馬県高崎市	径3 高2 孔径0.8	<0.1	青色 鑄型	上野多野郡吉井町附近 43.3(台紙)
01-0384-015	ガラス小玉	古墳	ガラス	群馬県高崎市	径3.5 高3 孔径1	<0.1	緑色 引き延ばし	上野多野郡吉井町附近 43.3(台紙)
01-0384-016	ガラス小玉	古墳	ガラス	群馬県高崎市	径4 高2.5 孔径1	<0.1	青色 引き延ばし	上野多野郡吉井町附近 43.3(台紙)
01-0384-017	ガラス小玉	古墳	ガラス	群馬県高崎市	径4 高2 孔径1	<0.1	紺色 鑄型	上野多野郡吉井町附近 43.3(台紙)
01-0384-018	ガラス小玉	古墳	ガラス	群馬県高崎市	径3.5 高2.5 孔径1	<0.1	紺色 鑄型	上野多野郡吉井町附近 43.3(台紙)
01-0384-019	ガラス小玉	古墳	ガラス	群馬県高崎市	径3.5 高2 孔径1	<0.1	紺色 鑄型	上野多野郡吉井町附近 43.3(台紙)
01-0384-020	ガラス小玉	古墳	ガラス	群馬県高崎市	径3 高2 孔径0.8	<0.1	青色 引き延ばし	上野多野郡吉井町附近 43.3(台紙)
01-0384-021	ガラス小玉	古墳	ガラス	群馬県高崎市	径4 高3 孔径1	<0.1	紺色 引き延ばし	上野多野郡吉井町附近 43.3(台紙)
01-0384-022	ガラス小玉	古墳	ガラス	群馬県高崎市	径3.5 高2 孔径1	<0.1	緑色 引き延ばし	上野多野郡吉井町附近 43.3(台紙)
01-0384-023	ガラス小玉	古墳	ガラス	群馬県高崎市	径3 高2.5 孔径1	<0.1	青色 引き延ばし	上野多野郡吉井町附近 43.3(台紙)
01-0384-024	ガラス小玉	古墳	ガラス	群馬県高崎市	径4 高3.5 孔径1	<0.1	紺色 鑄型	上野多野郡吉井町附近 43.3(台紙)
01-0384-025	ガラス小玉	古墳	ガラス	群馬県高崎市	径3.5 高3 孔径0.8	<0.1	紺色 引き延ばし	上野多野郡吉井町附近 43.3(台紙)
01-0385	切子玉	古墳	水晶	群馬県高崎市	長20×13 孔径4-1	4.4	水晶製切子玉 片面穿孔	上野碓氷郡八幡村岩井美濃部靖氏ヨリ(台紙)
01-0386-001	ガラス小玉	古墳	ガラス	埼玉県行田市	径3 高2 孔径0.8	<0.1	青緑色 引き延ばし	武蔵北埼玉郡埼玉村玉村 将軍塚 山下鉄太郎氏ヨリ 四五、一、七(台紙)
01-0386-002	ガラス小玉	古墳	ガラス	埼玉県行田市	径4.5 高2 孔径1	<0.1	青緑色 引き延ばし	武蔵北埼玉郡埼玉村玉村 将軍塚 山下鉄太郎氏ヨリ 四五、一、七(台紙)
01-0386-003	ガラス小玉	古墳	ガラス	埼玉県行田市	径4.5 高3 孔径1	<0.1	青緑色 引き延ばし	武蔵北埼玉郡埼玉村玉村 将軍塚 山下鉄太郎氏ヨリ 四五、一、七(台紙)
01-0386-004	ガラス小玉	古墳	ガラス	埼玉県行田市	径5.5 高3 孔径1	<0.1	青緑色 引き延ばし	武蔵北埼玉郡埼玉村玉村 将軍塚 山下鉄太郎氏ヨリ 四五、一、七(台紙)
01-0386-005	ガラス小玉	古墳	ガラス	埼玉県行田市	径5 高3 孔径1	<0.1	青緑色 引き延ばし	武蔵北埼玉郡埼玉村玉村 将軍塚 山下鉄太郎氏ヨリ 四五、一、七(台紙)
01-0386-006	ガラス小玉	古墳	ガラス	埼玉県行田市	径4 高4 孔径1	<0.1	青緑色 引き延ばし	武蔵北埼玉郡埼玉村玉村 将軍塚 山下鉄太郎氏ヨリ 四五、一、七(台紙)
01-0386-007	ガラス小玉	古墳	ガラス	埼玉県行田市	径4.5 高2 孔径1.5	<0.1	青緑色 引き延ばし	武蔵北埼玉郡埼玉村玉村 将軍塚 山下鉄太郎氏ヨリ 四五、一、七(台紙)
01-0386-008	ガラス小玉	古墳	ガラス	埼玉県行田市	径5 高2 孔径2	<0.1	青緑色 引き延ばし	武蔵北埼玉郡埼玉村玉村 将軍塚 山下鉄太郎氏ヨリ 四五、一、七(台紙)
01-0386-009	ガラス小玉	古墳	ガラス	埼玉県行田市	径5 高2.5 孔径1.5	<0.1	青緑色 引き延ばし	武蔵北埼玉郡埼玉村玉村 将軍塚 山下鉄太郎氏ヨリ 四五、一、七(台紙)
01-0386-010	ガラス小玉	古墳	ガラス	埼玉県行田市	径4.5 高3 孔径1	<0.1	青緑色 鑄型	武蔵北埼玉郡埼玉村玉村 将軍塚 山下鉄太郎氏ヨリ 四五、一、七(台紙)
01-0386-011	ガラス小玉	古墳	ガラス	埼玉県行田市	径5 高2 孔径1.5	<0.1	青緑色 引き延ばし	武蔵北埼玉郡埼玉村玉村 将軍塚 山下鉄太郎氏ヨリ 四五、一、七(台紙)
01-0386-012	ガラス小玉	古墳	ガラス	埼玉県行田市	径5 高3 孔径2	<0.1	青緑色 引き延ばし	武蔵北埼玉郡埼玉村玉村 将軍塚 山下鉄太郎氏ヨリ 四五、一、七(台紙)
01-0386-013	ガラス小玉	古墳	ガラス	埼玉県行田市	径5 高3 孔径1	<0.1	青緑色 引き延ばし	武蔵北埼玉郡埼玉村玉村 将軍塚 山下鉄太郎氏ヨリ 四五、一、七(台紙)
01-0386-014	ガラス小玉	古墳	ガラス	埼玉県行田市	径4.5 高3 孔径1	<0.1	青緑色 引き延ばし	武蔵北埼玉郡埼玉村玉村 将軍塚 山下鉄太郎氏ヨリ 四五、一、七(台紙)

資料番号 (SAM2013-)	名称	製作年代	材質	採集地 出土地	寸法mm	重量g	資料概略	注記等
01-0386-015	ガラス小玉	古墳	ガラス	埼玉県行田市	径5 高3 孔径1.5	<0.1	青緑色 引き延ばし	武蔵北埼玉郡埼玉村玉村 將軍塚 山下鉄太郎氏ヨリ四五、一、七(台紙)
01-0386-016	ガラス小玉	古墳	ガラス	埼玉県行田市	径5 高3 孔径2	<0.1	青緑色 引き延ばし	武蔵北埼玉郡埼玉村玉村 將軍塚 山下鉄太郎氏ヨリ四五、一、七(台紙)
01-0386-017	ガラス小玉	古墳	ガラス	埼玉県行田市	径5 高2 孔径1.5	<0.1	青緑色 引き延ばし	武蔵北埼玉郡埼玉村玉村 將軍塚 山下鉄太郎氏ヨリ四五、一、七(台紙)
01-0386-018	ガラス小玉	古墳	ガラス	埼玉県行田市	径5 高2 孔径1.5	<0.1	青緑色 引き延ばし	武蔵北埼玉郡埼玉村玉村 將軍塚 山下鉄太郎氏ヨリ四五、一、七(台紙)
01-0386-019	ガラス小玉	古墳	ガラス	埼玉県行田市	径5.5 高3 孔径1.5	0.1	青緑色 引き延ばし	武蔵北埼玉郡埼玉村玉村 將軍塚 山下鉄太郎氏ヨリ四五、一、七(台紙)
01-0386-020	ガラス小玉	古墳	ガラス	埼玉県行田市	径4.5 高3 孔径1	<0.1	青緑色 引き延ばし	武蔵北埼玉郡埼玉村玉村 將軍塚 山下鉄太郎氏ヨリ四五、一、七(台紙)
01-0386-021	ガラス小玉	古墳	ガラス	埼玉県行田市	径5 高3 孔径1	<0.1	青緑色 引き延ばし	武蔵北埼玉郡埼玉村玉村 將軍塚 山下鉄太郎氏ヨリ四五、一、七(台紙)
01-0386-022	ガラス小玉	古墳	ガラス	埼玉県行田市	径5 高3 孔径1.5	<0.1	青緑色 引き延ばし	武蔵北埼玉郡埼玉村玉村 將軍塚 山下鉄太郎氏ヨリ四五、一、七(台紙)
01-0386-023	ガラス小玉	古墳	ガラス	埼玉県行田市	径4.5 高2.5 孔径1	<0.1	青緑色 引き延ばし	武蔵北埼玉郡埼玉村玉村 將軍塚 山下鉄太郎氏ヨリ四五、一、七(台紙)
01-0386-024	ガラス小玉	古墳	ガラス	埼玉県行田市	径5 高3 孔径1.5	<0.1	青緑色 引き延ばし	武蔵北埼玉郡埼玉村玉村 將軍塚 山下鉄太郎氏ヨリ四五、一、七(台紙)
01-0386-025	ガラス小玉	古墳	ガラス	埼玉県行田市	径5 高2 孔径1.5	<0.1	青緑色 引き延ばし	武蔵北埼玉郡埼玉村玉村 將軍塚 山下鉄太郎氏ヨリ四五、一、七(台紙)
01-0386-026	ガラス小玉	古墳	ガラス	埼玉県行田市	径5 高3 孔径1.5	<0.1	青緑色 引き延ばし	武蔵北埼玉郡埼玉村玉村 將軍塚 山下鉄太郎氏ヨリ四五、一、七(台紙)
01-0386-027	ガラス小玉	古墳	ガラス	埼玉県行田市	径5 高2.5 孔径1.5	<0.1	青緑色 引き延ばし	武蔵北埼玉郡埼玉村玉村 將軍塚 山下鉄太郎氏ヨリ四五、一、七(台紙)
01-0387	ガラス丸玉	古墳	ガラス	東京都北区	径13 高9.5 孔径3.5	2.8	水色 不透明 鏤型?	武蔵北埼玉郡十条 上野群馬群倉賀野 高島多米治氏ヨリ 42、9、41、2
01-0388	琥珀製玉	古墳	コハク	群馬県高崎市	長13×10 高6.5 孔径2	0.6	コハク	武蔵北埼玉郡十条 上野群馬群倉賀野 高島多米治氏ヨリ 42、9、41、2
01-0399	土製丸玉	?	土製	岩手県花巻市	径16 高15 孔径3	3.6	磨かれている	陸中稗貴郡根子村字熊堂 小学校敷地内古墳発見 大正一、二、七、二〇(台紙)
01-0400	丸玉	古墳	土製	岩手県花巻市	径11 高9.5 孔径2	1.2	漆黑で着色 光沢あり	陸中稗貴郡根子村字熊堂 小学校敷地内古墳発見 大正一、二、七、二〇(台紙)
01-0401	小玉	古墳	滑石	福島県郡山市	径5 高3 孔径1	<0.1		岩代安積郡元宮村 四〇、一二、野中完一君ヨリ(台紙)
01-0402	小玉	古墳	滑石	福島県郡山市	径4.5 高3 孔径2	<0.1		岩代安積郡元宮村 四〇、一二、野中完一君ヨリ(台紙)
01-0403	小玉	古墳	蛇紋岩?	福島県郡山市	径5 高2 孔径1.5	<0.1		岩代安積郡元宮村 四〇、一二、野中完一君ヨリ(台紙)
01-0404	小玉	古墳	滑石	福島県郡山市	径4 高3 孔径2	<0.1		岩代安積郡元宮村 四〇、一二、野中完一君ヨリ(台紙)
01-0405	小玉	古墳	ガラス	福島県郡山市	径4 高2 孔径0.8	<0.1	青 鏤型	岩代安積郡元宮村 四〇、一二、野中完一君ヨリ(台紙)
01-0406	小玉	古墳	蛇紋岩?	福島県郡山市	径4.5 高3 孔径2	<0.1		岩代安積郡元宮村 四〇、一二、野中完一君ヨリ(台紙)
01-0407	小玉	古墳	滑石	福島県郡山市	径5 高4 孔径1.5	<0.1		岩代安積郡元宮村 四〇、一二、野中完一君ヨリ(台紙)
01-0408	小玉	古墳	滑石	福島県郡山市	径4.5 高2 孔径1.5	<0.1		岩代安積郡元宮村 四〇、一二、野中完一君ヨリ(台紙)
01-0409	小玉	古墳	滑石	福島県郡山市	径4 高2 孔径2	<0.1		岩代安積郡元宮村 四〇、一二、野中完一君ヨリ(台紙)
01-0410	小玉	古墳	蛇紋岩?	福島県郡山市	径4 高2 孔径1	<0.1		岩代安積郡元宮村 四〇、一二、野中完一君ヨリ(台紙)
01-0413	管玉未成品?	古墳	碧玉	島根県松江市	長25×径15 孔径16-2	9.2	本身の管玉穿孔の失敗品 途中まで磨いてある	出雲玉造発見(表) 武田真一氏ヨリ(裏)(紙札)
01-0415	石製管玉	古墳	緑色凝灰岩	奈良県北葛城郡広陵町	長7 径3 孔径1-0.5	<0.1	細身の管玉 片面穿孔	大和北葛城郡馬見村三吉吉跡(台紙)
01-0416	石製管玉	古墳	緑色凝灰岩	奈良県北葛城郡広陵町	長12 径3 孔径1-1	0.2	細身の管玉 両面穿孔	大和北葛城郡馬見村三吉吉跡(台紙)
01-0417	石製管玉	古墳	緑色凝灰岩	奈良県北葛城郡広陵町	長15.5 径3 孔径1-1	<0.1	細身の管玉 両面穿孔	大和北葛城郡馬見村三吉吉跡(台紙)
01-0418	石製管玉	古墳	緑色凝灰岩	奈良県北葛城郡広陵町	長19.5 径4 孔径1.5-1.5	0.3	両面穿孔 表面が摩耗している	大和北葛城郡馬見村三吉吉跡(台紙)
01-0419	石製管玉	古墳	緑色凝灰岩	奈良県北葛城郡広陵町	長22 径4.5 孔径2-2	0.5	両面穿孔 表面に朱が付着	大和北葛城郡馬見村三吉吉跡(台紙)
01-0420	石製管玉	古墳	緑色凝灰岩	奈良県北葛城郡広陵町	長12.5 径4 孔径2-2	0.3	両面穿孔	大和北葛城郡馬見村三吉吉跡(台紙)
01-0421	石製管玉	古墳	緑色凝灰岩	奈良県北葛城郡広陵町	長13 径4 孔径1.5-1.5	0.3	両面穿孔	大和北葛城郡馬見村三吉吉跡(台紙)
01-0422	石製管玉	古墳	緑色凝灰岩	奈良県北葛城郡広陵町	長15 径4.5 孔径1.5-1.5	0.4	両面穿孔	大和北葛城郡馬見村三吉吉跡(台紙)
01-0423	石製管玉	古墳	緑色凝灰岩	奈良県北葛城郡広陵町	長16 径4 孔径2-1.5	0.4	両面穿孔 失敗品	大和北葛城郡馬見村三吉吉跡(台紙)
01-0424	石製管玉	古墳	緑色凝灰岩	奈良県北葛城郡広陵町	長16.5 径4 孔径2-2	0.4	両面穿孔	大和北葛城郡馬見村三吉吉跡(台紙)
01-0425	石製管玉	古墳	緑色凝灰岩	奈良県北葛城郡広陵町	長12 径4 孔径1-1	0.3	両面穿孔	大和北葛城郡馬見村三吉吉跡(台紙)
01-0426	石製管玉	古墳	緑色凝灰岩	奈良県北葛城郡広陵町	長7 径4 孔径1-1	0.1	片面穿孔	大和北葛城郡馬見村三吉吉跡(台紙)
01-0427	石製管玉	古墳	緑色凝灰岩	奈良県北葛城郡広陵町	長5 径5 孔径2-2	0.2	片面穿孔	大和北葛城郡馬見村三吉吉跡(台紙)
01-0428	石製白玉	古墳	滑石	奈良県北葛城郡広陵町	径5 高3.5 孔径1.5	0.1	小玉	大和北葛城郡馬見村三吉吉跡(台紙)
01-0429	石製白玉	古墳	滑石	奈良県北葛城郡広陵町	径5 高3 孔径2	0.1	小玉	大和北葛城郡馬見村三吉吉跡(台紙)
01-0430	石製管玉	古墳	碧玉	静岡県藤枝市	長23×径8 孔径2-0.8	3.1	片面穿孔 花仙産碧玉	駿河志太郡青峰村谷ヶ沢岩本太郎兵工東山 青山徹氏ヨリ(台紙)
01-0431	石製管玉	古墳	碧玉	茨城県つくば市	長34×径13 孔径3-0.5	12	片面穿孔 花仙産碧玉	常陸筑波郡田井村漆所、コガネ塚 大正七、一、一、二、三、(台紙)
01-0432	石製管玉	古墳	碧玉	茨城県笠間市	長20×径8 孔径2-0.5	2.3	片面穿孔 花仙産碧玉	常陸西茨城郡福田 吉田文俊君ヨリ(台紙)
01-0433	石製管玉	古墳	蛇紋岩?	茨城県稲敷郡美浦村	長17×径5 孔径2-2	0.9	両面穿孔	常陸稲敷郡木原村(台紙)
01-0434	石製小玉	古墳	滑石	茨城県坂東市	径10 高5 孔径4	0.7		下総猿島郡飯島村駒寄■ 須藤清平氏ヨリ(台紙)

資料番号 (SAM2013-)	名称	製作年代	材質	採集地 出土地	寸法mm	重量g	資料概略	注記等
01-0435	石製小玉	?	石製	青森県つがる市	径8 高5 孔径2	0.3		陸奥西津軽郡亀ヶ岡 小塩土郎氏ヨリ(台紙)
01-0436	石製丸玉	?	水晶	千葉県香取郡東庄町	径13 高9 孔径4-2	2.3	片面穿孔	下総香取郡笹川町大字須賀山字年能台発見 明治四十四年四月下旬 昭和三、一〇、六、(台紙)
01-0437	素玉	古墳	埋もれ木製	千葉県香取郡東庄町	20×15(11) 孔径3	2.2		下総香取郡笹川町大字須賀山字年能台発見 明治四十四年四月下旬 昭和三、一〇、六、(台紙)
01-0438	土製勾玉?	?	土製	静岡県浜松市	長11×7 厚6 孔径2	0.5	勾玉の頭の部分のみ	遠江引佐郡氣賀町 青山徹氏ヨリ(台紙)
01-0439	石製小玉	古墳	滑石	静岡県浜松市	径8 高6 孔径3	0.5		遠江引佐郡氣賀町 青山徹氏ヨリ(台紙)
01-0440	石製小玉	古墳	土製	静岡県浜松市	径9 高7 孔径3	0.6	磨いている	遠江引佐郡氣賀町 青山徹氏ヨリ(台紙)
01-0441	ガラス小玉?	古墳	石製	静岡県浜松市	径10 高8 孔径3	1.3		遠江引佐郡氣賀町 青山徹氏ヨリ(台紙)
01-0442	ガラス小玉?	古墳	石製	静岡県浜松市	径8 高6 孔径2	0.7		遠江引佐郡氣賀町 青山徹氏ヨリ(台紙)
01-0443	ガラス小玉?	古墳	石製	静岡県浜松市	径8 高7 孔径1	0.5		遠江引佐郡氣賀町 青山徹氏ヨリ(台紙)
01-0444	石製勾玉	古墳	メノウ	岐阜県可児市	長30×19 厚8 孔径3-2	5.8	片面穿孔	美濃可児郡土田村、渡、ソデウラ 林魁一君ヨリ(台紙)
01-0445	石製勾玉	古墳	メノウ	群馬県利根郡昭和村	長42×26 厚13 孔径3-1	17.5	片面穿孔	上野利根郡糸之瀬村系井吹張(八日市二■)(台紙)
01-0446	小玉(花形)	古墳	ガラス	茨城県土浦市?	径11 高6 孔径5	1.3	5弁の花弁形の玉 鑄型	常陸土浦辺?四二、一〇、八、和田千吉君ヨリ(台紙)
01-0447	原石	?	緑色凝灰岩	千葉県富津市	38×33 厚17	14.6	玉の素材 荒割り工程のもの?	上総君津郡飯野村九条塚 43、2、(台紙)

第5表 柴田常恵コレクション 縄文土器・土製品一覧(野中・別所2021より作成)

資料番号 (SAM2013-)	名称	時代	採集地 出土地	寸法(cm)	員数	資料概略	注記等	部位	備考
01-037	土版	縄文	埼玉県川口市	9.6×5.4 厚1.2	1	穿孔2 沈線文	埼玉懸北足立郡新郷■貝塚 大正、十四、四、二、(ラベル)	一部欠損	
01-038	土版	縄文	茨城県	8.5×5.7 厚2.0	1	穿孔 刻目隆帯文	常陸茨城郡板橋村神主貝塚 土版 三九、三、一七、表面採集(ラベル)		ラベルは「理科大学人類学教室」を二線消し
01-043	土偶	縄文	埼玉県秩父郡小鹿野町	7.4×6.8 厚2.5	1	板状 T字状の口	秩父郡両神村薬師堂出土(ラベル・注記)	顔部一胸部	
01-044	土偶	縄文晩期	岩手県大船渡市	12.3×7.8 厚3.5	1	中実 背面に玉抱き三叉入組文	陸前気仙郡大船渡村下船渡貝塚 土偶 大正一三、八■ 柴田(ラベル)	顔下半部一胸部	
01-070	土器	縄文晩期	秋田県北秋田市	12×10.5×高6	1	突起 口唇部刻文	北秋田郡坊沢村藤株(注記) 羽■ ■ 郡坊沢村藤株(付箋表) 大正二、■ 藤株(付箋表)	完形	大洞式
01-118	土製品	縄文	福島県双葉郡浪江町	3.8×2.4 厚1.6	1	短軸・長軸方向に溝周回	キヨハン(注記) 磐城双葉郡幾世橋村(台紙)		土錘
01-123	土器	縄文後期	茨城県北相馬郡利根町	21×21×高21	1	深鉢 5単位波状口縁 刻目列文 磨消縄文	明治四十二年八月二日下総国立木貝塚出土(注記) 明治四十二年八月二日下総国立木貝塚(付箋貼付)	完形	加曾利B式

第6表 柴田常恵コレクション 縄文石器一覧

受入番号 (SAM2013-)	名称	点数	採集地 出土地	寸法(cm)			重さ (g)	注記等	備考
				たて	よこ	厚(高さ)			
B36-001-01	石錐	1	北海道えりも町	3.90	3.55	1.30	11.30	日高幌泉郡小越村シマウシ 佐々木船山より購 大正元、九、二〇、(台紙)	黒曜石製
B36-001-02	石錐	1	【同上】	4.15	3.70	0.80	7.70	【同上】	黒曜石製
B36-002-01	異形石器	1	北海道	4.90	0.80	0.70	3.60	北海道ウタロフ 今西君ヨリ 40、11、(台紙)	
B36-002-02	垂飾	1	【同上】	5.00	2.20	0.70	8.40	【同上】	黒曜石製
B36-006-01	石鏃	1	秋田県	5.40	1.70	0.70	5.40	羽後南秋田郡面村小池字下墓 四二、九、二 一、佐々木船山ヨリ購(台紙)	
B36-006-02	石錐	1	【同上】	5.20	1.60	0.80	4.20	【同上】	
B37-001	打製石斧	1	岩手県奥州市	6.95	3.35	1.30	34.40	陸中膽沢郡佐倉河村字佐 大正一〇、五、(台 紙)	
B37-002	石匙	1	秋田県北秋 田市	8.15	2.25	0.65	14.50	羽後北秋田郡綴子村大畑 四二、九、二一、佐々 木船山ヨリ購(台紙)	
B37-003	石匙	1	秋田県	7.30	3.30	0.90	21.30	羽後南秋田郡面村小池字下墓、四二、九、二 一、佐々木船山ヨリ購(台紙表) 羽後北秋田郡大畑 四二、九、二一、佐々 木船山ヨリ購(台紙裏)	
B37-004	石匙	1	青森県八戸 市	8.00	2.15	0.60	11.30	陸奥八戸郡館岡 大正二、一一、一九、鈴木貞太 郎氏ヨリ(台紙)	
B37-005-01	石匙	1	岩手県奥州市	4.80	2.10	0.75	8.10	陸中江刺郡鶯ノ木 鈴木貞太郎氏ヨリ 大正六、 九、(台紙)	
B37-005-02	石匙	1	【同上】	4.50	2.35	0.60	6.00	【同上】	
B37-006	石匙	1	岩手県奥州市	5.50	4.00	1.40	21.80	陸中江刺郡羽田村鶯ノ木 大正六、九 鈴木貞太 郎氏ヨリ(台紙)	
B37-007	石匙	1	北海道えり も町	6.65	2.65	1.35	19.80	日高幌泉郡小越村シマウシ 佐々木船山氏ヨリ 大正元、九、一八、(台紙)	黒曜石製
B37-008	石匙	1	青森県弘前 市	6.85	2.15	0.85	11.80	陸奥西津軽郡大森村十腰内 佐々木船山採集 四二、九、二一、購(台紙)	
B37-009-1	石匙	1	岩手県奥州市	4.50	2.80	0.60	8.10	陸中江刺郡羽田村鶯ノ木 鈴木貞太郎氏ヨリ 40、7、9、(台紙)	
B37-009-2	石匙	1	岩手県奥州市	5.90	1.75	0.75	5.50	陸中江刺郡羽田村鶯ノ木 鈴木貞太郎氏ヨリ 40、7、9、(台紙)	
B37-010	石匙	1	岩手県奥州市	5.85	3.75	1.15	22.70	陸中江刺郡羽田村鶯ノ木 鈴木貞太郎氏ヨリ 四 四、六、一〇、(台紙)	
B38-001-01	石錐	1	福島県郡山市	3.40	1.50	0.55	1.40	岩代安積郡大槻(台紙)	
B38-001-02	石錐	1	【同上】	3.20	1.95	1.00	4.70	【同上】	
B38-001-03	異形石器	1	【同上】	3.75	1.25	0.55	2.60	【同上】	
B38-002-01	石鏃	1	岩手県奥州市	2.65	1.95	0.55	1.80	陸中膽沢郡佐倉川村 大正元、一一、一〇、鈴木 貞太郎氏ヨリ(台紙)	
B38-002-02	石錐	1	【同上】	2.45	1.80	0.80	2.30	【同上】	
B38-002-03	不明石器	1	【同上】	4.70	1.90	1.00	6.40	【同上】	
B38-003-01	石鏃	1	岩手県奥州市	1.95	0.85	0.30	0.50	陸中膽沢郡真城村字馬籠館 鈴木貞太郎君ヨリ 29、4、(台紙)	
B38-003-02	石鏃	1	【同上】	3.25	2.05	0.55	3.30	【同上】	
B38-003-03	石錐	1	【同上】	2.90	1.65	0.60	1.90	【同上】	
B38-003-04	石錐	1	【同上】	2.50	0.90	0.45	0.90	【同上】	
B38-003-05	石鏃	1	【同上】	3.20	1.35	0.45	2.20	【同上】	先端欠損
B38-003-06	石鏃	1	【同上】	2.10	1.90	0.35	1.00	【同上】	
B38-004-01	石鏃	1	岩手県奥州市	5.20	1.90	0.60	5.20	陸中江刺郡羽田村鶯ノ木 鈴木貞太郎氏ヨリ40、 7、9、(台紙)	
B38-004-02	石鏃	1	【同上】	3.45	1.85	0.55	2.40	【同上】	
B38-004-03	石鏃	1	【同上】	3.00	1.50	0.40	1.40	【同上】	
B38-004-04	石鏃	1	【同上】	2.95	1.05	0.30	0.80	【同上】	

受入番号 (SAM2013-)	名称	点数	採集地 出土地	寸法(cm)			重さ (g)	注記等	備考
				たて	よこ	厚(高さ)			
B38-004-05	石鏃	1	【同上】	2.60	0.95	0.45	1.10	【同上】	
B38-005-01	石鏃	1	岩手県奥州市	3.05	1.30	0.45	1.30	陸中膽沢郡佐倉河村常盤字杵ノ堂 鈴木貞太郎君ヨリ39、4、(台紙)	
B38-005-02	石鏃	1	【同上】	2.55	1.55	0.30	0.70	【同上】	
B38-005-03	石鏃	1	【同上】	2.95	1.15	0.50	1.20	【同上】	
B38-005-04	石鏃	1	【同上】	1.50	1.15	0.30	0.40	【同上】	先端欠損
B38-005-05	石鏃	1	【同上】	1.80	1.20	0.25	0.30	【同上】	
B38-005-06	石鏃	1	【同上】	2.45	1.20	0.45	0.70	【同上】	
B38-005-07	石鏃	1	【同上】	2.20	1.00	0.60	0.80	【同上】	
B38-005-08	石鏃	1	【同上】	2.10	1.30	0.35	0.60	【同上】	
B38-005-09	石鏃	1	【同上】	1.85	0.70	0.30	0.30	【同上】	
B38-005-10	石鏃	1	【同上】	3.30	1.00	0.40	1.00	【同上】	
B38-005-11	不明石器	1	【同上】	4.35	0.65	0.75	2.40	【同上】	
B38-006-01	石鏃	1	北海道	4.30	1.20	0.30	1.80	北海道ウタロフ 今西君ヨリ 40、11、(台紙)	
B38-006-02	石鏃	1	【同上】	2.40	1.30	0.40	1.00	【同上】	
B38-006-03	石鏃	1	【同上】	3.05	1.40	0.40	1.30	【同上】	
B38-006-04	石鏃	1	【同上】	3.20	1.40	0.30	1.90	【同上】	
B38-006-05	石鏃	1	【同上】	2.30	0.70	0.20	0.30	【同上】	黒曜石製
B38-007-01	石鏃	1	岩手県奥州市	1.50	1.10	0.20	0.30	陸中膽沢郡金ヶ崎村西根字川目 鈴木貞太郎君ヨリ4、24、39、(台紙)	
B38-007-02	石鏃	1	【同上】	3.10	1.40	0.20	0.80	【同上】	
B38-007-03	石鏃	1	【同上】	2.00	0.80	0.40	0.50	【同上】	
B38-007-04	石鏃	1	【同上】	2.15	1.30	0.40	1.10	【同上】	
B38-007-05	石鏃	1	【同上】	2.50	1.00	0.50	1.00	【同上】	
B38-007-06	石鏃	1	【同上】	2.00	1.00	0.30	0.60	【同上】	
B38-007-07	石鏃	1	【同上】	2.70	1.20	0.40	0.80	【同上】	
B38-008-01	石鏃	1	岩手県奥州市	3.20	0.90	0.50	1.90	陸中膽沢郡佐倉川村 鈴木貞太郎氏ヨリ 四四、一一、一二、(台紙)	
B38-008-02	石鏃	1	【同上】	3.40	1.30	0.80	2.50	【同上】	
B38-008-03	石鏃	1	【同上】	3.40	1.10	0.60	2.20	【同上】	
B38-008-04	石鏃	1	【同上】	3.90	1.30	0.55	2.50	【同上】	
B38-008-05	石鏃	1	【同上】	4.35	1.25	0.70	3.50	【同上】	
B38-009-01	石鏃	1	岩手県奥州市	3.40	1.80	0.70	3.40	陸中江刺郡羽田村鶴ノ木 大正六、九、鈴木氏ヨリ	
B38-009-02	石鏃	1	【同上】	3.30	1.80	0.60	2.80	【同上】	
B38-009-03	石鏃	1	【同上】	3.20	2.25	0.50	3.60	【同上】	
B38-009-04	石鏃	1	【同上】	2.70	1.50	0.30	1.70	【同上】	
B38-010-01	石鏃?	1	岩手県奥州市	4.40	0.80	0.55	3.00	陸中江刺郡羽田村鶴ノ木 鈴木貞太郎氏ヨリ 44、5、21、(台紙)	

受入番号 (SAM2013-)	名称	点数	採集地 出土地	寸法(cm)			重さ (g)	注記等	備考
				たて	よこ	厚(高さ)			
B38-010-02	石鏃	1	【同上】	1.50	1.00	0.20	0.20	【同上】	
B38-010-03	石匙?	1	【同上】	2.55	1.40	0.80	2.60	【同上】	
B38-010-04	石鏃	1	【同上】	1.40	0.60	0.20	0.20	【同上】	
B38-010-05	石鏃	1	【同上】	1.50	1.20	0.30	0.30	【同上】	
B38-010-06	石鏃	1	【同上】	1.50	1.05	0.30	0.40	【同上】	
B38-010-07	石鏃	1	【同上】	1.40	1.20	0.20	0.40	【同上】	
B38-010-08	石鏃	1	【同上】	1.80	0.90	0.20	0.30	【同上】	
B38-010-09	石鏃	1	【同上】	1.40	1.20	0.30	0.30	【同上】	
B38-010-10	石鏃	1	【同上】	1.60	0.80	0.25	0.30	【同上】	黒曜石製
B39-001-01	石鏃	1	岩手県奥州市	2.40	1.40	0.40	1.10	陸中江刺郡羽田村鶴ノ木 大正六、九、鈴木貞太郎氏ヨリ(台紙)	
B39-001-02	石鏃	1	【同上】	2.20	1.25	0.20	0.90	【同上】	
B39-001-03	石鏃	1	【同上】	2.15	1.20	0.30	0.80	【同上】	
B39-001-04	石鏃	1	【同上】	2.00	0.90	0.20	0.50	【同上】	
B39-001-05	石鏃	1	【同上】	2.90	1.70	0.40	2.20	【同上】	
B39-001-06	石鏃	1	【同上】	2.60	1.50	0.70	1.60	【同上】	
B39-001-07	石鏃	1	【同上】	2.60	1.60	0.30	1.30	【同上】	
B39-001-08	石鏃	1	【同上】	2.55	1.30	0.50	1.40	【同上】	
B39-002-01	石鏃	1	岩手県奥州市	2.90	1.60	0.50	2.30	陸中江刺郡羽田村鶴ノ木 大正六、九、鈴木氏ヨリ(台紙)	先端欠損
B39-002-02	石鏃	1	【同上】	3.00	2.00	0.50	3.20	【同上】	
B39-002-03	石鏃	1	【同上】	2.80	1.80	0.70	2.80	【同上】	先端欠損
B39-002-04	石鏃	1	【同上】	4.00	1.70	0.40	2.60	【同上】	先端欠損
B39-002-05	石鏃	1	【同上】	3.30	1.80	0.50	2.40	【同上】	先端欠損
B39-003-01	石鏃	1	岩手県奥州市	2.15	1.35	0.30	0.80	陸中膽沢郡佐倉川村 鈴木氏ヨリ 四四、一一、一二、(台紙)	
B39-003-02	石鏃	1	【同上】	2.80	1.30	0.30	1.00	【同上】	
B39-003-03	石鏃	1	【同上】	2.50	1.20	0.40	1.10	【同上】	
B39-003-04	石鏃	1	【同上】	2.90	1.50	0.40	1.40	【同上】	
B39-003-05	石鏃	1	【同上】	3.05	1.70	0.35	1.40	【同上】	
B39-003-06	石鏃	1	【同上】	2.90	2.10	0.50	2.30	【同上】	
B39-003-07	石鏃	1	【同上】	3.10	2.20	0.60	2.90	【同上】	
B39-003-08	石鏃	1	【同上】	1.00	0.85	0.20	0.10	【同上】	
B39-004-01	石鏃	1	岩手県奥州市	2.50	1.40	0.45	1.10	陸中江刺郡羽田村字鶴ノ木 大正六、九、鈴木氏ヨリ(台紙)	先端欠損
B39-004-02	石鏃	1	【同上】	2.10	1.75	0.30	0.90	【同上】	
B39-004-03	不明石器	1	【同上】	2.00	1.40	0.20	0.60	【同上】	
B39-004-04	石鏃	1	【同上】	2.85	1.80	0.40	1.80	【同上】	先端欠損

受入番号 (SAM2013-)	名称	点数	採集地 出土地	寸法(cm)			重さ (g)	注記等	備考
				たて	よこ	厚(高さ)			
B39-004-05	石鏃	1	【同上】	2.90	1.55	0.45	1.90	【同上】	
B39-004-06	石鏃	1	【同上】	2.20	1.45	0.40	1.40	【同上】	
B39-004-07	石鏃	1	【同上】	2.90	1.50	0.50	1.60	【同上】	
B39-005-01	石鏃	1	岩手県奥州市	3.35	1.10	0.40	1.80	陸中江刺郡羽田村字鶯ノ木 大正六、九、鈴木貞太郎氏ヨリ(台紙)	
B39-005-02	石鏃	1	【同上】	2.30	1.70	0.50	1.50	【同上】	
B39-005-03	石鏃	1	【同上】	2.25	1.30	0.30	0.80	【同上】	
B39-005-04	石鏃	1	【同上】	2.65	1.20	0.40	1.10	【同上】	先端欠損
B39-005-05	石鏃	1	【同上】	2.20	1.05	0.25	0.50	【同上】	
B39-005-06	石鏃	1	【同上】	2.15	1.50	0.55	1.10	【同上】	
B39-005-07	石鏃	1	【同上】	1.70	1.40	0.50	0.80	【同上】	
B39-006-01	石鏃	1	岩手県奥州市	2.50	1.40	0.35	1.10	陸中江刺郡羽田村鶯ノ木 鈴木貞太郎氏ヨリ 40、7、9、(台紙)	
B39-006-02	石鏃	1	【同上】	2.50	1.50	0.25	0.90	【同上】	
B39-006-03	石鏃	1	【同上】	2.30	1.70	0.50	1.50	【同上】	
B39-006-04	石鏃	1	【同上】	2.85	1.00	0.55	1.30	【同上】	先端欠損
B39-006-05	石鏃	1	【同上】	2.40	1.40	0.50	1.20	【同上】	
B39-006-06	石鏃	1	【同上】	2.20	1.30	0.40	0.90	【同上】	
B39-006-07	石鏃	1	【同上】	1.90	1.50	0.50	1.30	【同上】	
B39-007-01	石鏃	1	岩手県奥州市	2.85	1.75	0.50	2.40	陸中膽沢郡佐倉川村 鈴木貞太郎氏ヨリ 四四、一一、一二(台紙)	
B39-007-02	石鏃	1	【同上】	2.30	1.40	0.50	1.40	【同上】	
B39-007-03	石鏃	1	【同上】	2.15	1.10	0.30	0.60	【同上】	先端欠損
B39-007-04	石鏃	1	【同上】	2.60	0.80	0.45	0.90	【同上】	
B39-007-05	石鏃	1	【同上】	1.80	0.60	0.35	0.40	【同上】	
B39-008-01	石鏃	1	秋田県	4.65	1.55	0.55	2.70	羽後南秋田郡面■村小池字下基 四二、九、二一、佐々木船山ヨリ購(台紙) ■(朱注記)	
B39-008-02	石鏃	1	秋田県	3.85	1.10	0.40	1.90	羽後南秋田郡面■村小池字下基 四二、九、二一、佐々木船山ヨリ購(台紙)	
B39-008-03	石鏃	1	【同上】	3.10	1.75	0.40	2.00	【同上】	
B39-008-04	石鏃	1	【同上】	2.80	1.55	0.45	1.90	【同上】	
B39-009-01	石鏃	1	岩手県一関市	2.50	1.45	0.25	0.50	陸中東磐井郡猿沢村字新渡戸 鈴木貞太郎君ヨリ 39、4、(台紙)	
B39-009-02	石鏃	1	岩手県一関市	3.00	1.10	0.45	0.90	陸中東磐井郡猿沢村字新渡戸 鈴木貞太郎君ヨリ 3、9、4(台紙)	
B39-009-03	石鏃	2	【同上】	2.10	1.45	0.25	0.50	【同上】	破碎
B39-009-04	石鏃	1	【同上】	1.75	1.75	0.25	0.40	【同上】	先端欠損
B39-010-01	石鏃	1	岩手県奥州市	1.85	1.40	0.40	0.80	陸中膽沢郡佐倉河村常盤字杖ノ堂 鈴木貞太郎君ヨリ?(台紙)	
B39-010-02	石鏃	1	秋田県横手市	3.15	1.05	0.50	1.30	羽後横手附近 吉浦君ヨリ(台紙)	先端欠損
B40-001-01	石鏃	1	鳥取県岩美町	1.65	1.30	0.30	0.50	因幡国岩美郡中郷村大字濱坂 福原 衛君ヨリ 41、4、3、(台紙)	先端欠損
B40-001-02	石鏃	1	【同上】	2.15	1.60	0.35	0.90	【同上】	
B40-002-01	石鏃	1	鳥取県岩美町	2.75	1.55	0.35	0.80	1 因幡岩美郡中郷村大字濱坂 福原衛氏ヨリ(台紙)	

受入番号 (SAM2013-)	名称	点数	採集地 出土地	寸法(cm)			重さ (g)	注記等	備考
				たて	よこ	厚(高さ)			
B40-002-02	石鏝	1	鳥取県琴浦町	1.45	1.50	0.35	0.50	2 伯耆東伯郡社村(台紙)	
B40-003-01	石鏝	1	福島県郡山市	2.00	1.10	0.35	0.50	岩代安積郡富田村西原(台紙)	
B40-003-02	石鏝	1	【同上】	1.85	0.70	0.35	0.30	【同上】	
B40-003-03	石鏝	1	【同上】	2.10	1.10	0.30	0.50	【同上】	
B40-003-04	石鏝	1	【同上】	1.80	1.00	0.40	0.50	【同上】	先端欠損
B40-003-05	石鏝	1	【同上】	2.65	1.05	0.40	0.80	【同上】	
B40-003-06	石鏝	1	【同上】	2.30	1.05	0.50	0.70	【同上】	
B40-003-07	石鏝	1	【同上】	2.35	0.90	0.40	0.60	【同上】	
B40-003-08	石鏝	1	【同上】	2.40	1.20	0.45	0.80	【同上】	
B40-003-09	石鏝	1	【同上】	1.95	1.25	0.40	0.70	【同上】	
B40-004-01	石鏝	1	鳥取県岩美町	2.80	1.40	0.35	1.20	因幡岩美郡中郷村字濱坂 大野雲外君ヨリ 41、4、22(台紙)	
B40-004-02	石鏝	1	【同上】	1.45	0.95	0.20	0.20	【同上】	
B40-004-03	石鏝	1	【同上】	1.40	1.05	0.25	0.30	【同上】	
B40-004-04	石鏝	1	【同上】	2.15	1.50	0.25	0.90	【同上】	
B40-004-05	石鏝	1	【同上】	1.55	1.60	0.30	1.10	【同上】	
B40-005-01	石鏝	1	福島県喜多方市	2.80	1.30	0.50	1.40	岩代耶麻郡木幡村 38、8、20、(台紙)	
B40-005-02	石鏝	1	【同上】	2.10	1.20	0.45	1.10	【同上】	
B40-005-03	石鏝	1	【同上】	1.80	1.10	0.25	0.40	【同上】	
B40-005-04	石鏝	1	【同上】	1.70	1.20	0.30	0.40	【同上】	
B40-005-05	石鏝	1	【同上】	2.25	1.50	0.30	0.80	【同上】	
B40-005-06	石鏝	1	【同上】	2.35	1.40	0.30	0.50	【同上】	
B40-005-07	石鏝	1	【同上】	1.95	0.95	0.25	0.40	【同上】	
B40-005-08	石鏝	1	【同上】	1.55	1.10	0.25	0.40	【同上】	
B40-006-01	石鏝	1	福島県郡山市	2.30	1.10	0.30	0.50	岩代安積郡大槻(台紙)	
B40-006-02	石鏝	1	【同上】	1.90	1.10	0.35	0.60	【同上】	
B40-006-03	石鏝	1	【同上】	1.50	1.00	0.25	0.30	【同上】	
B40-007-01	石鏝	1	岩手県奥州市	3.30	1.40	0.40	1.40	陸中江刺郡羽田村字鶉ノ木 大正六、九、鈴木貞太郎氏ヨリ(台紙)	
B40-007-02	石鏝	1	【同上】	3.00	1.45	0.35	1.30	【同上】	
B40-007-03	石鏝	1	【同上】	2.50	1.50	0.40	1.30	【同上】	
B40-007-04	石鏝	1	【同上】	3.10	2.15	0.60	2.60	【同上】	
B40-007-05	石鏝	1	【同上】	1.85	1.55	0.40	0.50	【同上】	
B40-007-06	石鏝	1	【同上】	2.55	1.70	0.50	1.30	【同上】	
B40-007-07	石鏝	1	【同上】	2.65	1.50	0.40	1.20	【同上】	
B40-007-08	石鏝	1	【同上】	2.60	1.55	0.50	1.50	【同上】	先端欠損

受入番号 (SAM2013-)	名称	点数	採集地 出土地	寸法(cm)			重さ (g)	注記等	備考
				たて	よこ	厚(高さ)			
B40-008-01	石鏃	1	福島県郡山市	2.70	1.20	0.75	1.80	岩代安積郡大槻(台紙)	黒曜石製
B40-008-02	石鏃	1	【同上】	2.30	1.15	0.30	0.70	【同上】	
B40-008-03	石鏃	1	【同上】	2.15	0.85	0.35	0.50	【同上】	
B40-008-04	石鏃	1	【同上】	2.75	1.45	0.50	1.60	【同上】	先端欠損
B40-008-05	石鏃	1	【同上】	2.40	1.15	0.40	0.90	【同上】	
B40-008-06	石鏃	1	【同上】	2.20	1.15	0.35	0.70	【同上】	
B40-009-01	石鏃	1	岩手県奥州市	2.40	1.45	0.45	1.20	陸中江刺郡羽田村字鞆ノ木 大正六、九、鈴木貞太郎氏ヨリ(台紙)	
B40-009-02	石鏃	1	【同上】	2.30	1.60	0.40	1.10	【同上】	
B40-009-03	石鏃	1	【同上】	2.25	1.50	0.30	0.80	【同上】	
B40-009-04	石鏃	1	【同上】	1.80	1.30	0.35	0.70	【同上】	
B40-009-05	石鏃	1	【同上】	2.50	1.75	0.55	2.10	【同上】	先端欠損
B40-009-06	石鏃	1	【同上】	2.30	1.75	0.55	1.60	【同上】	
B40-009-07	石鏃	1	【同上】	2.30	1.75	0.40	1.10	【同上】	
B40-009-08	石鏃	1	【同上】	2.40	1.55	0.40	0.90	【同上】	
B40-010-01	石鏃	1	福島県白河市	1.90	0.90	0.30	0.30	(1)警城西白河郡 須釜■工部氏ヨリ(台紙)	
B40-010-02	石鏃	1	福島県白河市	2.05	1.40	0.30	0.60	(2)同郡古関村大字内松(台紙)	
B40-010-03	石鏃	1	福島県白河市	1.85	1.25	0.50	0.80	(3)同郡古関村大字内松(台紙)	
B40-010-04	石鏃	1	福島県白河市	1.90	1.25	0.25	0.50	(4)同郡古関村大字内松(台紙)	黒曜石製
B40-010-05	石鏃	1	福島県白河市	1.75	1.10	0.30	0.40	(5)同郡古関村大字内松(台紙)	
B41-001-01	石鏃	1	愛知県名古屋市	2.90	1.40	0.45	2.00	名古屋、高座貝塚(台紙)	先端欠損
B41-001-02	石鏃	1	【同上】	2.70	1.45	0.55	2.10	【同上】	先端欠損
B41-001-03	不明石器	1	【同上】	2.20	1.10	0.60	1.60	【同上】	
B41-001-04	不明石器	1	【同上】	1.80	0.85	0.35	0.40	【同上】	
B41-001-05	石鏃	1	【同上】	1.50	1.20	0.30	0.60	【同上】	
B41-002-01	石鏃	1	愛知県田原町	2.00	1.15	0.35	0.70	三河国瀧美郡福江町保美 小塩十一郎氏ヨリ(台紙)	先端欠損
B41-002-02	石鏃	1	【同上】	2.80	1.70	0.60	2.90	【同上】	
B41-002-03	石鏃	1	【同上】	1.75	1.20	0.45	0.90	【同上】	先端欠損
B41-002-04	石鏃	1	【同上】	1.65	1.15	0.40	0.70	【同上】	先端欠損
B41-002-05	石鏃	1	【同上】	2.25	1.80	0.65	2.10	【同上】	先端欠損
B41-002-06	石鏃	1	【同上】	1.50	1.20	0.35	0.60	【同上】	
B41-003-01	石鏃	1	長野県駒ヶ根市	1.70	1.60	0.25	0.40	信濃上伊奈郡宮田町宮田 吉田君ヨリ 28、10、2、(台紙表) 柴田(台紙裏に丸朱印)	黒曜石製
B41-003-02	石鏃	1	【同上】	1.40	1.20	0.30	0.30	【同上】	【同上】
B41-003-03	石鏃	1	【同上】	1.35	1.05	0.15	0.20	【同上】	【同上】
B41-004-01	石鏃	1	愛知県豊川市	4.00	1.55	0.60	3.80	三河宝飯郡平井貝塚 大正六、四、(台紙)	

受入番号 (SAM2013-)	名称	点数	採集地 出土地	寸法(cm)			重さ (g)	注記等	備考
				たて	よこ	厚(高さ)			
B41-005-01	石鏝	1	福島県郡山市	1.60	1.25	0.30	0.50	岩代安積郡大槻(台紙)	
B41-005-02	石鏝	1	【同上】	2.20	1.40	0.40	1.00	【同上】	
B41-005-03	石鏝	1	【同上】	1.85	1.05	0.30	0.50	【同上】	
B41-005-04	石鏝	1	【同上】	2.75	1.40	0.30	0.80	【同上】	
B41-005-05	石鏝	1	【同上】	2.00	1.40	0.40	0.70	【同上】	先端欠損
B41-005-06	石鏝	1	【同上】	3.10	1.50	0.40	1.40	【同上】	
B41-005-07	石鏝	1	【同上】	3.50	1.80	0.30	2.00	【同上】	先端欠損
B41-006-01	石鏝	1	茨城県つくば市	1.95	1.65	0.30	0.80	常陸筑波郡北條町大字北條字中基 大正七、一、(台紙)	先端欠損
B41-006-02	石鏝	1	【同上】	2.60	1.90	0.45	1.70	【同上】	
B41-007-01	石鏝	1	岐阜県可児市	3.30	1.75	0.50	1.90	美濃可児郡土田村 林君ヨリ 25、11、(台紙表) 柴田(台紙裏に丸朱印)	
B41-007-02	石鏝	1	【同上】	2.85	2.00	0.50	1.90	【同上】	
B41-008-01	石鏝	1	岐阜県中津川市	1.55	1.45	0.40	0.70	1 美濃恵那郡蛭川村(台紙)	先端欠損
B41-008-02	石鏝	1	愛知県田原町	2.25	1.85	0.50	1.40	2 三河渥美郡福江町保美 小塩十一郎氏ヨリ(台紙)	
B41-008-03	石鏝	1	【同上】	2.50	1.10	0.30	0.60	3 全上(台紙)	
B41-009-01	石鏝	1	愛知県田原町	2.00	1.25	0.40	0.80	三河渥美郡福江町保美 小塩十一郎氏ヨリ(台紙)	
B41-009-02	石鏝	1	【同上】	2.00	1.20	0.40	1.10	【同上】	
B41-009-03	石鏝	1	【同上】	1.85	1.25	0.30	0.60	【同上】	
B41-009-04	石鏝	1	【同上】	2.30	1.20	0.65	1.70	【同上】	
B41-009-05	石鏝	1	【同上】	1.75	1.45	0.30	0.60	【同上】	
B41-009-06	石鏝	1	【同上】	2.00	1.40	0.40	0.80	【同上】	
B41-009-07	石鏝	1	【同上】	1.80	1.20	0.35	0.70	【同上】	
B41-009-08	石鏝	1	【同上】	2.20	1.65	0.45	1.50	【同上】	
B41-010-01	石鏝	1	福島県郡山市	1.85	1.20	0.40	0.70	岩代安積郡大槻(台紙)	
B41-010-02	石鏝	1	【同上】	2.25	1.30	0.60	1.20	【同上】	
B41-010-03	石鏝	1	【同上】	2.15	1.10	0.45	0.90	【同上】	先端欠損
B41-010-04	石鏝	1	【同上】	2.80	1.60	0.50	1.90	【同上】	
B41-010-05	石鏝	1	【同上】	2.50	1.00	0.50	1.00	【同上】	先端欠損
B41-010-06	石鏝	1	【同上】	3.00	1.35	0.50	1.60	【同上】	先端欠損
B42-001-01	石鏝	1	千葉県我孫子市	2.25	1.80	0.27	0.90	1、下総東葛飾郡湖北村中峠(台紙)	
B42-001-02	石鏝	1	千葉県我孫子市	1.40	1.00	0.27	0.30	2、同郡木間瀬村飯塚(台紙)	
B42-001-03	石鏝	1	千葉県我孫子市	1.20	1.45	0.26	0.30	3、同郡多賀村松原(台紙)	
B42-001-04	石鏝	1	茨城県つくば市	2.00	0.90	0.40	0.50	4、常陸筑波郡大穂村大曾根 吉田君ヨリ(台紙)	
B42-002-01	石鏝	1	岩手県奥州市	1.95	1.40	0.40	0.50	陸中膽沢郡金ヶ崎村西根字川目 鈴木貞太郎君ヨリ 4、24、39(37)、(台紙)	
B42-002-02	石鏝	1	【同上】	1.70	1.55	0.30	0.40	【同上】	

受入番号 (SAM2013-)	名称	点数	採集地 出土地	寸法(cm)			重さ (g)	注記等	備考
				たて	よこ	厚(高さ)			
B42-002-03	石鏃	1	【同上】	1.80	1.45	0.37	0.40	【同上】	
B42-002-04	石鏃	1	【同上】	2.00	1.55	0.39	0.40	【同上】	
B42-002-05	石鏃	1	【同上】	2.05	1.30	0.33	0.50	【同上】	
B42-002-06	石鏃	1	【同上】	2.30	1.10	0.31	0.50	【同上】	
B42-002-07	石鏃	1	【同上】	2.20	1.40	0.31	0.60	【同上】	
B42-002-08	石鏃	1	【同上】	2.30	1.30	0.29	0.50	【同上】	
B42-003-01	石鏃	1	神奈川県三浦市	1.80	1.40	0.39	0.70	相模三浦郡三崎町小網代(台紙表) 柴田(台紙裏に丸朱印)	黒曜石製
B42-003-02	石鏃	1	【同上】	1.00	1.30	0.21	0.1以下	【同上】	黒曜石製
B42-004-01	石鏃	1	大阪市藤井寺市	1.95	1.60	0.47	1.10	河内國南河内郡道明寺村總社 大正八、四(台紙)	先端衝撃剥離
B42-004-02	石鏃(石鏃)	1	【同上】	3.30	1.15	0.50	1.80	【同上】	
B42-004-03	石鏃	1	【同上】	2.45	1.05	0.36	0.90	【同上】	
B42-005-01	石鏃	1	栃木県芳賀郡	1.70	1.35	0.32	0.40	下野芳賀郡水橋村大字西高橋字山谷ノ丘上新畑 上野啓吉ヨリ 40、4、27、(台紙)	
B42-005-02	石鏃	1	【同上】	1.80	1.30	0.29	0.60	【同上】	チャート製
B42-005-03	石鏃	1	【同上】	2.05	1.35	0.37	0.60	【同上】	
B42-006-01	石鏃	1	栃木県芳賀郡	2.35	1.30	0.54	1.00	下野芳賀郡水橋村大字西高橋字山谷 上野啓吉 ヨリ 27、5、22、(台紙)	
B42-006-02	石鏃	1	【同上】	1.45	1.15	0.32	0.40	【同上】	
B42-006-03	石鏃	1	【同上】	2.15	1.30	0.29	0.50	【同上】	
B42-006-04	石鏃	1	【同上】	1.50	1.45	0.26	0.40	【同上】	
B42-007-01	石鏃	1	栃木県宇都宮市	2.50	2.65	0.46	2.40	下野河内郡国本村駒生 高橋鑛吉氏ヨリ(台紙)	先端欠損
B42-007-02	石鏃	1	【同上】	2.80	1.55	0.32	0.50	【同上】	
B42-007-03	石鏃	1	【同上】	1.95	1.35	0.57	1.20	【同上】	
B42-007-04	石鏃	1	【同上】	1.70	1.25	0.33	0.70	【同上】	
B42-007-05	石鏃	1	【同上】	1.65	1.35	0.46	1.00	【同上】	
B42-007-06	石鏃	1	【同上】	1.80	1.35	0.52	0.90	【同上】	
B42-007-07	石鏃	1	【同上】	2.70	1.50	0.52	1.40	【同上】	
B42-007-08	石鏃	1	【同上】	2.90	1.40	0.44	0.80	【同上】	
B42-007-09	石鏃	1	【同上】	2.20	1.80	0.48	0.90	【同上】	
B42-008-01	石鏃	1	愛知県田原氏	1.95	1.10	0.41	0.70	三河渥美郡福江町保美 小塩氏ヨリ 28、8、(台紙)	
B42-008-02	石鏃	1	【同上】	2.00	1.60	0.35	0.70	【同上】	
B42-008-03	石鏃	1	【同上】	1.70	1.20	0.46	0.80	【同上】	
B42-008-04	石鏃	1	【同上】	1.50	1.20	0.24	0.40	【同上】	
B42-008-05	石鏃	1	【同上】	1.70	1.00	0.45	0.60	【同上】	
B42-008-06	石鏃	1	【同上】	1.90	1.15	0.45	0.80	【同上】	

受入番号 (SAM2013-)	名称	点数	採集地 出土地	寸法(cm)			重さ (g)	注記等	備考
				たて	よこ	厚(高さ)			
B42-008-07	石錘	1	【同上】	2.60	1.50	0.77	2.50	【同上】	
B42-008-08	石鏃	1	【同上】	1.70	1.10	0.58	0.80	【同上】	
B42-009-01	石鏃	1	北海道石狩市	3.80	1.90	0.67	2.40	石狩幌内附近 今西君ヨリ 25、10、2、(台紙表) 柴田(台紙裏に丸朱印)	
B42-009-02	石鏃	1	【同上】	2.35	1.85	0.26	0.80	【同上】	
B42-010-01	石鏃	1	群馬県佐波郡	2.70	1.75	0.39	1.70	上野佐波郡赤堀村大字五目牛 高野清氏ヨリ 大正二、四、五、(台紙)	
B42-010-02	石鏃	1	【同上】	2.40	1.65	0.48	1.50	【同上】	先端欠損
B42-010-03	石鏃	1	【同上】	2.05	2.15	0.33	1.10	【同上】	
B42-010-04	石鏃	1	【同上】	2.90	2.30	0.76	4.90	【同上】	
B43-001	石匙	1	千葉県我孫子市	5.65	4.70	1.41	26.80	下総東葛飾郡我孫子町子ノ神 大正八、五、六、(台紙)	
B43-002	磨製石斧	1	茨城県北相馬郡	7.50	4.55	1.59	81.30	下総■相馬郡宗谷町■土発見 昭和二、六、(台紙) 下総北相馬郡守谷町郷土発見、石田庄七氏ヨリ 昭和二、六、(石斧に貼られた紙)	
B43-003	打製石斧	1	岩手県奥州市	6.75	3.05	1.14	28.70	陸中江刺郡羽田村鶯ノ木 大正六、九、鈴木貞太郎氏ヨリ(台紙)	
B43-004	石鎗	1	北海道三笠市	6.35	3.10	0.59	8.30	北海道幌内附近 今西君ヨリ 40、11、(台紙)	
B43-005	石匙	1	群馬県みどり市	3.40	4.45	0.61	7.10	上野山田郡福岡村浅原(台紙)	
B43-006	打製石斧	1	静岡県熱海市	4.95	2.50	1.05	12.60	伊豆田方郡多賀村下多賀和田木 大正六、一、九、探(台紙)	
B43-007	石匙	1	岩手県奥州市	4.10	6.40	1.06	22.70	陸中膽沢郡佐倉河村常盤宇杉ノ堂 四四、六、一〇、鈴木貞太郎氏ヨリ(台紙) 杉ノ堂(注記)	
B43-008	石匙	1	福島県喜多方市	4.70	2.95	0.74	10.00	岩代耶麻郡木幡村 38、8、30、(台紙)	

【同上】は、上と同じ台紙という意味である。

## 第7表 柴田常恵の動向と資料

西暦 和暦	月日 ()は文献発行日	年齢	区分	内容	典拠
1877 明治10		0	生	愛知県名古屋市長曾根町、柴田恵明の三男に生まれる	
1902 明治35		25	職	東京帝国大学雇を命ぜられ、人類学教室に勤務する。	
1904 明治37	2月19日 ～3月初 5月22日	27	文・行	埼玉・群馬県域を实地調査し、遺跡地名掲載の遺跡に加え、新たに石器時代遺跡や古墳を発見し、遺物の採集を行う。 上野啓吉君より栃木県の石器 (B42-006)	柴田常恵1904「埼玉群馬両県下踏査概記」『東京人類学会雑誌』19-216, pp.215-220 (3月20日発行)
1905 明治38	3月27日 ～4月20日 7月25日 8月20日 ～9月20日 8月20日 8月30日	28	文・行 文・行 行 ● ●	埼玉、群馬、栃木の三県の古墳と石器時代遺跡の調査出張。ほぼ群馬に費やした。各地の採集家や人類学会員に案内され、資料の一部を寄付してもらった。柴田自身も石器や土器片を採集した。山下登太郎氏らの持つ「埼玉將軍塚」(埼玉古墳群の將軍山古墳)の発掘品を見学。 坪井正五郎、松村瞭、柴田常恵、坪井誠太郎、三好勇の5名で二泊三日の余山貝塚の発掘に行く。豊富な遺物出土。 福島県の石器 (B40-005; 岩代耶麻郡木幡村 38、8、20) 福島県の石器 (B43-008; 岩代耶麻郡木幡村 38、8、30)	柴田常恵1905a「上野武蔵の古墳及び先史遺物」『東京人類学雑誌』230 (5月発行), 233 (8月発行) 柴田常恵1905b「武蔵北埼玉郡埼玉將軍塚」『東京人類学雑誌』231 五人合筆1905c「鏡子紀行」『東京人類学会雑誌』20-233, pp.474-489 (8月20日発行) 柴田常恵1906a「東北地方踏査概要」『東京人類学会雑誌』21-243, pp.337-347
1906 明治39	1月2日 3月17日 4月 4月24日 10月13日 ～19日 11月13日 ～16日	29	職 ● ● ● ● 文・行 行	東京帝国大学人類学教室助手になる。鳥居龍造の後任。 東京都の銅鏃 (0358) 茨城県神主貝塚の土版 (01-038) 鈴木貞太郎より岩手県の石器 (B38-003, B38-005, B39-009) 鈴木貞太郎より岩手県の石器 (B38-007, B42-002) 上総国内裏塚を発掘調査 上野国藤岡町諏訪神社古墳を発掘調査	柴田常恵1906b「上総津郡飯野村内裏塚」『東京人類学会雑誌』22-249, pp.88-99 (12月20日発行) 柴田常恵1910a「上野藤岡町の諏訪神社古墳」『東京人類学会雑誌』25-288, pp.207-212 柴田常恵1910b「上野藤岡町の諏訪神社古墳(承前)」『東京人類学会雑誌』25-289

西暦 和暦	月日 ( )は文献発行日	年齢	区分	内容	典拠
1907 明治40	4月27日	30	●	上野啓吉君より栃木県の石器 (B42-005、)	
	7月9日	30	●	鈴木貞太郎より岩手県の石器 (B37-009, B38-004, B39-006)	
	11月	30	●	今西氏より北海道の石器 (B36-002, B38-006, B43-004)	
	12月	30	●	野中完一君より福島県の小玉 (01-0401, 0402, 0403, 0404, 0405, 0406, 0407, 0408, 0409, 0410)	
1908 明治41	2月	31	●	高島多米治氏より群馬県の琥珀製薬玉(あるいは東京都のガラス小玉) (01-0388)	
	3月	31	●	中沢廣勝君より群馬県の耳環 (0397)	
	4月3日	31	●	福原衛より鳥取県の石器 (B40-001)	
	4月22日	31	●	大野雲外より鳥取県の石器 (B40-004)	
1909 明治42	2月20日	32	●	群馬県の耳環 (0351, 0352, 0353, 0354)	
	3月20日	32	●	群馬県の小玉 (01-0368, 0369, 0370, 0371, 0372, 0373, 0374, 0375, 0376, 0377, 0378)	
	4月	32	●	森間三郎君より福岡県の耳環 (0390)	
	4月17日	32	●	群馬県の耳環購入 (0344, 0345, 0346, 0347, 0348, 0349, 0350)	
	8月2日	32	●	茨城県立木貝塚の縄文土器 (01-123)	
	9月	32	●	高島多米治氏より東京都のガラス小玉(あるいは群馬県の琥珀製薬玉) (01-0387)	
	9月21日	32	●	佐々木船山より秋田県、青森県の石器購入 (B36-006, B37-003, B39-008, B37-002, B37-008)	
	10月8日	32	●	和田千吉君より茨城県の花形小玉 (01-0446)	
1910 明治43	2月	33	●	千葉県で原石 (01-0447)	
	2月12日	33	●	群馬県の銅管 (0359, 0360, 0361, 0362, 0363, 0364, 0365, 0366)	
	3月	33	●	群馬県のガラス小玉 (01-0379, 0380, 0381, 0382, 0383, 0384)	
1911 明治44	4月下旬	34	●	千葉県の石製小玉(あるいは薬玉)得る (01-0436)	
	5月21日	34	●	鈴木貞太郎より岩手県の石器 (B38-010)	
	6月10日	34	●	鈴木貞太郎より岩手県の石器 (B37-010, B43-007)	
	夏	34	行	福岡県の古墳を訪れ、石棺の写真を撮る。	柴田常恵1912a「筑後八女郡壺山山の石棺に就て」『人類学雑誌』28-5, pp.287-291 (5月10日発行)
	8月下旬	34	行	福岡県に石人の調査に行く。	柴田常恵1916a「筑後三池郡上楠田の石神山」『人類学雑誌』31-7, pp.231-236 (7月25日発行)
1912 明治45 大正元	1月4日	34	●	鈴木貞太郎より岩手県の石器 (B38-008, B39-003, B39-007)	
	1月7日	34	●	有坂紹蔵氏より和同開珎 (0391)	
			●	湯本氏より空玉 (01-0343)	
			●	山下鉄太郎氏よりガラス小玉得る (01-0386)	
	2月25日	35	行	千葉県我孫子(子ノ神)古墳を調査。水谷次郎、石田収蔵、木川半之丞、江見忠功、柴田の5人。	柴田常恵1912b「下総我孫子町子ノ神の古墳」『人類学雑誌』28-3, pp.145-150 (3月10日発行)
	9月18日	35	●	佐々木船山より北海道の石器購入 (B37-007)	
9月20日	35	●	佐々木船山より北海道の石器購入 (B36-001)		
11月10日	35	●	鈴木貞太郎より岩手県の石器 (B38-002)		
1913 大正2		36	●	秋田県の縄文土器 (01-070)	
	4月5日	36	●	高野清氏より群馬県の石器 (B42-010)	
	11月19日	36	●	鈴木貞太郎より青森県の石器 (B37-004)	
1914 大正3	9月4日	37	●	鈴木貞太郎より岩手県の石器 (B39-009)	
1916 大正5	3月5日	39	文・行	彫刻のある茨城県水戸の吉田古墳を調査。松村瞭、長谷部言人、木村貞吉、小此木忠七郎、西村眞次、柴田の6名。	柴田常恵1916b「陸豊吉田村の彫刻ある一古墳」『人類学雑誌』31-3, pp.83-91
	7月12-14日	39	文・行	美濃の安江政吉氏より人類学教室に遺物が送付され、現地に赴いた。途中、美濃加茂郡太田の林魁一氏を訪ね、石器時代・古墳時代の遺物を見学。	柴田常恵1916c「美濃加茂郡河岐の石器時代遺跡」『人類学雑誌』31-10, pp.321-330 (10月25日発行)
1917 大正6		40		第四版「日本石器時代遺物発見地名表」成る、柴田の増補による。	
	1月9日	40	●	静岡県熱海市で石器を採集 (B43-006)	
	4月	40	●	愛知県豊川市平井貝塚の石器 (B41-004)	
1918 大正7	9月	40	●	鈴木貞太郎より岩手県の石器 (B37-005, B37-006, B38-009, B39-001, B39-002, B39-004, B39-005, B40-007, B40-009, B43-003)	
	7月4-9日	41	文・行	越中大境洞窟住居(弥生時代)を調査。石包丁や赤塗された頭骨含む人骨も検出。	柴田常恵1918「越中水戸郡宇波村大境の白山社洞窟」『人類学雑誌』33-7, pp.179-192 (7月25日発行)
	11月	41	●	茨城県の石器 (B41-006)	
1919 大正8	11月23日	41	●	茨城県コガネ塚の石製薬玉 (01-0431)	
	3月	42	■	「尾張国熱田高倉貝塚」の貝層の写真撮る。 ●年月日標記がない、「名古屋高倉貝塚」注記の石鏃あり (B41-001)	國學院大學『柴田常恵写真資料目録1』
	4月	42	行	河内国道明寺村宇国府衣縫で小金井良精と共に人骨発掘する。	小金井良精1919「日本石器時代人の歯牙を變形する風習に就て(附圖第一、第二) 大正8年11月1日東京人類学会例会に於ける講演の増補したるもの」『人類学雑誌』34-11-12, pp.349-368 (11月12日発行)
	4月	42	●	大阪府の石器得る (B42-004)	
	5月6日	42	●	千葉県の石器 (B43-001)	
1920 大正9	6月14日	42	行	人類学会例会にて国府遺跡発掘調査について講演する。	小金井良精1919「日本石器時代人の歯牙を變形する風習に就て(附圖第一、第二) 大正8年11月1日東京人類学会例会に於ける講演の増補したるもの」『人類学雑誌』34-11-12, pp.349-368 (11月12日発行)
		43	職	内務省地理課嘱託、史跡名勝天然記念物調査会審査員になる	
1921 大正10		44	職	東京帝国大学文学部標本調査嘱託になる	
	6月13日~20日	44	行	講演と指定保存に向けた調査のため富山県に出張。朝日貝塚の発掘調査。	1921『富山県史蹟名勝天然記念物調査会報告』2
	5月	45	●	岩手県の石器 (B37-001)	

西暦 和暦	月日 ()は文献発行日	年齢	区分	内容	典拠
1922 大正11	9-10月	46	行	東京帝国大学の小金井良清と共に愛知県伊川津村の貝塚（保美・伊川津）を発掘調査。	大山柏1923「愛知県遊美郡福江町保美平城貝塚発掘概報」『人類学雑誌』38-1, pp.1-25(1月発行)
	10月12日 ～20日	46	行	小金井良清と共に愛知県伊川津貝塚を発掘調査し、人骨23体を得る。	
1923 大正12	7月20日	47	●	岩手県の丸玉（01-0399, 01-0400）	
1924 大正13	春	48	行	磐城国相馬郡新地貝塚へ小金井良清と行く。	柴田常恵1927a「石器時代住居址概論」『石器時代の住居址』考古学研究録第1集, 雄山閣
	5月1日 ～7日	48	行	福島県小川貝塚、三貫地貝塚の発掘に参加。	山内清男1924「磐城国新地村小川貝塚発掘略記（小川貝塚—三貫地貝塚—堅六群）」『人類学雑誌』39-4-6, pp.212-216
	6月8日～21日	48	行	富山県朝日貝塚の発掘調査	1924『富山県史蹟名勝天然記念物調査会報告』6
	6月10日	48	●	富山県朝日貝塚の骨角器（01-0090）	
	6月14日	48	●	富山県朝日貝塚の骨角器（01-0093）	
	6月16日	48	●	富山県朝日貝塚の骨角器（01-0095,01-0097）	
	夏	48	行	秋田県に赴き、多数の竪穴をみる。	柴田常恵1927a「石器時代住居址概論」『石器時代の住居址』考古学研究録第1集, 雄山閣
	8月	48	●	岩手県の土偶（01-044）	
	9月	48	文・行	東北地方の旅行中、遺物が見つかる場所を案内され、翌年、水田から中空で音の鳴る土鈴のような縄文時代の土製品を発見	柴田常恵1927b「羽前最上郡壺里村発見の球形土製品」『考古学雑誌』17-9
1925 大正14	4月2日	49	●	埼玉県の土版（01-037）	
	4月15日 5月1日	49	文・行	南多摩の敷石住居について、4月15日に実査、5月1日は後藤守一と共に試掘調査を行う。10月には現地の青年団により発掘調査実施。	柴田常恵1926「高ヶ坂の石器時代住居址」『史蹟名勝天然記念物』1-10
1927 昭和2		51	職	文部省史蹟名勝調査囑託となる（内務省の事務移管のため）	
	6月	51	●	石田庄七氏より茨城県の石器（B43-002）	
1928 昭和3		52		埼玉県庁内に埼玉県史編纂会設立し、その監修となる	
	10月6日	52	●	千葉県の素玉(あるいは石製小玉)（01-0437）	
1929 昭和4		53		埼玉郷土会を設立し、顧問となり月刊『埼玉史談』を刊行	
1931 昭和6		55	文	『埼玉県史』昭和6年から26年まで連載。全6巻監修	
1932 昭和7		56	職	大山柏氏の悠徳により慶應義塾大学講師（～昭和18年まで）となる。	
		56		この頃、石田茂作、矢吹活禪、稲村担元の諸氏と「古寺社研究会」を作り、毎月1、2回各地を踏査する	
1935 昭和10	10月26日	59	行	文部省の命で県史蹟名勝天然記念物調査委員の金嶺宮守とともに埼玉古墳群を実施踏査。	塩野博2004『埼玉の古墳（北埼玉・南埼玉・北葛飾）』さきたま出版会
1936 昭和11		60	職	重要美術品等調査会委員、帝室林野局囑託となる	
1938 昭和13	5月11日～ 7月16日	62	文・行	慶應義塾大学より派遣の志那調査団に参加、柴田班として柴田と清水潤三氏の二人が、上海-南京-蕪湖-上海・杭州・上海・青島-濟南-天津-北京-大同-雲崗-北京-奉天-大連-旅順-大連-神戸の長期調査旅行を無事終了し帰京する。	1938「会員消息 柴田顧問」『埼玉史談』9-5,p.71 1938「会員消息 顧問柴田常恵氏」『埼玉史談』9-6,p.69
1950 昭和25		74	職	文化財専門審議会委員となる	
	10月2日	74	●	今西君より北海道の石器（B42-009）	
	11月	74	●	林君より岐阜県の石器（B41-007）	
1953 昭和28		77	●	小塩氏より愛知県の石器（B42-008）	
	10月2日	77	●	吉田君より長野県の石器（B41-003）	
1954 昭和29	12月1日	78	没	逝去、練馬区石神井の道場寺に葬る	

※区分：生（誕生）、職（職業、勤務先）、没（逝去）、文（論文、報告文の執筆）、行（調査等に赴く）、文・行（調査等に行ったことを文章に記す）、

●（旧長瀬総合博物館所蔵資料における柴田常恵関係資料）

# 旧長瀬総合博物館所蔵資料目録

－弥生土器・土師器・須恵器－

西口正純・野中 仁

## はじめに

平成 25 年に閉館した長瀬総合博物館は、昭和 32 年に汲古館としてオープンし、その後昭和 38 年に館名を「長瀬総合博物館」と変更し平成 25 年 3 月まで営業した。閉館に伴い埼玉県が寄贈を受けることとなり資料の種別ごとに当館と歴史と民俗の博物館、嵐山史跡の博物館、自然の博物館において収蔵することとなった。

さきたま史跡の博物館では、約 870 点が収蔵されており随時整理作業を続けている。令和元年度から目録の作成に着手し、種別ごとに「金属製遺物」「古瓦」「玉類」「縄文土器・土製品」と順次目録の作成を行っている（野中 2018、野中・鈴木・宮原 2019、野中・山田 2020、野中・別所 2021）。今回は、弥生土器・土師器・須恵器について取り上げる事とした。

## 1 資料の状態と目録の構成

閉館以前の保管状況は、大型の資料を立見展示ケース、その他小型の資料は収蔵棚で展示公開されていた。そのため受入れの際は、展示現況順に受入番号が振られ、基本的にはそれを踏襲する形で資料番号となっている。

目録の作成にあたっては、受入の際に付された資料番号順に計測、観察、写真撮影を行った。また、資料とともに付属するキャプションやメモ、さらに資料に直接書かれた注記等についても記載することとした。以下特徴的な土器について概要を述べ、目録の項目構成については、表 1 のとおりである。

表 1

項 目	説 明
資料番号	SAM : さきたま史跡の博物館略号 2013 : 受入年 -01 : 単独展示。木箱収納展示でない展示を示す。 -○○○ : 資料番号。原則受け入れ時に付した番号を踏襲 : 写真を掲載した資料。なお、写真の縮尺は不同である。
名 称	器種、製品等の名称
時 代	原則時代区分。適宜時期区分を記載。
採集地・出土地	注記、台紙等の記載から推定される現在の市町村名。わかる範囲で大字名等も記載。
寸法(cm)	完形復原資料は、口径・高さ・低径を記した。( ) は推定 小型製品や破片資料は、長辺×短辺、高さ(厚さ)等を任意位置で計測。
資料概要	器種、文様等、その他の観察所見
注記等	資料の注記、ラベル、旧展示のキャプション、台紙記載事項等は、そのまま記入し、末尾に(注記)、(ラベル)、(台紙)、(付箋)、(cap)の別を付した。
部 位	破片資料の器種における部位。
備 考	土器型式、その他留意すべきことを記した。

## 2 資料の概要

### (1) 弥生土器 (表 2)

中期・後期の土器がみられる。中期土器は、133・139・140 である。133 は、大きく張りのある胴部から細い頸部に短く開く口縁部を持つ。頸部と肩部に浅い 3 条の沈線があり、胴部上半は、縄文の地紋に沈線で区画した綾杉文と曲線文を交互に配置する。底部は、目の細かい布圧痕を持つ。139 は、

胴部上半に綾杉沈線文を弧状の沈線で区画する壺形土器である。底部に網代痕を持ち、「松井田出土」と書いたメモが付属する。140は、頸部から肩部に水平の条痕文、胴部全体に綾杉条痕文を施し、口縁部は複合口縁状で、下端に条痕工具を押捺した波状の刻みを持つ。資料カードに、「群馬県出土」と記される。

後期は、壺形土器7点(125・127・128・130・137・138・616)である。125は、頸部から口縁部にかけて強く外反し、頸部に櫛描文を持つ。127は、単純口縁で口縁部内面から外面全体を赤彩し、胴部に外面からの穿孔がある。128は、胴部下半に最大径を持ち、肩部に刷毛目押捺による連続羽状文を持つ。130は、細い胴部で頸部に2段の櫛描き連簾文を巡らす。137は、胴部上半から口縁部にかけて櫛描波状文と頸部に連簾文がある。138は、肩部の櫛描波状文を地文に楕円形浮文が4か所付き縦方向の櫛描がある。

## (2) 土師器 (表3)

古墳時代から、奈良・平安時代、中世以降の素焼き土器を掲載した。古墳時代では、壺・小型壺(132・136・176・181・507・509・510・577・578・579・588・592)、広口壺(182・585・589)、甕・台付甕(126・131・149・168・511・512・180)、埴・小型丸底壺(180・502・577・590・591)、埴・台付埴(175・178・179・186・580・583・596)器台・高坏(141・150・184)、坏(152・153・174・177・582・587・595・597・598・600・601・602・604・605・608)、長甕(513)、鉢(185・581)、甗(606)、ミニチュア土器(169・170・171)がある。

132は二段口縁壺で、やや潰れた胴部に直立した頸部、口縁部が大きく開き、底部は焼成前の穿孔である。507は、長胴の小型壺で底部を丸底に削る。高崎市「笹森神社出土」と記したメモが残る。509は、口縁部が外反しながら開く二段口縁で、球形の極めて薄い胴部である。底部は、わずかに上げ底となる。510は埴形の壺で、球形の胴部に直線的に開く口縁部となり、外面を赤彩する。「信州野沢」の注記がある。577は広口壺で、口縁部下端は輪積痕状の稜を持つ。坏152は、内面と外面全体に直線を重ねたヘラ描沈線文を付けている。また、174・595・598・602・604には暗文が認められる。

奈良・平安時代は坏(595)、高台付坏(607)、甕(512)、がある。中世以降は(166・167・512・595・603・607・611)で、坏、甕カワラケ(166・610・615・617)、耳皿(167)がみられる。

## (3) 須恵器・灰釉陶器 (表4)

須恵器は、坏・蓋坏(473・483・484・485・486・612・613)、壺・長頸壺・短頸壺(7・493・494・497・501・503・508・532・567・614)、脚付長頸壺(490・495)、脚付短頸壺(488)、脚付広口壺(487)、甕(568・636)、高坏・有蓋高坏(491・492・528)、提瓶(460・461・462・463・464・465・466・467・468・475)、平瓶(478・479・480・619)、横瓶(481・482・489・496)、把手付埴(524)、甗(456・457・458・459・620)が確認できる。

坏は473が底部外面ヘラ削りで「比企郡亀井村」の注記がある。483と484は蓋坏で、ともに「松山村」と注記される。485・486も蓋坏で、486は外面を回転ヘラ削り蓋頂部は手持ちのヘラ削り調整である。612は底部糸切り、赤墨で「茂木」の注記がある。613は「群馬郡出土」と注記がある。壺類のうち、493・494・503が長頸壺で、497・501・508・532は短頸壺である。脚付壺は、487が短い脚部に口縁部が直線的に緩く開く。490は、1段透かしの脚部で直線的に長く開く口縁部となる。495は、有蓋で1段の透かし脚部を持ち、体部との境に底部に向けて穿孔がある。503は、長頸壺であるが、胴部下半に3孔、底部中央に1孔の穿孔があり、用途が不明である。487は短い1段の透かしを

持つ。488は短い脚部で口縁部は外反して開く。甕は、568が丸底で平行叩き目、636は長胴の尖底で、格子目叩きである。高坏491は長脚で、2段の透かしを持つ。高坏528は、短脚2段透かしの有蓋高坏である。

### おわりに

資料の写真撮影は、野中が行い、目録作成を西口が行った。また、当館学芸員宮原正樹の協力を得た。なお、今後の目録作成作業で新たに確認された資料については、適宜追加して行きたい。

### 参考文献

- 野中 仁 2018「旧長瀬総合博物館所蔵金属製遺物目録」『埼玉県立史跡の博物館紀要』第11号  
 野中 仁・鈴木秀雄・宮原正樹 2019「長瀬総合博物館旧蔵県指定文化財「古瓦」目録」『埼玉県立史跡の博物館紀要』第12号  
 野中 仁・山田琴子 2020「旧長瀬総合博物館所蔵玉類目録」『埼玉県立史跡の博物館紀要』第13号  
 野中 仁・別所鮎実 2021「旧長瀬総合博物館所蔵資料目録－縄文土器・土製品－」『埼玉県立史跡の博物館紀要』第14号

表2

### 弥生土器

No.	資料番号 SAM2013-01-	名称	時代	採集地出土地	寸法(cm)	員数	資料概略	注記等	部位	備考
1	125	壺	弥生後期		(9.7)×(10.6)×4.0	1	外面、口縁部内面赤彩 頸部櫛描文	別紙に來歴あり 昭和三十一年三月	昭 口縁部欠	
2	127	壺	弥生後期		11.8×21.3×6.2	1	底部木葉痕 口縁部内面、胴部赤彩 胴部穿孔 底部外面剥落			
3	128	壺	弥生後期		欠×(22.0)×7.2	1	胴部穿孔 肩部櫛目羽状文			口縁部欠失
4	130	壺	弥生後期	埼玉県長瀬町	15.6×25×7.0	1	頸部に靫圧痕 肩部櫛描簾状文	「北関東後期」(カード) 頸部内面「長瀬」(ラベル)		
5	133	長頸壺	弥生中期	群馬県高崎市	(6.7)×32.2×7.2	1	底部布痕	「北関東初期 群馬県箕輪出土」(カード)		
6	137	壺	弥生後期		14.5×21.4×8.0	1	口縁・胴部櫛描波状文、頸部櫛描連簾文	「長瀬」ラベル貼付		
7	138	壺	弥生後期	群馬県吾妻	(13.6)×(21.0)×5.6	1	肩部波状文、楕円浮文4か所	「群馬県吾妻出土」(メモ紙)		
8	139	長頸壺	弥生中期	群馬県安中市	(15.0)×(39.0)×9.0	1	底部布痕	「松井田出土」(メモ紙)		口縁部欠失
9	140	壺	弥生中期	群馬県	19.8×42.5×8.0	1	条痕文 胴部穿孔	群馬県出土		
10	584	広口壺	弥生		欠×欠×5	1	頸部沈線以下に縄文赤彩。	河原浜 冬終		口縁部欠失
11	616	壺	弥生後期	群馬県前橋市	欠×欠×7.2	1	木葉痕	彌生式 大室横俵 32、6、14、	底部	

表3

### 土師器

No.	資料番号 SAM2013-01-	名称	時代	採集地・出土地	寸法(cm)	員数	資料概略	注記等	部位	備考
1	126	台付甕	古墳前期		欠×20.0×7.5	1	外面刷毛調整 口縁部欠失			破片を金属(鋳)で補修
2	131	台付甕	古墳前期		14.5×20.4×7.6	1	口唇部、脚端部に緩い稜。			
3	132	壺	古墳前期	群馬県高崎市	22×2.5×9	1	底部穿孔(焼成前)、刷毛調整後肩部へラミガキ。	群馬県北甘楽郡福島町笹森神社境内出土		

4	136	壺	不明	群馬県藤岡市	6.9×18.8× 5.7	1	頸部・胴部櫛描波状文、口縁部内面赤彩	多野郡美久里村出土		
5	141	器台	古墳前期		9.4×9.5× 11.5	1	脚部穿孔3か所			
6	149	甕	古墳中期		14.6×19.4× 5.5	1	口縁部内面赤彩			
7	150	高坏	不明		5.2×7.3×4.5	1	坏部ナデ調整、高い脚部緩く開く。			
8	151	台付壺	不明		3.3×10.7× 5.2	1	口縁部赤彩、肩部に「ハ」字の赤彩。			
9	152	坏	古墳後期	群馬県太田市	10.2×5.0×—	1	内面・外面(底面)に線刻	群馬太田町出土		
10	153	坏	古墳後期	群馬県太田市	10.4×4.5×—	1	内面へら沈線	群馬縣太田町出土		
11	166	カワラク	中・近世	埼玉県本庄市	6.9×1.4×4.2	1	糸切り底	児玉		
12	167	耳皿	中世	埼玉県熊谷市	7.7×3.0×4.7	1		昭29.6. 龍前与一郎上之陳歟		
13	168	甕	不明	埼玉県深谷市	欠×(4.2)× 5.2	1		大里郡 岡部	脚部	破断面摩滅
14	169	ミニチュア土器	古墳	群馬県太田市	7.5×4.0×5.7	1	内・外面指調整	群馬縣 太田町出土		
15	170	ミニチュア土器	古墳		5.7×3.9×4.1	1	内面指ナデ調整			
16	171	ミニチュア土器	古墳		5.4×2.3×4.7	1	内面指ナデ調整			
17	172	ミニチュア土器	古墳		7.7×4.7×4.8	1				
18	173	ミニチュア土器	古墳	群馬県太田市	7×3.8×6.3	1	内面指ナデ調整	群馬県 太田出土		
19	174	坏	古墳後期		14.6×5.0×—	1	内面に暗文			
20	175	壺	古墳		8.9×5.7×4.7	1	底部僅かに上げ底			
21	176	小型壺	古墳		6.6×5.7×4.7	1	頸部から口縁部に緩い稜を持つ			
22	177	坏	古墳後期		12×4.0×—	1	内面黒彩			
23	178	台付付壺	古墳後期		10.5×12.6× 9.3	1				脚部一部補修
24	179	壺	古墳		9.3×5.2×6.0	1	底部僅かに上げ底、底面に線刻。			
25	180	小型丸底壺	古墳中期	群馬県太田市	8×7.5×—	1		群馬縣 太田町出土(メモ紙)		
26	181	壺	古墳		4.4×8.5×4.7	1	胴部上半ヨコナデ、下半は縦方向へラケズリ。			
27	182	広口壺	古墳	埼玉県本庄市	8.2×10.0× 4.8	1	底部丸みを持つ	児玉町(メモ紙)		
28	183	支脚	古墳	栃木県芳賀町	8.0×14.5× 8.4	1	被熱する	芳賀郡祖母井町稲毛田字東山藤地区(朱墨)		メモあり
29	184	高坏	古墳中期		18.4×17.3× 16.2	1	坏部内面篋磨き(暗文状)			
30	185	鉢	古墳	埼玉県寄居町	14.5×10.3× 7.4	1	底部に木葉痕	寄居町末野出土		
31	186	壺	古墳	埼玉県深谷市	11.2×6.5× 5.3	1	底部に木葉痕	大里郡 岡部出土		
32	499	甌	古墳後期		22.5×25.3× 8.5	1				

33	502	埴	古墳中期		10.3×8.2×4.4	1	平底、僅かに窪む。			
34	509	壺	古墳前期		26.0×37.0×8.2	1	二重口縁壺、極めて薄い胴部、底部やや上げ底			
35	510	壺	古墳前期	長野県野沢	10.7×18.5×欠	1	丸底、外面赤彩	信州野沢		
36	511	甕	古墳中期		22.3×31.8×9.0	1	底面へら削り			口縁部一部補修
37	512	甕	奈良・平安		18.5×28.5×6.7	1	頸部「く」の字、胴部算盤玉形			底部、胴部補修
38	513	長甕	古墳後期		18.4×35.3×3.0	1	胴部縦へら削り			胴部、後円部一部補修
39	577	埴	古墳前期		10.4×8.0×4.4	1	口縁部下端輪積痕	大口町堀越村小字西山出土 地下三平 昭和12年(ラベル)		
40	578	小型壺	古墳時代		4.7×4.5×2	1	手づくね、胴部下半と底部へら削り調整。	富田(ラベル貼付)		
41	579	小型壺	古墳時代	群馬県前橋市	2.1×2×3	1		今井村中今井出土		
42	580	埴	古墳時代	群馬県前橋市	8.3×5.2×—	1	内外面に指調整痕	下大屋八光 子持曲玉ト 伴出 昭和十三年三月		
43	581	鉢	古墳時代		6.2×6.6×3.6	1	口唇部上面工具押圧キザミ			
44	582	坏・蓋	古墳後期	群馬県前橋市	10.9×4.4×— 12.2×3.6×—	1		下大屋村八光子持曲玉と搬出 昭和十三年三月彼岸中日		
45	583	埴	古墳時代		9.0×4.5×6.3	1				口縁部一部補修
46	585	広口壺	古墳前期		16.3×9.7×3.3	1	複合口縁状で体部境に段。小さな丸底で僅かに窪む。			口縁部一部補修
47	586	甗	古墳後期		18.6×12.7×7.2	1	外面へラケズリ、後縁部有段。			
48	587	坏	古墳後期		14.6×6.4×—	1		大室大道下出土(朱墨)		有段口縁坏
49	588	小型壺	古墳中期		8.4×8.8×4.8	1	底部は丸底に削る	今井 33. 4. 1(朱墨)		
50	589	広口壺	古墳時代		11.2×9.6×—	1	胴部下半へラケズリ			口縁部一部補修
51	590	埴	古墳中期	群馬県前橋市	11.2×12.0×7.0	1	胴部下半へラケズリ	城南村今井発見 33. 4. 1(朱墨)		
52	591	埴	古墳中期		9.1×16×—	1	口縁部中位下に緩い段を持つ。胴部は、扁平。下半へラケズリ。	大胡町上大屋村旧口 口附近出土(朱墨)	口縁部	古墳時代
53	592	壺	古墳時代		8.4×12.5×6	1	短く直立する口縁部、赤彩の可能性。	富田村 発見 33. 1. 29 (朱墨)		
54	593	埴	古墳中期		11×9×—	1	外面縦へラケズリ、底部丸底。			
55	595	坏	奈良	群馬県前橋市	14.9×4.6×12	1	内面に暗文	城南村今井村発見		
56	596	埴	古墳後期	群馬県前橋市	10.8×7.4×7.3	1	底部へラケズリ	城南村今井村発見		
57	597	坏	古墳後期	群馬県前橋市	12.4×3.8×10.8	1	底面へラケズリ	下大屋村八光発見子持曲玉ト 伴出スル 昭和13年3月彼岸中日		中に別破片あり
58	598	坏	古墳後期	群馬県前橋市	13.6×3.8×11.2	1	内面に暗文、底面へラケズリ。	城南村今井村発見		
59	599	甗	古墳後期		18.7×25.6×7.9	1	外面刷毛整形、内面ナデ。			
60	600	坏	古墳後期	群馬県前橋市	11.5×5×	1		八光(朱墨)		
61	601	坏	古墳後期	群馬県前橋市	10.5×5.1×5.8	1		下大屋村八光出土昭和十三年三月彼岸中旬(朱墨)		

62	602	坏	古墳後期	群馬県前橋市	13.3×4.5×	1	内面に暗文	城南村今井村発見 (朱墨)		
63	603	脚部	中世		×-4.3×10.1	1		宮口村口倉村発見 逆坏(朱墨)		台付甕脚部か
64	604	坏	古墳時代		13×5.6×5.3	1	暗文状に雑なヘラミ ガキ			
65	605	坏	古墳時代	群馬県前橋市	12.2×4.3×10	1	底部ヘラ削り	下大屋村八光出土昭和十三年三 月彼岸中旬(朱墨)		
66	606	甕	古墳後期		欠×(7)×欠	1				
67	607	高台付坏	奈良・平安	栃木県足利市	13.4×5.7× 7.3	1		堀窪第二地点廃寺跡 発見		
68	608	坏	古墳後期	群馬県前橋市	11.7×5.5×	1		八光(朱墨)		
69	609	ミニ チュア 土器	不明	兵庫県明石	9.2×7.3×7.6	1		兵庫県明石出土(メ モ紙)		
70	610	カワラケ	不明		10.5×3×6	1	底部糸切り	堀窪(朱墨)		
71	615	カワラケ	不明		11.2×2.7× 5.8	1	底部糸切り			
72	617	カワラケ	不明		9.4×2.1×5.3	1	底部糸切り			

表 4

須恵器・灰釉陶器

No.	資料番号 SAM2013-01-	名称	時代	採集地出土地	寸法 (cm)	員数	資料概略	注記等	部位	備考
1	7	短頸壺	奈良		10.8×16.9× 12.3	2				
2	456	甕	古墳時代		11.5×16.0×	1	口縁部、頸部、胴部に波 状文。肩部、口縁部内面 に自然釉。			
3	457	甕	古墳時代		(14.7)×18.9 ×—	1	頸部に波状文、体部 に櫛描文			口縁部復原補 修 頸部補修
4	458	甕	古墳時代		15.0×17.3×4	1	外面あれる、体部に 癒着した付着物。			
5	459	甕	古墳時代	埼玉県本庄市	9.8×10.8×—	1		児玉町出土		須恵器甕
6	460	壺	古墳時代		7.8×21.0× 3.2	1	胴部に自然釉、底部やや くぼむ。口縁部内外に癒 着物。	印(塩谷)、印(汲古 館)		
7	461	提瓶	古墳時代		10.5×25.8× 21.5	1				
8	462	フラス コ型長 頸壺	古墳時代			1		印(塩谷)、印(汲古 館)		
9	463	提瓶	古墳時代		9.0×20.4×	1				外国産か
10	464	横瓶	古墳時代		(7.0)×20.0×	1				口縁部修復
11	465	提瓶	古墳時代	群馬県高崎市	(5.5)×17.5×	1		高崎在剣崎出土		
12	466	壺	古墳時代		8.1×17.2×	1	薄く自然釉 表面荒 れる			
13	467	提瓶	古墳時代		(6.1)×22×	1				口縁部復原か
14	468	提瓶	古墳時代	群馬県高崎市	12.0×26.5×	1		高崎市在 佐野出土		底部破損
15	473- 1.2	坏	奈良	埼玉県鳩山町	13.1×4.2× 8.5	1	底部外縁ヘラケズリ	比企郡 亀井村出土		

16	474	長頸壺	古墳時代		7.5×15.0×	1				口縁部、胴部一部補修。
17	475	提瓶	古墳時代		5.2×18.0×	1	格子状の櫛描文、後円部波状文。	秩父(ラベル)		
18	478	平瓶	古墳時代		7.5×15.2×	1	口縁部から肩部自然釉	印(塩谷)印(汲古館)		
19	479	平瓶	古墳時代		6.4×14×12.5	1	外面自然釉			
20	480	平瓶	古墳時代		7.5×15×7	1	口縁部内面から同部外面自然釉			
21	481	横瓶	古墳時代		14.1×28.1×	1	頸部、胴部に癒着	ラベルに印(塩谷)、印(不明)添付		口縁部修復
22	482	横瓶	古墳時代		(10.3)×(22.0)×	1				口縁部欠損
23	483	坏	古墳時代	埼玉県東松山市	12.2×3.4×	1		松山在出土		底部に浅いヘラ記号
24	484	蓋	古墳時代	埼玉県東松山市	12.0×4.2×	1		松山在出土		ヘラ記号
25	485	坏	古墳時代		11.6×4.5×一	1	外面ヘラケズリ			486の坏
26	486	蓋	古墳時代		13.2×5.2×一	1				485の蓋
27	487	脚付 広口壺	古墳時代		14.3×24× 13.2	1				
28	488	脚付壺	古墳時代		12.7×20.0× 15.7	1	肩部に自然釉、胴部・脚部に1条沈線			
29	489	横瓶	古墳時代		5.4×15×一	1		三河西口町鴨田出土		
30	490	脚付 長頸壺	古墳時代		7.5×21.0×11	1	脚部透かし孔2か所			
31	491	高坏	古墳時代		12.0×16.7× 11.1	1	脚部透かし孔上3か所、下3か所。			
32	492	高坏	古墳時代		11.4×12.3× 10.6	1	脚部透かし孔上3か所、下3か所。			
33	493	長頸壺	古墳時代		10.0×29× 11.5	1	頸部から肩部に自然釉、底部に付着物			口縁部一部補修
34	494	長頸壺	古墳時代	埼玉県秩父市	11.7×33× 16.7	1	頸部に2条沈線、肩部から頸部・口縁部内面に自然釉。	秩父(ラベル)		
35	495	脚付 長頸壺	古墳時代	埼玉県秩父市	11.6×32.5×	1	脚部2段透かし孔、体部と脚部境に穿孔2か所	秩父(ラベル)		蓋は別個体か
36	497	壺	古墳時代		16.8×29.5×	1	口縁部3条、頸部1条隆線。	底部丸底		
37	500	羽釜	古墳時代	群馬県高崎市	23.5(口径)	1	体部縦ヘラ削り	高崎市観音山出土		
38	501	壺	古墳時代		8.7×15.3×7	1	頸部、胴部に波状文。頸部と胴部に凸帯。			底部補修の可能性
39	503	長頸壺	古墳時代		6.0×23.0×9	1	体部に3、底部に1カ所穿孔			
40	504	灰輪陶器 (皿)	古墳時代		17.0×4.5× 8.7	1	低い高台	印(塩谷)印(汲古館)		
41	505	灰輪陶器 (山形)	古墳時代		16.0×4.9×8	1	低い高台	印(塩谷)印(汲古館)		
42	506	灰輪陶器 (碗)	古墳時代		16.0×5.5× 8.2	1		印(塩谷)印(汲古館)		
43	507	壺	古墳時代	埼玉県深谷市	8.2×20.0×8	1	胴部下半から底部、ヘラケズリ。酸化炎焼成	大里郡大寄村高畑出土		

44	508	短頸壺	古墳時代		9.0×15.8×5	1	口縁部上端、平坦。外面格子叩き目。底部上げ底、赤焼け			
45	524	把手付埴	古墳時代		8.7×8.5×6.4	1	最大径部に2条沈線			
46	528	有蓋高杯	古墳時代		12.5×7.5×7.8 12.2×6.4	2	高杯脚部2段透かし孔、蓋宝珠下に連弁状の文様			
47	532	壺	古墳時代		13.0×32.8×11	1	頸部1条、肩部3条の波状文			
48	567	短頸壺	奈良	埼玉県秩父市	9.8×12.5×14.7 4.5×13×—	2		底面に「秩父」(ラベル)		
49	568	甕	古墳時代		24.5×42.5×欠	1	胴部叩き目、底部丸底			
50	611	灰釉皿	中世	栃木県足利市	4.7×3.2×7.6	1		板倉村堀窪(朱墨)		灰釉 段皿
51	612	坏	奈良・平安		12×3.6×6.5	1	底部糸切り	茂木		
52	613	坏	奈良・平安	群馬県	10.9×3.5×8.3	1		群馬郡出土(朱墨)		補修アリ
53	614	短頸壺	奈良		8.7×5×7	1				
54	618	高台付皿	奈良		13.1×3×6.9	1	灰釉陶器			
55	619	平瓶	古墳時代	群馬県前橋市	6.9×15.5×—	1	肩部、口縁内面に自然釉	勢多郡芳賀村小坂子村出土		
56	620	甕	古墳時代	群馬県前橋市	12.2×16.5×—	1	口縁部波状文下に浅い2条沈線、体部波状文を区画する沈線	芳賀村小坂子		
57	636	甕	古墳時代		18.8×39.0×欠	1	底部丸底、体部外面格子叩き目、内面青海波文			

弥生土器



SAM2013-01-125



SAM2013-01-127



SAM2013-01-128



SAM2013-01-130



SAM2013-01-133



SAM2013-01-137



SAM2013-01-138



SAM2013-01-139



SAM2013-01-140



SAM2013-01-584



SAM2013-01-616

土師器



SAM2013-01-126



SAM2013-01-131



SAM2013-01-132



SAM2013-01-136



SAM2013-01-141



SAM2013-01-149



SAM2013-01-150



SAM2013-01-151



SAM2013-01-152



SAM2013-01-153



SAM2013-01-166



SAM2013-01-167



SAM2013-01-168



SAM2013-01-169



SAM2013-01-170



SAM2013-01-171



SAM2013-01-172



SAM2013-01-173



SAM2013-01-174



SAM2013-01-175



SAM2013-01-176



SAM2013-01-177



SAM2013-01-178



SAM2013-01-179



SAM2013-01-180



SAM2013-01-181



SAM2013-01-182



SAM2013-01-183



SAM2013-01-184



SAM2013-01-185



SAM2013-01-186



SAM2013-01-499



SAM2013-01-502



SAM2013-01-509



SAM2013-01-510



SAM2013-01-511



SAM2013-01-512



SAM2013-01-513



SAM2013-01-577



SAM2013-01-578



SAM2013-01-579



SAM2013-01-580



SAM2013-01-581



SAM2013-01-582



SAM2013-01-583



SAM2013-01-585



SAM2013-01-586



SAM2013-01-587



SAM2013-01-588



SAM2013-01-589



SAM2013-01-590



SAM2013-01-591



SAM2013-01-592



SAM2013-01-593



SAM2013-01-595



SAM2013-01-596



SAM2013-01-597



SAM2013-01-598



SAM2013-01-599



SAM2013-01-600



SAM2013-01-601



SAM2013-01-602



SAM2013-01-603



SAM2013-01-604



SAM2013-01-605



SAM2013-01-606



SAM2013-01-607



SAM2013-01-608



SAM2013-01-609



SAM2013-01-610



SAM2013-01-615



SAM2013-01-617

須恵器・灰釉陶器



SAM2013-01-007



SAM2013-01-456



SAM2013-01-457



SAM2013-01-458



SAM2013-01-459



SAM2013-01-460



SAM2013-01-461



SAM2013-01-462



SAM2013-01-463



SAM2013-01-464



SAM2013-01-465



SAM2013-01-466



SAM2013-01-467



SAM2013-01-468



SAM2013-01-473- 1 · 2



SAM2013-01-474



SAM2013-01-475



SAM2013-01-478



SAM2013-01-479



SAM2013-01-480



SAM2013-01-481



SAM2013-01-482



SAM2013-01-483



SAM2013-01-484



SAM2013-01-485



SAM2013-01-486



SAM2013-01-487



SAM2013-01-488



SAM2013-01-489



SAM2013-01-490



SAM2013-01-491



SAM2013-01-492



SAM2013-01-493



SAM2013-01-494



SAM2013-01-495



SAM2013-01-497



SAM2013-01-500



SAM2013-01-501



SAM2013-01-503



SAM2013-01-504



SAM2013-01-505



SAM2013-01-506



SAM2013-01-507



SAM2013-01-508



SAM2013-01-524



SAM2013-01-528



SAM2013-01-532



SAM2013-01-567



SAM2013-01-568



SAM2013-01-611



SAM2013-01-612



SAM2013-01-613



SAM2013-01-614



SAM2013-01-618



SAM2013-01-619



SAM2013-01-620



SAM2013-01-636

## 企画展「運ぶ - 埼玉古墳群とモノの動き -」の開催について

山田 琴子

### 1 企画展の開催計画

埼玉古墳群は令和2年3月に特別史跡に指定された。これに先立ち、埼玉県教育委員会では50年以上に渡る埼玉古墳群の発掘調査の成果を纏めた『国指定史跡埼玉古墳群総括報告書Ⅰ』を刊行した。この中では、発掘調査によって明らかになった成果や埼玉古墳群から出土した資料について詳細な分析がなされている。また、埼玉古墳群周辺の市町村の発掘調査報告書や市町村史の刊行などにより、埼玉古墳群やその周辺の集落の様相や古墳時代当時の自然地形も明らかになってきている。

令和3年度の企画展は、こうした近年の埼玉古墳群とその周辺地域についての研究の成果を分かりやすく紹介することを目的とした。今年度の展示会が終了したことにあたり、企画展の概要について事業報告を行うものである。

### 2 5つのコーナーによる展示構成

今回の展示では「河川によるモノの運搬」が大きなテーマであるが、古墳時代の港湾遺跡や河岸など河川を利用したことが確認できる遺構は埼玉県では発見されていない。このため、生産地と消費地が判明しており、遠距離を運ばれたことが明らかであるものや、埼玉古墳群の周辺集落から出土した河川や水運に関連する資料を取り上げて、遺跡と河川との関連をイメージしてもらうこととした。また、埼玉県内から出土している古墳時代の船や船形木製品を集めて内陸での水運が盛んに利用されていたことを印象付けるよう工夫した。

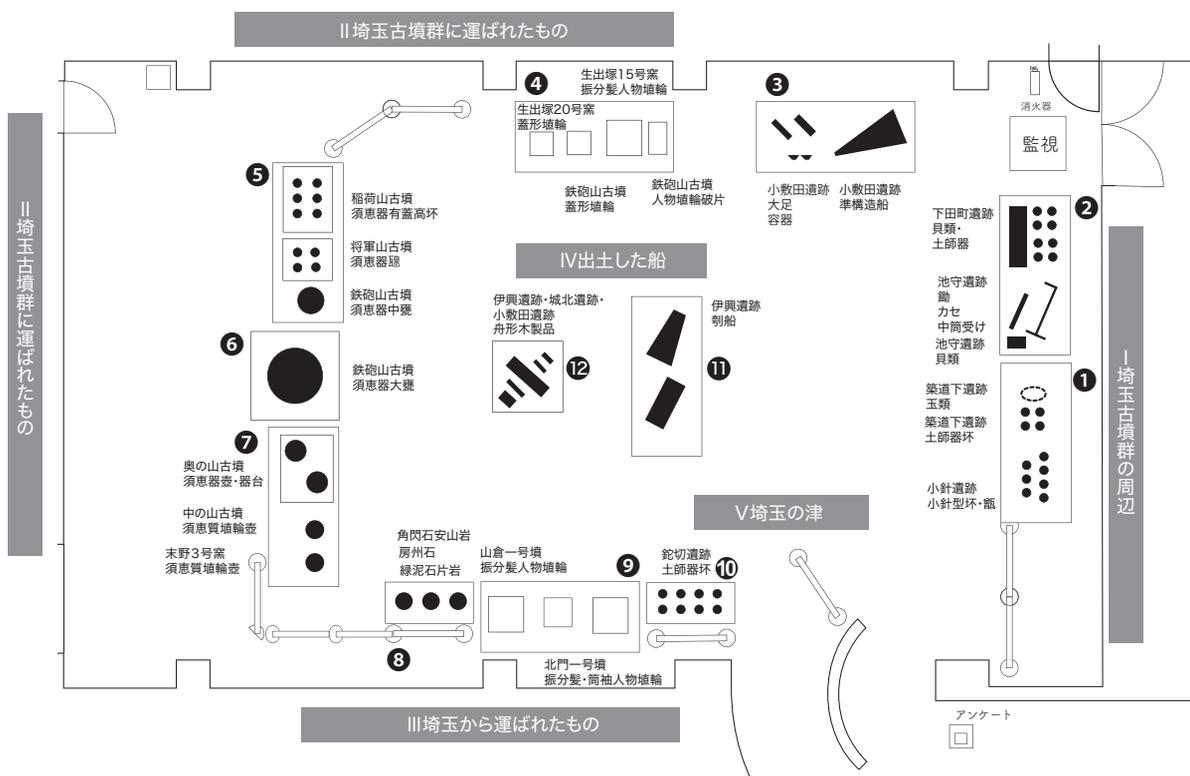


図1 企画展示室展示レイアウト

## I 埼玉古墳群と川

埼玉古墳群の北方を流れる利根川と南方を流れる荒川は、埼玉古墳群築造当時とは現在とは流路が異なり埼玉古墳群に近い場所で合流していたと考えられており、埼玉古墳群の立地は河川と深く関わっていたことがわかる。河川と埼玉古墳群の位置や流路の変化は展示の中でも重要な情報であるため、展示の最初にパネルで説明をした。

また、行田市小針遺跡、築道下遺跡など河川の港湾施設と考えられる遺跡や、行田市池守遺跡、熊谷市下田町遺跡などの海の貝が出土している遺跡、行田市小敷田遺跡から出土した準構造船の部材など大宮台地北部から妻沼低地、加須低地にかけての地域の河川と関連する遺跡と遺物を取り上げて展示し、埼玉古墳群だけではなく、古墳時代当時の周辺地域も河川と深く関わる地域であることを示した。

<展示資料>

- ・ 行田市小針遺跡出土土師器（小針型坏）
- ・ 行田市築道下遺跡出土土師器（小針型坏）、玉類、鉄製品、砥石
- ・ 行田市池守遺跡出土貝殻、木製品
- ・ 熊谷市下田町遺跡出土貝殻、動物骨
- ・ 行田市小敷田遺跡出土準構造船部材、木製品



図2 展示風景 1

## II 埼玉古墳群に運ばれたモノ

埼玉古墳群から出土した埴輪や須恵器、横穴式石室に用いられた石材は埼玉県内外の生産地や産出地から運ばれてきたモノであることがこれまでの研究で明らかとなっている。埴輪は鴻巣市生出塚埴輪窯跡で製作された大半である。また、須恵器は陶邑を中心とした畿内の窯や埼玉県寄居町の末野窯、石材は長瀨町や比企地域で産出する緑泥石片岩、千葉県富津市周辺で産出する房州石、群馬県の渋川市周辺で産出する角閃石安山岩など産地が明らかとなっているものを取り上げた。これらの埴輪や須恵器、石材は大型であったり、重量があるため、産地から陸路で運ぶよりは河川を通じて運ばれたことが想定される。

<展示資料>

- ・ 鉄砲山古墳出土人物埴輪破片、蓋形埴輪破片
- ・ 鴻巣市生出塚埴輪窯出土振分髪表現の人物埴輪、蓋形埴輪（重文）
- ・ 稲荷山古墳出土須恵器蓋・高坏
- ・ 将軍山古墳出土須恵器甕

- ・鉄砲山古墳出土須恵器甕・大甕
- ・奥の山古墳出土須恵器裝飾付壺・高坏型器台
- ・中の山古墳出土須恵質埴輪壺
- ・寄居町末野窯出土須恵質埴輪壺
- ・鉄砲山古墳出土緑泥石片岩破片
- ・鉄砲山古墳出土角閃石安山岩破片
- ・将軍山古墳出土房州石破片



図3 展示風景2

### Ⅲ 埼玉県内から運ばれていったモノ

埼玉古墳群に運ばれてきたモノとは対照的に、埼玉県内で生産されたり産出したものが他県で出土する例がある。

埼玉古墳群にも埴輪を供給していた生出塚埴輪窯では、6世紀後半には埼玉県内の古墳のみならず千葉県、東京都、神奈川県古墳にも埴輪を供給していた。埼玉古墳群中の鉄砲山古墳からは大型の人物埴輪の破片が出土しているが、同時期の市原市山倉1号墳、横浜市北門1号墳からも同様の人物埴輪が出土している。製作地である生出塚埴輪窯から出土した人物埴輪と、消費地である市原市山倉1号墳、横浜市北門1号墳から出土した人物埴輪とを見比べてもらうことを意図し、前章の形象埴輪のケースとは対面に位置するケースに展示した。

また、埼玉県内で産出する緑泥石片岩は千葉県や神奈川県古墳でも石室に利用されていることが確認されている。その一例として、千葉県木更津市金鈴塚古墳の石室内の箱式石棺の写真を展示した。

埴輪や石室の石材など、古墳を築造する際に必要となるものとは異なる移動をするものがある。その代表例が当時の人々の生活用具である土師器である。北武蔵の集落遺跡で多く出土する比企型坏や有段口縁坏などが、武蔵国と相模国の境界付近に位置する横須賀市鉞切遺跡から出土している。この遺跡の周辺では土師器の生産が行われておらず、北武蔵から運ばれたと考えられる土師器が大半を占めている。この遺跡では漁撈が行われており、埼玉県内からは土器を運び、鉞切遺跡からは魚介類を埼玉県内まで運んでいたことも考えられる。

#### <展示資料>

- ・市原市山倉1号墳出土振分髪表現の人物埴輪（千葉県指定）
- ・横浜市北門1号墳出土筒袖表現の人物埴輪（横浜市指定）
- ・横浜市北門1号墳出土振分髪表現の人物埴輪（々）
- ・横須賀市鉞切遺跡出土土師器坏

・木更津市金鈴塚古墳箱式石棺（写真）



図4 展示風景3

#### IV 出土した船

河川を通じて様々なものを運んだ際に利用されたと考えられるのが船である。埼玉県内やその周辺では古墳時代の集落遺跡から船の部材や、船を象った船形木製品が出土している。

埼玉県に隣接する東京都足立区伊興遺跡からは、古墳時代の刳船と準構造船の部材が出土している。埼玉県内からは行田市小敷田遺跡、吉見町吉見条里遺跡から古墳時代の刳船が出土している。出土した船は、いずれも舳先に近い部分であることから船としての用途を終えた後に、舳先の部分だけ削り落として井戸枿などに転用されていたようである。

船形木製品には刳船と準構造船の両方を象ったものが見られるが、同じ刳船でも様々な形態をしていることから、元となった船の形態も多様であったことがうかがえる。

#### <展示資料>

東京都足立区伊興遺跡出土刳船部材 舳先部分・舷側板

吉見町吉見条里遺跡出土刳船（写真）

東京都足立区伊興遺跡出土舟形木製品

行田市小敷田遺跡出土船形木製品

深谷市城北遺跡出土船形木製品



図5 展示風景4

## V 埼玉の津

この章では図像や文献資料に残された河川や船と埼玉の地との関わりを、文章パネルと写真で示した。

埼玉古墳群と同じ行田市内に所在する地藏塚古墳の石室には船を漕ぐ人の線刻画があり、埼玉古墳群周辺の地の水との関わりの深さを感じさせる。

また、埼玉古墳群の最後の前方後円墳である中の山古墳が築造されてから、約100年後に成立した万葉集の巻十四東歌中の相聞、武蔵国の歌九首のうち一首三三八〇番「埼玉の津に居る船の風をいたみ 綱は絶ゆとも言な絶えそね」という歌に「埼玉の津」という地名が登場する。埼玉古墳群周辺では古墳時代から古代にかけての時期の津の遺構は確認されていないが、埼玉古墳群周辺に津が存在した可能性が極めて高いことを示している。

## 3 関連事業と刊行物

約2カ月間の会期中に実施した関連事業は、講座1回とシンポジウムである。講座は、当館が通年で実施しているさきたま講座の中に組み込まれており、展示担当者が講師となって展示の内容や見どころを説明した。シンポジウムは企画展のテーマとなるモノの移動や河川交通について、古墳時代の東日本地域を対象として研究を行っている研究者に東日本の各地域の事例等について発表を行っていただいた。なお、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言発令中ということもあり、企画展の展示解説は実施しなかった。

関連印刷物は、B2版ポスター500枚、チラシ20,000枚と図録1,000部を刊行した。また本年度の企画展より、ターポリン製のシートを作成して博物館正面入口の扉の脇のガラス壁に貼り、企画展が開催されていることが博物館入口で来館者に分かるように示した。



図6 博物館入口シート

## 4 広報活動

展示会の広報は、関連・類縁機関および秩父鉄道の主要駅、市内飲食店へのポスター掲示を依頼した。

資料提供による記者発表は、7月1日に行い、毎日新聞、埼玉新聞の記事の中で紹介された。埼玉県立さきたま史跡の博物館では、昨年度から博物館のTwitterアカウントを開設して展示やイベントの告知を行っているが、企画展開幕3週間前から展示の告知を開始し、展示作業や図録の紹介等を行っていた。

### 企画展開催データ

名称：令和3年度企画展「運ぶ ー埼玉古墳群とモノの動きー」

会場：さきたま史跡の博物館企画展示室

開催期間：令和3年7月10日（土）～9月12日（日）

会期日数：59日間（休館日7月12日・26日・8月2日・23日・30日・9月6日）

入館者数：11,449人

資料点数：43件109点

関連事業：（1）さきたま講座

7月31日（土） 13時30分から15時30分

演題：「埼玉古墳群と河川」

講師：山田琴子（さきたま史跡の博物館）

（2）企画展関連シンポジウム

9月11日（土） 13時から16時

タイトル：「埼玉古墳群とモノの動き」

パネラー：右島和夫氏（群馬県立歴史博物館）

田中 裕氏（茨城大学）

小橋健司氏（市原市埋蔵文化財調査センター）

司 会：山田琴子（さきたま史跡の博物館）

# 博物館資料の活用に基づく学校連携プログラム

小林 弘一・篠崎 彩乃

## 1 はじめに

社会の変化が著しく、大量の情報が溢れる中、取捨選択を通して、適切に判断する力が必要とされている。事を自分事として捉え、興味・関心を持って社会参画の基礎を育むことが今の教育に求められている。

教育基本法第12条の2において「国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない」とあるように博物館は社会教育の振興の場でもある。このことは博物館法の第2条「この法律において「博物館」とは歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関」とあり、第3条の9には「社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること」とある。

学習において具体的な資料や体験的な学習は、児童生徒の興味関心を喚起し、思考を深め、知識の定着に影響がある。そうした多様な学習形態を生かして授業を改善していくことは平成29年に告示された新学習指導要領の総則の中にも取り上げられている。教育課程の実施と学習評価1の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の(7)「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。また、地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること」とあり、博物館や美術館等の地域施設を活用することで児童生徒の主体的で対話的な深い学びを実践できる授業づくりに生かすことが学校としても重要になってきている。

だが、一方で実際の資料を授業の中で生かすということは保存の観点からすると難しい部分も多い。保存環境の整った博物館、美術館に直接来てもらい指導をしてもらうという方法がよいのだが、場所や時間によって学校も必ず訪問できるというわけではない。そうなると博物館から学校へ訪問をして授業を行うという方法が考えられる。しかし、実際の資料を活用すると素材にもよるが日光、特に紫外線によるもの、外気や湿気による影響、虫やカビ等の心配が考えられる。また、運搬による破損や手で持つことによる危険性（落下による破損、手の油による劣化）もあるだろう。こうしたことを踏まえながら授業を行っていかなければならない。また、こうしたことをきちんと指導することも資料を活用する上で必要となってくるだろう。

## 2 館と学校の連携について

さきたま史跡の博物館は学校に対して「学校団体予約」、「出張授業」、「教職員への研修」の取組をしている。今回は特に出張授業における学校との連携について報告をしていく。

さきたま史跡の博物館及び埼玉古墳群は小学校においては社会科の内容と関連が深い。特にさきたま史跡の博物館に展示されている国宝の「金錯銘鉄剣」は小学校の6年生社会科では教科書に掲載さ

れており、「(前略)大和朝廷(大和政権)による統一の様子を手掛かりに、むらからくにへと変化したことを理解すること。」(小学校学習指導要領第6学年の目標及び内容ア(ア))と学習内容に関わりがある。また、「遺跡や文化財、地図や年表などの資料で調べ、まとめること」(小学校学習指導要領第6学年の目標及び内容のア(シ))の具体的な方法として「(前略)、土器などの遺物について、地域にある博物館や資料館などを利用して調べたり、身近な地域に残されている古墳を観察・見学したり」、「博物館や資料館などを見学して適切に情報を集める」ということが挙げられている。

中学校の学習指導要領でも同様に「(前略)大和朝廷(大和政権)による統一の様子と東アジアとの関わりなどを基に、東アジアの文明の影響を受けながら我が国で国家が形成されていったことを理解すること」(中学校学習指導要領歴史分野の目標及び内容ア(イ))と取り上げられており、その資料として国宝の「金錯銘鉄剣」が教科書に掲載されている。また、内容の取扱いの中に「(前略)、また、考古学などの成果を活用するとともに、古事記、日本書紀、風土記などにまとめられた神話・伝承などの学習を通して、当時の人々の信仰やものの見方などに気付かせるよう留意すること」とあり、「考古学などの成果」を「新聞記事や地域の遺跡、博物館の活用を図るような学習も考えられる」としている。

こうしたことを基にして、さきたま史跡の博物館では令和3年度に2つの出張授業プログラムと1つの体験学習プログラムを作成、実施した。

一つ目は「なるほど!古墳時代 埴輪 Ver」である。この授業は鴻巣市の新屋敷遺跡で出土した円筒埴輪片を口縁部、中部、下部の3種類をグループごとに用意をして、その破片を観察しながら何の破片かを探っていく授業である。具体的な遺物を観察・調査し、そこから情報を読み取り対話しながら正解を探る。その後埴輪の種類についての学習とその役割について児童に考えさせ、古墳時代の人々のくらしや埴輪に込められた思いなどを感じさせることが目的となる。また、具体的な資料を調査するため学芸員が資料の扱い方を指導し、児童にその資料の大切さを感じさせることも目的としている。

二つ目は「なるほど!古墳時代 鉄剣 Ver」である。この授業は教科書に掲載されている稲荷山古墳から出土した「金錯銘鉄剣」と江田船山古墳(熊本県)から出土した「銀象嵌鉄刀」の内容を読み比べて、その共通点と相違点を探り、その資料2つの資料が何を表しているのかを読み取る授業である。2つの遺物から大和朝廷(大和政権)の国土の広がりや理解させるとともに国土が統一されていった様子を学ぶことにな

さきたま史跡の博物館出張授業「なるほど!古墳時代」授業比較表																					
1 目標																					
○古墳や遺物などについて話を聞いたり、実際に触ったりすることを通して、古墳時代について関心を高めるとともに、古墳や遺物から古墳時代の様子について理解を深める。																					
○学芸員の仕事に関心をもち、夢や希望に向かって努力する態度の形成を図る。【キャリア教育の視点】																					
2 展開																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>A 埴輪 ver</th> <th>B 鉄剣 ver</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 既習事項の確認 ○「仁徳天皇陵古墳(大仙古墳)」 ○「古墳クイズ」 ○埴玉古墳群について</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 博物館、学芸員の役割の説明</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 学習問題 「資料を調べて何の破片か考えよう」</td> <td>3 学習問題 「2つの遺物から、古墳時代の様子を知らよう」</td> </tr> <tr> <td>4 資料の扱い方を学び、遺物を調べる ○机上の破片が何の破片なのか、理由とともに意見を交流する。(個人グループ全体) ○見つかった遺物がどのように復元されているのか作業の様子を見る。</td> <td>4 2つの遺物の紹介 (A) 金錯銘鉄剣【埼玉県：稲荷山古墳】 (B) 銀象嵌鉄刀【熊本県：江田船山古墳】</td> </tr> <tr> <td>5 埴輪の種類を知り、役割について考える。 ○埴輪の種類やその違いについて知る。 ○埴輪の役割について考えを持ち、全体で意見を交流する。 「円筒埴輪」「人物埴輪」「動物埴輪」</td> <td>5 出土した遺物を比較する (1) 個人の学習(観察・質問) 2つの遺物について調べる。 (2) ペアの学習(対話・協働) 共通点を見つかる。 共通点からわかったことを考える。 (3) 全体の学習 学級全体でまとめる。 ★ジグソー活動でも実施可★</td> </tr> <tr> <td>6 まとめ 「色や厚さ、表面の様子から埴輪の破片である。埴輪には、古墳の場所や大きさを知らせたり、埋葬者のためのお祭りに使ったりする役割がある。」</td> <td>6 まとめ 「大和朝廷(大和政権)の力が関東や九州まで広がっていた。」</td> </tr> <tr> <td>7 (1) 学芸員の話や写真から発掘や調査、資料の活用の仕方などを学ぶ。 ○古墳を発掘する意味や発掘するときの様子、資料等の画像を見ながら知る。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 古墳群から出土した他の遺物について「金錯銘鉄剣」</td> <td>(2) 古墳群から出土した他の遺物について「古墳群出土の埴輪」 ①埴輪片の観察(実物資料) ②埴輪の説明(レプリカ資料) ・円筒埴輪 ・形象埴輪(人物埴輪・動物埴輪等)</td> </tr> <tr> <td>★実物資料を用いて学芸員から資料の扱い方や見方を学ぶ ★古墳の発掘や埴輪の復元の様子など学芸員の経験を基に授業を行う。</td> <td>★基礎基本の定着(大和政権の広がり) ★国宝「金錯銘鉄剣」の詳細を知れる。 ★「主体的・対話的で深い学び」の実現</td> </tr> </tbody> </table>	A 埴輪 ver	B 鉄剣 ver	1 既習事項の確認 ○「仁徳天皇陵古墳(大仙古墳)」 ○「古墳クイズ」 ○埴玉古墳群について		2 博物館、学芸員の役割の説明		3 学習問題 「資料を調べて何の破片か考えよう」	3 学習問題 「2つの遺物から、古墳時代の様子を知らよう」	4 資料の扱い方を学び、遺物を調べる ○机上の破片が何の破片なのか、理由とともに意見を交流する。(個人グループ全体) ○見つかった遺物がどのように復元されているのか作業の様子を見る。	4 2つの遺物の紹介 (A) 金錯銘鉄剣【埼玉県：稲荷山古墳】 (B) 銀象嵌鉄刀【熊本県：江田船山古墳】	5 埴輪の種類を知り、役割について考える。 ○埴輪の種類やその違いについて知る。 ○埴輪の役割について考えを持ち、全体で意見を交流する。 「円筒埴輪」「人物埴輪」「動物埴輪」	5 出土した遺物を比較する (1) 個人の学習(観察・質問) 2つの遺物について調べる。 (2) ペアの学習(対話・協働) 共通点を見つかる。 共通点からわかったことを考える。 (3) 全体の学習 学級全体でまとめる。 ★ジグソー活動でも実施可★	6 まとめ 「色や厚さ、表面の様子から埴輪の破片である。埴輪には、古墳の場所や大きさを知らせたり、埋葬者のためのお祭りに使ったりする役割がある。」	6 まとめ 「大和朝廷(大和政権)の力が関東や九州まで広がっていた。」	7 (1) 学芸員の話や写真から発掘や調査、資料の活用の仕方などを学ぶ。 ○古墳を発掘する意味や発掘するときの様子、資料等の画像を見ながら知る。		(2) 古墳群から出土した他の遺物について「金錯銘鉄剣」	(2) 古墳群から出土した他の遺物について「古墳群出土の埴輪」 ①埴輪片の観察(実物資料) ②埴輪の説明(レプリカ資料) ・円筒埴輪 ・形象埴輪(人物埴輪・動物埴輪等)	★実物資料を用いて学芸員から資料の扱い方や見方を学ぶ ★古墳の発掘や埴輪の復元の様子など学芸員の経験を基に授業を行う。	★基礎基本の定着(大和政権の広がり) ★国宝「金錯銘鉄剣」の詳細を知れる。 ★「主体的・対話的で深い学び」の実現
A 埴輪 ver	B 鉄剣 ver																				
1 既習事項の確認 ○「仁徳天皇陵古墳(大仙古墳)」 ○「古墳クイズ」 ○埴玉古墳群について																					
2 博物館、学芸員の役割の説明																					
3 学習問題 「資料を調べて何の破片か考えよう」	3 学習問題 「2つの遺物から、古墳時代の様子を知らよう」																				
4 資料の扱い方を学び、遺物を調べる ○机上の破片が何の破片なのか、理由とともに意見を交流する。(個人グループ全体) ○見つかった遺物がどのように復元されているのか作業の様子を見る。	4 2つの遺物の紹介 (A) 金錯銘鉄剣【埼玉県：稲荷山古墳】 (B) 銀象嵌鉄刀【熊本県：江田船山古墳】																				
5 埴輪の種類を知り、役割について考える。 ○埴輪の種類やその違いについて知る。 ○埴輪の役割について考えを持ち、全体で意見を交流する。 「円筒埴輪」「人物埴輪」「動物埴輪」	5 出土した遺物を比較する (1) 個人の学習(観察・質問) 2つの遺物について調べる。 (2) ペアの学習(対話・協働) 共通点を見つかる。 共通点からわかったことを考える。 (3) 全体の学習 学級全体でまとめる。 ★ジグソー活動でも実施可★																				
6 まとめ 「色や厚さ、表面の様子から埴輪の破片である。埴輪には、古墳の場所や大きさを知らせたり、埋葬者のためのお祭りに使ったりする役割がある。」	6 まとめ 「大和朝廷(大和政権)の力が関東や九州まで広がっていた。」																				
7 (1) 学芸員の話や写真から発掘や調査、資料の活用の仕方などを学ぶ。 ○古墳を発掘する意味や発掘するときの様子、資料等の画像を見ながら知る。																					
(2) 古墳群から出土した他の遺物について「金錯銘鉄剣」	(2) 古墳群から出土した他の遺物について「古墳群出土の埴輪」 ①埴輪片の観察(実物資料) ②埴輪の説明(レプリカ資料) ・円筒埴輪 ・形象埴輪(人物埴輪・動物埴輪等)																				
★実物資料を用いて学芸員から資料の扱い方や見方を学ぶ ★古墳の発掘や埴輪の復元の様子など学芸員の経験を基に授業を行う。	★基礎基本の定着(大和政権の広がり) ★国宝「金錯銘鉄剣」の詳細を知れる。 ★「主体的・対話的で深い学び」の実現																				
導入																					
展開																					
終末																					
特徴																					

## 2つのプログラムの対応表。

### 学校や児童の実態に応じて選択してもらおう

学校や児童の実態に応じて選択してもらおう。2つの遺物から大和朝廷(大和政権)の国土の広がりや理解させるとともに国土が統一されていった様子を学ぶことにな

る。鉄剣と鉄刀それぞれの資料をペアで調べ合い、お互いに伝え合いながら情報を埋め合わせていくというジグソー学習での実施も可能となる。

この2つの授業は、小学校6年生がちょうど学習する時期である6月の中旬から7月上旬まで近隣の4市（行田市、鴻巣市、羽生市、加須市）を対象に、学校や児童の実態に応じてどちらか1つを選んでもらい実施をした。19校から申込があり、埴輪 Ver を8校、鉄剣 Ver を11校実施した。

体験学習は「作ってみよう！わたしだけのオリジナルまが玉」と題し、館内でも実施している勾玉づくり体験を学校に出張して作成するプログラムである。ただ、作成するのではなく前段で勾玉の歴史や勾玉に関する知識を得てもらい、その後に滑石を使った勾玉づくり体験を行う。勾玉は埼玉県の県章にもなっているため、小学校4年生で学習する「都道府県の様子」でも活用することができる。また、紙やすりで作成するのだが、昔は石の道具を使い、形を整えていったことを教えることで、今と昔との比較にもつながり、体験に基づいて古墳時代の人々の思いにふれることができる。

### 3 実践の様子

実際に授業を行ってみて、児童たちの様子について報告を行う。

#### (1) 「なるほど！古墳時代 埴輪 Ver」

「なるほど！古墳時代 埴輪 Ver」では、実際に出土した埴輪片を使用するため普段学校ではできない体験を行うことができ、教員、児童たちにも好評であった。ただ学ぶというだけでなく、資料の扱い方や資料から考察し対話で考えを深め合うなど児童主体の活動を多くすることで興味関心を育て、資料を根拠にして情報を言語化し伝えることができるようにする下地づくりにもなった。

出土資料を使用するため、初めに学芸員から資料の扱い方について説明をしてもらった。これは資料



学芸員が資料を見る視点を与える

の活用と保存という観点からも重要だと位置付けている。実際に資料にふれるということは破損の可能性があったり、状況が変化をさせていってしまったりすることは避けられない。しかし、それを最小限に抑え、かつ学習上有効な効果をもたらすために、専門である学芸員にその資料の価値の重要性や失われると二度と同じものがないという貴重性を説明してもらった。その成果もあり、児童は資料を観察する際は、トレイ内の低い位置で観察をしていた。また、学芸員からは資料を観察する際のポイントも指導をもらった。児童生徒は資料が提供されてもそれを漫然と見してしまうことが多い。その“もの”のどこを視るのか、視たものをどう生かすのか。社会科の目標としても高いものとなるが学校の日常的な授業ではなかなか踏み込むことが

できない視点で専門家の学芸員から指導をもらった。埴輪片の場合、「色」や「断面」、「表面の模様」の観察に加え、専門的な言葉である「刷毛目」や「突帯」なども観察ポイントとして紹介してもらった。

「なるほど！古墳時代」ワークシート  
6年 組 名前( )

学習問題 **資料を調べて、何の破片か考えよう。**



実際の資料を見て「気付いたこと」、「気になったこと」、  
『「こうかな?』と思ったこと』…などを書いてみよう。

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

対話の前にまずは自分の意見を持たせるためのワークシート

約1500年前の資料を手にした児童たちはとても丁寧に扱い、重みを感じたり、表面の凸凹具合を確認したり、匂いを確認したりと様々な方法で資料にふれることができた。そしてすでに学習をしている縄文土器や弥生土器の特色を見出してみたり、日常生活で自分たちが使っている壺や瓶に近いと考察したり、正解を出すということよりも根拠を持ち対話を重ねながら遺物について考えることができた。終了後のアンケートを見ても「本物を触れてよかった」「貴重な経験だった」という意見が多く、児童の満足度は高いものであった。

また、出張授業後に実際にさきたま史跡の博物館に来館をして、一緒に来ていた家族に円筒埴輪について説明をしている児童もいた。インプットした学習内容を咀嚼して、改めて身近な人にアウトプットすることでその学びは確かなものになる。博物館への関心を高めるとともに資料を“見る”から“視る”へと気付かせる機会にもなった。



ICT や具体的な資料を用いて視覚的に情報を与え、興味関心を高める

## (2) 「なるほど！古墳時代 鉄剣 Ver」

「なるほど！古墳時代 鉄剣 Ver」は、教科書にも掲載されている稲荷山古墳出土の「金錯銘鉄剣」を扱った授業である。学校の授業においては「“ワカタケル大王”と書かれた剣と刀が埼玉と熊本から出土したがこれはどういうことを表しているのか？」と発問をし、「当時の大和朝廷(大和政権)が関東から九州まで勢力を広げていた」という学習内容を理解するものになる。鉄剣について学校でふれるのは「埼玉県の行田市にある鉄剣」と「ワカタケル大王」という事実のみになる。学校の教員も「金錯銘鉄剣はワカタケル大王のもの」若しくは「ワカタケル大王が作って配ったもの」という認識でいることもある。そのため児童も漠然と「鉄剣＝ワカタケル大王のもの」という理解になってしまっていることがある。

この授業プログラムでは、そうした金錯銘鉄剣の文字を実際に読んでみてどのようなことが書かれているかを知ると共に熊本県江田船山古墳から出土した「銀象嵌鉄刀」と比較をし、より深い視点で大和朝廷（大和政権）の広がりを学ぶことを目的としている。

多資料を比較するときの学校の指導法の一つに「ジグソー学習」という方法がある。ペア若しくはグループ内でそれぞれの資料を調べるスペシャリストを決め、各自で自分の決められた資料について調べて情報を収集する。その後、自分のグループに戻って自分の収集した情報をお互いに伝え合うことで補完をし合い、考察を深めていくという方法である。今回は「金錯銘鉄剣」と「銀象嵌鉄刀」に共通点と相違点を探すことで、共通のワードである「ワカタケル大王」を発見し、そこから当時の大和朝廷（大和政権）の広がりについて気付くという流れになっている。

「金錯銘鉄剣」は実際の物を学校に持っていくことは不可能であるため、「触れるレプリカ」で代用をした。

節くれだった形状や色は本物とそっくりなため児童も鉄剣に興味を持ちやすかった。加えて金で書かれた文字を見て何が書かれているのか関心を高めていた。全ての文字が漢字しか使われていないというところから「外国から来た剣なの？」という児童もいたため、中国や朝鮮半島とのつながりや文字の伝来にも考えをつなげていくことができる。

また、レプリカで鉄剣の大きさを見た際に「大きい」と言う児童と「思ったより小さい」と思う児童がいた。なかなか剣を見る機会がないのでゲームなどで剣を見たことのある児童は小さく感じ、写真で見たことがあるくらいの児童は大きく感じていたように思われる。レプリカとはいえ、視覚的な効果は強く、児童に大きなインパクトを与えた。また、レプリカではあるが、資料であることは変わりがないためその扱いについては学芸員から



実際のサイズと同じ「銀象嵌太刀」

もふれてもらい、精巧に移したものであるためその扱いについては十分に注意をするように指導をしてもらった。「銀象嵌太刀」はレプリカの用意も難しかったため、同じ長さの発泡スチロールに写真を貼り用意をした。こちらはレプリカほど反応があったわけではないが、文字が書かれたところが太刀の背の部分に当たるため、見せると「こんな細いところに字を書くなんで」と児童は驚きの様子であった。教科書ではどこに字が書いてあるかは示されていないため、その技術力の高さを実際に感じることもできていた。

「金錯銘鉄剣」の実物は博物館にあることを伝えると「見に行きたい」と言ってくれる児童も多く、実際に家族で見に来てくれた児童もいた。学校だけでなく、事後学習も促すことができた。

「なるほど！古墳時代」ワークシート（鉄剣 ver）  
6年 組 名前（ ）

学習課題 **2つの遺物から、古墳時代の様子を知らよう**

1 エキスパート活動 「自分が担当した遺物について調べよう」

熊本県（江田船山古墳）	出土場所	埼玉県（桶狭山古墳）
銀象嵌鉄刀	名称	金錯銘鉄剣
鉄刀	種類	鉄剣
cm	長さ	cm
文字	文字数	文字（表 裏）
	文字の色	
	書かれていた文字など	

2 ジグソー活動 ①互いに調べたことを伝え合おう（上の表を完成させよう）。  
②互いの情報の共通点を考え、そこからわかったことを書いてみよう。

共通点

➔

わかったこと

まとめ

それぞれの資料を対比し、視覚的にとらえやすくしたワークシート



鉄剣のレプリカと 115 文字を拡大したプリント

「金錯銘鉄剣」は特殊なケースで展示をされている。そのケースについても説明をしたが、もう少し詳しくふれることができれば、その資料の価値の高さを児童に伝えることもできたと思う。窒素ガスでケース内を満たし、酸化を防いでいることを考えさせることで資料保存の大切さを児童に考えさせることができる。今を生きる人たちがいるのは昔の人々が積み上げてきた歴史があるからで、文化財はその歴史を教えてくれる大切な証人だということを感じさせる。そうした指導を通して文化財を受け継いでいこうとする児童生徒の態度を育てていくことにもなる。

### (3) 「作ってみよう！ わたしだけのオリジナルまが玉」

「作ってみよう！ わたしだけのオリジナルまが玉」は体験を通して学習を深めるプログラムになっている。このプログラムも学校や児童の実態に応じて時間を変えて行った。基本は60分コースだが、小学校の授業時間に合わせた45分コース。勾玉だけではなく埼玉古墳群や金錯銘鉄剣まで含めた90分コースを用意して学校へ選んでもらった。勾玉や古墳、鉄剣についての基本的な知識を学んでもらうことで、ただの製作体験としてだけでなく、学習と体験を一体としてとらえられるようにしている。

勾玉の形については児童たちもゲームなどを通して知っていることが多く、授業を行う前から楽しみにしている様子が見られた。現在の勾玉づくり体験は紙やすりを使って削っていくが、古墳時代の勾玉は石で道具を作り、石を削り出し、形を整え、磨きをかけて

いる。そうした今と昔の作り方の違いを知ることによって当時の技術力の高さを感じさせるとともに「どうしてきれいな勾玉を作りたいかったのか」という古墳時代の人々の思いにまでつなげていく。

体験としては単調な作業になりやすく飽きてしまう児童も考えられたが、どの子も一生懸命で時間が足りなくなるほど熱中して取り組むことが多い。削っている最中も児童同士でどうすればもっと上手に削れるのかを意見しあったり、お互いに勾玉を見せ合い褒めあったりしていた。自然と主体的に

令和3年度 埼玉県立さきたま史跡の博物館 出張授業

未来を創る。こどもたち。  
未来を育てる。わたしたち。

## 学習指導案(タイムスケジュール) 60分 ver

時間	内容	学校で準備していただくもの
5分	1 まが玉クイズ ・まが玉の説明	ロ大型テレビ・HDMI ケーブル (スクリーン・プロジェクター)
50分	2 まが玉づくり体験 《滑石を紙やすりでけする》  まが玉づくりでは、滑石と呼ばれるやわらかい石を使用します。 セットのまが玉原石(滑石)には稲荷山古墳出土のまが玉とほぼ同形の鏝がかいてあります。 2種類の紙やすりを用いながらこの鏝に沿って削っていくことで、稲荷山古墳出土のまが玉と同じ形のまが玉を作ることができます。	ロ机・イス
(25分)	(1) まわりをけする。 (線の輪郭まで垂直に削る)	
(20分)	(2) 輪郭の角を削り丸みをつける。 管玉を削る。	
(5分)	(3) 細かい傷をとっていく。 管玉を磨いていく。	
5分	4 ひもを通す。 ・管玉 ・まが玉	ロセロテープ(数個) ロパケツ(数個) 

★45分コースの場合

- ・「まが玉クイズ」「まが玉の説明」「管玉けすり」「ひも通し」は行いません。(ひも通しは、各学級・ご家庭での対応)
- ・時間は最低限ですので、児童によっては完成しない可能性もあります。

★90分コースの場合

- ・「まが玉体験」に余裕をもって取り組むことができます。(＋20～30分)
- ・「埼玉古墳群について」「さきたま史跡の博物館について」「古墳クイズ」「古墳時代について」などを加えることができます。

### 学校や児童の実態に応じたプログラムを用意

取り組んだり、対話を通じて高め合ったりする態度を見ることができた。最後には「また作りたのでさきたま史跡の博物館へ行きます!」と言ってくれる児童もおり、実際に何人もの児童が「楽しかったから来ました。」と足を運んでくれている。

大変な思いをして勾玉を作ることで当時の人々の気持ちを想像するとともに、自分で作ったものを大切にしようとする様子も見られた。こうした体験を通して資料としての物の価値や大切さという部分にも注目させて保存する意味についてまで態度を醸成していければと考えている。



まが玉と県章との関係についても学ぶ



体験を通して学びの定着を図る

#### 4 効果と反省

博物館・美術館と学校との連携は今後ますます必要となってくる。具体的な資料を活用した授業というのは児童に新しいことに対する興味を高めさせ、主体的に学びたい、学ぼうとする態度を与えてくれる。また、資料を根拠として意見を交流させ合いながら課題を解決していくことは考古学的な学習の素地にもつながっていくのではないだろうか。博物館の出張授業は、日ごろ学校では用意できない資料を用意して、専門的な切り口から分かりやすく教えていくことができるとても重要な機会であると思う。また、なかなか博物館・美術館を訪れる機会のない児童生徒にとって新たな学習の場として、まずは知ってもらうという大切な機会にもなるだろう。

授業としての効果としてだけでなく、博物館・美術館について知ってもらい、そこで働く職員やそこにある資料を学ぶことも見識を深めることにつながる。そうしたことが資料の貴重性を知り、後世まで守り保存をしていかなければならないという気持ちや態度の育成にもつながっていくのであると考える。そうしたことが教育されずに資料が消失していってしまうともう二度と元には戻らない。それはその時代の人々がどのように生活してきたのか、私たちのルーツを知ることもできなくなってしまうのだ。

一方で課題もたくさんある。学校では授業時数に基づき年間の学習指導は定められている。そうした中で出張授業を実施するためには、事前に学校の年間指導計画の中に位置付けてもらうことが効果的となるが、なかなかそこまでは各校の事情もあるため難しい。博物館側のリソースの問題もあり、職員数も限られた中で出張授業を行うため全ての学校において同等の指導ができるわけではない。また、学校側にも博物館がこのような取組をしていることがなかなか周知されておらず、まずは教員側にもこうした取組を知ってってもらう必要がある。加えて資料を学校に持っていき授業に活用するというのは資料が破損してしまうリスクもある。どの資料を持っていくのか、どのように資料を扱わせるのか、十分に吟味し選別をしていかなければならない。

ただそうした課題を超えていくことで児童が得られる経験は計り知れないものとなる。さきたま史跡の博物館と埼玉古墳群には未来に引き継ぐべき大切な資料がたくさんある。そうした資料が未来へと受け継がれていけるように今後も学校との連携を密にして児童生徒に楽しみながら学ぶ機会を作っていく。

〈引用参考文献〉

文部科学省 小学校学習指導要領(平成29年告示)

文部科学省 小学校学習指導要領(平成29年告示)解説 社会科編

文部科学省 中学校学習指導要領(平成29年告示)

文部科学省 中学校学習指導要領(平成29年告示)解説 社会科編

## 《調査彙報》 正法寺所蔵水野忠貞奉納明版大蔵経について

中村陽平

### はじめに

筆者は以前、昌国寺(寄居町)を菩提所とする旗本水野氏にかかる資料を展示させていただいた。このたび、坂東札所で知られる岩殿山正法寺(東松山市)に所蔵される水野忠貞奉納明版大蔵経(東松山市指定文化財)の一部を実見する機会を得た。忠貞は正法寺の他に長谷寺(奈良県)に同じく明版大蔵経を奉納しているほか、昌国寺には大般若経六百巻を、その他の寺社にも様々な品を奉納するなど、各地にその痕跡を残している人物である。そこで小稿では、水野忠貞を取り上げ、その事跡および忠貞が正法寺に奉納した明版大蔵経を紹介したい。

なお、今回は正法寺に所蔵される明版大蔵経について精緻に確認、検討、分析したものではないこと、加えて門外漢の分野であるため、極めて簡単な紹介に留まることを予めお断りしておく。経全体の精緻な分析については今後の課題とするともに、大方のご教示を願う次第である。

### 1 水野忠貞の事跡

昌国寺を菩提所とした水野石見守家は水野長勝に始まる。長勝は、尾張水野氏宗家水野忠政の甥成清の子で、生母は忠政の娘で於大の方(伝通院)の姉、於丈の方(覚法院殿月貞妙心大姉)とされる。父成清は長勝が二歳の時に死去したため、生母の再嫁先である松平家広(形原松平家)の養育を受けた。長勝はのち織田信長、北条氏政に仕え、北条氏滅亡後に家康に召し出されている。

二代水野忠貞は、黒川正秀と水野長勝女(昌舜貞久・貞久院)の嫡男として生まれるが、長勝嫡男の早世に伴い慶長六(一六〇一)年、長勝の嗣子となる。なお、忠貞生家の黒川家は、当初扇谷上杉氏に仕えたが、河越城の戦いの際に父子が討死。その後、正秀の代に北条氏房に属し、慶長五年に家康に召し出された家である。忠貞を水野家の継嗣としたのは、正秀次男の正直が継いでいる。正直は、長崎奉行、大目付など幕府要職を務めている。正秀以来、大智寺(坂戸市)に葬られ、代々の菩提所としている<sup>(1)</sup>。

ちなみに慶長十四年の正秀没後には、忠貞の実母貞久院は、水野家陣屋敷内に居住したものとされ、元禄年間頃の昌国寺を描いたと考えられる境内図には「てい久いん様御やしきあと只今ハ畑ニ成」と見える<sup>(2)</sup>。貞久院は、正保三(一六四六)年に没し、昌国寺には宝篋印塔が造立されている<sup>(3)</sup>。

忠貞の経歴については【表】の通りである。忠貞は伏見奉行を務めた人物として知られているが、伏見奉行は正保四(一六四七)年、小堀政一(遠州)の後を受けたものである。当初は伏見奉行に加え畿内五ヶ国・近江・丹波・播磨の奉行を兼ねたが、寛文六(一六六六)年にこの職掌は京都代官に移譲されている。

先述の通り忠貞は、長谷寺へ大蔵経を寄進したほか、春日大社の寄進書籍目録にもその名を留めている<sup>(4)</sup>。こうした和州周辺寺社への寄進は伏見奉行としての事跡とも関わるものといえよう。

【表】水野忠貞の履歴一覧

年月日			事項
慶長3年	1598		黒川政秀の嫡男として出生
慶長6年	1601	2月4日	將軍拝謁、水野長勝の養子となる
慶長14年	1609	7月17日	黒川正秀死去
慶長14年	1609	11月3日	水野長勝死去
寛永8年	1631		御使番
寛永9年	1632	9月8日	御書院番組頭
寛永9年	1632	12月15日	従五位下石見守に叙任
寛永10年	1633	4月23日	上総国植生、海上、長柄三郡において700石加増
寛永15年	1638	11月11日	御小姓組番頭
寛永19年	1642	7月19日	水野忠政の百回忌の供養として、昌国寺に宝篋印塔を造立
寛永19年	1642	閏9月5日	御書院番頭
正保4年	1647	3月3日	伏見奉行および五畿内、三国の奉行。1,500石加増。 武蔵・上総の知行所を大和国忍海・式上郡に知行替 5,000石となる
慶安3年	1650		五畿内および近江国巡見
明暦3年	1657		高巖院殿（伏見宮顕子）関東御下向に供奉
万治元年	1658		昌国寺に大般若教を奉納
万治3年	1660		正法寺に明版大蔵経を奉納
寛文6年	1666		五畿内、三国の奉行免じられる
寛文7年	1667		長谷寺に明版大蔵経を奉納
寛文9年	1669	4月	伏見奉行を致仕
寛文10年	1670	2月21日	死去

典拠：寛政重修諸家譜、昌国寺文書など

忠貞は伏見奉行として大和国に足跡を残す一方、寛永十九（一六四二）年には、初代長勝の外曾祖父にあたる水野忠政の百回忌の供養として、昌国寺に宝篋印塔を造立している。また、万治元（一六五八）年には、長勝五十年忌供養として、菩提所昌国寺に大般若経を納めている<sup>5)</sup>。

このように忠貞は、各地の寺社に寄進をおこなうとともに、昌国寺を水野家の菩提所として調べていったことがうかがえる。寺伝では忠貞の法名は、嵯峨清涼寺・仙譽堯鑑（一五九七〜一六五七）に帰依し授けられ

た逆修戒名であるとする<sup>6)</sup>。こうした点を鑑みると、忠貞の一連の寄進活動は、忠貞の三宅への帰依・信仰や、幕府役職を契機とした関係（つながり）によりなされたものと理解される。

## 2 正法寺蔵所蔵明版大蔵経について

明版大蔵経は、十五世紀初期、中国・明代に彫られた板木をもとに十七世紀後半の中国・清代の補刻により印刷されたものである。板行時期により、南蔵・北蔵、嘉興蔵（万暦版大蔵経）などに分けられる。うち嘉興蔵は、南光坊天海による天海板開板に際して底本の一つとして用いられたほか、黄檗版（鉄眼版）の開板につながるなど、その後の仏典の普及に多大な影響を与えたものと評価されている<sup>7)</sup>。

岩殿山正法寺には万治三（一六六〇）年、忠貞が寄進した明版大蔵経（嘉興蔵。以下、正法寺本とする）が伝えられる。加えて先述の通り、忠貞は寛文七（一六六七）年には長谷寺に同じく大蔵経（嘉興蔵）を寄進している。近い時期に二蔵を輸入、寄進した点を鑑みても、忠貞の寄進は特異な事例である。このうち長谷寺本については近年その全容が解明されている<sup>8)</sup>。一方、正法寺本は嘉興蔵としては早い時期の輸入事例であることに加え、長谷本との関係性などから注目されているにもかかわらず、管見の限り現在まで巷間に紹介されていない<sup>9)</sup>。以上から正法寺本について概要を紹介したい。

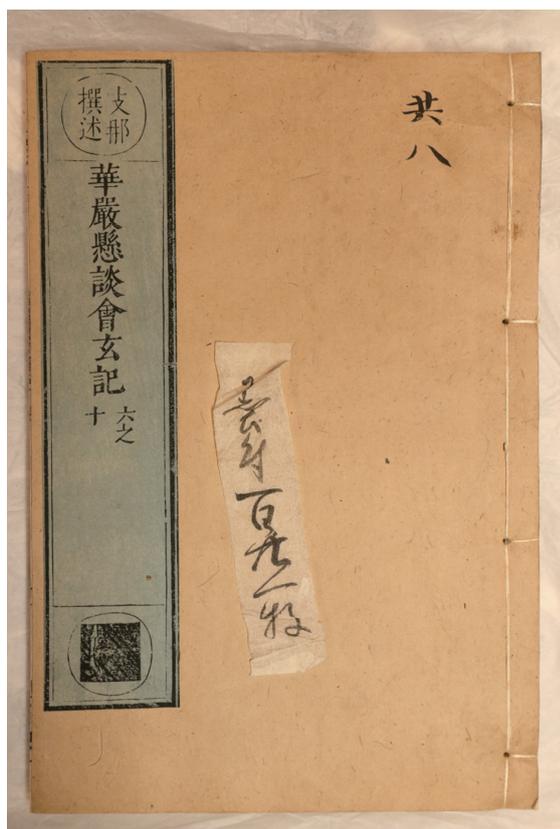
なお、今回実見したものは経箱一合のなかの一帙のみである。御住職によると、一部黄檗版を含んでいるとのことであるが、全体の分析は今後の課題とする。

(1) 経典について

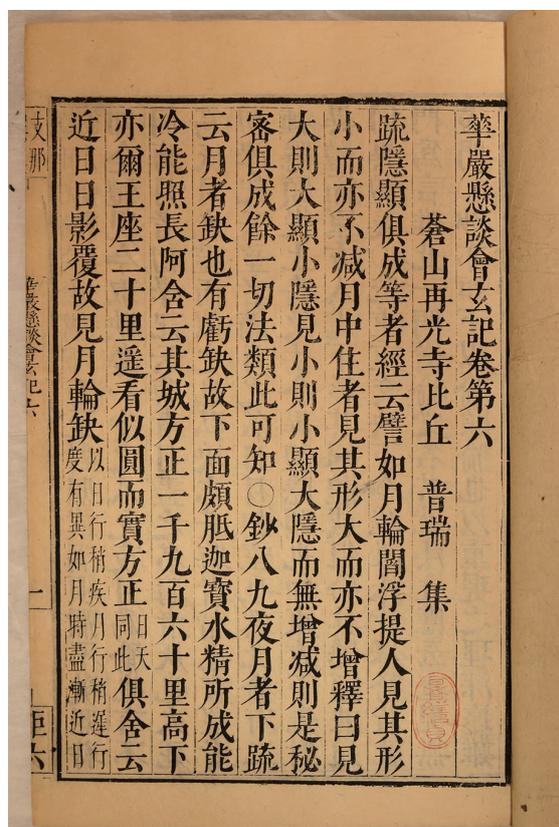
結論から述べるが、当然ながら正法寺本は長谷寺本と極めて近い様式を備えた嘉興蔵である。そのためここでは長谷寺本の報告書に則し、二三指摘しておきたい。

まず装訂であるが、明代の新しい形態である袋綴じ方冊本(四つ目綴じ)である。一部虫損が認められるが、状態は極めて良好である。表紙は香色で、右上には後筆で「共八」と墨書されている。これは帙内の冊数を記しているものと思われ、同一帙内の他巻にも見られる。また表紙には、墨付枚数を記した付箋が貼付(一部剥落)されており、寺内で整理がなされたことが分かる。題箋は水浅黄色、千字文にあたる個所は、丸の中に墨釘で■とされており、長谷寺本と共通する。

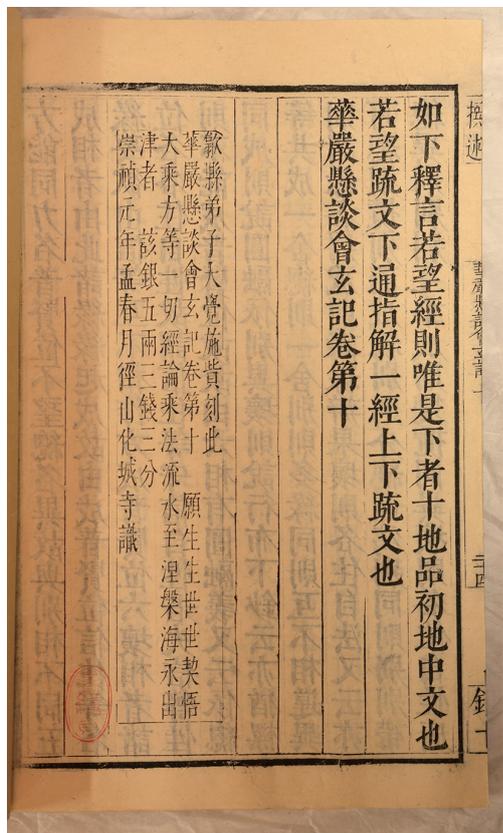
印記は、確認した範囲では、巻頭と巻末に押される「暑繕貞」の朱文楮印が見られた。これも長谷寺本に見え、忠貞の印と判断して良かるう。



【写真1】表紙



【写真2】卷頭



【写真3】卷尾

(2) 総目録について

正法寺本にはあわせて総目録が一冊付属する。縦二七・〇、横二一・二、厚三・八。総目録には、箱番号、經典名、套数(帙数)、一冊毎の墨付枚数、各套毎の墨付枚数が記されている。巻尾には、「一切經都合二二三套／此冊数千五百五十五冊、内総目録一冊／墨付合十五万三千七百九十二枚」と正法寺本の全容が記されている。さらに巻末には、奉納の経緯を記した次の奥書がなされている。

【史料一】<sup>(10)</sup>

(奥書)

右総目所載、明本大藏經壹部、為表二百一十有三、為冊一千五百五十有五、奉納武州比企郡岩殿山千手觀世音菩薩之寶藏、余生長此郡、自幼齡常拜詣精藍、敬信靈感而今守職於畿内十有餘歲、未嘗不日夕東望而仰(之)慈風、故求全經於中華、供仏海之涓滴、伏冀 柳營萬歲國泰民安、法霈之余沢施及家族、武運延久孫子繁榮、永承多福者也

万治庚子九月日

從五位下水野石見守源忠貞

墨付一百八十枚 (暑繕貞・朱文楯田印)

奥書によると、忠貞は自身が比企郡内で生まれ育ち、幼少時より正法寺を参拝、崇敬していたこと。遠く伏見の地で奉行を十余年務めながら、故郷への想いを抱き、正法寺に対し大藏經を奉納したことなどが読み取れる。



【写真4】 総目録奥書

(3) 経箱について

総目録に記された奉納経緯については、『新編武蔵風土記稿』においても取り上げられており、次の通り記されている。

【史料二】<sup>(1)</sup>

○経蔵

明板ノ一切経ヲ蔵ス。万治三年九月。水野石見守忠貞ガ寄納スル処ナリ。経文目録ノ末ニ。奉納シタル顛末ヲ畧記ス。其文ニ。

右総目所載、明本大蔵経壹部。為帙二百一十三。為冊一千五百五十五。奉納武州比企郡岩殿山千手観音菩薩之宝前。余生長此郡。自幼齡常拜詣精藍。敬信靈威。今守職十有余歳。故求全経於中華之云。

万治庚子九月

従五位下水野石見守源忠貞

『新編武蔵風土記稿』が編纂された文化・文政年間には、正法寺には経蔵が設けられ正法寺本が納められていた。残念ながら正法寺経蔵は現存せず、どの様なものであったのかは詳らかでは無い。しかし現在でも正法寺には大蔵経の経箱が残され、正法寺本堂脇陣に安置されている。

この経箱は忠貞寄進時の経箱で、十二合からなる。桐製、被せ蓋式で四隅に金具が施される。側面下部には紐穴二本が施されているが真田紐などは欠損している。一合の法量は、高四六・五cm、横四一・〇cm、奥行五七・四cm。細部を実見したのは一合のみであるが、経箱に墨書などは認められない。なお長谷寺にも、忠貞寄進時の経箱とされる同種の経箱が伝わっている。ここから忠貞は正法寺本と長谷寺本を同一のルートで入手した可能性が考えられる(無論、箱だけが別注の可能性はある)。

現在、正法寺に経蔵は確認されず、大蔵経の存在も一般には余り知られていない。しかし江戸時代の段階においては、正法寺本は『新編武蔵風土記稿』に留められるべき什物として認識されており、おそらく経蔵とあわせて札所を構成する一要素であったのであろう。

以上、簡単に正法寺本を確認した。その伝来経緯を知る術は無いが、長谷寺本を含め、寄進した時期は忠貞が伏見奉行を務めていた時期にあたる。こうした品を買い求め各寺社に寄進しえた背景の一つには、伏見奉行としてのネットワークや人脈があったことは想像に難くない。さらに想像を逞しくすれば、忠貞の実弟黒川正直の存在である。正直は慶安三(一六五〇)年長崎奉行に転じており、長崎奉行の御調物としてこうした品を入手し得た可能性も指摘できる。いずれにせよ、幕府役職のネットワークや人脈を通じてこれらの品を入手できうる立場であったことは、嘉興蔵の流通を検討するうえで重要であろう。



【写真5】 経箱



【写真6】 経箱安置風景

## 結びにかえて

小稿では、旗本水野忠貞が奉納した正法寺蔵明版大蔵経を紹介した。正法寺大蔵経については、引き続き調査をおこない、改めてその全容を紹介したい。

ところで筆者は前稿<sup>(12)</sup>で水野家が昌国寺を代々の菩提所と定める画期を、三代水野忠顕の奥方玉泉院による昌国寺護持に求めた。しかしその前提として、二代忠貞の存在は無視できない。忠貞による神仏への敬信や祖霊信仰により、昌国寺は水野家代々の菩提所として成立する方向が定められたといえよう。

近世初期の「旗本」菩提所成立・継続の要因は、様々な事象によるものである。忠貞の動向からは、自身の生まれ育った土地に対する地域認識や、「信仰心」という重要なキーワードが浮かび上がる。こうした歴史的な観点からも、正法寺大蔵経は興味深い事例といえる。

### 註

- (1) 現在墓所は、「黒川丹波守正直墓」として、埼玉県の旧跡に指定されている。
- (2) 昌国寺所蔵文書。
- (3) 墓所については、池上悟「埼玉県寄居町昌国寺所在の旗本水野石見守家墓所」(『立正考古』五二号、二〇一五)。
- (4) 『春日大社史料』『東京大学史料編纂所報』第一七号(一九八二)による。
- (5) 昌国寺所蔵。
- (6) 昌国寺所蔵文書。
- (7) 本稿における明版大蔵経の記述は、主に以下の文献を参考にした。佐々博史「水戸久昌寺蔵の明版大蔵経について」(『明版大蔵経史の研究』日蓮教学研究所紀要二二、一九九五)、元興寺文化財研究所編『豊山長谷寺拾遺第四輯之二 明版一切経 上巻・下巻』(総本山長谷寺文化財等保存調査委員会、二〇〇八)、野沢佳美「江戸時代における明版嘉興蔵の輸入状況について」(『仏教学仏教史論集 佐々木孝憲博士古稀記

念論集」山喜房仏書林、二〇〇二)、同「江戸時代における明版嘉興蔵の輸入状況について」(『立正史学』一一九、二〇一六)。

(8) 註7に同じ。

(9) 嵐山史跡の博物館企画展「観音霊場と武士」(二〇一三)においていくつかの経典と総目録が展示されている。

(10) 正法寺文書九六一「一切経目録」(『埼玉県寺院聖教文書遺品調査報告書』埼玉県教育委員会、一九八四)。

(11) 『新編武蔵風土記稿』卷一九一(国立公文書館蔵)。

(12) 拙稿「旗本菩提所の「成立」と護持」旗本水野家菩提所昌国寺を事例に(『埼玉地方史』八三、二〇二二)。

### 〔付記〕

本稿執筆にあたり、正法寺中嶋栄様には資料閲覧をお許し頂きましたこと厚くお礼申し上げます。

## 戦国の忍器を追う

### —忍器認定過程と忍器からみた忍びの正体—

岩田明広

はじめに

国際忍者学会、甲賀流忍者調査団、三重大学等による忍び(註1)の研究は、「忍者」に多くの人々の注意を惹きつけ、今や戦国人気を牽引する動力源になっている。

忍びに対する一般的なイメージは、戦国期の戦場で疾風のように活動する謎めいた者たちで、その様相は中近世の軍記に基づいてきた。これに対し、近年の研究では、各地で発見・確認されるようになった幕藩体制下の史料に基づき、実在の定役の忍びの姿を浮かび上がらせている。しかし、戦場を生きた戦国の忍びたちの姿は、相変わらず霧の中に沈んだままだ。信用できる戦国期の記録が限られる中で、忍びは当時の軍が用いた多様な戦術と混同され、最近まで、存在そのものを疑う見方さえあった。手裏剣に代表される戦国期の忍器に至っては、実物資料が皆無という状態だ(註2)。

二〇一八年、私は戦国期の軍の総合的な理解を念頭に、埼玉県立嵐山史跡の博物館において、戦国の軍の一部を構成する別動隊としての忍びを扱う企画展を発案し、戦国の忍びに関する調査を開始した。その過程で、戦国の忍びの情報を一次史料から得ると同時に、戦国の忍器(註3)と考えられる複数の特殊武器を確認した。

本稿は、それらを戦国期の忍器として認定する過程を明らかにし、その様相を公にするとともに、近世の忍器の在り方についても論じるものだ。同時に、戦国期の忍びの実態を追及した前稿(註4)を補完する位置

付けにもある。

本稿の内容は、二〇二一年度埼玉県立嵐山史跡の博物館企画展「実相忍びの者」及び関連の記述・発表等と凡そ一致するが、忍器についてはどの公開情報より本稿が優先する。

また、本稿で挙げる文献史料については、極力原典またはその写真によったが、掲載された刊本がある場合はそこに示された史料番号を付して便に供するよう配慮した。特に『戦国遺文』については、戦国十大名氏名+史料番号と略して表記した。忍術伝書のうち、『萬川集海』を引く際は、中島篤巳註訳 二〇一五『完本 萬川集海』国書刊行会に、『忍秘伝』を引く際は、中島篤巳註訳 二〇一九『完本 忍秘伝』国書刊行会に、それぞれしたがっている。

他に、各戦国大名や国衆の表記については、事典類の項目になっている名称に統一し、その時々々の仮名・諱の使用は避けた。城郭名については、遺跡として扱うため、周知の埋蔵文化財包蔵地名を主に用いた。

#### 一 本稿の基本的な考え方

##### (一) 本稿の基本的な考え方

本稿における資史料の比較検討や史料からの歴史事象の抽出・判断は、前稿同様、次のような認知科学的理論(註5)に基づく。

人は外界から刺激⇨情報を受容すると、共通の特徴⇨ごとに体制化し、まとまりとして貯蔵⇨記憶する。体制化した情報は一つの知識をなすが、それらの知識をさらに類似の特徴⇨ごとに体制化し、上位のまとまった知識として貯蔵する。この知識も、より上位の共通の特徴で体制化する。人は、こうして階層化された知識体系としての記憶⇨認知構造を形成する。その後人は、受容する刺激とこの認知構造を照合し、それが何であ

るかを認知する。

階層化された知識の体系 認知構造は、さらに次のような特徴をもつ。家族のような基礎的集団の間では、共通の環境と頻繁なコミュニケーションがあり、やりとりされる情報が細部まで共有されるため、形成される認知構造も細部まで共通する。一方、村のような地域共同体では、共同体構成員として生活するのに必要なだけの情報交流で済むため、構成員全体の認知構造でみると、細部は共有されず、上位のまとまった抽象的な部分が共有されることになる。さらに上位の地方集団等では、周囲の環境も異なり情報伝達の頻度が低いため、より上位の概念的部分のみが共有される。

また、情報は重要な部分ほど注意され、頻繁かつ正確に交流される。つまり、正確に保存された情報は重要性も高いことになる。人の認知構造は記憶を俯瞰すると、上位階層に体制化された概念的知識ほど、情報量は少ないが重要な知識(誰もが知る常識などがその例)として保存(記憶)され、下位に体制化された個別の知識ほど、具体的で情報量は多いが、小規模な集団でしか共有されない重要度の低い知識として保持されている(ただし、個別の知識も小規模集団内での重要性は高い場合がある)。

さて、時間の経過等により環境が大きく変化することがある。すると、環境から受容する刺激や集団構成員同士の情報交流の内容が変わる。これにより認知構造は記憶はまとまり方を変え、再構造化される。時代により精神・文化が異なり、新制度や新支配機構に適応しているのはこのためだ。しかし、人はどのような情報でも取り込み、認知構造は記憶を再構造化させるわけではない。人が積極的に受容する情報は、認知構造として貯蔵されている知識と適度なズレのある情報であり、現況の認知構造は記憶からかけ離れ、理解の範疇を越えるような情報はエピソード

記憶として残ることはあるが、体制化されず認知構造の再構造化は生じない。

ところで、認知構造が再構造化されても、頻繁かつ正確に情報交流される知識の重要な中核部分が長く維持されることがある。これは、一人の人生における環境変化に基づく認知構造の変化でも、世代交代に基づく認知構造の変化でも同様で、頻繁・正確に伝達される重要な知識は保持されうる。このとき、変化しない部分の知識に着目した認知構造の通時的なつながりを、私は「系統」と呼んでいる(註6)。

前稿では、戦国の忍び戦術を担う者たちが、一般の武士とは異なる、夜間の軍事行動に対応した特殊な鍛錬を積む特殊武装集団から選ばれ任命されていたことを明らかにした。これを認知科学的に解釈すれば、忍びを擁する(忍び戦術実行に対応できる)特殊武装集団には、一般の武士から独立した、彼ら独自の武術や技術の習得・伝達システムがあったということになる。戦国大名は彼らの特殊な武術や技術を評価して自軍に召集しており、このシステムは彼ら特殊武装集団の存在意義の中核をなす重要部分になっていたとしてよい。こうした重要部分は、厳しい鍛錬という情報交流により、当時の忍びの間で頻繁に情報として交流され、堅固に長期にわたり維持されたと理解できる。より実態に即した言葉を選べば、忍びの役に就く者たちや母体となった特殊武装集団では「忍びの系統」として、師弟関係を通じ、彼らにとって非常に重要な夜の技の伝授を行っていたということになる。

## (二)忍び独自の忍器開発・改良・伝達システム

冒頭に記したとおり、本稿は考古資料中に確認した特殊武器を戦国の忍器として認定する過程を公にするものだが、戦国の忍器は今日まで未

発見で手掛かりさえつかめずに来た。

忍器については、最大の忍術伝書といわれ、寛政元年（一七八九）に甲賀二十一家総代の大原数馬らから、寺社奉行松平右京亮を通じて幕府に献上されたとされる、『萬川集海』に詳しい。同書には、潜入時に扉や城壁等を登るために用いる道具「登器」、水上・水中の移動や作業に用いる道具「水器」、潜入時に扉等を破るために用いる道具「開器」、照明や合図に火を用いるための「火器」など、様々な用途や役割を備えた多くの忍器が材料・製作方法とともに紹介され、忍器制作のシステムに関わる記述もみられる（註7）。

『萬川集海』巻第二「萬川集海凡例」には、「一 忍器ハ陰忍ノ階梯也ト云共、器物制作ノ傳授ニテ忍之理ハナキ故、第六ニ記ス忍器ハ、自ラ為覺ヘテ其可否ヲ可試、若シ不試シテ行フ支ナカレ、免角一器ヲ以テ多用ニ應スル様ニ専ラ簡要ニ制作スルヲ善トス」とある。忍器は忍び自ら発案・試作して、使用に耐えるか否か確認すべきものとされている。

同様の記述は、藤堂藩に伊賀者として仕えた木津家に伝わる『木津家文書』のうち、【史料一】に挙げた正徳六年（一七一六）五月三日付「敬白天罰靈社起請文前書」にも認められる。伊賀者長井又兵衛から忍術を伝授された木津伊之助が師弟の約定を神仏に誓ったもので、忍術や忍器の悪用を禁じ、伝来の忍器や『萬川集海』に掲載されている忍器の他に、新しい忍器を考案した場合は、師に報告するなど記されている。

【史料二】「敬白天罰靈社起請文前書」（木津家文書）

敬白天罰靈社起請文前書

- 一 今度御流儀忍術御伝授忝奉存候、然者御相伝之忍術忍器共ニ、諭親子兄弟たりと

いふ共、他見他言仕間敷候、尤知ぬ躰ニもてなし、  
人二写させ申間敷候、

- 一 萬川集海之内、序、正心、忍室之章ハ君命ハ不及申、家老、出頭人見申度と御申候ハ、懸御目ニ申答ニ御免も下候事、

一 此迄持来候忍器、火器之外、萬川集海之外、

珍敷方便、忍器、火器考出シ候ハ、御知を可申候、

- 一 若師と不通之義出来申候ハ、書写御書物返進可申候、跡ニ而書写置申間敷候、

一 萬川集海之秘術、外之書ニ書ましへ申間敷候、

- 一 御相伝之忍術、忍器、為盜賊少も用間敷候、但シ

何ニよらず君命ハ各別之事、

右之通、少も相背申間敷候、若少ニ而も於相背者、日本國中

六十余州大小之神祇、殊ニ氏神之御罰子々孫々

身上深厚ニ可蒙罷者也、仍而如件、

正徳六丙申年五月三日 木津伊之助

（保本力）（花押）

長井又兵衛様

この起請文によって、一八世紀初頭頃の伊賀に、戦国の忍びと同じ、忍び独自の武術・技術の習得・伝達システムがあり、その中に忍器の開発・制作等の情報を師弟間で共有・伝達していくシステムが成立していたことが把握できる。これは、当時の剣術等の武術と同様の傾向だ（註8）。

『萬川集海』が幕府に献上されて近世の忍びに普及し、【史料一】第二条の



図1 忍術伝書の忍器

1～6：『萬川集海』に掲載されたよく知られた忍器  
 7～11：『忍秘伝』に掲載されたよく知られた忍器  
 引用元は、「はじめに」に示した。

ように忍術のテキストとして使用されていたことを勘案すると、近世には、各地の忍びに師弟関係に基づく独自の忍術伝達経路があり、忍器も独自のシステムの中で開発され、改良され、伝達されており、そうした隠されたシステムの存在が、広く忍びを使う幕府や各藩に許容されていたことになる。様々な忍術伝書に同じような忍器が記載されている一方で、武術伝書や『和漢三才図会』等の辞典類に掲載されないのは、このシステムが一般に開かれたものではなかったことを傍証している(図1)。

『和漢三才図会』には、巻二十一「兵器」にある「龍吒」や巻二十四「百工



図2 『和漢三才図会』(国会図書館所蔵)に掲載された一般的な道具  
 忍器としての武器・武具・道具は掲載されていない。図のように、忍器に近い形状のものもあるが、用途・構造が異なる。

具」にある「鋸」(図2、文政七年(一八二四)版本)のように、少数ながら忍  
器の鈎繩・鋸と同じ機能の道具も掲載されている。忍器の情報が開けた  
システムから漏れていたと考えられなくもないが、『和漢三才図会』の龍吐  
は、登るための道具ではなく捕縛の道具であり、鋸は木・竹用の両刃で  
はなく、片刃で木材切断の道具と書かれている。その用途・形状・呼称は、  
忍術伝書の忍器とは異なる。

忍器開発・改良・伝達システムは、史料上は近世の忍びに確認できる  
システムではあるが、『萬川集海』が各地の忍びの技を集大成したものと  
して成立していること、戦国の忍びの母体となった特殊武装集団に忍び独  
自の武術・技術の習得・伝達システムという上位のシステムが存在して  
いたことから、戦国から近世まで一つの「系統」をなす「忍び」の認知構造の  
重要部分の一部として、維持・共有されていたものと推定できる。

## 二 実在する近世の忍器たち

手裏剣・苦無と呼ばれる忍器がある。漫画・テレビアニメ・実写映画  
に登場する頬被り筒袖等の黒装束の「忍者」が使う象徴的な「武器」だ。そ  
他、良く知られた忍器には撒菱、鈎繩、忍び刀、水蜘蛛などがあり、各  
地の資料館や展示施設に飾られている。これらの忍器は伝世品のように  
説明され、見る者に一定の歴史的根拠に基づく資料であるとの誤った印  
象を与えていることがある。一方、研究者は、それらの多くについて現  
代の創作であると考え、近年では「忍者は手裏剣を投げなかった」をキャッ  
チフレーズにした書籍も出版されている(註9)。

しかし、俄に偽作と断ぜられない「忍器」が存在することも事実だ。前  
節に示した忍び独自の忍器開発・改良・伝達システムの存在を手掛かり  
に実在の忍器を辿っていくことで、戦国期の忍器に遡る手がかりを見い

だせる可能性がある。回り道かも知れないが、戦国の忍器に接近するため、  
まずは現存する忍器の様相を概観しておこう。

関東平野中西部、川越城下にある私設博物館の川越歴史博物館は、信  
頼できる来歴をもつ忍器コレクションを所蔵している。近世の所産を証  
する資料を含む、最も重要な忍器コレクションだといつてよい。

川越歴史博物館は、現埼玉県川越市、川越城跡の日本丸南側に所在する。  
戦国から近世の武器・武具の収集で知られている。希少な歴史資料を当  
時の状態のまま保存する方針で収蔵展示し、一般に公開している。

現館長西山浩市氏によると、同館の忍器群は川越城東の農村地帯にあ  
る伊佐沼近隣(旧伊佐沼村)の民家に江戸時代の忍器群として伝わってい  
たもので、西山氏の父忠夫氏が複数回訪ねて少しずつ寄贈を依頼し、譲  
り受けたものだという。『新編武蔵風土記稿』によれば、近世の伊佐沼村は、  
川越城の東一五町の距離にあり、戸数四〇戸の農村とされている。水田  
稲作のほか、関東地方では印旛沼に次ぐ広さの溜池「伊佐沼」で、鮒・鯉  
を漁獲し蓮根をとって城下に出荷していた。

それらは一括性の高い資料群だが、忠夫氏が長期に渡り他の忍器の収  
集を心がけていたことを否定できず、また、複数の民家から得た可能性  
もあり、完全な一括の資料群と評価することは難しい。しかし、現段階  
では、一つの城下の一定地域から得られた一定のまとまりのある忍器群  
と評価すべき希少な資料だ。

また、現在の川越には「忍者」の伝承がなく、過去に「忍者」の娯楽興行  
等が行われた形跡もない。少なくとも明治以後の忍者ブームの際の創作  
を疑う必要もない。

コレクションには忍術伝書にない武器が多くみられ、手裏剣、鎖鎌、  
鎖分銅、縄分銅付鎌、仕込み煙管、仕込み柄杓、どのような刀にも取り



図3 川越歴史博物館所蔵の忍器群

付けられる万能鏢などのほか、籠手と草摺のつく鎖帷子、木刀、特殊小刀、火器にあたる忍びがんだうなどがある。他に、忍術伝書に記載がある登器の苦無、鉤縄、開器の小鎌、鋸に加え、鉄菱（鉄製撒菱）等もある（図3）。忍術伝書に記載のないものから概観していく。

最も数が多いのは手裏剣だ。本稿では、その形状を記述するにあたり、二〇一六年に日本科学未来館等で開催された企画展の関連書籍『The NINJA 忍者ってナンジャ？同公式ブック』（角川書店）に従い、棒型手裏剣・平型手裏剣の区分と刃部の数・形状による呼称を用いる。また、昭和三九年（一九六四）に刊行された藤田西湖著『図解手裏剣術』による呼称も便宜的に併用する（註10）。

資料群には、棒型手裏剣と平型手裏剣がみられる。棒型手裏剣は、五本一組となっており、これを収める皮袋が付属するものもある（同図の11）。いずれも断面正方形の火箸状のもので、柄尻に穂を付ける孔があるものもみられる。長さは一五センチメートル程度だ。棒型手裏剣は、今日の認知度は高くないが、最も一般的な手裏剣として古くから用いられてきた。藤田によれば、元部分を持ち、先を敵に向けて投げる直打法か、先を持ち半回転させて敵に投げつける反転打法によって投擲するとされる。

他方の平型手裏剣は十字手裏剣が中心で、刃部が三角形の通常のもの（同図の3）、鏃を四本接合した形状の逆えりがつく刃部をもつもの（同図の6）、柳葉状に刃部が膨らむ十字形のもの（同図の5）、大型の馬十字手裏剣などがある。他に万字手裏剣（同図の8）、流れ万字手裏剣（同図の7）、折畳式十字手裏剣（同図の1・2）、四角形で各辺が内湾する四方手裏剣（同図の9・10）も認められる。組をなすものは、棒型手裏剣同様、五枚一組となっているようだ。縦横一〇センチメートル程のものが主体だ。

藤田によれば、投擲の際、十字手裏剣はふつう縦持ちとし、一つの刃を握り、前方に突き出た刃に人差し指を添えて回転させて投げるか、下部の刃を親指と人差し指付け根で挟み持ち、回転させて投げるものとされている。十字手裏剣が投げ出されると四本の刃部が回転して安定して飛行し、常にいずれかの刃部が敵を刺突する原理だ。以下、本稿では、安定した飛行と正確な狙い・確実な打刺突を目的に、回転させて敵に投げつける武器を「回転系投擲武器」と呼称する。

回転系投擲武器には、手裏剣の他に鉄つぶてがある。鉄つぶては、鉄素材を扁平な餅状に鍛え、八角形または各辺が内湾する八角形等に成形したもので、後者には鋭利な小端部をもつものもある(同図の12・13)。

平型手裏剣と鉄つぶては厚く重い印象が特徴で、平型手裏剣には、刀剣のように鎬状の稜線が認められるものが多い。鍛造せず鉄板を削り貫いたような作りで縦横九センチメートル程の小さいものは、昭和の偽作の可能性を考えるべきだ。

鎖鎌は通常の農業用の鎌に鎖分銅が付いた形で、刃渡りは一〇センチメートル程度だ。一間ほどの鎖の端に分銅がつく。柄には持ち手が離れるのを防ぐため鉄製のガイドが付いている(同図の21)。また、鎖部分を縄で代用した縄分銅付鎌もあり、訓練用と思われる。

武器では他に、反りのない忍び刀があり、同様に反りのない木刀もある(同図の27)。木刀は訓練用であることが明らかで、この忍器群の使い方には一定の手がかりを与えてくれる。

仕込み武器には、刃渡り一〇センチメートル程度の仕込み扇(同図の28)・仕込み煙管(同図の29)、仕込み柄杓があるが、武器としてではなく、潜行時の開器等に用いるものかも知れない。

火器で夜間の潜行の際に用いる照明具の「忍びがんどう」は、小型のも

のと中型のものがある。小型のものは、内部のからくりが三つの可動部からなり、自由自在な角度の変化に対して常に垂直・水平を保つよう工夫されている(同図の25)。中型のものは、二つの可動部によって火種の角度を保つ一般的な構造だ。

一方、忍術伝書にみられるものは以下のとおりだ。

登器の苦無は、断面三角形の両刃で(同図の14・16)、柄尻に孔をもつ。長さ四五センチメートルを超える棒状のものもある(同図の17)。

直刃の刃紋が美しい同図の14の柄部分には「水野正国作」の銘がある。水野松次郎正国は、千代鶴是秀が書き記した名工一覽に名が見える細川正義門下、尾張出身江戸在住の刀工だ。天保年間(二八三―一八四五)から文久年間(二八六―一八六四)にかけて作刀したようだ。愛刀家の間では、川越城下の蔵造りの街並みに所在する刃物店まちかん(町勘)の所蔵品に「東京府住 水野正国嫡子 武寶郷正照」の銘があることでも知られる。最近福岡県の個人がオークションに出品した刀には、表に「天保十四年八月日」、裏に「於武府尾州産水野正国作」の銘があった。川越歴史博物館所蔵資料の忍器群が幕末(天保―文久の頃)に使用されていたこと、川越藩の忍びが江戸在住の刀工に忍器の製作を依頼していたことがうかがえる。また、この苦無は剣と同じ両刃の造りとなっていて、幕末には「武器」として作られていたことを物語る。

鉤縄は、川船の碇と同型で、三本の湾曲した鉤を溶着したものがある(同図の26)。先端には逆えりが見られる。『忍秘伝』では碇として掲載されているもので、浮橋を引き留めたり、高い所に上ったり、敵船を引き寄せ転覆させたりするのに用いるとされている(図1の7)。

開器の小鎌は、刃渡り四センチメートル程度の刃部に、長さ一五センチメートル程度の柄がつき、柄の端部には紐通しの孔が認められる(図3

の20)。鋸は細身で、『萬川集海』の掲載図に近い(同図の19・図1の5)。

鉄菱(鉄製撒菱)は、一枚の鉄板に切れ目を入れて四本の和釘状の針を造り、針先を結ぶ線がアルキメデスの正三角錐(正四面体だが、製作者は錐を意図しているため錐として表現した。以下はこれを前提に正四面体とする。)をなすように折り曲げ、投げて転がしても必ず一本の針の尖端が真上を向く構造にしたもので、大きさには尖端間が四・五センチメートルのもの一〇・六センチメートルのもの大小二種類がある。各針には逆えりが付されている(図3の22・23)。近いものには、鉄毬がある(同図の24)。幅広の鉄板一枚を直角に重ねて溶着し球形にまとめ、鉄板の各所に均等な間隔で一四本の刺突針を付けている。

注意しておきたいのは、現代の廻し挽き鋸に似た小型の鋸だ(同図の18)。開器にあたると思われる。地部には「江州佐和山住國廣」の銘が刻まれている。堀川國廣(佐和山住國廣)は、天正年間(一五七三～一五九二)から慶長年間(一五九六～一六一五)に活動した信濃の著名な刀工で、新刀の祖といわれる埋忠明寿に比肩するとされる。古刀の相州正宗、新刀の國廣、新々刀の水心子正秀と並び称され、中興の三傑と呼ばれることもある。真作であれば、鋸というより特殊小刀というべきかも知れない。中世末期に遡る可能性がある。川越歴史博物館所蔵の忍器群の形成開始の上限は、思いのほか早いのかも知れない。

川越歴史博物館所蔵資料には、五本・枚セットの手裏剣、木刀、縄分銅付鎌がみられ、明らかに訓練用の道具の様相をなしている。同時に、潜行用の開器や照明具もみられ、夜間の軍事行動の訓練が行われていたことも想像させる。

さて、他に把握しておくべき現存の忍器群には、世界最多の忍器コレクションといわれる群馬県中之条町歴史と民俗の博物館所蔵資料があ

る。中之条町は三国山脈南西部を隔てて長野県に近く、隣接する東吾妻町とともに、戦国期真田氏の「忍者」伝承がある地域だ。同館では、精力的に忍びの情報を収集し、事業を実施してきた。

同館のコレクションは、群馬県前橋市在住であった故山岸賢司氏が収集したもので、山岸氏が逝去された二〇二〇年に遺族の御意向により同館に寄贈されたものだ。生前の山岸氏にうかがったところによると、江戸時代に製作されたと考えられる忍器を全国の骨董商等から購入して収集したもので、他に忍者映画のポスターや近代以後の伊賀で生産された薬の外箱などがある(註11)。実際には現代に製作された忍器も含まれているとみられ、総合的な評価は難しいが、その一部に岐阜県旧徳山村の旧家で発見された忍器の一群が含まれているらしいことは注意すべきだ(註12)。

徳山村は岐阜県揖斐郡の揖斐川上流にあった村で、徳山ダム建設のため昭和六二年(一九八七)に廃止され、現在はダムの湖底に沈んでいる。村民は昭和五九年(一九八四)に離村を開始し、当時のテレビ番組などで、その様子が紹介された。昭和五七年(一九八二)には、離村が決まるまでの過程を、認知症の高齢者と親戚の少年の交流を通じて描いた『じいと山のコボたち』(童心社)が、当時の分教場教師だった平方浩介によって執筆された。この物語は、翌年には神山征二郎監督・加藤嘉主演の映画『ふるさと』として制作・上演されている。山岸氏が亡くなり詳細は不明だが、忍器群は離村のための引越し作業などにもない発見されたものではないかと思われる(図4)。

当時は昭和の忍者ブーム末期にあたるが、旧徳山村には忍術流派を名乗る者もなく、社会状況とは無縁の資料群とみよてい。ただし、コレクションの中のどの資料が旧徳山村の資料かを特定することができず、一括資



図4 中之条町歴史と民俗の博物館所蔵の忍器群

3のような鉄板を切り抜いた造りの手裏剣や12の手鉤（手甲）・鉄拳・角指、13の鉄板から製作したような苦無、15のような鑿状の棒型手裏剣等は、現代の創作の可能性が高い。旧徳山村資料を特定するのは難しい。

料としての忍器の種類や傾向、製作方法の特徴を把握することはできない。

資料群中には、登器の苦無、水器の水蜘蛛、曲げた二本の針金を中央で接合した鉄菱など、『萬川集海』や『忍秘伝』に示された忍器を忠実に実体化した形状・作りのものが存在するほか、手裏剣・鎖鎌・鉄菱等の著名な武器、開器の枢鑰（くろろかぎ）に鎖と分銅を付けたもの、精巧な忍びがندوق等、忍術伝書になく、独自に開発したり改良したりしたとみられるものも存在する。今後、全体の中から旧徳山村の忍器を特定することができれば、川越歴史博物館所蔵資料同様、重要なコレクションになるものとみられる。

さて、実在する忍器を確認した上で忍術伝書に記載された忍器をみると、鎌・鋸・苦無など、単純な構造で単純な機能をもつものが主体であることや火器の種類が多いことが目に付く。また、使用法が不明なものも認められる。本稿は、江戸時代の個々の忍器の構造や機能を考察するものではないため、大まかな傾向としての把握でしかないが、こうした忍術伝書に掲載された忍器の傾向の一方で、川越歴史博物館所蔵資料には、鎖鎌・忍びがندوق・仕込み武器のような精巧な構造をもつものが含まれる。それらは一般の武士の用いるものとは異なり、武術伝書や一般の文献には登場しない。川越歴史博物館所蔵資料は、忍び独自の忍器開発・改良・伝達システムにより次第に新しい忍器が加わり、高度化していった忍器群の最終的な状況を示す姿だと考えたい。同時に、忍術伝書に忠実な忍器の存在は、古い忍器の伝世の他、忍器製作者が忍術伝書に忠実に回帰していた様子を示しているのかも知れない。

### 三 近世の忍びと忍術鍛錬

#### (一) 川越藩の忍びの記録

川越歴史博物館の忍器械が近世の所産であり、忍術鍛錬に用いられたとみられることがわかってきた。ここでは、戦国期の忍器械の検討に備え、文献記録に残る川越藩の忍び事情を概観し、近世の忍びと忍器械との関係をもう一步追及することで、予備知識を蓄えておきたい。

かつて江戸を支える重要拠点として栄えた川越は、明治中頃に建築された蔵造りの街並や江戸情緒を残す寺社・建造物群を中心に、川越伝統的建造物群保存地区として人気を集め、関東有数の観光地になっている。近年は、官民とも近世の歴史を前面に観光事業を展開し、小江戸の愛称が定着している。しかし、近世の川越藩を治めた松平大和守家に出雲出身の忍びが仕え、継続的に各地の農民騒動等の情報収集を行っていたことはほとんど知られていない。

川越藩は、現埼玉県川越市にあった川越城を藩庁としていた。立藩は、天正一八年(一五九〇)の酒井重忠の入封で、一万石を領した。以後、重忠の弟で徳川家康の再従弟でもある酒井忠利、堀田正盛、松平信綱、柳沢吉保らの幕府重臣が領した。

明和四年(一七六七)四月、松平大和守家が治める前橋藩で城下の五七七軒を焼失する大火があった。前橋藩では藩庁の前橋城が、前領主酒井家時代以来の利根川の浸食により大きな被害を受けており、財政危機による家中の貧困もあつて問題が山積していた。

財政が逼迫した松平家は、藩主松平朝矩が前橋城放棄を決め、この年のうちに窮状を汲んだ幕府の許可を得て、川越城に移転した。前橋には陣屋を置き、川越藩の分領として統治することになった。

前橋藩・川越藩時代の松平大和守家の忍びの記録は、藩政を詳細に記録した『前橋藩松平家記録』(前橋市立図書館所蔵)に残されている。現在のところ、二〇二一年段階で、五件の忍びの活動記録を確認している。

このうち最も古い宝暦四年(一七五四)閏二月の記録には、姫路藩時代の松平家が寛文年間(一六六一〜一六七三)に出雲の忍びの者「井山勘兵衛」を仕官させ、忍びの任に就かせていたことが記されている(【史料二】、註13)。

#### 【史料二】『前橋藩松平家記録』宝暦四年閏二月

一 忍之者共勤向之義左之通、以書付井内源右衛門・永田内蔵丞相候二付、老中江申達之処、尤二ハ其通為相勤候様可申付之旨差函二付、兩人より申聞書左記之、

忍之者勤方内之廻勤も仕候得共、夫二付前々より言上かましき義一向不仕義心得二付、如何之申心得二而廻勤等仕候哉与相尋候へハ、忍之者之義寛文年中於姫路御所柄之訊二而、当井山勘兵衛祖父勤兵衛、始而自雲州被遣候、其節之趣御軍場之御用并他所御用・御道中御用等を相勤候

のミニ候、其後山形二而初而廻勤被仰付候得共、目付役と申義被之仰聞者意申候、(郷力内姫路以来其類力)二而勤来候、乍去尤承候義ハ申出候了簡二罷在候旨申候故、承候義者申、不承義者何尔から心を不用様二候故、只今迄一向勤之筋も不相立事二存候間、以来ハ別紙之通、相勤可然旨(奉力)処御請之上、彼ノモ共仲真不殘得心仕候、乍左不輕訊も有申事故、拙者共上二て取斗難相極候条、各様江申上、御下知候うへ、可申聞と申聞置候、但右之趣二相勤候共目付役之勤方二ハ違、上分被仰付候義者勿論、下分申出候事も仮令同役之内とも不相洩義之心遣候、(尋力)此趣二て事二より有て、御調法之筋もや、被存候、但武家被召仕者どもとも申内、願申忍之者之義ハ根本変之、時有之御用心向二被召抱置候訳ゆへ、平日之勤二ハ故有から

力入不申、一統別段したて故、只今迄年来其(類カ)ニ勤来候義と相見へ而  
等閑候訳とハ相聞不申候、

別紙

忍之者勤方之義只今迄年来別紙之趣ニ而勤来候得共、今度

委細申請以來之義者常変内外之差別なく、世間之是悲善悪

見聞思慮之及ニ申候之義申出候様心懸、相勤可申旨申付、可然奉存候、依之

申上候、以上、

壬二月

井内源右衛門

永田内蔵丞

俸給を得ていたにも関わらず、藩への進言を行っていなかった忍びに  
対し、家老らがこれを問題視し、井内源右衛門と永田内蔵丞が聞き取り  
調査をして、忍びたちの弁明を書面で報告した。忍びたちは、当代忍び  
の井山勘兵衛の祖父で出雲出身の勘兵衛が姫路で雇用されて以来、軍用  
の御用と他所への道中の御用(註14)しか拝命していなかったと申し開き  
し、別紙で、以後は「常変内外之差別なく、世間之是悲善悪見聞思慮之及  
ニ候へし義申出候様心懸」と、平時・変時、内外の区別なく、世間の色々  
な状況について気付いたことがあれば申し出るようにすると回答したと  
記されている。

出雲に残された記録をみると、天正期から江戸前期にかけて出雲を領  
した毛利氏の分限帳に井山姓はみられない。しかし、旧尼子領を領した  
松江藩松平家の勤務・昇進状況等を家別に記録した『松江藩列士録』  
(享保年間に記録開始)には、「井山」家が記載されている。

松江藩の井山家は、元祖を井山新五兵衛とし、「本国不知、生国出雲」と  
ある。松江藩士としての働きが認められるのは、文化一〇年(一八一三)

六月二六日に「来實丁ニ相勤付而、御取立拾八石五人扶持、被下之新番組  
江組入」られた井山瀧尾が初めだ。瀧尾は、その後、八十石御扨従となっ  
ている。父は井山新助といい、享保から明和の人、祖父は里右衛門で延  
宝から享保の人であったとされ、ともに生国は出雲となつている。寛文  
年間に遡ると井山家に関する記載はなく、その役に忍びがあつたか否か  
についての手がかりもない。

現状では、松平大和守家に仕えた忍びと出雲を繋ぐ確実な証拠は認め  
られない。しかし、井山姓の武士が存在していた松江藩は、寛永一五年  
(一六三八)以後、結城秀康の三男で越前松平家分家の松平直政が治めて  
いた。同じく越前松平家の分家で、松平直政の異母弟だった松平直基(結  
城秀康五男)を初代とする松平大和守家とは、近い関係にあつたことがう  
かがえる。松江藩には、立藩当初の堀尾家時代、伊賀者が忍びとして仕  
えており、彼らは出雲出身を自称していた(註15)。堀尾家が無嗣改易と  
なり、大部分の忍びは他藩に移つたとされているが、松江藩に残つた忍  
びもあつたようだ。井山家一門の中に寛文年間以前に忍びとして活動し  
ていた者がおり、越前松平家家系の関係の中で、松平大和守家に招かれ  
た可能性は検討に値する。

また、延宝二年(一六七四)に、結城秀康の孫 松平光長が治める越後  
国高田藩で御家騒動(越後騒動)が起こると、光長の従兄弟で当時姫路藩  
にあつた松平大和守家直矩が、松江藩松平直政の子で出雲国広瀬藩主の  
松平近栄と協力して裁定に当たつた。後に裁定が覆り、直矩はこの不手  
際で減封となり、天和二年(一六八二)に豊後国日田藩に国替となつた。  
松平大和守家には、松江藩領外の出雲地方との関係も認められるのだ。【史  
料二】にあるとおり、川越藩を治めた松平大和守家が藩政に忍びを導入し  
たのは姫路藩時代のことのようにだ。今後、松平大和守家の忍びの変遷を

知る上で、姫路藩時代の研究が重要だ。

さて、次に古い記録以後のものが、川越藩時代の記録に当たる。【史料三】は、安永二年（一七七三）十一月、幕府領飛騨国高山で大規模な農民一揆「安永騒動」が起きたときのものである。川越藩松平家は、幕府からの命により、その情報収集を配下の忍之者に命じている。忍びは百姓の強訴の様子を次のとおり報告した。

【史料三】『前橋藩松平家記録』安永二年十一月廿五日

十一月廿五日

- 一、昨廿四日江戸の御用状出来、
- 一、飛騨国高山二而百姓及騒動、従 公儀人数出等之義被仰付旨、右二付忍之者差遣様子為承候様ニ 御意有之候段申出之、
- 一、右二付、忍者申付遣候様井内源右衛門江聞之、
- 一、右忍之者雑用金として 両相渡候様、御勘定奉行江及差図置候二付、受取相渡候様、井内源右衛門被申聞之、
- 一、高山百姓騒動二付、御留守居差出二付左記之、  
此度飛騨国高山二而百姓及騒動、大勢相集、致嗷訴、高山御陣屋江之通路被切罷有候由、右之起り者高山加州之御願所二而在之候処、御取上御代官所大原彦四郎殿御支配所二相成候処、御益之筋御申立二而此度新竿を入可申趣之処、百姓共承之、高山之義者古来戸田采女正殿御先祖之御竿二而相極、數百年二相成候義、此度新竿を入候義、難渋之趣相願候得共、無之御取上、弥新竿入候積二而御勘定組頭・御勘定衆杯茂、右為御用飛騨国高山江被遣候処、依之百姓及騒動、大勢相集、新竿を入候義被相止候□□無左申て大原彦四郎殿曾可申受と申之、未鎮不申候由、

一、去十七日、松平右近将監殿御宅江松平出雲守殿・松平能登守殿・戸田

采女正殿・青山大和守殿、留守居被招呼、被仰渡候趣者、大原彦四郎

御代官所飛騨国高山二而百姓大勢相集及嗷訴二付、人数差

遣被鎮可申旨、尤如何様之理不尺度候義難斗候、其節者

打払七候義茂、可有之候間、鉄炮・大筒等差出候様二被仰渡候由、

右二付出雲守殿の者、人数五百人斗茂被差出候由及承申候、

四番 弥五八俵 六番 源左衛門俵 五兵衛俵

原 甚之助 手塚初之助 六番 奥澤市藏

伴五左衛門俵

四番 山本 惣八

右之面々五人扶持宛被下、御雇御番二被差加候、此任親之被可申聞旨、多賀谷

（伊織カ）・石渡八郎進・三上嘉門兵衛方被申遣候、

但、右之趣右人（番カ）ニハ番頭ヲ勘定奉行被申遣候

強訴の発端は、代官所の大原彦四郎による御願所取上と長年続いた検地のための間竿の変更にあつたとある。新竿導入を受け入れないとする農民に対し、意見の採り上げはなく、導入が強行されることになった。農民たちは大挙して集まり、高山陣屋への通路を遮断したという。その後、銃砲を用いた五百人の部隊による鎮圧方針が示された。派遣された八名の忍びは具体的な聞き込みを行い、帰藩後、詳細を報告した。実際の鎮圧には、苗木・大垣・郡上・岩村・富山の五藩から二千人が出兵し、死者・処罰者が多く出た事件だった。安永八年（一七七九）には、阿部豊後守が治める隣藩忍藩領で起こった農民騒動の情報収集に、やはり忍之者を派遣している。忍びは、忍藩の

措置とそれに対する農民の要求などを、【史料四】のとおり事細かく報告した。冗長になるが、現在のところ他に翻刻がないため、前記史料同様、全文を掲載しておく。

【史料四】『前橋藩松平家記録』安永八年十一月十二日

一、阿部豊後守殿御領分行田百姓騒動致候付、右様子同年忍之者、

差法候處別紙帳面差出候付、左記申候、但右渡り勤等之義ハ大目付

御勘定奉行江対請者可申候也、

阿部豊後守殿御城下忍江罷越様子承合候處、

豊後守殿先年大坂御城代・京都諸司代御勤已来、過分

之御物入多、其上矢矧橋御手伝後之御物入差法とい候付

御勝手向必至二而、御難儀被成候二付、御家中知行取之分

半知被仰付候、然連共、切米取・給金取・扶持方取・小身之

者共江者御借上無御座候、其後、当御役被仰付候、已後、

半知御用捨之上、扶持方掛作百石二付拾式人、扶持之

積りを以被下置候二付、年々之御借上二付御家中皆之

難儀仕候由、相聞申候、

一、当御役被蒙仰候節今在町勝手宜敷者共江、御用金

被仰付、毎年元利御返済之上二而元金御借上壹割

半之利足被下置候處、五六ヶ年已前江戸用人

矢田源蔵与申者、御国元江罷越右御用金年之利割

之処、上御不如意二而、返済不被約成候段、銀主共江申渡

右之證文共上江差上、可然旨申渡、證文不殘御取上

有之候、其節町在公事等已前今役人江賄賂等二而

理非不相分打捨り居申候、諸公事共之分も源蔵

相捌帰申候由、沙汰仕候、

一、前々今御勝手向御不如意之上、京・大坂御用御勤之

度毎御領分中高掛り茂、度々被仰付候、御領分中

百姓共積年難儀仕候處、在年中、於江戸儉約奉行旨

申候而、桑山勘兵衛被召抱、又当年水野勇蔵与申者

被召抱候、右両人之者御勝手繰上さいばい仕候由、

一、忍御城付高六万石を四組二相分ケ、一組二代官式人割元と

申大庄屋鉢之者帯刀御免二而壹人ツ、御座候由、村方御用

右之割元共江被仰付候由、

一、郡中納米之儀古来今壹俵四斗八二而納来候處、三四拾年も

已前今めこぼれ利米と申し壹俵二式升ツ、増を入レ、納申候處、

当七月中儉約奉行兩人、江戸表今罷越候而御領分中

見分致、御取稼一反二付式升増申付候處、百姓共難儀之旨

申立、古来之通二相願罷出候得共、左候者地方江柵を入、

年々之出来を見取二可成由申付候程、以難儀至極二御座候而

迷惑なりて右之一反二付式升増を御請申上候、乍去御取稼

強被仰付甚難儀仕候由、郷中之儀ハ、矢郷組・持田組・皿尾組・

佐間組と申四組二相分シ申候由、当年御領分惣体田畑

不作、別而田方一向不出来二付、検見相願候處、定免之場所ハ

検見不被仰付候、矢郷組之儀、別而不作二付、又候相願候得とも

役人中之上二而検見被仰付候而ハ、御取稼二相障申候二付、不

被仰付候、四組之内、佐間組ハ田畑半々之場所故、苧取申候、

皿尾組・持田組ハ佐間組同様二苧取申候、半分ハ矢郷組同様二

一向苧取不申候、右之矢郷組并持田組・皿尾組之三分半分

御検見不被仰付候旨、江戸表江罷出相願可申由、十月末

利根川原江相集り申合候処、四組割元役人共承百姓共江

異見差加へ、我等上二而何分爲宜様二扱可申候由、様々申なだめ

取扱申候処、百姓共納得仕引取申候由、右之様子相聞候二付

当月五日郡奉行堀越久内郷中吟味方役人大音太

江戸表江罷出候由、未罷歸不申候、矢郷組之儀ハ御城ハ

西少シ北之方ニ御座候、此組田斗之所ニ而畑無御座、当年不作仕

別而困窮仕候由、夫ニ付相続、持田組・皿尾組ハ田方七分ニ

畑三分之場所ニ付、矢郷組程二者無御座候得とも、銘々七分ニ

不作ニ而矢郷組ニ続キ是茂同様ニ難儀仕候由、此度矢郷組之

百姓共右之新法式榭増被仰付、迷惑至極之上当年

別而之不作ニ候得者半分も上納不相成候ニ付、檢見相願候処、

不被仰付、定免之通ニ相納可申候由被仰付候、矢郷組之儀ハ

亦々押返相願申候、持田組・皿尾組之内ニ茂別而田方斗

之所ハ矢郷組同様ニ相願申候由、佐間組ハ田畑当分之所故、

重而御願不申上候由、

一、矢郷組之百姓共申候者、江戸表ハ罷越候両人之儉約奉行

地方功者之由ニ而、ケ様之儀共申付候得共、永々生得之百姓

勢力を尽し仕候得とも、時節悪敷候得者、不作之義

勿論ニ候、定而両人之衆、能作方存可被申候へハ、此方江申請

伝授請可申候由、相願申見度之由、何茂申候由下説仕候、

一、忍御領四五年已前御用金證文御取上之後、御城下熊谷宿

勝手中通り者ハ上江式三百兩御用金被仰付候、右御用金

其者之身上相応ニ金式三分ハ五兩位迄壹人分取集

金高二合差出申候、年々利足被下候處、当秋、儉約奉行

参候節、是等茂明年ハ利足被下間敷之旨申渡候由、

一、忍領畑方金之儀、郡中列年八月ハ納來候処、三四年も

已前ハ八月納之分四月、九月納之分七月迄ニ相納候様ニ

被仰付候、皆渡之時分、右之御借り越之月利分式割半之

割を以被下置候由、是又当年儉約奉行申渡候ハ、八月

納ハ四月朔日迄ニ相納メ、九月納之分ハ七月五日迄ニ相納候様

申付、来年ハ利足之儀不被下候由、申渡候様沙汰仕候、

一、当御役御勤ニ付候而ハ、諸家ハ之御付届ケ御音信も御座候

事ニ有之候得とも、不殘御賄江、御納メ表江ハ一向御出し不被成

其上御能好被遊女中杯数多被召抱候ニ付、江戸表江物入

年々多、御元別而御難儀之様、下説仕候、

一、忍御家中積年困窮罷在候所、当御役被仰付候、後段々

御勝手向茂相直り、御借上茂ゆるみ可申候、寒々罷在候所、

今更御同様之事故、殊之外迷惑仕候由、沙汰仕候、

一、当月六日百姓共之内、名主組頭百姓代之者、役所江被召呼

田方苜取不申候村々江、被仰渡候者御鷹場之儀ニ有之候

得者、早く苜取候様可及候、追而ハ拝借等も可被下之旨

被申渡候由、右ニ付、願所矢郷組杯只今最中苜取申候、

一、川越御領分中、奈良村・今井村・上川上村・忍御城下ハ

上、騎西領之内、村々忍御城下ハ下川越御仕置等、善悪

一切沙汰不仕候、忍領之中ニ御座候得共、静澄ニ罷在候

城代 家老 同 同

阿部勘解由 甲斐外記 富加須庄兵衛 加藤安五郎

中老

鈴木内蔵 平田孫右衛門 平田治部右衛門

町奉行

郡奉行

岡崎惣兵衛

丹羽幸助

成越久内

永尾伝兵衛

郷中吟味役

今村源之丞

大音太夫

勘定奉行

熊岡太左衛門

大目付

近藤嘉左衛門

市川久米右衛門

錦織九右衛門

相原大八

友嶋新左衛門

宗旨奉行

代官

成田仁左衛門

渡下八郎左衛門

辻丈左衛門

高橋銀左衛門

宝田平治右衛門

吉田茂助

小沢平太夫

小沢平左衛門

富沢甚内

本保郡左衛門

竹内甚右衛門

右之外相替儀不承旨、飛(亀力)岡源市郎・三田八左衛門書付差出之、

十一月十四日

忍藩主阿部豊後守が大坂城代と京都所司代を務め、西三河の拠点で矢矧川水運の基地でもあった矢矧橋普請の補助の幕命を果たしたため、忍藩は財政難に陥った。対応策として、藩士の給与を借り上げとして半減させ、町衆には御用金として年一割半の利息で借入金を課し、後に返済を反古にしたとある。農民には三十年前から年貢納米に割増分が課せられており、それ以前に戻すよう要求があったが、江戸から儉約奉行が派遣され、農民の要求を認めないばかりか、一反に対して二升増にしたという。この年不作だった農村では、検見による年貢の賦課を要求したが、聞き入れられず、定免の通りとされた。農民たちは上位の役人に訴え、検見の判断を得られたため、抗議のために刈り取りを中断していた村々で、随時刈り取りが再開されたという。飛岡源市郎、三田八左衛門によ

る報告書の写しとされている。

藩側の措置が非常に詳しく列記されており、忍藩藩士らへの直接の聞き取りで把握したものと思われるが、各農村の作業再開の様子は現地の実見によるものと思われる。隠密の情報収集ではあったが、協力者があつたことを想像させる。

さらに天保一年(一八四〇)一〇月には、【史料五】のように、出羽庄内に忍び三人を差し向けた記録がある。

当時、財政が極度に逼迫していた川越藩松平家は、殖産興業や農政改革の成功で財政が豊かだった出羽国庄内藩に目を付けた。藩主松平齊典は実子の後継から廃し、前將軍徳川家斉の子紀五郎(齊省)を養子に迎えることで、幕府に庄内への転封を要求した。老中水野忠邦らは、庄内藩主酒井忠器に越後長岡藩への転封を命じ、川越の松平家を庄内へ、長岡藩の牧野忠雅を川越へ移す「三方領地替え」を画策した。川越藩の忍びは、転封先の庄内で急ぎ情報収集を行い、特に重要な事項は、一人が早々に報告に戻るよう命じられた。残念ながら、報告書の写しであるためか、調査内容については書かれていない。ただし、報告は隠密とある。調査地では、飛騨高山や忍藩の例からみて、かなり目立った聞き込みを行ったとみられる。

【史料五】『前橋藩松平家記録』天保十一年十月晦日(『群馬県史資料編一四近世六』八八)

- 一 昨日申来候御内沙汰之趣、為心得態立宿継を以前橋表江申遣之
- 一 此度御内沙汰申越候二付而者、忍之内三人庄内江差遣ケ条之件々々取調申出候様可申付旨、且又右ケ条之内丸印之件々々、早々取調調付寄次第者人ハ早々罷帰、其段申出候様申含、即刻発足

可被致旨、尤江戸表江立寄内蜜に右筆共江、其段申出同処ニお  
ゐて猶又得差函発足致候様可申聞旨、大御目付猿木十郎右衛門  
江申聞之

但本文忍差遣候義ハ、先月中大凡御模様方申来候節、早速忍  
差遣可然与申合之上、件々申合其段江戸へ申遣候処、未御  
所替御場処疑与取極兼候二付、先ツ見合置候様同処ハ申越  
候二付、見合罷在候処、此度之御内沙汰二付、本文之通申  
付遣也、

一 右二付諸雜用見込百金差向候場ハ、御貯金金子為差出先ツ可被

渡置、

布沢 大兵衛

有田 幾助

山下領右衛門

一 庄内御領分拾四万石余者、同処ニ不残田り居候哉之事

但何れ之方御取箇宜いつれ之方ハ不宜与申、大凡之模様方

も可有之哉之事、

一 御取納米大凡何程位ニ候哉之事、

但何斗俵ニ有之哉之事、

一 金納右同断之事、

一 海運上右同断之事、

但御城下より舟着迄里数之事、

一 御国益之品有無之事

但有之上者運上等大凡何程位ニ候哉之事、

一 町在人氣善悪模様之事、

一 御城内外模様之事、

但御家中屋敷ハ、御城内ニ多く有之哉、又者御城外ニ多く

有之哉之事、

一 御家中奉公人、男女共給金等如何様之振合ニ有之哉之事、

但御領中夫人を召仕候哉之事、

一 海岸御固場有之哉之事、

但御固場有之候ハ、如何様之御振合ニ候哉、且御入用

大凡御程合之事、

一 米価并大麦・大豆価之事、

一 味噌・塩・炭・薪等価之事、

一 呉服類并諸式大凡右同断之事、

一 庄内ハ大坂迄通船模様方之事、

但庄内米を他国江廻米出来候哉之事、

一 江戸ハ省内舟着迄、荷物運賃大凡何程ニ候哉之事、

但右舟着より御城下迄駄賃右同断之事、

一 江戸ハ庄内迄人馬錢右同断之事、

一 庄内寒暖時候之事、

一 庄内領東西南北何程之里数ニ有之哉之事、

但海辺附里数右同断之事、

一 水損場何与申処ニ多く有之哉之事、

一 旱損場右同断之事、

一 湿地右同断之事、

一 津出し場不宜場処何方ニ有之哉之事、

一 田勝ニ有之哉、畑多く有之哉之事、

- 一 檜山松山杉山何与申処宜く有之哉之事、
- 一 湊坂田之外今壹ヶ処あり之様及承候、其外も有之哉否之事、
- 一 田川郡・飽海郡之内御代官処有之哉、諸侯方御領分其外知行処、有之哉否之事、
- 一 庄内領一二之富家ハ何と申もの二有之哉否之事、
- 一 別紙絵図面ニ庄内領外領分印を附持帰るへき事、
- 一 但絵図面ハ於江戸表相渡之事、
- 一 從江戸表酉之刻出、三時切御飛脚丑刻参着、左之趣申来之、御用番土井大炊頭殿江御呼出ニ付罷出候処、別紙御書付壹通

御用人菊池間左衛門を以御渡被成候、

右之通御座候、已上、

十月晦日 小笠原源次

減封を仕掛けられた庄内藩酒井忠器であったが、農政の成功で農民からの信頼が厚く、翌天保二年（一八四一）、庄内藩領民が幕府への越訴に及び、藩政に落ち度のない酒井氏の減封を擁護した。幕府はこれを褒め、同年七月には徳川家斉が死去したこともあり、三方領地替えは撤回された（註16）。

本稿では略すが、他に文政九年（一八二六）正月の記録を確認している。二〇二一年秋現在、私の調査はここまでだが、『前橋藩松平家記録』は幕末まで続く。川越藩松平家の忍びの記録は、以後の年次にも複数存在するとみられる。調査は今後も継続したい。

さて、以上の藩政記録に残る忍びの活動は、正規の報告書を書写したもので、信頼性に問題はない。これらは、忍術伝書にあるとおり、近世の忍びによる他国等での情報収集活動が、長期にわたる上、非常に詳細

であったことを示している。

人の移動が自由ではなかった当時、こうした情報収集を完全な隠密活動として成し得たとは想像しがたい。忍術伝書が伝えるように、変装し他者の風体となって方言を使いこなし、誰かの親類縁者を騙ったとしても、余所者がいれば常に目立ったはずだ。報告内容は為政者側の措置の調査が主だ。よそ者であることが明白になりやすい町方や地方での聞き込みよりも、為政者側の協力を得た情報収集の比重が大きかったのかも知れない。

## （二）史料に残る近世の忍びが用いた忍器の手がかり

前節のような詳細な忍びの記録を見渡しても、そこに忍器に関する記述はみられない。川越には伝来の忍器が実在するにも関わらず、文献記録に忍びの活動と忍器の直接的な関係は残されていないようだ。しかし、他藩の忍びが残した記録の中には、わずかだが忍器の手がかりを認めることができる。

熊本藩細川家が抱えた忍びには、忍びの諸道具の発注記録が確認されている（註17）。宝暦五年（一七〇八）七月一九日付「忍之諸道具代付之事」（『綿考輯録』）に、一般的な道具のほうとう（包丁）・かま（鎌）・はさみ、火術・砲術の消耗品としての鉄砲薬・えんしやう（硝石）・いわう（硫黄）・はい（灰）などととも、忍び独自の忍器で開器にあたる「のべかき（延鍵）」や登器にあたる「くくない（苦無）」を、忍び自身が製作せず、鍛冶屋に値段交渉の上、まとめて発注したことが記録されている。

また、『史料六』に挙げる尾張藩に仕えた忍びの「願書」には、江戸時代最後の慶応四年（一八六八）六月、列藩同盟軍兵站地の新潟に出陣する新政府軍に加わった甲賀者が、忍術に必要な物品調達のための一時帰郷を要

望する様子が詳しく記されている。

「忍術江付而ハ品欠難調品多、右ハ不残買調へ候訳ニハ不行届、十二月ニ至り不申候半而ハ難入手品等も御座候付」とあり、忍術で用いる品には、簡単に購入できないものや冬季には入手できない欠くべからざるものがあつたことが伺える。

【史料六】願書（滋賀県甲賀市『渡辺俊経家文書―尾張藩甲賀者関係資料―』一二六）

今般家業江付候、諸品調度江付、御手当分被下方之儀奉願上候處、今般限右為御手当、老人江金拾三両、宛被下置、以御蔭志願相届難有、仕合奉存候、付而ハ、此節者越後地江罷越、勤向之儀ハ千賀与八郎殿御指揮ニ随ひ可相勤旨、業前実行相立候様被仰渡奉畏候、然處最早も奉申上候通り、忍術江付而ハ品欠難調品多、右ハ不残買調へ候訳ニハ不行届、十二月ニ至り不申候半而ハ難入手品等も御座候付、早々越後表罷越候様御談ニハ御座候へ共、前頭之次第二付、右調度不行届内は御用難相働候二付、一先御暇帰宅被仰付被下置候様仕度、左候ハ、買調方行届品々ハ夫々手分き買

調江、十二月ニ至り手入候品調へ、全備

之上、御達可奉申上候間、来正月

迄之處、御用捨被成下置候様

仕度奉願上候、以上、

辰六月 渡辺捨三郎

木村栄三郎

熊本藩の忍びや尾張藩兵の甲賀者の在り方からみて、川越藩の忍びについても、何らかの忍び独特の道具＝忍器や物資を調べ、その活動に用いていたことは十分想定できる。

### （三）川越城下の忍びと鍛錬

それでは、川越藩の忍びと忍器の関係に迫る別の術はないか。

二〇二〇年、三重大学国際忍者研究センターの高尾善希氏の御教示により、東北大学附属図書館所蔵の狩野文庫にある「川越城下圖」（図5・6）に、川越藩が抱えていた忍方足軽の屋敷地とその人数が表記されていることを知った。この絵図は、埼玉県内で文化財に携わる者にとつては著名なものだが、忍びの存在が明記されていることは、ほとんど知られていない。川越歴史博物館の忍器の存在意義に重要な手がかりになると考え、詳細に検討を加えてみた。

描かれた忍方足軽屋敷地は、現在の川越市南通町・新富町の一角で、川越八幡宮隣接地の三区画にあたる。連続する二区画には「此町忍方足軽二十二人居敷ナリ」とあり、その南の鉄炮組の屋敷地を挟んだ区画には「此町作事方足軽三人 町方掛足軽六人 武具方足軽三人 忍方足軽六人 十八人居敷ナリ」と記されている（註18）。一区画に異なる役の足軽屋敷

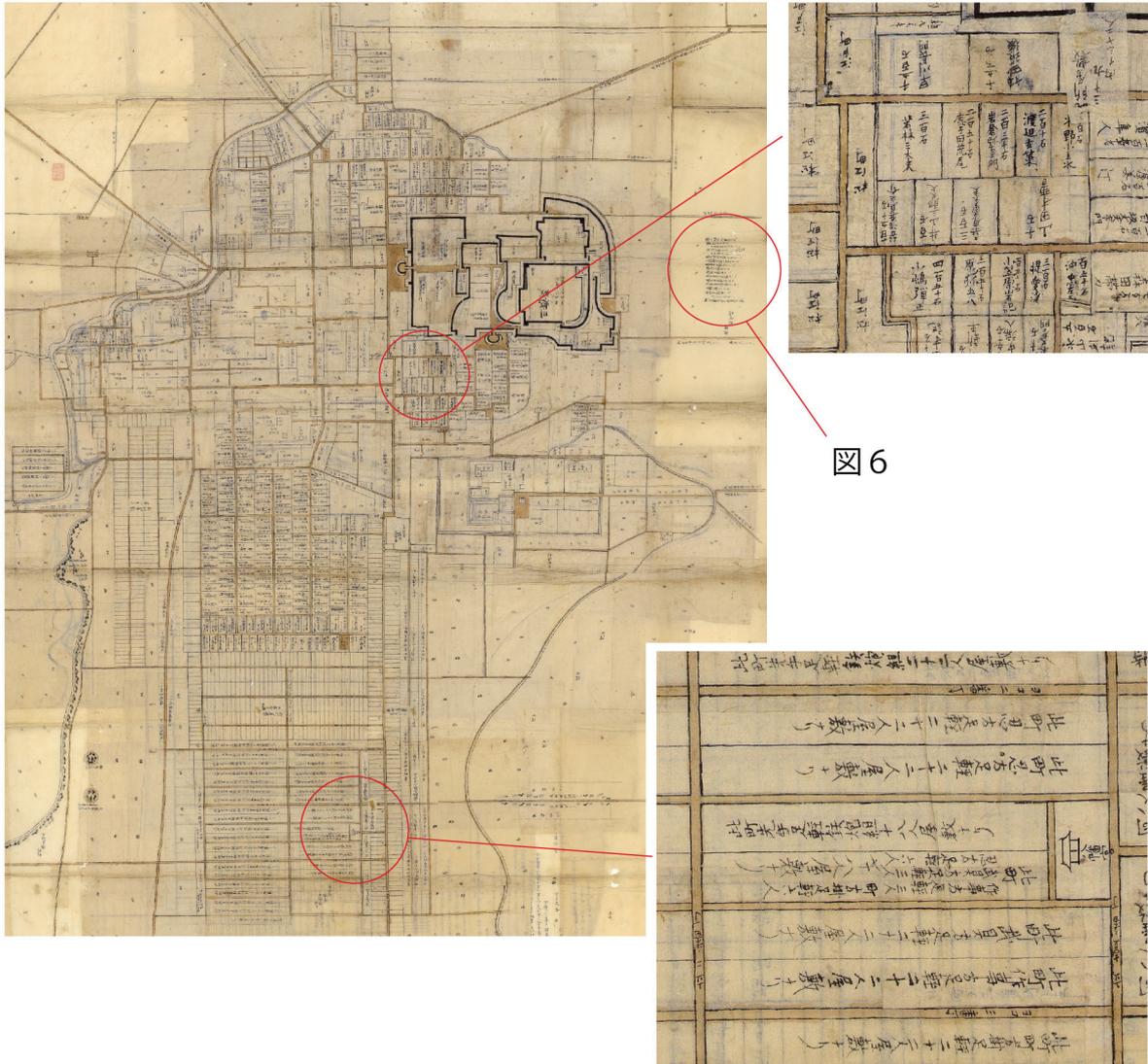


図6

図5 『川越城下圖』（東北大学附属図書館所蔵）にみえる忍方足軽屋敷地と忍び指揮官とみられる井山家屋敷地  
 註1の図録より引用。

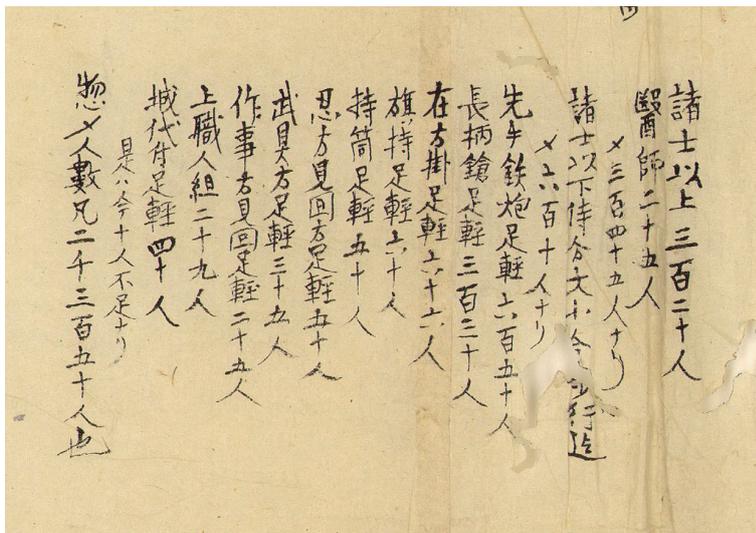


図6 『川越城下圖』（東北大学附属図書館所蔵）に書かれた幕末川越藩の忍方足軽の組織人数  
 註1の図録より引用。

があることから、屋敷の構造は戸建てであったと考えられる。余白には藩士以下の諸士として、「忍方見回方足軽五十人」と付記されている。先述した『前橋藩松平家記録』に残る川越藩の忍びの動きと合わせ、五〇人規模の忍方足軽を抱えていたことから、川越藩では、相当広範な情報収集を行わせていたことがうかがえる。

他に、川越城本丸の南西に位置する武家屋敷群中に、「百石 井山三郎太夫」の屋敷地が描かれている

ことを確認した。寛文年間以後に松平大和守家に仕えた忍びを統括した、井山勘兵衛の系譜を引く者の可能性が高い。

「井山三郎太夫」の名は、文久三年（一八六三）六月の「松平氏家中分限帳」（『群馬県史資料編一四近世六三三五』）の「御使番」に「高百石 井山三郎右衛門様」とある。「御使番」は、一般に戦地での伝令や使者・目付役として将兵の見張などを行う役で、川越藩でも目付け役を統括しており、近世の忍びの指揮監督者には相応しい役どころだ。

この絵図は、古い絵図全体に上紙を貼って更新訂正されているが、記載されている家臣が同分限帳とほぼ重なり、同時期のものと考えられる。同分限帳の「御年寄」に「山形以来 高三百石 安福要人」とあるが、安福要人の屋敷が城下図下紙にみえ、上紙では「六百五十石 安福宇右衛門」に訂正されている。代替わりがあったことがわかる。また、同分限帳で「御年寄 高千二百石」の下川又左衛門が、同図上紙では千五百石の家老となっている。これらのことからみて、訂正前の「川越城下圖」下紙の図が描かれた年代は文久三年を含むそれ以前となり、上紙による訂正図は文久三年より後で、前橋城の修築が成り川越藩主松平直克が前橋藩に復帰した慶應三年（一八六七）までの三年間だと限定できる。図らずも、これまで詳細な年代がわからなかった同絵図の年代が特定できた訳だが、この年代は川越歴史博物館所蔵忍器群が使用されていた推定年代と一致する。

当時、日本周辺には外国船が頻繁に出没するようになっていた。文化五年（一八〇八）のイギリス軍艦フェートン号の長崎港侵入事件、文政七年（一八二四）の大津浜事件（イギリス人上陸事件）、宝島事件など、外国船に関わるトラブルが立て続けに発生した。幕府は、文政八年（一八二五）に異国船打ち払い令を發布するなど、緊張感のある外交姿勢をとった。川越藩では、天保八年（一八三七）のモリソン号事件と弘化三年（一八四六）のアメ

リカ東インド艦隊所属の二艦来航の処理にあたった。嘉永六年（一八五三）にはペリー率いるアメリカ艦隊が来航し、翌年の再来に備え、品川台場の警固にも就いてカノン砲を铸造、設置した。こうした対外危機に対して、福井藩・藤堂藩・佐賀藩等が忍びの活動を活発化させた様子が伝えられている（註19）。

寛文年間以来、継続的に忍びを活用してきた川越藩松平大和守家が五〇人の忍方足軽を組織した理由も、緊迫した対外情勢に対応するためだったと思われる。

また、この頃、幕府や各藩では、外圧の高まりに対して軍制改革・武術振興を進めていた。川越藩でも藩士に対する武術・軍学の教育を実施した。天保一四年（一八四三）には、蔵町に武術の総合稽古場が建設され、作事奉行配下に蔵町諸稽古掛杖方三名がおかれ、稽古場の見回りを行ったとされている。「川越城下圖」が描かれた頃にあたる文久三年（一八六三）には、筆算役の下級藩士も軍事に携わるよう通達し、元治元年（一八六四）に大砲組を設置、翌慶応元年には、その拡充と洋式銃を採用、以後も銃砲関係の拡充をはかった（註20）。川越藩の忍方足軽の組織は、こうした動きの中の施策と思われる。他藩の忍びが鉄砲隊に関わったように、川越藩の忍方足軽も鉄砲隊を担うために組織されたのかも知れない。鉄砲組足軽と屋敷地が近接しており、同区画に武器方足軽の屋敷があることも気になるところだ。藩ではさらに、補助金や道具を交付し、藩の委嘱を受けた様々な武術の師範たちが、藩士に宅稽古を行った。一般の武士の武術とは異なる忍びの鍛錬には、藩設置の稽古場より、こうした場所が選ばれたのかも知れない。

年代は遡るが、寛延二年（一七四九）以前の『川越索麴』（『新編埼玉県史資料編10 近世I』）には、川越城下に常時設置されていた鉄砲場の

場(弓術稽古場)がみられる。城下では、継続的に藩士らの武術訓練が行われていたことがわかる。「川越城下圖」に描かれた忍方足軽たちも、藩が抱える定役の雑兵として、さらに忍びとして、日常的に鍛錬を行っていたはずだ。現在のところ直接の記録は見つかっていないが、士分ではないため、城下に設置された藩士の稽古場とは異なる場所で実施されたと思われる。

近世の忍び独自の鍛錬内容については、近年、研究が進む越前国福井藩の状況に手がかりを求めることができる。越前松平家宗家の説がある福井藩の忍びについては、すでに昭和の忍者ブームの折、「義経流忍術」として紹介された経緯があり(註21)、福井県立図書館が保管する「松平文庫」に幕末の記録が残されていることも知られているが、十分な研究は行われて来なかった。

福井藩の忍び研究に取り組む長野栄俊によれば、福井藩松平家は、足軽等を組に組織して雇用しており、忍びは「忍者(しのびのもの)・忍之者」と呼称されていたという。史料としては、寛文二十一年(一六七二)以後、藩士の姓名・給録・属する組織・役職を記載した給帳が複数残されており、福井藩で最も早く忍之者の指揮をとる「忍之者預り」を務めた井原番右衛門頼文が、慶安二年(一六四九)、四代藩主光通の命によって、江戸やその周辺で忍之者二〇人を取り立て、情報収集に当たらせていたことが確認されている(註22)。福井藩主の松平忠直は、松平大和守家初代の松平直基の実兄で、直基が忠直から偏諱を受けるなど、両家の関係は密接だった。松平大和守家の越前松平家からの分家は、寛永元年(一六二四)六月の直基の越前国勝山藩主拜命によるもので、福井藩の忍組(忍之者)立ち上げよりは早い。しかし、寛文年間(一六六一～一六七三)の松平大和守家の忍び雇用と、それ以後の制度設計について、先に記した松江藩と

もに福井藩をモデルにしたことも想定しておかねばならない。

さて、福井藩松平家の忍びは、上役・下役に一〇人ずつ組織されており、明治以後の史料も合わせると、制度・役目・身分格式・俸給・居住地など多くのことが把握されている。本稿にとって重要なのは、「福井藩役々勤務雜誌」に「忍之者預り」を務めた井原家が「軍学師井原家ハ義経流御講義杯ニ罷出、御武具ノ取締ヲ為ス、忍組ヲ預リ支配ス」とあり、「井原家伝来ノ兵学」によって「半弓等稽古ス」と書かれていることだ(註23)。福井藩松平家の忍之者は、井原家に伝わる義経流軍学に基づき、忍び独自の鍛錬を行っていたことがわかる。

長野は、義経流軍学の稽古内容は判然としないが、この軍学体系に忍術が含まれていたことは確かだとし、忍びの心構えを説いた「當流忍衆覺悟之抄」や戦時・平時の職務を説いた「隱密秘事忍大意」、夜討や潜入の技術・火薬の調合等を記した「義経流陰忍伝」等の義経流忍術の伝書の内容を前提に、義経流軍学の稽古とは義経流忍術の稽古だと想定している。福井藩松平家の忍組が、預りの職にあつた指揮官井原家に伝わる一般の武士の武術とは異なる独自の忍術を鍛錬していたことを明らかにしたとしてよい。このことは、先に想定した川越藩の忍びの鍛錬の在り方を補強する材料になる。

他に、『江戸小咄集 一』にある「華えくぼ」も手掛かりになる。忍の指南所に弟子入りし、二週間の稽古を経て、師匠にどこに潜入しても見つかることはないといわれ柿を盗んだところ、簡単に見つかってしまうという逸話だ。忍術道場は、宅稽古の場として、あるいは庶民も通える道場として、存外多く存在したのかも知れない。ただし今のところ、各藩で忍びの役にあつた者たちが、忍術道場で鍛錬していたことを示す直接的な証拠はない。今後の研究を待ちたい。

ところで、松平大和守家が前橋に帰った後、川越藩は松井松平家の統治となった。明治元年(一八六八)の松井松平家中「分限帳」(『川越市史資料 近世』六六)には、下監察(下横目役・下目付役)下の徒士銃小長并(徒横目並・徒銃隊目付并)として「伊賀役」が置かれている。市郷社寺調役・物価取調掛と並んで記されており、情報収集役だったと思われる。旧伊佐沼村に伝わった川越歴史博物館所蔵忍器群は、松井松平家時代の伊賀役配下が用いた可能性も考慮すべきかも知れない。

しかし、松井松平家の分限帳に忍之者や忍方足軽の記述はなく、忍び独自の武術・技術の習得・伝達システムが維持されていたとは限らない。現代に残る多くの証拠は、川越歴史博物館所蔵忍器群が文久年間に用いられていたことを示している。松平大和守家時代の忍方足軽が、松井松平家時代にも川越在住の在郷足軽として旧伊佐沼村に残り、城下にあった忍術道場や宅稽古場等から忍器群を受け継いだ可能性を考える方が合理的だ。

さて、ここまで幕末の忍びたちが忍術道場等で武士の武術とは異なる鍛錬を受けていた可能性を見通してきた。総合的に判断すると、現在のところ、川越歴史博物館所蔵忍器群は、文久年間頃に川越藩に仕えた忍方足軽たちが、一般の武士たちとは異なる独自の鍛錬に使用していたものと判断できる。残念ながら、その鍛錬の内容に迫る手がかりは得られていないが、幕末川越藩の忍びは、平型手裏剣を投げたのみでよいだろう。

さらに、川越歴史博物館所蔵資料は(中之条町歴史と民俗の博物館所蔵資料も同様だが)、潜入時に重要な火器や水器にあたるものが非常に少ない傾向にある。このことも、幕末の武術振興の一環としての訓練用武器であるとするなら説明がつく。夜間に活動する忍びにとって火器は最も重要な道具であり、伝書の記述でも火術の扱いは分量が多い(註24)。実

戦に用いられたものとするれば、火器が多くあるのが本来の姿であろう。

幕末、各藩は、藩士の訓練として砲術を重視しており(註25)、情報収集を主な任務とする各藩の忍びにとっても、既に火器・開器を多用する敵城乗取等のための夜間戦闘の鍛錬は不要であった。彼らも専ら当時想定された実戦戦闘に近い武術振興としての鍛錬を行っており、川越歴史博物館所蔵忍器群は、その様相を反映したものと考えられる。

ところで先に挙げた熊本藩細川家の「忍之諸道具代付之事」は、忍びが忍器の製作を外部の職人に委託していたことを示すものであった。このことは、川越藩の忍びの忍器(苦無や特殊小刀)についても同様だった。戦国期以来の在り方だった可能性もある。忍び独自の忍器開発・改良・伝達システムは、発達した手工業社会の中、特定の手技をもつ職能集団とのつながりの中で形成されたと考えべきかも知れない。

#### 四 手裏剣の歴史と二つの系譜

##### (一)手裏剣の歴史

外圧に応じて各藩で行われた幕末の武術振興の中で、忍足軽などが忍器を用いた忍術鍛錬を行っていたことがわかってきた。それでは、忍器は時代をどこまで遡れるのだろうか。

忍器の起源についての研究では、手裏剣の扱いが進んでいるが、投擲武器としては、武術史からのアプローチに一日の長がある。

最も早くその考察を行ったのは、江戸時代後期の肥前国平戸藩主であった松浦静山(清)であろう。静山は、文化三年(一八〇六)に三男の熙に家督を譲ると、以後学業に専念し、『剣談』など武術研究に関わる著作を多く残した。それらの中に武術としての手裏剣術を考察した『手裏剣考』がある。当書で、静山は手裏剣を元弘・建武以来の甚だ古い武器の技術であ

るとし、「手の裏に小剣を隠して、遠さを打つ事」をいい、「秀衛家記」に「盛長日記」に記載があるとしている。また、手裏剣には、蔵髪の術、腰間の術という二術があり、蔵髪は古流で二〜三間に限って遠間を打ち離し、腰間は近い時代の流れで五〜六間の遠間を打つとして、二系統の間合いの術を紹介している(註26)。江戸時代後期の手裏剣が、現代の忍びのイメージにある平型手裏剣とは異なり、小剣状のものであったことがわかる。

一世代ほど前の明和六年(一七六九)の刊行で、浄瑠璃「岸姫松轡鑑」を草双紙にした『鶴の丸元服朝比奈』には、和田義盛の子 朝比奈義秀が天下を牛耳ろうとする北条時政に向かって手裏剣を打つ場面がある。ここでは「志田りけん」と表記され、富川房信の筆で駕籠に刺さった反りのある小柄状の小刀を描いた挿絵が添えられている。一八世紀後半段階でも、手裏剣の概念は回転系投擲武器ではなく、小刀状のものであったのだ。

時期は少し下るが、確実な記録でも事情は同じだ。

【史料七】は、明治一六年(一八八三)に小川渉が会津藩の教育をまとめた『会津藩教育考』に掲載されたものだ。会津藩でも川越藩同様、藩士の子弟の教育のため、武術の宅稽古が盛んに行われており、手裏剣術の稽古場もあった(註27)。宅稽古の子弟に対し、藩士たちも藩校で訓練していたはずだ。十五代將軍徳川慶喜も手裏剣の名手だったという。ここでも手裏剣術は、一般の武士の鍛錬であり、使用される手裏剣は棒型手裏剣だ。

【史料七】『会津藩教育考』第二十四 宅稽古場より

(前略)

以下の六術は流名を知る能わず、その実のみを掲ぐ。

手裏剣術 銚鏡なれど俗に従ふ。 一所 新町一番丁

七八寸の鉄釘の如きものを右手に持ち、肩に構ひ踏込みながら擲つ術なり。

(後略)

一方、現代で最初に体系的な手裏剣研究を行ったのは、日本刀の研究も行う武術家の成瀬閑次だ。成瀬は、明治末年頃に手裏剣に思いを留め、一七年にわたって文献を収集・研究し、同時に現代に手裏剣術を伝える根岸流手裏剣術などを習得・実践して、その成果を検証した。戦時下には、実戦への日本武術の応用を企てていた旧日本帝国陸軍の戸山学校の依頼により、手裏剣術の指導も行った。成瀬は、このときの資料と先行する自らの著書に基づき、昭和一八年(一九四三)、『手裏剣』と題する一書をまとめた。武術としての手裏剣術を広く伝え、戦時における重要性を訴えるため、手裏剣の歴史的成り立ち、形状、手裏剣術の実際を著したのだ(註28)。

当時は日中・太平洋戦争に国を挙げて傾注しており、国内の多くの資源が戦争遂行に集中していた。出版物の用紙も同様だった。昭和一三年(一九三八)、商工省が東京出版協会を通じて用紙節約を要望した。昭和一六年には商工省主導で「洋紙配給統制規則」を定め、情報局傘下の日本出版文化協会による「用紙配給割当規程」と合わせて、新聞を除くすべての出版物の用紙割当を事前に定めることにした。これにより企画書の段階で情報局・商工省・出版協会の承認を経なければならず、戦争協力推進の書籍でなければ出版が難しい状態に陥ることになった。成瀬の著書が出版された昭和一八年の二月には出版事業令が閣議決定され、書籍出版企画規制により、用紙の戦用への重点配給がより強化された。『手裏剣』は、こうした戦時統制下に出版されたもので、手裏剣術を軍事に応用しようとする国家的意図があったことは明らかだ。

戦時下の武術は、明治二八年(一八九五)に結成された大日本武徳会を

改組することで軍及び国の管理下に置かれ、昭和一五年（一九四〇）の武道振興委員会答申以後、戦争での実戦に命を賭す「戦技」として扱われるようになっていた（註29）。成瀬の研究内容は国家レベルのもので、当時の国内の手裏剣術を網羅したものだといつてよい。

成瀬によれば、手裏剣術は、格闘武術・撃突武術・射撃武術・投擲武術からなる武術のうち、投擲武術に属するもので、実戦の際重要なものであるという。手裏剣術は、弓術の中で、手に持った短い矢で突いたり、これを投げたりする「打根術」（『太平記』に初出）と、古剣術の中で投げ打つ目的で短刀を手にする「打物」という術（『柳生流新秘抄』・『常山紀談』などに所収）から成立したとしている。成瀬は、『奥州波奈志 磯通多比』（天保六年（一八三五）真葛著）に、明和・安永頃の上遠野伊豆という武芸の達人が、指の間に二本の針状の剣をもち、これを投げ打つ手裏剣を発明したとあることを紹介している。上遠野伊豆の手裏剣は正確無比な命中度を誇ったという。江戸時代後期の手裏剣は、やはり棒状・針状のものであったようだ。

それでは忍者の象徴ともなっている平型手裏剣の起源はいつか。現在では、明治期以後の現代忍者像成立の過程で古武術の武器と結びついた、とする意見もあり（註30）、忍び研究の大きな謎の一つとなっている。

成瀬の著書に戻ると、棒型手裏剣の紹介の後に、「十字形」として、徳川公爵家所蔵の折り畳み式十字手裏剣をはじめ、通常の十字手裏剣、逆えりのある刃部をもつ十字手裏剣、流れ万字手裏剣（図7）、成瀬は十字形変形と表記）等の平型手裏剣が紹介されている。

成瀬はこの中で、柳生宗矩による武術伝書『兵法家伝書』（寛永九年（一六三二）第二巻「活人剣」の「百様之構えありとも唯一に勝事」中にある「手字種利剣」を、字音の類似から「十字手裏剣」とであると解釈し、折り畳み

式十字手裏剣が柳生流の「十字手裏剣」と想像している。また、『兵法家伝書』は秘伝であるため本来の文字を書かず、音を借りて表記したとも解説する。これが事実なら、平型手裏剣は近世初期に遡ることになる。しかし、『兵法家伝書』を正しく読めば、「手字種利剣」はどのような相手の構えにも勝てる「目付」とされていて、相手の技の起りの有無を見極める目付・構えに当たる語とみなせる。成瀬は、当時の武術伝書の解釈では、攻撃を防ぐ構えのこととする見解が一般的であったことも記しており、借字説に説得力はない。

成瀬の研究からは、少なくとも平型手裏剣が昭和一八年以前に実在していたことが把握できるに過ぎない。この点では、平型手裏剣を含む川越歴史博物館所蔵資料が文久年間に使用されていたと理解できることは、非常に重要な点だ。

これを遡る平型手裏剣の手がかりについては、山田雄司によるアプローチが参考になる。山田は、元和四年（一六一八）に成った小笠原昨雲による『軍法侍用集』「投げ松明の事」に、「松明此くの如く、長さ大きき好みによるべし。此所のおもみつりあひよくすべし。此たいまつはしりけんによし。但し人に当るためにはあらず。夜うちになげ入れ候ためなり。」とあるのに注目した。「しりけん」を手裏剣と同語と考え、この記述から、「何でも手に持って投げるものを「手裏剣」と呼んでいることがわかる」と記している（註31）。また、柳生宗厳が三好左衛門尉に宛てた天正九年（一五八一）の印可状に、相手の手の内を見ることがとして「手裏見」の語があることに加え、成瀬も示した『兵法家伝書』の「手字種利剣」の記述を挙げて、「手裏剣」の語の成立に新陰流が大きく関係したと推定している。残念ながら、先述のとおり、これらの記録は音の類似性からの推測であり、平型手裏剣の存在を証する手掛りにはならない。

しかし山田は、正保三年(一六四六)に、柳生宗矩が小城藩二代藩主鍋島直能に伝授した『玉成集』「打物」に、その存在の証拠を見つけ出した。「りうしゆけん」と「三光」とする武器が図付きで掲載されているのだ。「一、りうしゆけん 四寸四方也、一、三光 四寸四方也、右はなかみに入て持てもうつ也」と解説がある(図8・註32)。

「りうしゆけん」は、まさに十字手裏剣そのものだ。三光は「なかみ」(中味) 茎を有する打物で、柄を持って投げつける武器であったとみられる。両者とも打つ手を離れて回転しても、いずれかの刃部が敵を刺突する構造であり、三光の解説に「持てもうつ也」とあることから、主に投擲して用いる回転系投擲武器であることが明らかだ。

『玉成集』には「兵法家伝書」と同様に「手字種利剣」についても書かれている。敵が様々な技に出ようとすると起こり端を捉えれば、敵に思うようにさせることがないとする「先々の先」の極意を伝える記述であり、敵に様々な手技の剣を起させ、そこを捕えれば敵は打ち出せないと書かれている。手字は「てわざ」であり、出端の技を意味している。

その一方で、『玉成集』の「打物」の項後半には、「史料八」とおり明確に「手利剣」の語が登場する。

【史料八】『玉成集』「打物」より

(前略)

一 脇差、小刀何にても打也、稽古に仕候へば色々

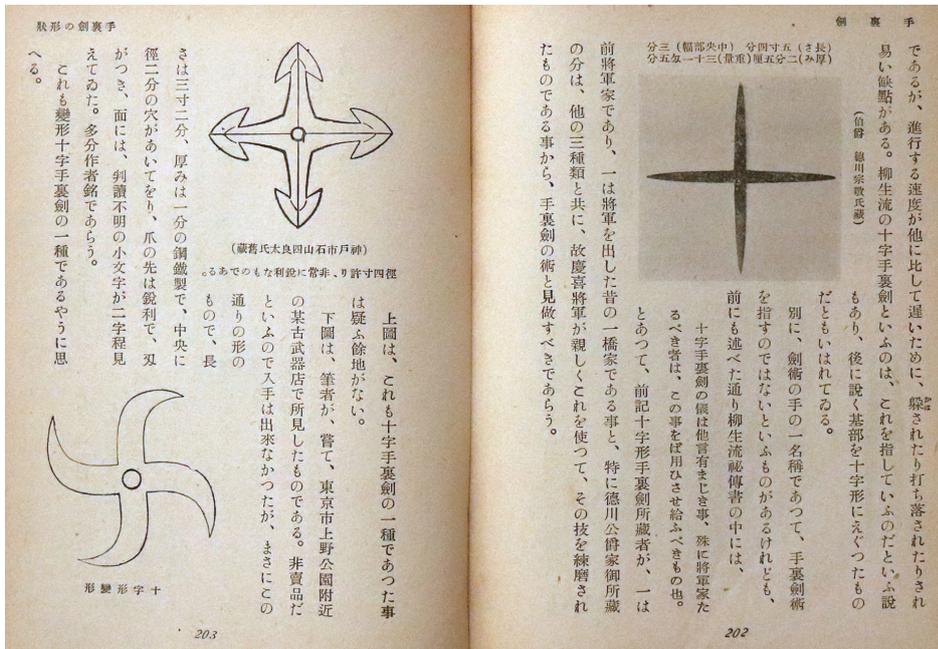


図7 成瀬関次『手裏剣』に掲載された平型手裏剣3種

習ある物也、然れどもうち物はつる、事多き物なれば頼にせず、た、表裏の心持何とも不成所にて如此にも可有之哉、敵の心をとらん為也、手をはなる、手利剣是也、鎗、長太刀も刀も様子により打事有之、然れども頼にせず打、はなし様に心持有、弓、鉄炮に逢て不叶時ハか様の事も可有や、身をはづさん為也、う

ち物によき事ハ弓、鉄炮にこす事なれば、如此しるし置候へ共、不用頼ミにせずと云、身をはづさん心持兵法なり、なに候ても打物多有之物也。

(後略)

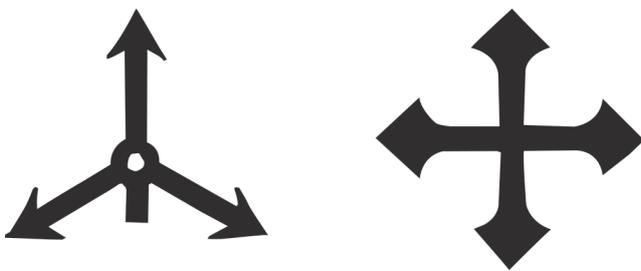


図8 『玉成集』に掲載された平型手裏剣の模式図  
右:りうしゆけん、左:三光。明瞭に確認できるようトレースした。

脇差・小刀など何でも、場合によっては鑢・刀を投げるのが「手利剣」と明記されている。しかし、小刀状・棒状の細かい武器を指す書きぶりだ。音が類似した「手字種利剣」が、武器としての手裏剣を意味するものではないことは確実だ。

『玉成集』の記述をみる限り、一七世紀半ばの段階でも、敵に小刀等を投げつけるのが「しゅりけん」であり、回転系投擲武器の平型手裏剣である「りうしゅけん」や同様に回転させて投げつける「三光」は「打物」(註33)であった。「しゅりけん」としては認識されていなかったのだ。

「りうしゅけん」は『兵法家伝書』には記載がなく、その後の新陰流には伝えられていない。おそらく平型手裏剣は新陰流起源ではなく、戦国末期から近世初期の他流派や、一般の武家の武術とは異なる特殊な武術との情報交流によって得られた知識で、『玉成集』にのみ掲載されたものである。

さらに戦国期に近い時期の手裏剣の記述は、『甲陽軍鑑』巻一七品第四七「志村武笠公事之事」にみることができる。

甲府で武田家家臣飯富兵部少輔の同心であった志村金助が配下の中間の反抗に遭い、切ろうとしたが逃亡される事件が起こった。そこに居合わせた志村と親しい武笠与一郎が中間を切ったところ、中間が持っている大脇差を投げつけ与一郎の太ももを刺したため、金助が中間の首を切つて事態を収めた。与一郎が、これを大げさに吹聴したため、恥と感じた金助と喧嘩になり、同心の金助を失うことを恐れた飯富が、信玄に裁きを願い出た。目撃者となった町人の取り調べが行われた際、脇差を投げた距離や力の関係について尋問していた甘人衆頭が、問答の中で「扱、今のめしうと、しゅりけんうちたる時は、武笠与一郎がしかたいかん」と問うている。

近世初期以前でも、小刀や脇差などの小刀状・棒状の細長い武器を投げる行為を「しゅりけん」と称していたことは疑いない。

武士たちに普及した棒状のものをしている手裏剣は、『萬川集海』巻第二二「懷中火大事」にも認められる(史料九)。

【史料九】『萬川集海』巻第二二「懷中火大事」

#### 十二 火炬

檜木ヲ削リ、長サ八寸カ六寸ニシテ、廻リ三寸、左繩ニテ三所

結フ、左リ結ヒニシテ吉、皆陽ニ象ルナルベシ、ダイ尻ニ四寸ノ釘

ヲ四角ニ刃鉄ニテウタセ、シユリ劍ニモスル為也、右ノク、リ火

炬長一寸五分ノ廻リニ差ス時ハ、右の懷紙火ヲ直ニ移ス、

向ヘ打、火立ル也、右十二火炬トハ名付置候ヘトモ、二明三明

ニテモ不苦ソロ(候) 口傳

『萬川集海』のこの記述と類似の記述が、『軍法侍用集』「投げ松明の事」にあることは、山田雄司の解釈とともに先に紹介した。『萬川集海』が引用したものと思われる。

以上のことから、「しゅりけん」の語が示す命題は、江戸初期以前から幕末まで、一般的な武士の剣術として存在した小刀状・棒状の武器を投げる技として継続して認知されており、忍びにもその技が取り入れられていたと考えるのが自然だ。この術が確立し、江戸時代後期までの間に、専用の武器としての棒型手裏剣が生まれたのであろう。

一方で、『玉成集』の「りうしゅけん」のような回転系投擲武器の平型手裏剣は、近世初期以前から平行して存在したとみられるが、「しゅりけん」の概念での一般的な武家の武術との関係は辿れない。棒型手裏剣とは別の

系譜に属する特殊武器として伝達されていた、と理解すべきだ。

## (二) 忍器としての平型手裏剣の系譜

一般的な武家の武術とは異なる、平型手裏剣が属する武術の系譜とは何か。

この課題を検討するための手許の情報は、川越歴史博物館所蔵資料のように、平型手裏剣が撒菱・鎖鎌などの著名な忍器とともに伝えられてきたことにある。本稿では、川越歴史博物館所蔵資料のセットが幕末の忍びの鍛錬に用いられたものだとほぼ特定した。忍器の系譜が武士の武器とは異なる系譜にあるとすると、その在り方が本稿冒頭の忍び独自の忍器開発・改良・伝達システムと符合することに気付く。

それでは、平型手裏剣を忍び特有の忍器と結論づけてよいのか。

手裏剣を忍びの武器として扱ったのは、明治四四年(一九一〇)に刊行を開始した立川文庫の忍び小説が最初期ではないか。立川文庫は講談を筆記した『書き講談』を「文庫」に収めた娯楽時代小説で、真田氏の歴史に『厭蝕太平楽記』(江戸中期)等の軍記に書かれた忍びを登場させた。『忍術名人猿飛佐助』や『天坂冬の陣』などが知られている(註34)。

大部のシリーズであり確認できたところではないが、大正五年(一九一六)に刊行された『立川文庫第一五七篇 忍術名人十文字新九郎』には、竜造寺家に仕える元老の子で忍術を習得した十文字新九郎が手裏剣を用いる場面が描かれている。柔術の達人深見図書に相撲で殺されそうになる米屋の十三郎を助けるため、新九郎が物陰から手裏剣を投げた。この手裏剣は「一本」と数えられており、「深見図書の横鬢のところ」に「シューツ」と立った。」と表現されている。棒型手裏剣をイメージしていることは明らかだ。忍術使いの手裏剣も棒型手裏剣を前提にしていたこ

とがわかる。

忍びと棒型手裏剣は関連づけられても、江戸時代以後大正頃まで、平型手裏剣はその存在さえ一般に知られることなく、隠れた特殊武器の系譜にあったことが把握できる。

一方で、平型手裏剣を初めて忍びの武器と定義したのは、甲賀最後の忍者を自称した藤田西湖だ。先に挙げた著書『図解手裏剣術』にまとめている(註35)。

藤田は手裏剣を二種に分類し、刺突武器としての留手裏剣と、火器や毒器の責手裏剣を挙げた。留手裏剣には、事前に用意した手裏剣を打つ忍手裏剣、小柄や笄などをとっさに代用として打つ静定剣、茶碗や盆・火入れなどを急場に敵に投げつけて危地を脱する乱定剣があり、責手裏剣には、火矢や焙烙・松明を投げる火勢剣、目潰しなどを投げる薬剣、毒を用いる毒剣があるとしている。藤田はまた、忍手裏剣を針形、棒形、角形、平形、短刀形、槍の穂形、三光、四方、星状(五方)、八方、十方、車剣、万字形に分け、手裏剣術の各流派が用いる形状として図示している。

藤田は忍びが平型手裏剣を使った証拠を何一つ示さなかったが、忍術修行と伝授のため、多くの平型手裏剣を製作・使用した。当時の娯楽作品で「忍者」が平型手裏剣を多用したのはこの頃からで、藤田の影響があったことが伺われる。一方で、藤田は膨大な武術伝書や武術研究書等の文献・史料を収集・研究していた(註36)。映画界では、昭和三〇年代前半には平型手裏剣が用いられはじめたようだが(註37)、その情報源は不明だ。藤田が成瀬には把握できなかった平型手裏剣と忍びの関係に、何らかの手がかりを得ていた可能性も皆無ではなく、映画界との接点の研究も今後の課題だ。

ここまで、手裏剣の歴史を追ってきたが、藤田の著書を除けば、戦時

下の段階の成瀬関次の研究でも近現代文学やその後の研究でも、平型手裏剣の系譜は不明なままだ。公にならない武術の系譜に連なるものと認識せざるをえない。幕末の川越藩に忍術伝書記載の忍器とともにセットとして存在し、忍びの鍛錬に用いられていたことを考慮すると、平型手裏剣は、冒頭に挙げた忍び独自の忍器開発・改良・伝達システムの中で制作されてきたために、公にならない系譜を辿ったもので、忍器の一つであると考えざるを得ない。

既述のとおり、本稿は今回はじめて確認した戦国の特殊武器を忍器として認定する過程を公表するものだ。幕末の忍器と戦国の特殊武器の間の失われた環を埋める作業になる。その鍵は、考古資料中に発見した特殊武器が、右のような忍び独自のシステム中で制作され、武士の武術や武器とは異なる系譜の武器として存在していたか否かにある。次に、今回確認した特殊武器を紹介し、忍器のルーツに迫りたい。まずは、ここまで系譜を追いかけてきた、平型手裏剣のルーツともいえるべき特殊武器を探り上げる。

## 五 忍びの足跡

### (一)特殊武器のルーツを探る―平型手裏剣のルーツ―

前稿で定義したとおり、戦国の「忍び」とは、軍・行政組織の後方支援の下、小規模な戦闘をとまなう夜間の潜入・乗取・放火等を行う軍の戦術をいい、それを実行する者たちを指す。彼らは戦術の実行に必要な道具「忍器」を、独自に開発・改良し、試用・鍛錬して実戦に備えていたと思われる。その中には、『玉成集』の「りゆうしゆけん」のような平型手裏剣のルーツに当たるものが存在したとみられる。

二〇二一年に開催した埼玉県立嵐山史跡の博物館企画展「実相 忍びの

者」に先立つ調査・研究において、私は、これまで未発見とされてきた戦国期の忍器とみられる資料を複数確認した。その中に平型手裏剣のルーツと考えられるものがある。次に、本稿の主題として、その概要と忍器としての認定過程を記し、公に評価を問う。

### (ア)平型手裏剣のルーツ「有角型石製平つぶて」

図9・10は、現埼玉県さいたま市にある岩槻城跡(戦国期は岩付城だが、本稿では冒頭に掲げたとおり遺跡名で表記する。)の出土品だ。発掘調査報告書で石製の「つぶて」と報告されている(註38)。平面形は明らかに六角形を呈している。縦四・八、横四・五、厚さ一・〇センチメートルに緑泥石片岩を打ち割って成形したものだ。一七世紀後半の絵図に「竹沢曲輪」と描画された位置で行った、共同住宅建設に先立つ二〇〇二年の発掘調査で出土した(図12・13。地点名は第1地点。以下では省略する)。遺構外ではあるが、一六世紀後半の陶磁器とともに検出したという。「実相 忍びの者」展に先立つ二〇一八年、戦国期の戦闘遺物を探索していた際に管見に触れたものだ。忍器の「鉄つぶて」に類似しており、つい興奮したのを記憶している。岩槻城落城に際して武器の不足や材料不足に困った忍びが、板石塔婆を割って「鉄つぶて」状の武器にしたに違いないと直感した。さいたま市の文化財担当者 関根俊雄氏に他の城跡等での出土例がないか御教示を願ったところ、近隣の周知の埋蔵文化財包蔵地「大和田陣屋跡」(註39)で多く出土しているとのことだった。発掘調査報告書にあたってみると一九九三年の調査で一七点が出土しており、予想したように、素材に板石塔婆を利用していることまで記してあった。

岩槻城跡・「大和田陣屋跡」は、関東平野中央部の荒川と中川に挟まれた大宮台地南部に立地する。大宮台地は、現在の東京都心部にほど近く、

縄文海進の頃には海岸線を形成していた。中小河川の浸食により、深い谷地形が樹枝状に入り組んだ複雑な地形に特徴がある(図11)。

岩槻城跡は、武蔵・下総の境目の城として、東に広範な中川低地を望む大宮台地岩槻支台に占地した平山城で、現在は埼玉県指定史跡になっている。鎌倉公方足利氏と山内・扇谷上杉氏が争った、一五世紀後半の享徳の乱の中で築かれたと考えられている。その後、上杉氏に属した太田資正が在城したが、永祿七年(一五六四)、第二次国府台合戦下の嫡男氏資と北条氏の企てによって北条方の城となり、永祿一〇年(一五六七)以後は、北条氏が直接支配した。元亀元年(一五七〇)、北条氏政が越相同盟を破棄し、翌年末に上杉謙信が関東侵攻を果たすと(第二次越山)、以後、上杉に与した小田城等との緊張関係に陥った。

天正一〇年(一五八二)には、北条氏房が先に戦死した太田氏資の娘婿として岩槻城に入ったといわれ(註40)、天正二八年(一五九〇)の豊臣秀吉



図9 岩槻城跡竹沢曲輪出土の有角型石製平つぶて  
註1の図録より引用。

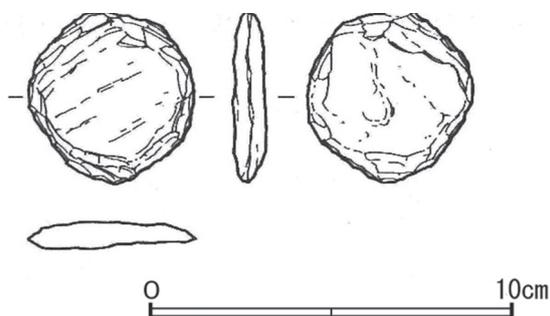


図10 岩槻城跡竹沢曲輪出土の有角型石製平つぶて実測図  
註38の文献より引用。作図者が六角形を意識しなかったため、軸が傾いている。

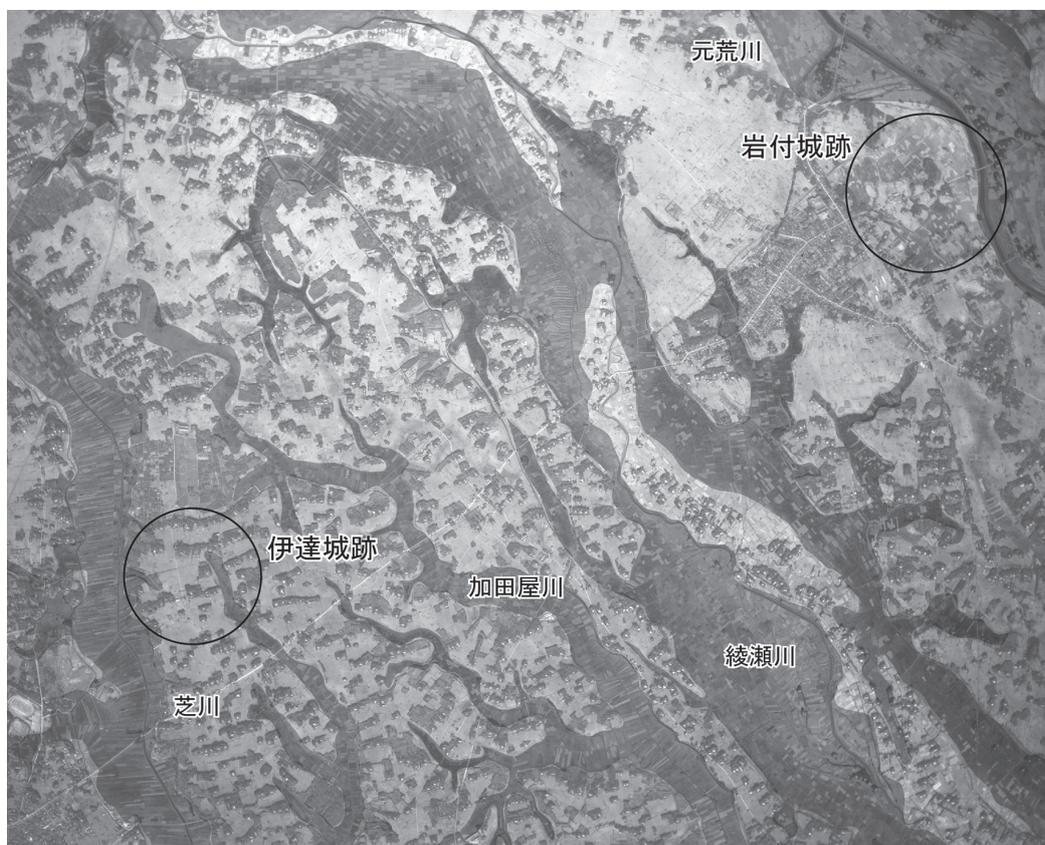


図11 岩槻城跡と伊達城跡の位置と周辺の地形・地勢  
河川・谷・低地に網をかけた。

の小田原攻めでは、城主氏房が小田原城に詰める中、家老の伊達与兵衛房実(房成)が籠城して戦ったという(『寛政重修諸家譜・浅野家文書』)。岩槻城跡で出土する遺物は、一五世紀末から一六世紀末頃までのもの

が多く、城の機能が盛んだった時期を想像させる。

さて、もう一方の「大和田陣屋跡」は、岩槻城跡から綾瀬川・加田屋川が形成した低地を六・五キロメートルほど西に隔てた位置にあり、芝川を西に見下ろす大宮台地中心部の大和田・片柳支台に占地する(図11)。加田屋川による低地部分は近世に見沼溜井として利用され、後に干拓事業が行われた見沼田圃として知られている。

『新編武蔵風土記稿』によれば、「大和田陣屋跡」のあった大和田村は、戦国期、伊達与兵衛房実の所領であったと伝えられている。当地には、高い土塁や深い堀が特徴の小規模な城跡が残り、伊達氏が徳川に仕えて陣屋を営んだことから「大和田陣屋跡」と称されてきた。しかし、発掘調査を実施した地点では、一五世紀以後の戦国期の遺構・遺物がほとんどで、近世に属するものが少ない状況から、近世の陣屋跡は南にずれた地点にあると考えられるようになった。調査地に所在する遺構群については、房実が在し、伝承と字名にも残る「伊達城跡」の可能性が高い。以後、本稿では、戦国期の動向を論点とするため、伊達城跡と呼称する(註41)。

『寛政重修諸家譜』には、伊達房実は、はじめ北条氏政に仕え、のちに氏房に属したとある。天正一〇年(一五八二)、北条氏房が岩槻城主の太田氏資の娘婿として岩槻城に入ったとき、付け人として臣従してきたと考えられている(註42)。天正一四年(一五六六)には、岩付の法華寺に寺領を寄進して、岩槻城主太田氏房の印判状を差し出している(史料一〇)。このことから、岩槻城家老の職にあり、岩槻城の見沼の対岸大和田に要害(伊達城)を築いたものといわれている。

【史料一〇】北条氏房朱印状(「飯塚法華寺文書」、戦国後北条三〇三二)

飯塚法華寺領拾貫文、春首座出候、寺内彼是可致輝麗由、手堅可申

届者也、仍如件、

天正十四年丙戌(心簡要)朱印)

十一月廿九日

伊達与兵衛

春首座

天正一八年の小田原攻めでは岩槻城に籠った伊達房実だったが、降伏後は、徳川家康から北条氏房とともに岩付領内への居住を許された。房実は大和田村の旧貫地二五〇石の知行地を与えられ、徳川家に旗本として仕え、後には常陸国鹿島郡内に二百石を加増されている。

「つぶて」を多く出土した伊達城跡の発掘調査は、分譲住宅建設に先立つもので、現況地形とソイルマークからわかる伊達城跡の南辺中央付近が対象地であった(図14)。

「つぶて」は、発掘調査報告書で、考古学上の類似の遺物に倣い「石製円盤」と呼ばれる一方で、「つぶて」とも呼称して報告されている。調査区北側の五号井戸跡・二号溝跡から出土しており、五号井戸跡では、つぶて(石製円盤)五点、同未成品一点、陶片製円盤(詳細は後述)二点、不整な球状の石つぶて一点、打割礫二点、つぶての製作に使用したとされる敲き石一点が検出されている。二号溝跡では、つぶて(石製円盤)四点、陶片製円盤一点、打割礫一点を検出した。また、井戸跡・溝跡の周辺では、板石塔婆を割った緑泥石片岩の破片・剥片が多数みつかった。それらの破片・剥片が五号井戸跡・二号溝跡と東側の建物跡との間の空間に限って散布していたことから、報告書では、この周辺をつぶて(石製円盤)の製造場所と推定している(図15)。

また報告書では、出土したつぶて(石製円盤)を大きさによって大型・中型・小型の三つに区分している。報告書に区分のサイズは示されていない



図 12 岩槻城跡周辺の空中写真  
ソイルマークから堀跡を推定した。昭和 21 年米軍撮影の空中写真を加工。

ないが、実測してみると、大型のものは縦または横が一四センチメートル以上、厚さ二・五〜三・〇センチメートル程度(図16・18の13〜17)、中型は縦横七〜一一センチメートル程度、厚さ〇・八〜一・三センチメートル程度(図16・17の4〜12)、小型は縦または横が三〜五センチメートル



図 13 岩槻城絵図と竹沢曲輪位置図  
註 38 の文献より引用し、加工。

程度、厚さ〇・七〜〇・八センチメートル程度(図16・17の1〜3)になる。中型のものは、川越歴史博物館所蔵の忍器にある「四方手裏剣」とほぼ同じ大きさで、形状は「鉄つぶて」(八角形)に類似し精巧に作られている。また小型のものは、大きさ・形状とも「鉄つぶて」に類似している。破片や未成品と報告されたものには、「種子」が彫られているものがあり、「つぶて」が板石塔婆を打ち割って製作したものであることがわかる(図19)。

報告書では、中・小型のものゝ縁辺は丸味を帯びるか切断されたように調整が施されるかのどちらかで、大型のものゝは鋭い刃部が見られると記している。しかし、実物と実測図を比較すると、それらの中に、明らかに六角形を指向した形状を得るため直線的に切断した後、角を作り出し、細かい剥離によって整形した個体が存在することがわかる(図16・17の1・2・4・5・10)。サイズ感も含め、規格性に基づく再現性が認め

られ、定型的な完成品とみなすべきものだ(加工の結果として同図の1のように五角形に似た形状になったとみられるものもある)。このことは、後述する小型品とほぼ同サイズの陶片製円盤の存在からも支持される。



図 14 伊達城跡周辺の空中写真  
ソイルマークから城跡を推定した。昭和 21 年米軍撮影の空中写真を加工。

報告書の大型品は、板石塔婆から定型的な完成品をえるための工程途中の素材(母岩)もしくは不要部分で、刃部を造り出したようにみえる剥離痕は、片状剥離させて厚さを調整するために行った大まかな剥離工程と大きく異なる。

一方、報告書がいう大型品には、直線的な割り取りの痕はみられるが、大きな剥離がみられる部位や向きがまちまちで、機能的な位置に「刃部」を形成しようとした意図はみられない。また、割れやすい片理に沿った方向に力を加えて打ち割ったに過ぎず、同じ形状への明確な再現性・規格性の意図もみられない(図 16・18 の 15 と 16 は似た形にみえるが、打ち割り方は全く異なり、断面形には共通点もない)。厚みも素材の板石塔婆と全く同じで、定型的な個体が、その半分か四分の一程度となっていることと大きく異なる。

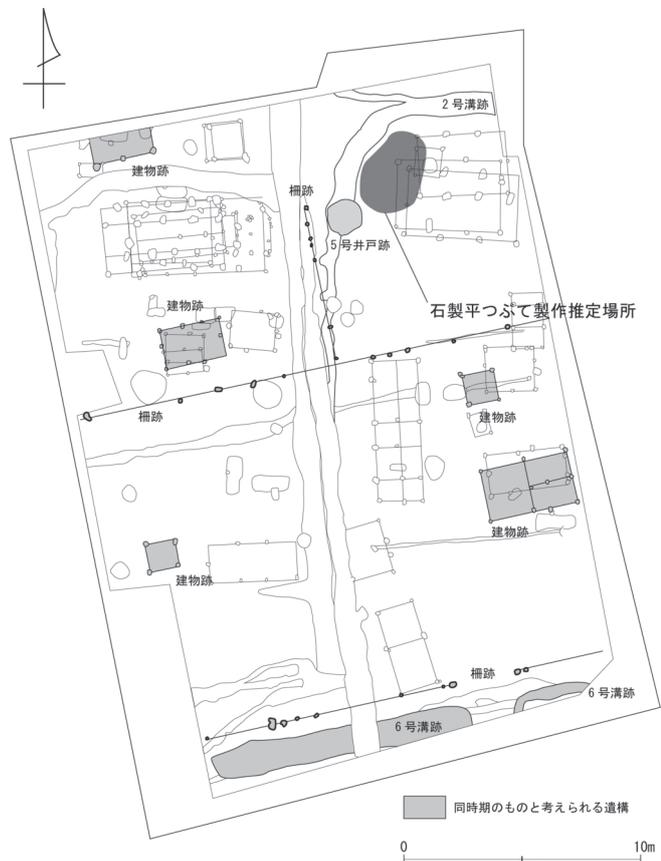
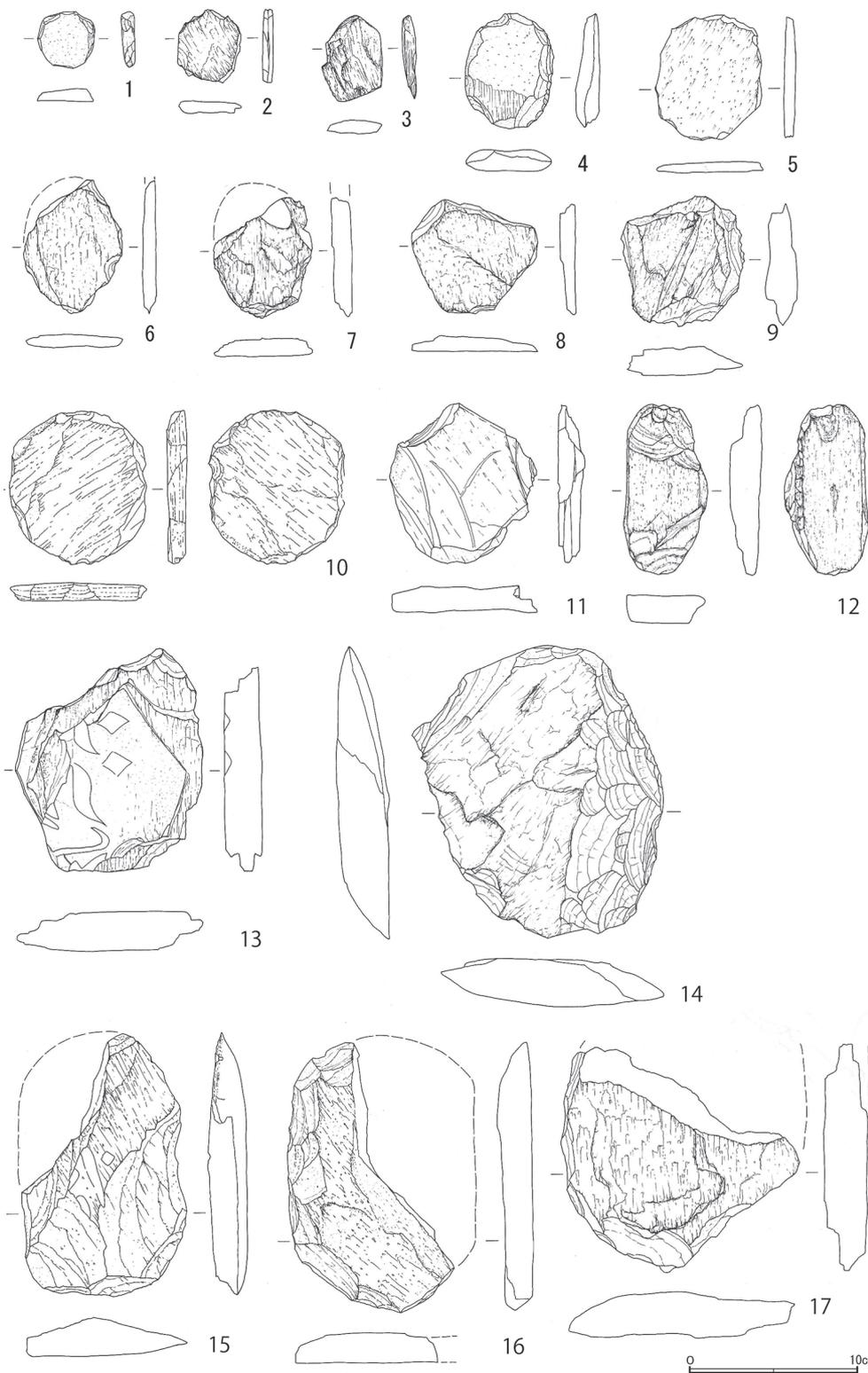


図 15 伊達城跡(大和田陣屋跡)発掘調査全測図  
註 39 の文献より引用し、文字と遺構説明を追加。

によるものとみなすべきであろう。

また報告書では、五号井戸跡から出土した、先端に剥離痕跡がみられる棒状の砂岩(図20)を板石塔婆を加工するための敲き石とみているが、敲き石の打面剥離痕と製品側の剥離痕・切断痕が合わず、大きさからみても当該製品の剥離作業には不向きだとみられる。直線的な割れ口を生み出す現在の「トンカチ」と呼ばれる鉄製石工道具に類似した道具で切断し、「石頭」や「ビシャン」などと呼ばれる工具に似た道具で細かい調整を行ったものと思像する。

その他の破片に残る加工痕をみても、



薄くするために剥ぎ取った形跡や、直線的な破断の跡がみられるものがあり(図21)、こうした成形方法の想定を裏付けている。それでは、これらの緑泥石片岩製の「つぶて」の用途は何か。出土遺物全体の状況を加味して検討してみたい。

図16 伊達城跡(大和田陣屋跡)出土の有角型石製平つぶてと未成品、素材実測図  
註39の文献より引用。

「つぶて」は、先述のとおり五号井戸跡・二号溝跡周辺で、破片や素材とともにまとまって出土した。伴出した陶磁器（図22・23）の年代が一六世紀後半を主体としていることから、戦国末期に何らかの目的で短期間に生産されたものと判断できる。「つぶて」・陶片製円盤と陶磁器以外の出土遺物には、少数の火縄銃の銃弾や刀装具などの武器・武具のほか、利根川中流域で採集される安山岩を打ち割って作った一般



図17 伊達城跡（大和田陣屋跡）出土の有角型石製平つぶてと未成品、製作工程で出た破片  
註1の図録より引用。



図19 伊達城跡（大和田陣屋跡）出土石製平つぶて未成品  
未成品に刻まれた種子キリーク（阿弥陀如来）を示す梵字が彫られている。板石塔婆を素材にしたことがわかる。註1の図録より引用。



図18 伊達城跡（大和田陣屋跡）出土の有角型石製平つぶて粗割り素材  
註1の図録より引用。



図20 伊達城跡（大和田陣屋跡）出土の敲き石  
註1の図録より引用。

的な「石礫（いしつぶて）」（報告書では「打割礫」・図24）がある程度だ。  
伊達城は、岩槻城とともに豊臣軍の侵攻に曝されたという。発掘調査を担当した小川岳人は、通常の武器・武具の出土が少ない中、未成品とともに多量に現地に遺されていた「つぶて」は、高度に管理された通常の武器・武具に対して、低い管理状態にあった臨時性の高い武器だと推し量る（註43）。通常の武器が岩槻城に持ち出されていた可能性があり、その管理状況を推測するのは難しいが、石製品としての「つぶて」の加工状態や形状、出土遺物全体の状況を加

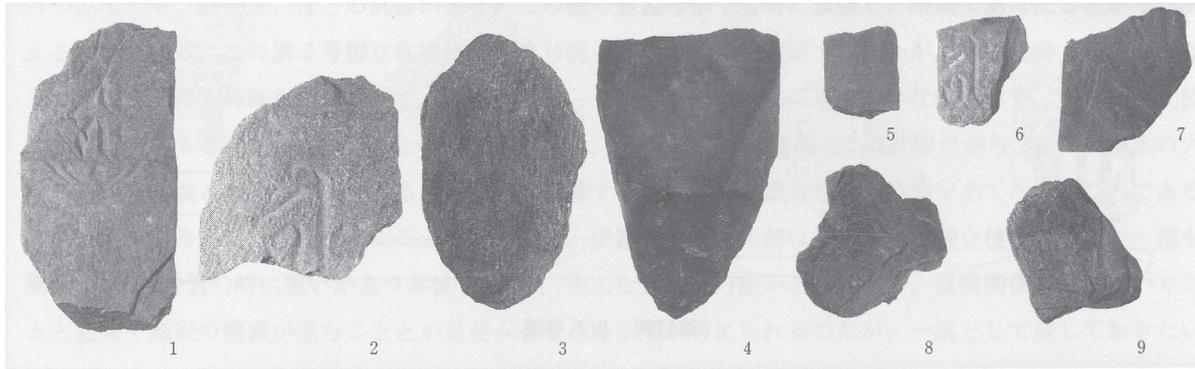


図 21 伊達城跡（大和田陣屋跡）で出土した板石塔婆の破片

直線的な切断痕や割れ口が多く、薄く剥ぎ取られた形跡が明瞭だ。註 39 より引用。

味すると、「つぶて」の用途を武器以外に求めることは限りなく難しく、小川の考えは支持できる。

小川はまた、「つぶて」や破片が出土した五号井戸跡の埋没状況と出土位置から、城が廃城となって井戸が埋没をはじめまでの短時間に製造され廃棄に至ったものと推定している。さらに、その製造時期を北条氏房が岩槻城に籠ってから豊臣の小田原攻めまでの期間とした上で、豊臣軍をめぐる緊張関係によって製造され、岩槻城落城による緊張状態の解消で廃棄されたと結論づけた。

微視的にみれば、「つぶて」や破片・素材が伊達城跡内に残された理由には、豊臣軍の動向を見ながら製作していた期間内に、不要な破片や失敗作が生じ、順次廃棄した結果をも考慮すべきだ。とはいえ、適正な製品とみられる整った六角形の個体や、また素材として使用可能な大きさの破片が廃棄されたのは、岩槻城陥落が契機だった

たとしてよいだろう。

そも、素材を板石塔婆に求めたということは、当時信仰の対象であった阿弥陀如来等の仏（を表す梵字）を割ることを意味する。板石塔婆の流行は下火になってこそいたが、この頃はまだ建立が続けられており、板石塔婆に込められた宗教的意義を、城中の将兵は明確に理解していたはずだ。普段なら壊すことなどなかったであろう。大軍による攻撃が避けられない状況が明確になる等の緊迫したタイミングで、なげなしの素材を板石塔婆に求め、臨時に製造した武器だと考えられる。とはいえ、石の産出しない大宮台地において、これらの「つぶて」を製造した者たちが、適切な加工を行っている。彼らは、すでに同様の製品を製造する知

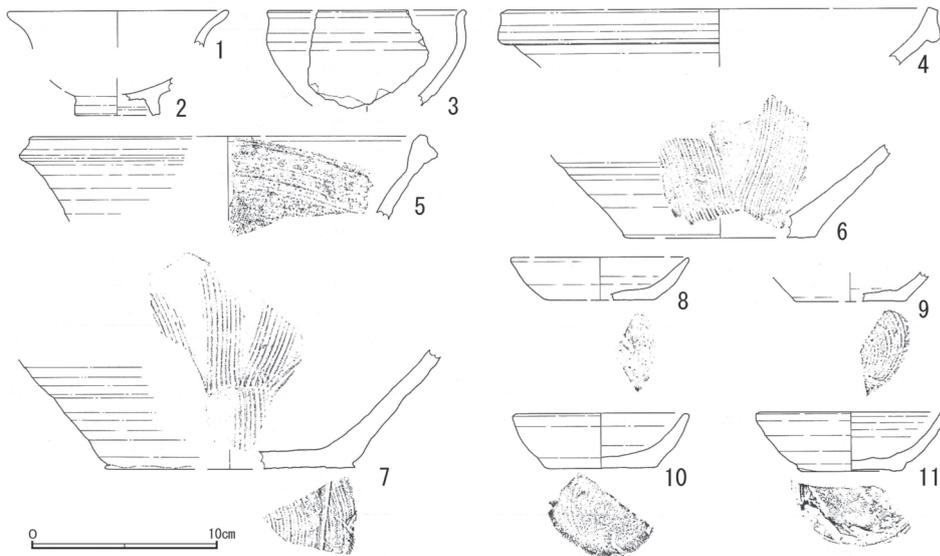


図 22 伊達城跡（大和田陣屋跡）2号溝跡で出土した陶磁器

註 39 より引用。

識と十分な経験、あるいは職能集団の協力を得ていたのだ。

それでは、武器としての「つぶて」は、実際にどのようなように使われたのだろうか。

戦国期は攻城戦・野戦ともに、遠距離や遠い間合いで攻撃する武器がよく機能するため、銃砲や弓、長柄武器が主体的に選択された。それらの主力兵器に比して、刺斬する機能のない石製の「つぶて」の殺傷力は非常に小さい。これを手にして敵陣に向かい、敵兵を殺傷しようとするのはあまりにも非効率的だ。その形状からみれば、むしろ接近した敵から一瞬の間をとって逃れる時間を稼ぐために、敵に向かって投げつける護身の投擲武器だったと考えるのが自然であろう。形状が平板であるため重ねてコンパクトに携帯できた。その利点は小さくない。

使用方法としては、小型・平盤で周囲に角が作り出してあるので、回転させて投擲するほかない。忍器の鉄つぶてや平型手裏剣同様、回転系投擲武器だと判断できる。投げ方は、人差し指を角にかけて親指と中指で挟み持ち、小口方向に押し出して、逆回転をかけて投げたのであろう。角を尖らせすぎないのは、投げ際の指への負荷軽減や、コントロールのしやすさを求めたためかも知れない。

伊達城跡で出土した戦国期の石製武器の代表格でもある通常の礮(つぶて・報告書では「打割礮」、図24)と比較すると、単に打ち割ってサイズ感を整えた(割れ口で敵を傷つける目的があったのかも知れないが)通常の礮とは全く異なり、相当な手間をかけた武器だと評価できる。それらは、小笠原氏隆から上泉信綱が伝えられたとされる兵法書『訓閲集』巻五「攻城・守城」にある伝統的な石打ちでの丸石とも明らかに異なる。角をもつ回転系投擲武器の原理とその使用法・利点を知る者たちが、緑泥石片岩の石材としての性質と適正な工具と加工方法を理解し、鍛錬した上でし

か製造できないもので、一般の武士に伝わる武器とは異なる特殊武器だといつてよい。

本稿では、以下、特殊武器としての伊達城跡・岩槻城跡出土の角をもつ平たい六角形の「つぶて」を、確立した技術知に基づく製作物(認知構造上の知識にある定まった技術によって表象された特定の形状の製作物)として、「有角型石製平つぶて」(角のあるタイプの石製の平つぶて)と呼称する。回転系投擲武器のうち、「つぶて」に区分したのは、近世の忍器の「鉄つぶて」によく似ており、刺突や切断のための刃部がなく、打撃を与える機能しかもたないからだ。刺斬できる手裏剣とは異なる。「剣」ではないのだ。

有角型石製平つぶては、回転させて投擲すれば、飛距離と正確な方向性を得やすく、命中した際には、均等な中心角に造り出した複数の角のいずれかが必ず当たり、小さい力で敵に強い打撃を与えることが可能だ。このことが武器としての原理だとみられ、鉄つぶて・平型手裏剣に共通する。

これまで、回転系投擲武器は、江戸初期の忍術伝書『玉成集』に「りゅうしゆけん」(実質的な十字手裏剣)として存在が確認されている一方で、戦国期に遡る伝世品や戦争遺跡からの出土は皆無だった。有角型石製平つぶては、原理を共有する回転系投擲武器として、鉄つぶてや平型手裏剣につながる唯一の戦国期の祖型だと評価できるのだ。

全体的な状況からみて、戦国後期以前に、関東など片岩産出地に本拠を置く特殊武装集団で開発・伝承していた回転系投擲武器の知識や経験が、存亡の危機を前にするなど、臨時的な機会に表象(製作)されたものと思われる。彼ら自身が石材加工の知識と技術を保持していたのかも知れないが、石工集団に製作委託したり、石工集団を取り込んだりしてい

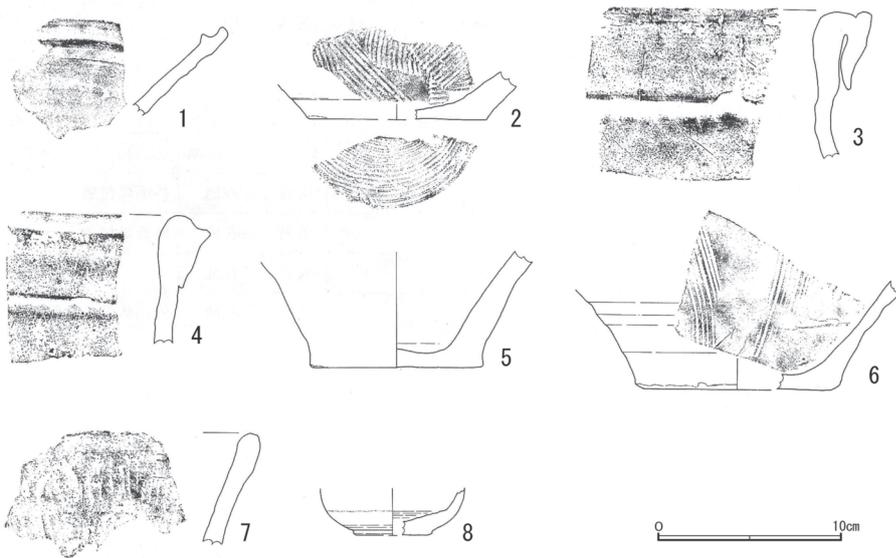


図23 伊達城跡（大和田陣屋跡）5号井戸跡で出土した陶磁器  
註39より引用。

たのかも知れない。有角型石製平つぶては、携帯時の安全性と使い捨ての武器としての経済性にも優れる。この意味では、近世の鉄つぶてや鉄製平型手裏剣より実戦向きで合理的な武器として、特殊武装集団に伝承されていたように思える。

ところで、板石塔婆を転用した投擲武器とみられる平たい石製品は、上杉謙信軍を迎え撃つ北条方拠点となった騎西城跡（現埼玉県加須市）でも出土している。

騎西城跡は、関東平野中東部の加須低

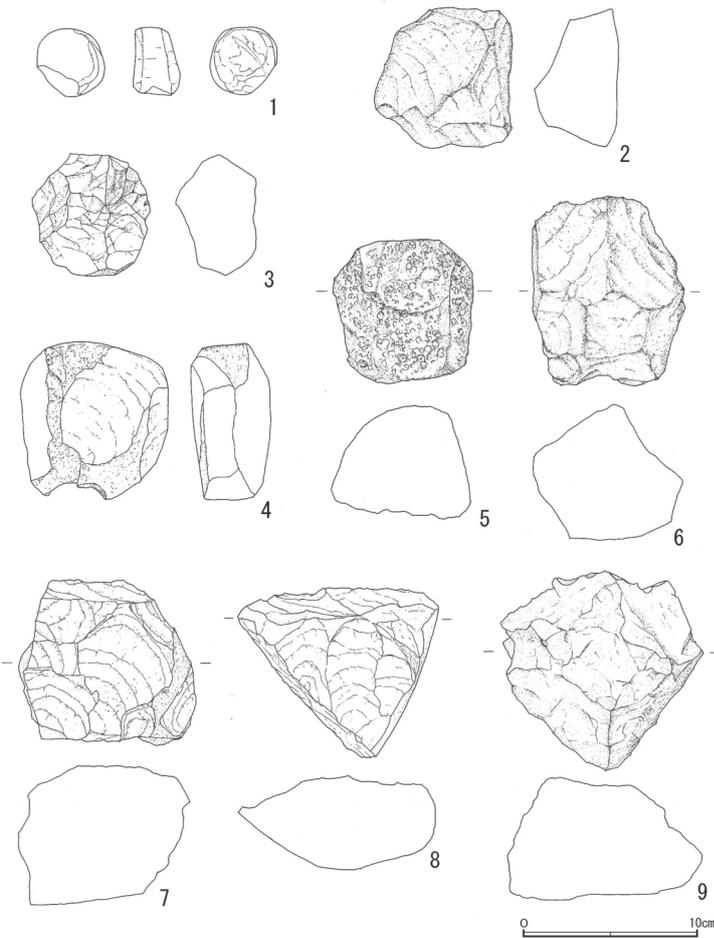


図24 伊達城跡（大和田陣屋跡）で出土した通常の礫（つぶて：打割礫）  
註39より引用。

地に所在する。現在は関東造盆地運動と利根川による河川性堆積物の被覆により、低地的景観を呈しているが（図25）、利根川・荒川東遷前の戦国期には、ローム台地上面が湿地帯の中に露出する平城の適地をなしていた。一五世紀後半の上杉氏と古河公方の争いの中で築城されたとされ、文明三年（一四七二）には、足利成氏の配下にあつたと考えられる。その後、上杉謙信の第二次越山で上杉方に与するものの、永禄四年（一五六二）の上杉軍撤退後は北条氏配下の城として上杉氏に対峙した。

騎西城には三度の戦闘の記録がある。永禄六年（一五六三）には、北条・武田連合軍による松山城（現埼玉県吉見町）攻略に対する報復として、

上杉謙信軍の攻撃を受けている(第四次越山)。このとき、城内での打物戦に至ったとみられ、戦闘遺物を多く出土する。また、前稿で紹介した天正二年(二五七四)の羽生城忍び合戦の際には、上杉軍撤退際に古河・栗橋・館林・菖蒲・岩槻の各城とともに放火されており、豊臣秀吉の小田原攻めでも攻撃されている。

騎西城跡で出土した石製品は、「石製円盤」の名称で報告書に掲載されている。板石塔婆を半分程度の厚さに剥ぎ、角のない形状を指向して加工成形したものだ(図26の3・4・6・7)。大きさは、長さ六センチメートル余りと四センチメートル余りの二群に分れる。騎西城跡出土遺物の中には、同じく板石塔婆を転用した緑泥石片岩の砥石やデイサイトの磨石も多いが、形状や表面に砥面があるなど異なる用途の製品だ。出土位置は、城跡南角の堀跡周辺(KB14区・15区、図27・28)のみであったと報告されている(註44)。

報告書では、その用途について、城郭内の堀での出土を根拠に、武器の代用品や水切りなどの遊戯に使用したものと想定している。しかし、



図25 騎西城跡周辺の空中写真  
ソイルマークから城跡を推定した。昭和23年米軍撮影の空中写真を加工。

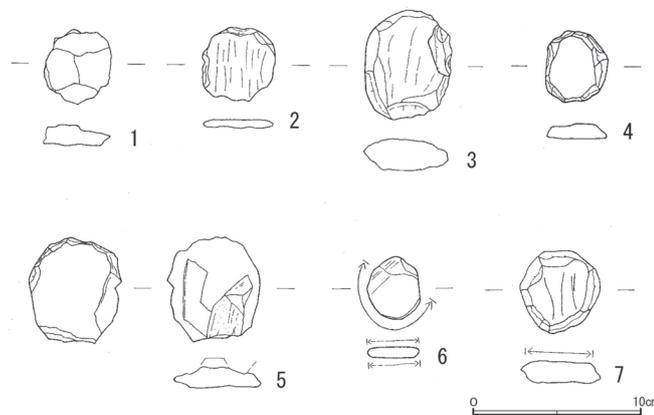


図26 騎西城跡出土の無角型石製平つぶて  
註44の文献より引用。

出土場所の堀は整然とした畝堀であり、基本的に空堀だったと考えられる(図28)。他に遊具の出土はなく、水切の遊具とするのは不自然だ。KB14区・15区には、上杉謙信軍による放火の痕跡が見られ、生活用品に混じって鉄鏃や小刀などの武器も出土している。護身用武器と考えるのが適当だろう。

製造方法や形状・用途からみて、騎西城跡の「石製円盤」は、「無角型石製平つぶて」と呼ぶべきものだ。これらと岩槻城跡・伊達城跡の有角型石製平つぶての状況を勘案すると、石が産出しない利根川下流沿川の城々では、臨時的な代用武器として板石塔婆を転用した回転系投擲武器が作られ使用されていた可能性が指摘できる。製作者たちには、板石塔婆の

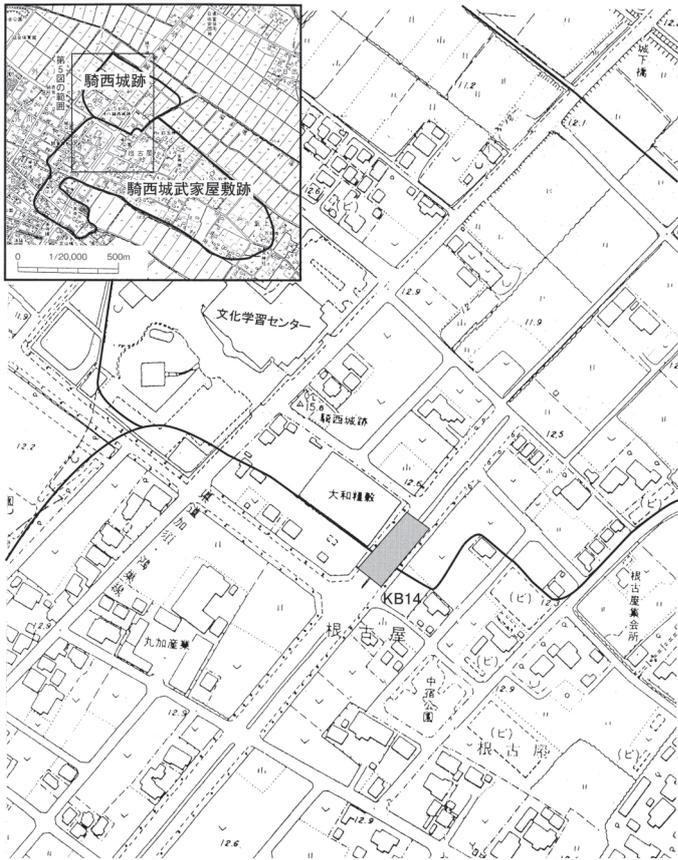


図 27 騎西城跡調査箇所位置図  
註 44 の文献より引用。

転用による臨時的な武器製作という同一の認知構造が共有されていたようだ。しかし、無角型石製平つぶては伝統的な石打ちの範疇に入る。石を投げるために打ち割るだけであれば、通常の「礮」と大きく異なるものではない。特殊武器の範疇には入らない。

年代的には、その他の出土遺物からみて永禄六年の戦闘にともなうもの可能性が高く、伊達城跡・岩槻城跡のものより古い。伝統的な石打ちとの関係を考えると、石打ちの丸石を改良して無角型石製平つぶてが作られ、無角型石製平つぶてをさらに改良して有角型石製平つぶてが作られたとみなせる。伝統的な石打ちのつぶてから無角型石製平つぶてへの改良は、恐らく投げやすさと手近な材料による武器製造を求める意識



図 28 騎西城跡調査箇所全測図  
註 44 の文献より引用。

が要因になったと思われる。つまり、伝統的な石打ちと板状に割れやすい石材としての緑泥石片岩に対する知識があれば、城兵の認知構造に内在している知識で可能な改良だったとも思われる。板石塔婆の製作・建立が身近に行われることで、この知識は形成されていたかも知れない。

一方で、無角型石製平つぶてから有角型石製平つぶてへの改良には、先述した忍器的の鉄つぶてや平型手裏剣と同様の原理の情報が要だ。戦国後期のある段階で、無角型石製平つぶての知識を持った北条氏領国東部の特殊武装集団が、この情報を取り込んだことにより、有角型石製平つぶてが製造されるようになったと考えられる。もしくは、原理の知識を開発したためだったかも知れない。

有角型石製平つぶてへの改良をなした特殊武装集団は、この製品に他例がないことからみて、その後も、その製作法・使用法の鍛錬を積んで、彼らの中だけで伝承していたと考えられる。この武器の開発・改良・伝達システムは、忍びのもつ忍器開発・改良・伝達システムに合致する。つまり、有角型石製平つぶてを製造した者たちは、忍び戦術の実行に対応できる特殊武装集団と同義の集団だったと解釈できる。この意味で、有角型石製平つぶては、忍器として扱ってよいもので、鉄つぶて・鉄製平型手裏剣のルーツの一つだと考えてよい。

以上のことから、ここであらためて武蔵国南東部に分布するとみられる角のない石製平つぶてを「無角型石製平つぶて」と呼称し、同時に、先に挙げた「有角型石製平つぶて」についても、必要な呼称と評価して、以後の論を進めたい。さらに、有角型・無角型の双方を含む石製回転系投擲武器の広い概念として、「石製平つぶて」のカテゴリも用いることにおきたい。

このほか、北条軍による忍び乗取作戦の舞台となった葛西城跡(現東京都葛飾区、地理的・歴史的な環境等は註4の前稿参照)でも、板石塔婆の転用が行われたことが明らかにされている。

発掘調査を担当した谷口榮によれば、葛西城の中核部分で、井戸構築材や磨石・硯などへの転用が認められるとともに、拳大程度の破片が出土しており、礫(つぶて)等の投擲武器代用品として用いられた可能性があるという(註45)。図29の15・17は堀覆土からの出土で、一〇センチメートル内外の大きさに割れており、投擲することが可能だ。しかし、岩槻城跡・伊達城跡出土品、あるいは騎西城跡出土品と比べ、外形の調整がないため回転投擲には向かず、厚さの調整もみられない。厚さは重さの調整要素でもあり、投擲を行うための重要な要件だ。

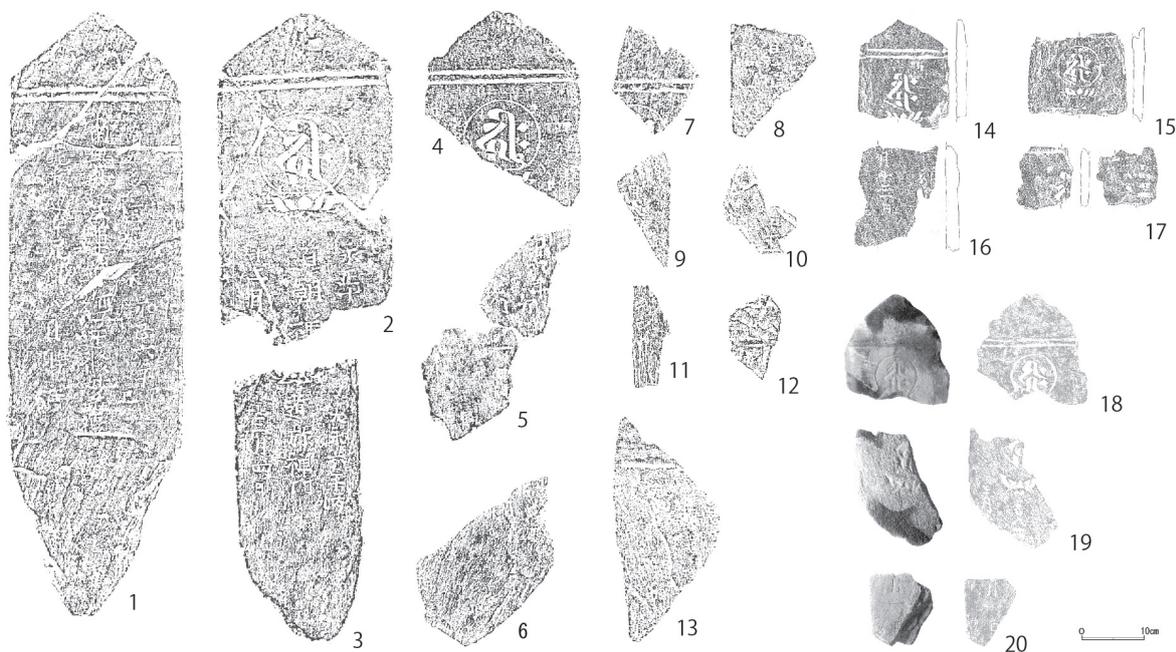


図29 葛西城跡で出土した板石塔婆の転用個体及び破片  
 1～13：葛西城跡第6次第81号井戸跡構築材(葛西城址調査会1983)  
 14～17：葛西城跡青戸7-22第2地点2号堀跡(永越・山城2001)  
 18～20：青戸・葛西城址環七予備調査3次(葛西城址調査会1975)  
 註45の文献より引用。

葛西城跡で出土する板石塔婆の転用品は、井戸構築材が最も特徴的で、比較対象としては適切な資料だ。井戸構築材には集積した板石塔婆をそのまま転用しており、設置時の衝撃や後の土圧で割れていたとしても、多くが接合可能な状態のまま、割れ口を接して出土している。基本的に投擲武器とは考えられない。図29の1～13に示したが、石材の目に沿って割れているため、多くが斜めに切断されたようにみえている。一方で、2・5のように劣化した部分に沿う複雑な割れ口もあり、直線的で切断したようにみえるものでも、よく見ると3や4のように調整によらずに割れ口が波打っていることがわかる。伊達城跡出土品との大きな相違だ。もちろん伊達城跡出土品にも、類似の傾向を認める破片はあるが、明らかに直線的な切断痕あるいは微調整による直線の整形が存在する(図17の多くや図18の14・16)。

また、葛西城跡出土品は、大きさや形状がさまざまで、規格性や再現性が認められない。図24の伊達城跡出土「打割礫」(通常の礫)にきわめて近い状況だ。投擲武器というより、城壁から転がす礫等として用いた可能性が強く感じられる。石製平つぶての範疇に入るものではなさそうだ。

葛西城跡は荒川下流域の石のない地域に立地するが、石製平つぶての知識は、波及していなかったのだろうか。

#### (イ)もう一つの平型手裏剣のルーツ「陶製平つぶて」

伊達城跡では、有角型石製平つぶてに形状や製作原理が近い陶磁器素材の遺物五点も出土している。有角型石製平つぶて同様、第五号井戸跡・第二号溝跡から出土した同時代の遺物だ。縄文時代早期以後の「土製円盤」に似たもので、発掘調査報告書では、「つぶて」として考察しながらも、名称を「陶片製円盤」と報告している。

白磁碗・天目茶碗の底部や播鉢の体部を打ち割り、縦横四センチメートル程度の四角形・六角形(に近い形状)に成形したものだ(図30・31)。有角型石製平つぶての小型品とほぼ同サイズで、必ずしも整った正多角形を指向しているわけではないが、中心角を大凡等しく割った位置に角を設ける形状や成形の考え方は共通している。成形過程で不整な円形になったものもあるが、伝統的な土製円盤のような円形を指向した細部調整や周囲の擦痕・使用痕はなく、工具として用いられたとは考えられない。投擲武器の「つぶて」として製作されたものとした報告書の考えを支持したい。

小型の器を素材にしたものは、高台が付く底部を転用しており、一定の厚さをもたせている。白磁や天目茶碗の体部では薄すぎるためだろう。厚さが確保できる播鉢では、扱いやすい体部を選定して転用している。重さと体積が必要な点も、武器であることの傍証だ。一方で、当時多量に使用され加工もしやすかったかわりには、素材に選ばれておらず、柔らかに軽く素材が適さなかったことがわかる。

同様の遺物は、金山城跡(現群馬県太田市)、博多遺跡群(現福岡県福岡市)、幡代遺跡(現大坂府泉南市)等に出土例がある(註46)。

金山城跡では、釘貫戸張地区で二点が確認されている。同地区では、実城域下に連なつて通路・門・溜井・排水路等が検出されており、「寛政金山絵図」の記載にあるように、大手道が通る地区とみられている。二つとも瀬戸・美濃産の天目茶碗の厚い底部をきれいに残すよう、体部を内側から外側に外すように打ち割った様子がうかがえる。平面形は円形を企図しているように見受けられる。一五～一六世紀の所産の遺物群に含まれ、「つぶて」として加工されたのは、一六世紀以後であると思われる(図32)。

博多遺跡群では、打ち割って成形するものを「瓦玉」と命名し報告しており、削って成形する該地の土製円盤と区別しているのは本稿の考え方と同じだ。後述する「石球」とともに一二世紀代から一九世紀までの地層で検出されたという。細かい時期の確定は難しいようだが、明らかに灰釉陶器、鉄釉陶器、磁器が素材になったものがあり、伊達城跡と同じく、中世から近世初期の所産と思われる。

博多遺跡群の報告書では、毬杖の「玉」や「手玉」「穴」等と同類の遊具の一種であると考察しているが、遊具とすべき明確な根拠は示されていない。「つぶて打ち」「印地打ち」等と呼ばれる民俗的な投石儀礼が、子供の遊びや作柄の豊凶を占う行為として行われる一方で、戦闘としての投石と遠くない関係にあることはすでに良く知られている(註47)。区別するのは簡単ではないが、歴史的背景から想像はできる。

博多遺跡群は博多湾南東部に位置し、大陸に開かれた貿易港として栄える一方で、永祿二年(一五五九)には大友・筑紫惟門の戦い、永祿二二年(一五六九)には大友・毛利の戦い、天正八年(一五七四)には大友・龍造寺の戦い、天正一二年(一五六三)には大友・島津の戦いと、博多の富をめぐる戦乱に繰り返し巻き込まれてきた。天正一四年(一五八六)には島津による焼き打ちで焼き尽くされたともいわれている。豊臣秀吉による天正一五年(一五八七)の島津征伐では、町割さえ一変し、その後、朝鮮出兵の基地となっている。

陶磁器を用いる簡単な構造で、類似の製品だからといって必ずしも同じ用途と断定できるわけではないが、瓦玉も石製平つぶてと同様の臨時の護身用武器として使用された可能性は低くないのではないか。一二世紀から一三世紀の所産と報告されたものについても、元寇における臨時の武器が含まれる可能性を考慮すべきかも知れない。回転させてものを

投擲する知識が、平安時代頃から受け継がれ、後に平型手裏剣を生み出す土壌を形成していった歴史的な流れを示すものではないだろうか。

さて、残る幡代遺跡は、鉄炮を用いた戦術で知られる紀州雑賀衆の防衛線前線にあり、織田信長軍・豊臣秀吉軍による紀州攻めの戦端地ほど近く、進軍経路上にあたっている。周辺には、南北朝期足利方の臨時の城郭とされる井山城跡や大坂夏の陣の際の城と伝わる榎井城跡も分布している。幡代遺跡416区出土の陶製品は、近世の所産で用途不明とされているが、博多遺跡群同様に戦乱に深く関わった場所であり、これらの陶製品が武器として製作・使用された可能性は低くない。

以上のように、伊達城跡出土「陶片製円盤」と同様の遺物には、全国的に、戦乱地での護身的な武器の可能性があるものが存在する。伊達城跡では、特に非常に近い製作原理で作られた臨時的な特殊武器有角型石製平つぶてが存在することから、本稿では、「陶片製円盤」のうち、四角形(図30・31の5)・六角形(にみえるもの)(図30・31の3・4)の資料を護身用の特殊武器と考え、「有角型陶製平つぶて」と呼称する。これらは、均等な中心角に造り出した角をもつ回転系投擲武器という製作原理の共通性からみて、有角型石製平つぶてを製造した者たちの手になる特殊武器と思われる。忍器の可能性があるものと評価できるのだ。鉄つぶて・平型手裏剣のもう一つのルーツだといつてよい。

ただし、全国的な視野に立つと、陶製平つぶては不整形または円形であり、工程にも雑さがみられる。伊達城跡出土品にも同様のもの(図30・31の1・2)がある。形状は打ち割りの「なり」に任せているようにもみえる。それらは、分布も広く、中世初期から存在している。加工して投げやすくしているが、伝統的な石打ちの「つぶて」と同じ概念をもつ特殊性の高くない臨時的な武器だったのかも知れない。武士の武器というより、

民衆に広く受け継がれていたものである。これらは、角のない「無角型陶製平つぶて」と呼ぶべきもので、忍器とはいえない。

(ウ) 忍器としての有角型石製・陶製平つぶての系譜

さて、言を重ねることになるが、伝統的な石打ちの「つぶて」から有角型石製・陶製平つぶてに至る製作・使用集団の知識の総体(記憶) 認知構造の系譜と変遷、対応する投擲武器の出現と変遷について、整理しておきたい。

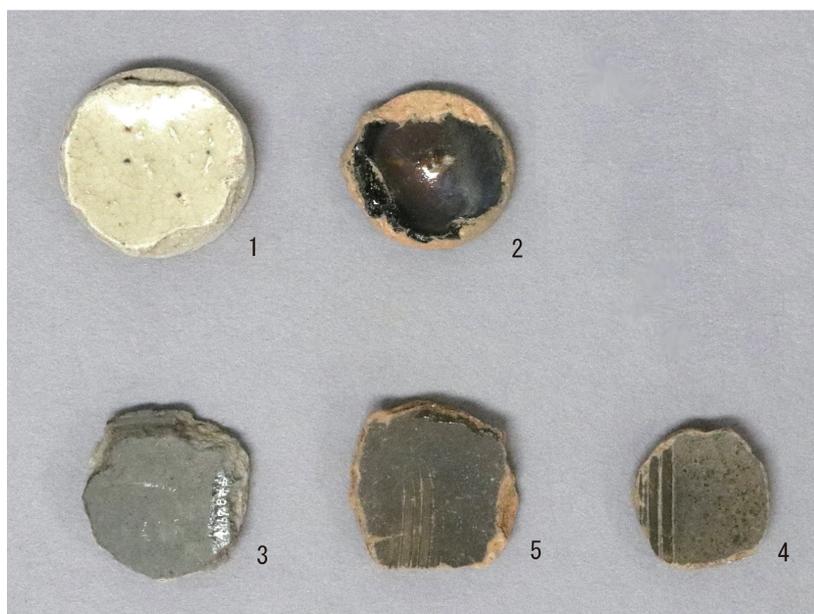


図30 伊達城跡(大和田陣屋跡)で出土した陶製平つぶて  
註1の図録より引用。

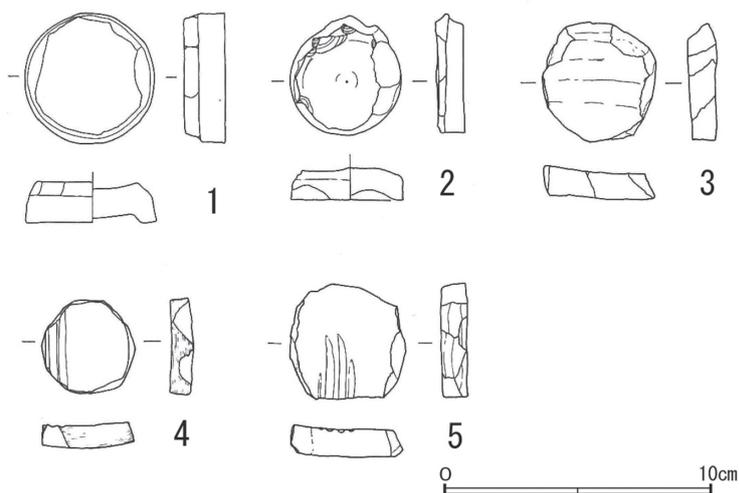


図31 伊達城跡(大和田陣屋跡)で出土した陶製平つぶて実測図  
註39の文献より引用。

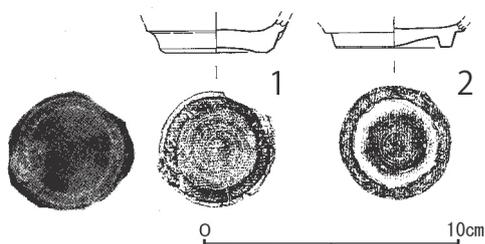


図32 金山城跡釘貫戸張地区で出土した無角型陶製平つぶてとみられるものの実測図  
註46より引用。

陶磁器を打ち割る情報が石材を加工する情報に置き換わり、無角型石製平つぶてを生んだ。中世・戦国の頃である。そして、均等に回転してくる角をもって常に敵にダメージをに与えよ

認知科学的な側面からみると、大凡図33のような系統樹が作成できる。ただし、系統樹は、考古資料として確認できる遺物の年代的な順序にしたがっており、実際の初出時期や繋がりは今後の新資料の蓄積によって書き換えられていくべきものだ。

武器・遊具としての自然石の投石が、伝統的な武器としての石打ちを生んだ。そこには臨時的な戦闘に対する情報や宗教的情報があったかも知れない。次に、素材の入手しやすさや定型化された投げやすさを求める情報・知識が、投石する人々の知識 認知構造を再構造化し、無角型

陶製平つぶてを生んだ。戦乱が頻発するようになると、武器に関する情報・知識が増大し、同時に手工業の急速な発展が生じると、

うとする回転系投擲武器の情報が加わり、有角型石製・陶製平つぶてが生まれた。その後太平の時代になり、武器が消耗しにくくなると、鉄製武器が主体となって、より高い攻撃力を求める情報が加わり、忍器としての鉄つぶて・鉄製平型手裏剣が生まれたのであろう。

現在把握している遺物の状況からは、こうした製作・使用者の認知構造の変遷と、それに対応した投擲武器の変遷を辿ることができる。なお、私自身は、有角型石製・陶製平つぶての改良を経て、鉄つぶて・平型手裏剣が出現したものと想像している。つまり、有角型石製・陶製平つぶての方が、鉄つぶて・鉄製平型手裏剣より古いと考えている。しかし、有角型石製平つぶて出現に至る無角型石製平つぶての改良の契機には、認知構造の再構造化を促す新しい知識<sup>11</sup>情報が必要だったはずだ。それが既に存在していた鉄つぶてや鉄製平型手裏剣であったかも知れないこと（平型手裏剣や鉄つぶての方が先に存在したかも知れないこと）は考慮すべきだ。

#### (エ)有角型石製・陶製平つぶての作り手と平型手裏剣

それでは、伊達城跡で出土した有角型石製・陶製平つぶての作り手は誰か。

先述のとおり、伊達城は、岩槻城家老の伊達房実の居城と考えられている。

天正一八年（一五九〇）の豊臣秀吉による小田原攻めの際には、岩槻城主であった北条氏房が小田原城に詰めたため、岩槻城には伊達房実が入って籠城戦を展開した。しかし、浅野長政勢の力攻めに遭い、長くはもたず落城したとされる（註48）。『北条記』によると、多くの配下が討死したという。

岩槻城の防衛拠点であった伊達城では、迫る浅野勢を前に、岩槻城に籠る主家伊達房実や重要人物、子女を護衛するため、あらゆる手段が検討され実行に移されたに違いない。伊達城にあった武器・武具の多くは、伊達房実とともに岩槻城に籠る兵が持参しており、伊達城の防衛にあたる兵に十分な数・量が残されていたとは思えない。豊臣軍では、北条方の城兵を討ち果たし、子女を捕虜とし、場合によって成敗する方針をとっていた。浅野長政による城兵助命の記録や『浅野家文書』『小田原市史一』、子女の助命を条件に抵抗を止めるよう伝えた記録（「加能越古文叢」）が残されており、人的にも物資の上でも余裕なく、追い詰められた岩槻城と伊達城の様子が想像される。

伊達城跡の有角型石製・陶製平つぶての製造は、こうした緊急事態の中で行われたとみられる。発掘調査報告者の小川は、その後、岩槻城が落ちたことで緊張状態が解け、製造した有角型石製平つぶてが製造場所の周辺に遺棄されたと想像している（註49）。本稿では、製造開始以来の廃棄物の累積と戦の終結による廃棄があったと想定した。

重要なのは、有角型石製平つぶてが岩槻城跡竹沢曲輪の発掘調査でも検出されていることだ。石材を周囲の環境から得ることができないこの地域では、板石塔婆は希少な素材の一つだ。岩槻城では、城兵が板石塔婆を得るために城外に出るのは、裏切りの防止等、内外の理由から相当に困難だったはずだ。また、岩槻城跡の有角型石製平つぶては単独の出土で、岩槻城内に製造痕跡はみられない。これらのことは、岩槻城跡出土の有角型石製平つぶてが、伊達城で製造され岩槻城に持ち込まれ使用された可能性がきわめて高いことを示している。

絶体絶命の岩槻城に、伊達城から有角型石製平つぶてを持って駆け付けた者たちがいたのだ。彼らは、一般の武士とは異なる特殊武器を開発し、

用いるシステムを持つ、特殊な訓練を経た武装集団に属する者たちだった。しかし、圧倒的な兵力を誇る浅野勢を退けることはできない。彼らの任務は、敵の殲滅や殺傷ではなく、伊達房実をはじめとした城内の人々の保護や救出であったに違いない。特殊武器有角型石製平つぶては、迫る敵兵の動きを一時的に止めて時間を稼ぐために用いられたのだろう。このとき陶製平つぶても、同様に使用されたのではないか。

こうした状況を考えると、伊達城で有角型石製・陶製平つぶてを作った特殊武装集団の者たちは、伊達房実の寄子として領地の大和田村に在村していた下級武士たちが中心だったと推測できる。彼らなら、当時まだ信仰の対象であった板石塔婆が建立されている場所(おそらく大和田村内の建立場所)を知り、板石塔婆の破壊に反対する者たちを抑えて緊急に取り集め、あるいは伊達城内の陶磁器の在り処を知り、使用する権限を有していたとみられるためだ。

この岩槻城主北条氏房と伊達房実、そして配下の特殊武装集団の関係は、葛西城忍び乗取作戦を実行した本田正勝と配下の同心衆の状況と似ている。大名直臣の武将の配下に、陪臣となる特殊武装集団が存在する構図だ。先述のように、伊達房実が北条氏房に臣従してきたことを前提とすると、この場合の名家は北条氏房または伊達房実、忍びの指揮監督者は大和田村の土豪、実行者は在村武士たちとなる。伊達城は忍び戦術実行に対応できる特殊武装集団の駐屯地候補地であり、彼らが在村していた大和田村は、忍びの本拠と考えられる。

大和田村には、徳川家康武蔵入府後に行われた天正一九年(一五九二)の検地の記録「大和田村御縄打水帳」(鳥村家所蔵大和田村文書、さいたま市指定文化財)が遺されている(註50)。今、試みに、その記録から大和田村の実質的な農地所有の状況を概観し、特殊武装集団の人員を考えてみ

たい。ここまでの推測が正しければ、その中に忍び戦術を担い、有角型石製・陶製平つぶてを作り使った者たちがいたはずだ。

大和田村の耕地の総面積は、検地帳から起こすと合計八〇町七反七畝(他に不作地が九反あり)となる。名請人には三五人の名が読み取れる。これに対し、実際の耕作者は八八八人(註51)。このうち一町以上の耕地を所有しているのは一七人で、五町以上の所有者が三人いる。他の七一人については、一六人が五反以上を所有するものの、多くが三反未満の小規模事業者で、七人は一反未満の耕作を行っていた。

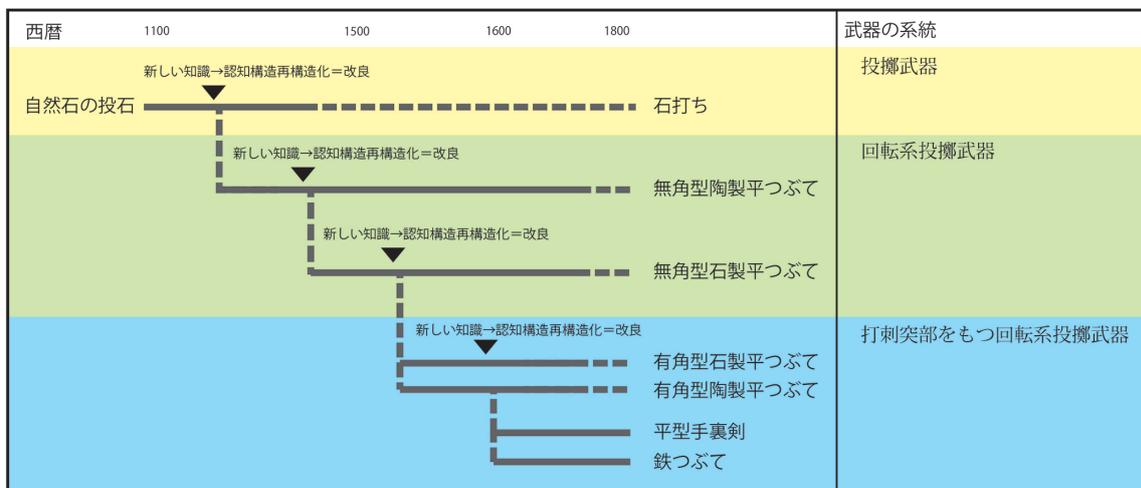


図 33 有角型石製平つぶて・同陶製平つぶての系譜

葛西城乗取を実施した本田の忍びがいた下本田郷(現埼玉県深谷市)の状況(註52)と比較すると、分付地がほとんどみられず、自立した農民が多かったことがわかる。田畑が地形に則して広がるバランスよい農地であったためであろう。

所有地が一〇町を越える農地を所有する四郎右衛門は土豪として、自作農を率い、隸属する小作農・家抱を従え、軍役の請負いや差配を行っていたことだろう。同時に忍びの指揮監督者としても振る舞っていた可能性が高い(註53)。また、畠を中心に六町を所有する将玄・帯刀と、田畑一町以上を所有するいつみ・内蔵助・五郎左衛門・三右衛門・新七郎・新二郎・甚二郎・庄左衛門・正衛門・善右衛門・弾正・津嶋・凶書・藤左衛門ら、四郎右衛門より下位とみられる一六名は、経済的に一定の安定性をもつ自作農として、同居家族や親族とともに農耕を行いながら、自ら武器・武具を調べ、土豪の下で軍役を担わされ、日常的な鍛錬(本軍の兵士としての軍事訓練や武術訓練)を課されていたものと思われる(註54)。

その一方で、侍身分に当たらず軍役を割り振られていない小自作農や隸属民は、臨時の報酬を目当てに別動隊への動員に応える動機を持つ。郷村全体でみた場合、人的な余裕として扱われていた側面もあると思われる。所有地の広さと所有者数の関係を見ると、五反を境に明確な所有者数の分布の差が認められる。ここに自作・小作の経営形態の境界があると考えると、五反以上を所有し小自作農と考えられる市右衛門・市左衛門・勘解由・雅楽助・撃・源七郎・源二郎・源六・甚兵衛・甚六郎・将左衛門・庄左衛門・助二郎・縫殿助・兵庫・弥二郎ら一七名は、農耕による収入では生活が手一杯であるため、足が速い、夜目が利くなどの優れた能力をもつ場合には、職業として特殊な武術訓練を受け、大名か

らの傭兵依頼に備えていてもおかしくない。また、一反以上五反未満の小作農は二一名、一反以下の零細農民が二六名おり、自作農が抱えていた家抱等の隸属民も合せて、彼らの中から、帰属元の自作農の許しを得て、優れた能力により特殊訓練に抜擢されていた者もいたはずだ。軍役を課されず、かつ能力に優れた者たちが、一般の武士としての土豪や自作農らと異なる鍛錬を受けて、特殊武装集団を形成し、指揮監督の土豪の下、別動隊として忍びの任務に当たったのではないか。彼らの中に、有角型石製・陶製平つぶてを作り、浅野勢の攻撃にさらされる岩槻城の救援に駆け付けた者がいたのだろう。伊達氏入部前から、四郎右衛門を筆頭に、伊達城に集った彼らが日々特殊な軍事技術を鍛錬する姿が想像できる。

とはいえ、一次史料に明確な証拠の見いだせない現段階では、各郷村の経済事情や寄親との関係性の強弱等により、軍役を負った土豪・自作農と、それ以外の軍役を課されない者たちが複合的に関わる状態で特殊武装集団を組織し、その中から別動隊の忍びの役に就く者が選定されていたと想像するのが実態に近いのかも知れない。

なお、ここで想定した特殊武装集団編成の状況は、褒美という形の金銭的報酬を目当てに活動した鋳物師、鉄炮鍛冶、刀工、船衆、海賊衆、石工、番匠、金属細工人、火薬製造・鋳山経営等の職能集団の生成・興隆と軌を一にしているようにも思える。大名・国衆が仲立ちした高度な貨幣経済による富の再分配システムを存立基盤にしたもので、忍びの存在もこうした戦国の社会ステージに対応したものであったと想像する。

## (二)特殊武器のルーツを探る―撒菱のルーツ―

今回見出した特殊武器は、他にもある。

図34は、現東京都八王子市にある八王子城跡で採集された土製品だ。

一見して撒菱であることがわかる機能的な形状をしたもので、多言を要しない。とはいえ、その用途を特定するためには、一定の検証が必要だ。この撒菱の確認に至る経緯を振り返りつつ、検討してみたい。

きっかけは、平成三〇年(二〇一八)の初夏、埼玉県立嵐山史跡の博物館企画展「越山―上杉謙信侵攻と関東の城―」で、戦国期攻城戦の実像の展示を行うため、各地の城跡出土の戦闘遺物を探索していた時のことだ。

金山城跡大手虎口出土遺物の中に、銃砲弾の代用品として作られたという土玉を観察する機会を得た。太田市の文化財担当者 島田孝雄氏によると、八王子城跡に先例があり、火縄銃銃弾の代用品や焙烙火矢に詰めた弾子といわれているとの御教示をいただいた。

金山城跡出土の土玉は、やや不整な球状の素焼きの土製品で、軽く軟らかい印象があった(図35)。直径は二・二センチメートル余りで、代用銃弾として用いたとすると、鉛の比重を一一・三五で算出した場合、鉛弾四三グラム相当となり、十一目玉または十二目玉程度の銃弾に該当する。待筒等と呼ばれる口径の大きな銃だ。文化日本前装銃射撃連盟によれば、六〇一〇グラムの発射薬を要する十目玉の射撃でさえ、銃が重く反動も強いとされ(註55)、射出時の弾に相当の衝撃がかかるクラスの銃になるという。

かつて私は現埼玉県行田市の埼玉古墳群鉄砲山古墳の発掘調査で、幕末忍藩の角場(埼玉村角場遺構群、砲術訓練所の遺構)を検出し、発射痕・命中痕のある多量の銃砲弾を扱った。その際、火縄式銃砲の射出や命中時に鉛弾に加わる変形状況を観察したが(註56)、金山城跡出土土玉が射出や命中の負荷に耐える強度を有するとは思えなかった。

幕末の仙台藩で使用された木砲に、釉薬を使用した陶製砲弾が使用された例があり(註57)、黒色火薬の調合次第で陶器製の砲弾を射出できる

程度に爆発速度を遅くすることは可能だ。しかし、陶製砲弾は正球でサイズに規格性があり、射出時の砲身との摩擦も考慮されている。

対して、「素焼き」の焼き物は、単に素地土を構成する粘土の結晶水を抜いただけのものに過ぎない。長石の融解と再結晶が生じないため、非常に脆い構造をしている。通常の発射薬で射出した場合、不整な形状の土玉では銃砲身との間に強い摩擦力が加わって破損し、発射薬の爆発で碎けて的へ敵まで到達できないと思われる。さらに、命中しても貫通力がなく、代用銃砲弾には不向きだ。鉄製砲身の銃で素焼きの弾を射出し、狙った敵に到達させ、かつ倒すのは難しく、火薬の浪費につながりかねない。

また一般に、素材の粘土は、成形に適した可塑性をもつ固さでは、二五％程度の水分を含んでおり、焼成前の乾燥段階で、成形時より一割から二割弱の収縮が生じる。乾燥時の収縮率をコントロールしない限り、銃砲弾として使用できる規格性は得られない。鋳物毎に調合する現在の陶土生産と同程度の方法を用いない限り、収縮率のコントロールは難しく、銃砲身に適合した粒径を

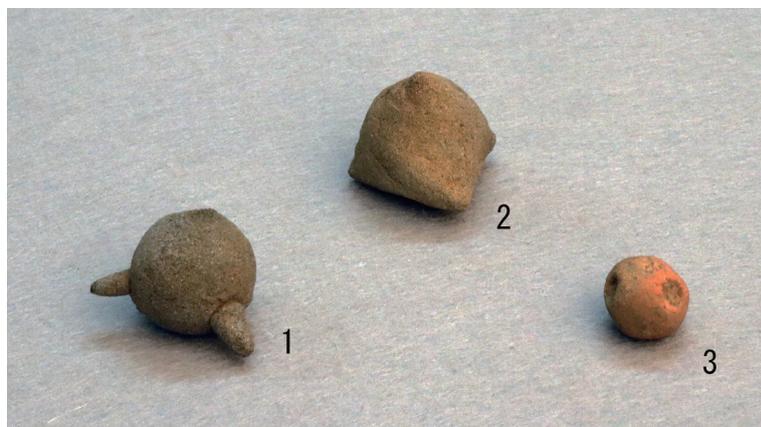


図34 八王子城跡で採集された土製撒菱  
1・3は棘状の突起を付すもの。突起の多くは欠損している。  
2は貼りつけた粘土をつまみ出して突起にするもの。  
註1の図録より引用。



図 35 金山城跡で出土した土玉  
註 1 の図録より引用。

得ることはできない。土玉の粒径の規格性のなさは、強度の疑わしきとともに、代用銃砲弾とする解釈を否定するものだ。さらに、金山城跡では代用品としての青銅製銃弾が出土している。

もう一方の焙烙火矢の弾子という認識については、本来は焼薬玉を充填し飛び散らせて放火するためのもので、本質的に機能が異なる。仮に焙烙火矢を霰弾として用いるとしても、軟らかい素焼きの土玉では不向きで、金山城跡の地盤の岩塊から得られる石片の方が、殺傷力において数段優れている。

その他、銃砲での使用方法としては、石火矢と呼ばれる大型砲に複数の弾を込めて射出する方法が考えられる。寛永一四年(一六三七)一〇月に始まる島原一揆では、幕府軍が多くの砲を動員した。その際、松倉方の責口に夜襲をかけてきた一揆勢に向け、栢角太夫が大石火矢に多数の小玉を詰めて放ち、一揆勢の攻撃を阻んだという(松倉氏家臣野弥左衛門覚書)。土玉のサイズには各種あり、一貫目玉の大筒であれば、口径が八七ミリメートル程になり、これらの土製品を詰めて放つことは物理的には可能だ。とはいえ、そのまま込めたのでは発射薬の燃焼ガスの圧力が逃げてしまうし、和紙に包んで複数個を一度に射出する場合も、径が不ぞろいで実用に耐えるとは思えない。

企画展「越山」の際には、こうした状況を知りながらも土玉の用途を示せなかったため、当時の説にしたがって代用銃弾、あるいは焙烙火矢の

弾子として展示した。しかし、疑いは消えなかった。

令和元年(二〇一九)初夏、埼玉県立嵐山史跡の博物館企画展「戦国大名は如何にして軍需を調達したか」に関わる調査で、八王子市郷土資料館にうかがい、八王子城跡の資料に触れる機会を得た。その際、代用銃砲弾とされていた昭和三〇年代発見の「土弾(八王子城跡での呼称、本稿では一般的な呼称として土玉の語を使用している)」を観察させていただいた。

八王子城は、天正一〇年(一五八四)頃の築城とされる典型的な山城で、関東平野西縁を守る、北条氏の最も有力な支城の一つだ。築城の背景には、永禄一二年(一五六九)の武田信玄による小田原攻めと八王子城の前身滝山城(現東京都八王子市)への攻撃、上杉氏・武田氏との対立、その後の武田氏滅亡、徳川氏の豊臣秀吉への臣従など、戦国後期の目まぐるしい動きがあった。麓には石積みを用いた城主北条氏照の居館「御主殿」を有し、険しい山容を広く利用した名城の一つだ。

八王子城で実際の戦闘が行われたのは、天正一八年(一五九〇)六月二三日、豊臣秀吉の小田原攻めの際のことだ。城主北条氏照と主な家臣が小田原城に籠ったため、八王子城には城代横地監物吉信を筆頭に、兵士のほか、多くの領民が籠城したといわれる。上杉景勝・前田利家らの豊臣軍北国勢の力攻めに合い、千人を超える死者を出し(「水戸松平文書」)、一日にして落城したという(天正一八年六月二三日付「豊臣秀吉朱印状」上杉家文書八四一、天正一八年六月二三日付「上杉景勝感状」上越市史別編「上杉三三六五」)。

八王子城跡の土玉群を正しく理解するためには、先ずそれらの帰属(持ち主・製造主)を明確にすることが必要だ。八王子城跡の土玉には、鉄製砲弾やその鋳型等、多くの重要な戦国期遺物とともに表面採集されたものと(図 36)、発掘調査で出土したもの(註 58)、大小多数が存在する。そ

れらは、御主殿跡とその虎口周辺を中心に発見された(註59、図37〜40)。おそらく多数を同時に使用するものであったと考えられる。

御主殿跡周辺では、青銅製や鉄製の銃砲弾が複数発掘されている。青銅製銃弾は、蛍光X線分析の結果、城内で銅銭等を素材にして製造されたと考えられる(註60)。また、鉄製砲弾も、鑄型の存在から城内で製造されたことが明らかだ。これらは城主北条氏に属する武器と判断してよい。

敵軍攻め手の上杉景勝軍は、室町將軍や周辺大名・国衆との関係を通じて、また豊富な金山からの資金と秀吉との関係を背景に(註61)、当時需要が急増して希少になった国産鉛に加え、輸入鉛、輸入硝石による弾薬を調べていたと考えられる(註62)。前田勢も同様の傾向だったはずだ。

八王子城跡出土遺物には鉛製銃砲弾は極少数しかみられない。上杉勢・前田勢に帰属する遺物は少ない。他に出土する多くの陶磁器は破砕された状態で出土し、焼け落ちた建物とともに被熱しており、北条方のものであると考えられる。こうしたことから、土玉群も落城寸前の八王子城で北条方の兵士によって携帯・使用され、戦闘後、御主殿付近に投棄されたものと考えられる。

さて、土玉群を観察すると、それらの中に明らかに他の土玉と異なるもの二つが含まれていることに気付いた。径二・二センチメートル程度の土玉に四か所の突起が付されていた。突起は、先端を結ぶ線が正四面体をなす位置に均等に貼り付けられ、突起を含めた大きさは、正四面体の一辺が二・九センチメートル程度であった。置いても投げつけて転がしても、必ず一端が垂直に上を向く構造だ(図41)。二つの土玉は、突起の付け方が異なっており、一つは玉に貼り付けた素地土をつまみ出して突起を作り出し(図34の2)、もう一つは欠損してはいるが、棘状の突起を貼り付けて製作していた(図34の1)。成形・乾燥ともに丁寧に行い、割

れヒビ等なく焼成されており、素焼き製品としては良い造りの品だ。

この形状・構造は「撒菱」そのものだ。川越歴史博物館所蔵資料にある近世後期の鉄製撒菱(図3の22・34)とは見た目のスリムさに違いがあるが、平坦面に置いて、踏みつける者に痛撃を与える構造は、それが同種の武器であることを如実に示している。これが本節冒頭に挙げた土製の撒菱との出会いだ。私は、管見の限り、戦国期のどの遺跡でも同様の出土遺物が検出された例を知らない。つまり八王子城跡オリジナルの遺物なのだ。

後日あらためて当該遺物の写真撮影にうかがった折には、その他の土玉群の中に、棘状突起の痕跡をもつ直径一・三センチメートルほど(玉部分のみの径)の小型品があるのを、八王子市郷土資料館の河津美穂子氏より御教示いただいた(図34の3)。また令和三年六月に実施した企画展開連事業の打合せの際には、単純な土玉だと考えていたものの中に、同様の突起の痕跡をもつ直径一・七センチメートルほど(玉部分のみの径)のものが存在することを同市教育委員会の村山修氏より指摘いただいた(図36の手前から4列目左端の凹凸があるようにみえる資料。本稿執筆中に御教示いただいたため、写真は調査段階のまま掲載した)。同じ構造をもつ資料が四個体も揃ったのだ。突起の付け方に二つの型がみられるが、再現性・定型化が確認された今、あまりにも特殊な形状ではあるが、最早その存在を疑う余地はない。とはいえ、変わった形状の土玉の存在は、これらを採集した小松茂盛によって、採集当時の昭和三〇年代にも把握されていた。「外に機雷の如き三本の突起のある物、菱型の物も採集したり」と記録されている。また、土玉全体の採集状況について「一ヶ所で百ヶ以上の破レツの土弾が採集」と記録しており、これを試射の痕跡とみて銃弾と認識し、「土弾」と命名するに至っている(註63)。「土製の撒



図 36 八王子城跡で採集された土玉  
 註1の図録より引用。前から4列目左端は突起が剥離した土製撒菱であることがわかった。



図 38 八王子城跡御主殿虎口測量図  
 引用元は図 37 に同じ。

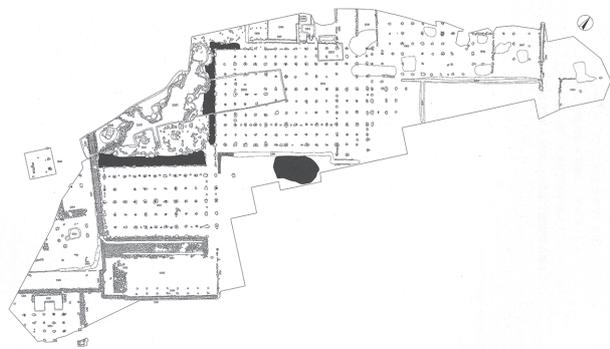


図 37 八王子城跡御主殿測量図  
 土井義夫・戸井晴夫・村山修 二〇二〇『八王子城  
 増補改訂版』八王子市郷土資料館より引用。



図 39 八王子城跡御主殿の大型建物の調査状況  
引用元は図 37 に同じ。



図 40 八王子城跡御主殿虎口の調査状況  
引用元は図 37 に同じ。

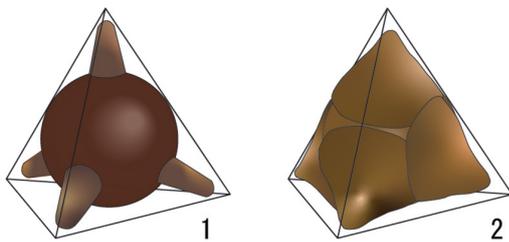


図 41 土製撒菱の構造

玉と組み合わせる可能性が、射出時の爆発に突起の接合強度が耐えられず簡単に外れてしまう。構造体を作る意味そのものが問われることになる。棘状の突起を貼り付けた個体が多数派であることからみて、どの射出

八王子城跡の突起を有する土玉では、どのようにしても突起が砲身と接してしまう。むしろ、突起尖端のみが接する構造だ。土玉に多くの和紙を貼り付け球形にすることは可能だが、そうした形跡は土玉表面には見られない。また、そうした隙間の埋め方は砲術伝書には見られない。一回り大きい球形の土

菱」と結論付ける前に、検討すべきことはまだある。戦国期の銃砲弾には、変わった形状のものが存在する。かつて、宇田川武久が詳しく指摘したことがあった(註 64)。宇田川によれば、慶長年間、小堀政一が国友の鉄炮鍛冶に鉛玉を加工して複数弾を放つ「切玉」を発注したとされ(小堀政一関係文書)、天正三年(二五八五)の砲術伝書『玉こしらへの事』や文禄三年(一五九四)の『宇田流初学抄』には、三角形・四角形の弾、針金を前方や後方に突出させた弾、針金で複数の弾を繋いだもの等が描かれているという(図 42・図 43)。特

に針金を数本突出させるものは、八王子城跡の突起のついた土玉に似ているようにも思われる。しかし、それらの伝書の図を観察すると、基本的に銃砲身の内径に合った円筒形に整えられ、和紙で包むなどすることになっている。砲身の内面に対しては突出部がなく、発射薬の燃焼圧を逃がさないよう計算された形状をしている。このことは、多様な銃弾の現存する資料群として知られる近世の井上流御伝授玉の一群(国立歴史民俗博物館蔵)からも確認できる。





構造(記憶)には撒菱の「概念」しがなく、製作に足るだけの詳細な情報は伝わっていなかった。一般の武士にとっては武器の範疇ではあるが、常用すべき武器ではなかったのだ。一方、忍術伝書には詳細な情報が記されている。忍びにとつては貴重な常用武器と認識されていたことがわかる。

一般の武士の間での詳細な情報伝達がない以上、撒菱は近世以前から、忍びの中で詳細な情報が伝達されてきた武器だとみなさなければならぬ。撒菱は、まさに忍器、忍び特有の特殊武器だったのだ。

これを前提にすると、八王子城で土製撒菱を用いた特殊武装集団の活動が見えてくる。

上杉勢・前田勢の侵攻を前に、八王子城内では備えが進められていた。このとき、主な武将が物資をともなつて小田原城に籠城したため、八王子城に十分な武器・武具は残されていなかった。圧倒的な兵力を前にしたとき、材料を得やすい補助的な武器を調べた可能性は高い。

土製撒菱を準備した者たちは、撒菱に特有な正四面体の構造上の原理と使用方法を理解しており、かつ素焼きの焼き物の製造に関する十分な知識と経験をもっていた(あるいは土器職人に製造を委託できる状況にあった)と考えられる。撒菱の構造は、忍び戦術実行に対応できる特殊武装集団特有の知識で、土器の製造法も一般的な武士とは異なる職能集団の知識だった。土製撒菱の製造に関わった者たちは、双方の知識を合わせ持ち、平素から製作・使用の鍛錬を積んでいたと思われる。

土製撒菱は、紛れもなく忍器のカテゴリに属するもので、製造・使用した者たちに、重要な忍器の一つとして認知されていたものと結論でき

### (三)特殊武器のルーツを探る——土製撒菱——

それでは、土製撒菱とともに発見され、他に発掘調査で出土もしている単純な土玉の用途や製作・使用の主体者については、どう考えればよいか。

土玉群は、おおまかに大型品と小型品の二種類に分けられる。大型品は、直径三・九センチメートルのものが最大で、以下、三・二―三・八センチメートルまで、連続的な粒径分布となっている。素地土は精製され、成形・焼成とも丁寧で、素焼き製品としては堅く焼かれている。土製撒菱と同じだ。大型品は、表面に煤が付いた黒色の焼き上がりにも特徴がある(図36の主に黒色のもの)。

一方、小型品は直径二・六センチメートル以下、最小のものが〇・八センチメートルで、明確な規格性はみられないが、大小ある土製撒菱と似た大きさであるようにみえる(図36の主に酸化焼成のもの)。

これらは土製撒菱とともに採集されており、焼き物の製造工程の性格上、同時に製造され、同時かつ多量に使用されたものと推測できる。特に、同程度の粒径に製作された小型品の一群については、土製撒菱と類似の使用方法の特殊武器である可能性を追求する必要がある。

ここではまず、小型品の用途を検討してみたい。

通常戦国期の城跡で出土する土玉は装飾品や数珠玉であり、各地に散見される。しかし、紐通し孔のない球体の土玉は、関東中心に概観したところでは、戦闘が行われた八王子城跡・金山城跡のほか、滝山城跡(現東京都八王子市)程度にしか見られない(註68)。戦闘関連の遺物、武器の一種であろう。

土製撒菱との多量かつ同時使用の可能性を追求すると、考えられる用途は、撒菱と同じく敵前への撒布による敵兵の足止めではないか。急ぎ進む敵兵の足を一時的に止め、あるいは速度を削ぐには、足元に土玉を

多量に撒くことで不足はなかったように思われる。敵兵は、甲冑を着用し、鎧や刀・銃・弓などの武器、あるいは旗指物等を持ち、足元はおそらく草鞋または馬上靴であった。固い球に乗れば、転倒させることが可能で、捻挫や骨折の可能性もある。少なくとも安易に踏み込めば非常に痛く不安定で、容易に進むことはできなかつたはずだ。土製撒菱と同時に使用すれば足裏に負傷させることも可能だ。夜間や建物内の暗がりであれば、その効果は絶大であつたと思われる(註69)。しかも製造が容易で、構造が複雑な土製撒菱の製造数を抑えることもできる。

こうしたことから、本書では、小型品の一群の用途を、敵兵の足元に撒くことでその足を止めるための補助的な武器と推定し、「土製撒玉」と呼称する。この用途の忍器は近世にはみられず、戦国期特有のもので、後世に繋がる系譜はないのかも知れない。

土製撒玉も土製撒菱同様に、完成された形状で、安定して製造されており、その原理・効果や製作方法・使用方法を理解した者たち(集団)が製造・使用を担つたことは疑いない。八王子城の場合、土製撒菱と同じ、忍び戦術実行に対応できる特殊武装集団が製造・使用した臨時的な特殊武器であつたと考えられる。

右記のことから、粒径が似る金山城跡出土の土玉も、撒玉として製作された可能性が高いと考える。金山城が北条氏に属した際に、製作方法などの情報が提供されたのかも知れない。現状では、金山城跡出土資料は、八王子城跡のものより不整形で素地土も粗く、製作者の記憶に認知構造に若干の相違を認める。ただし、その要因は不明だ。

#### (四)特殊武器のルーツを探る——土製投げ玉——

それでは、大型の土玉の用途はどうか。

土製撒菱と同程度の粒径の小型品との違いは、粒径の外、「燻し焼」(炭化焼成)によること、半球状に破断しているものや表面に剥離のあるものが多いことだ。炭化焼成の状況は、破断面や剥離面のあるもので確認すると、内部が酸化焼成となつていことから、意図的に燻したものだと思われる。一旦八〇〇程度程度の酸化炎で素焼きして煤を焼き切り、その後、冷ましの過程で窯に薪を投入する等して炭化焼成し、表面を黒色処理したものだ。

また、破断面や剥離面には、打点が見られる。しかし、高速で衝突して破裂し粉砕した形跡はなく、形状を保った状態で破断しており、鈍重な力が短時間加えられた様子が伺える。押圧による剥離・破断に近い状態だ(図36左上の破断資料)。銃砲の射出や命中による破断ではなく、むしろ投擲による城内施設の石垣や石敷等への命中、もしくは踏みつけたために生じた剥離や破断と考える方が合理的だ。

発見された場所が土製撒菱や土製撒玉(小型の土玉)と共通していることから、大型の土玉も八王子城内でこれらと同時に作られ、その用途も敵兵の足を一時的に止めるために用いられたものとしてよいだろう。具体的には、護身用の投擲武器「投げ玉」、もしくは大型の撒玉として用いられたものと考えられる。小型品の土製撒玉には、破断はみられないので、投げ玉としての用途がより支持できる。

そこで、本稿では炭化焼成された大型の土玉を「土製投げ玉」としておきたい。なお、撒玉として有効な状況があるとすれば、粒径からみて、屋外の不整な地盤への撒布かも知れない。地面の凹凸に対して、粒径の大きさが効果を発揮する。この場合、黒色土壌が表層を覆う八王子城では、燻し焼による黒色処理の保護色効果も強く期待できる。先述した小型の土製撒玉が単なる酸化焼成の素焼きによる明褐色なのは、建物内の白木

床面での保護色効果を狙ったものかも知れない。

なお、これらのことから、先に挙げた博多遺跡群の石球(註70)も投擲武器としての投げ玉や大型の撒玉として用いられた可能性を指摘しておきたい。

ところで、八王子城跡の土玉群には、他に、玉の中央に金属製の堅い軸や刃物の茎を差し込んだとみられる、断面長方形の孔をもつものが複数存在する(図45)。小さいものは直径二センチメートル程度、大きいものは三センチメートル程度で、やはり素焼きの土製品だ。これに両端に刃部がある刃物等を差し込んだ状態を想像すると投擲武器になるし、そのとき一方の刃部を地面に突き刺すと、他方が上方に尖端を向けることになり、『日葡辞書』にある用法の撒菱の一種になるのかもしれない(図46)。形状・粒径からこの資料の用途を特定するのは困難だが、土製撒菱・土製撒玉、あるいは土製投げ玉と同時に製作され、用いられたとすると、撒菱か投げ玉の一種と考えるのが妥当ではないか。少なくとも、同じ製作集団による特殊武器であるのは間違いあるまい。「有孔土玉」と仮称しておこう。なお、同様の土玉は、甲斐武田氏の一族が移り住んで居城とした木崎城跡(茨城県北浦町)でも検出されている(註71)。

現在のところ、八王子城の戦いで忍びの役を担った者がいたとする文献記録は確認されていないが、土製撒玉・土製投げ玉・有孔土玉は、土製撒菱とともに、同一の忍び戦術実行に対応できる特殊武装集団が製造し使用したと判断できる。この意味では、土製撒玉・土製投げ玉・有孔土玉も、戦国の忍器の可能性をもつ特殊武器だと認定できる。

## 六 特殊武器と忍び



図45 八王子城跡で採集された有孔土玉

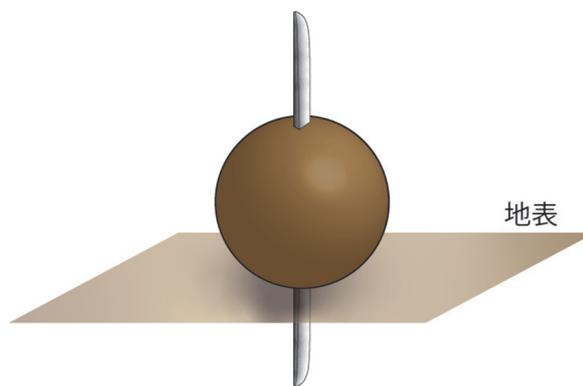


図46 有孔土玉の撒菱としての推定使用法

本稿で紹介した有角型石製平つぶて・同陶製平つぶて、土製撒菱、土製投げ玉は、原理・構造・機能が実在の忍器に共通するばかりでなく、開発・改良・伝承のシステムが、戦国期の一次史料からみた忍びの様相や、江戸初期の一次史料・忍術伝書の記述に合致する。さらに手近な材料を利用し臨機応変に武器を作るという方途もまた、戦国の武士の流儀や忍術伝書の在り方に合致する(註72)。こうしたことを思えば、これらの特殊武器を戦国期の忍器、さらには近世忍器のルーツと認定することに大きな問題はないと考える。また、土製撒玉については鉄製忍器と同機能のものがなく、忍術伝書の記載もないが、これらと同等に扱うことは許されるのではないだろうか。多くの検証を費やしたが、ようやく戦国期

に忍器和認定できる特殊武器を確認したので。

ただし、前稿(註73)で規定した「忍び」の定義から、「忍び」の語が人を表すのは、忍び戦術を任せられた場合に限られるため、特殊武器を使用した者たちは、正確に言えば忍びそのものではなく、忍び戦術実行に対応できる特殊武装集団だということになる。

そして本稿では、忍器和みられる特殊武器に接近しただけでなく、それを作り用いた特殊武装集団の正体についてもできる限り追及した。本文中に示したように、特殊武器の分布範囲は単独の城郭(八王子城跡)や単独の武士と配下が関わった城郭群(岩槻城跡と伊達城跡、あるいは八王子城跡と滝山城跡)に限られる。つまり忍器を作り使った特殊武装集団は、地域的な集団であったと考えられる。本稿では、前稿同様、在地の土地所有状況から、彼らの構成員を推測した。文献記録からの手がかりが少ないため、考古学的方法との併用になったが、この方向性は大きく間違ったものではないと考えている。今後の検証・批判による前進を望みたい。

手裏剣投げは明治から昭和にかけて小説や映画で作られたイメージである、という発言を目にすることがある。先に記したところだが、最近の書籍では、明治時代以降、忍者像が形成される過程で、古武術の手裏剣術が忍者と結びついたと説明している(註74)。

しかし、本稿で示したとおり、幕末の忍びの中には、平型手裏剣を投げ鍛錬した者たちがいたようだ。さらに戦国期の忍びたちの中にも、平型手裏剣のルーツといえる有角型石製平つぶてを投げ、土製撒菱を撒いた者たちがいたとみられるのだ。今後、同様の資料の確認・観察を進め、個々の忍器の機能を示す構造を明確に記した実測図の作成を実施し、戦国期・江戸期それぞれの忍器の系統や関係性を把握していくべきだろう。

忍器(のルーツ)を携えた特殊武装集団は、攻め寄せる大軍の前に、落城寸前の城で命を懸けて人々の護衛を務めた。傭兵や陪臣であったとしても、彼らには忠誠心があったことを感じさせる。彼らは褒美の金銭を目的に参戦したかも知れないが、武士の心を持ち合わせていたのだ。一次史料の明確な証拠がほとんどない中、戦国の忍びを反体制の者たち(悪党)とする伝統的な見方には再考が必要だ。彼らが地域的な集団だったということは、その発生・存続に個別の事情を考慮しなければならぬからだ。

太平の世が訪れたとき、戦国の忍びの末裔が忍術伝書で正心を説いたのは、士官先へのアピールだけでなく、戦乱の中の記憶と誇りがその根底にあったのではないだろうか。

付編 本田氏館の比定地について

忍びの母体となった特殊武装集団の本拠の例として、本稿でも幾度か言及した本田氏館跡について、前稿では、現在も土塁や堀が残る上本田郷内の「本田館跡」または「本田城跡」と呼ばれる遺構を比定地とした(註75)。しかし、文禄四年(一五九五)の検地帳「上下本田郷御繩打水帳」(「真下喜一家文書」・「中島俊一家文書」)の記録では、本田氏宗家の主 本田右近の所有地・屋敷地は下本田郷内にある。前稿で説明が不足し、本稿でも言及したため、本田氏の本拠について簡単に補足しておきたい。

『川本町史通史編』(川本町編 一九八九)では、本田氏屋敷の繩除け地を示した絵図(図47、本田瑛男家所蔵絵図)から屋敷地を下本田郷内の本田氏居住地に比定している。『新編武蔵風土記稿』には、旧家本田親常子孫の五郎兵衛屋敷の記述があり、文禄の検地で繩除けされたこととされ、絵図の記載と一致する。当該地には、その後も本田家が継続して居住している。

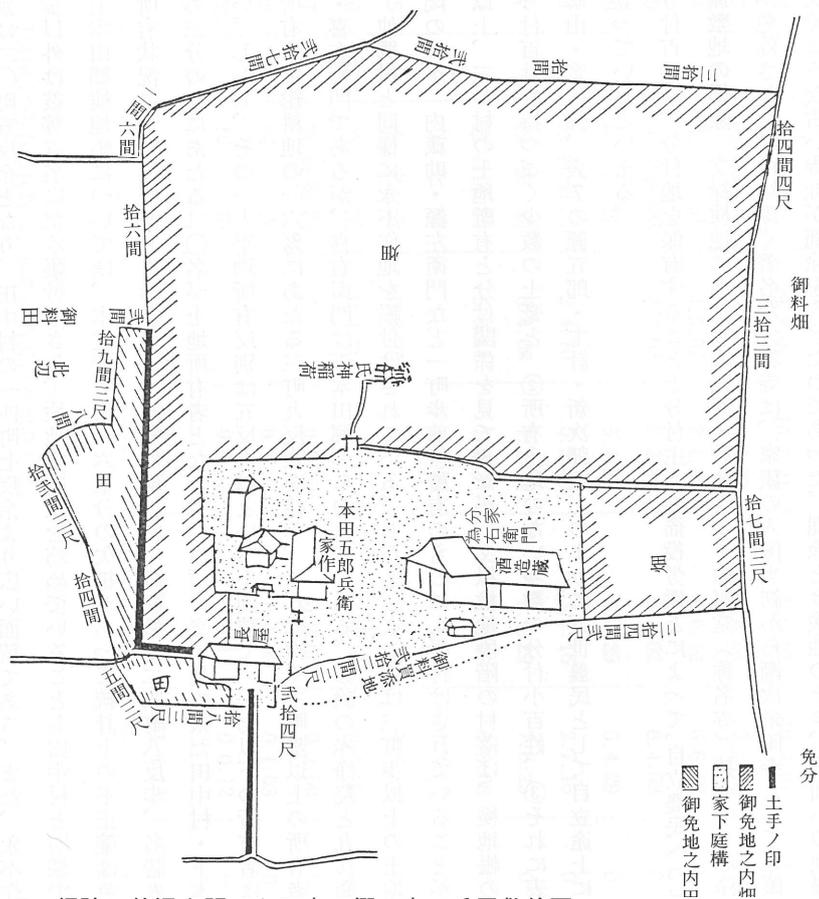


図 47 縄除け状況を記した下本田郷の本田氏屋敷絵図  
『川本町史通史編』（川本町編 一九八九）より引用。

しかし、『川本町史通史編』自身が指摘するとおり、この比定地は検地帳に「本田右近 持」とあり、右近の持ち分であったが居所でなかったことが明示されている。

一方、江戸中期の史家福島東雄による『武蔵志稿』には「本田屋敷ト云所アリ、近常カ居跡トナシ地形崩テ不詳。陣跡アリ、上下本田入会ノ原ニ

其形在、要害ノ地ニアラス、平原ノ中央四方山ナシ川ナシ岡ナシ、是ハ応安二年二月上杉朝房、畠山左エ門佐得本等ノ跡ニヤ。」とある(下本田の屋敷地は北が荒川に接している)。「新編武蔵風土記稿」では、方二町の土塁に囲まれた陣屋跡があるとされている。この記録に照合できる現地の遺構は、前稿に挙げた上本田郷の本田館跡(本田城跡)の他にない。南西には陣屋とみられる遺構も確認されている(註76)。現在、この遺構は室町期に構築された本田氏の居所、あるいは鎌倉期の本田近常の館跡として周知されている。

表層の状況とソイルマークからみて、この遺構は「平原中央」から北に離れた荒川段丘崖まで広がる可能性があり、要害的要素も備えている。また、東に菅谷城から北上する南北陸路に接し、北には松山城から荒川沿いに鎌倉街道の寄居渡河点に至る東西陸路がある。近世の記録によれば、南北陸路の荒川岸には、対岸の田中村まで荒川を渡る上松ノ渡植松の渡も存在していた(『新編武蔵風土記稿』等)。

これらのことからみて、戦国期の本田氏が、水陸交通路を押え、本田郷全体を統治する城館として、前稿で紹介した本田館跡(本田城跡)を入会地に築き居住して、下本田郷の屋敷は空けていたとみるのが妥当であろう。

現状での見方にすぎないが、改めて記しておきたい。なお、本田の忍びに対応した特殊武装集団の能力を考える際、川舟を用いる戦技が含まれていた可能性も考慮すべきであろう。

また、前稿(註77)で、本田部隊による忍び戦術の実行時期について、四月を春、八月を夏と記してしまったが、暦に沿えば前者が夏、後者が秋の誤りであった。謹んで訂正したい。

本稿の作成にあたり、以下の方々から多くの御教示や御協力をいただいた。お名前を記し、謝意を表すものとする。

新井浩文 加藤光男 河津美穂子 木津俊夫 佐々木建策 佐藤貴浩  
佐野正晴 澤柳秀実 柴崎純子 島田孝雄 関根俊雄 高尾善希  
谷口榮 近田雄一 中村陽平 中村涉 西山浩市 村山 修 柳沢誠  
山田雄司 山口通喜 吉丸雄哉 渡辺俊経  
川越歴史博物館 東北大学附属図書館 中之条町歴史と民俗の博物館  
前橋市立図書館(敬称は省略させていただきました)

註

(1)「忍者」を「にんじや」とする読みは、昭和三〇年代末期の所産であるため、戦国期を対象とする本稿では「忍び」と称する。詳細は岩田明広 二〇二二年度埼玉県立嵐山史跡の博物館企画展図録 実相 「忍びの者」のとおり。ただし、現代の事象に関する表記で必要な場合は、「忍者の語を用いることがある。

(2)阿刀弘史 二〇二二「忍者」研究の現状と課題」紀要 設立四〇周年記念『財団法人滋賀県文化財保護協会』による。前稿(註4)の文献で示したとおり、忍びは、夜間の潜入・乗取・放火等を行う軍の戦術と、その役を命じられた人や集団を指す語であり、定役ではないため、忍器を作り使う者が常に「忍び」であったわけではない。本稿でいう戦国の忍器は、忍びを命じられた者だけでなく、その母集団である忍び戦術実行に対応できる鍛錬を実施していた特殊武装集団に特有の武器や道具を指す。

(3)現代では「忍具」と呼ばれることが多く、最近の研究書や論文でも「忍具」が主に用いられているようにみえる。しかし、代表的な忍術伝書『忍秘伝』に「忍道具」、「正忍記」には「道具」とあり、『萬川集海』を含め、「忍具」の語はみられない。本稿では『萬川集海』の記述に従い、「忍器」の語を使用する。

(4)岩田明広 二〇二二「戦国の忍びを追う―葛西城乗取と羽生城忍び合戦―」『埼玉県立史跡の博物館紀要』第一四号

(5)認知科学の成果を歴史学に応用する理論については、岩田明広 二〇〇五「型式学理論の基礎的研究(上)」『埼玉考古』四〇 埼玉考古学会、「同(中)」同四一、「同(下)」同四二で構築した。概要は、岩田明広 二〇一〇「認知考古学―事例研究による方法論の展望―」『縄文時代の考古学』二二 同成社に紹介してある。  
(6)註5に同じ。

(7)中島篤巳註訳 二〇一五「完本 萬川集海」国書刊行会

(8)吉田豊編 一九六八『武道秘伝書』徳間書店などによる。

(9)佐藤強志 二〇一八「そろそろ本場の忍者の話をしよう」『株式会社キャンピット』

(10)周藤千尋ほか 二〇一六『The NINJA 忍者ってナンジャ!?公式ブック』角川書店、藤田西湖一九六四『図解手裏剣術』井上図書による。藤田は甲賀流忍術一四世を自称し、忍術を学び研究した。忍術の授受・修行等の経歴の主張に問題があるが、武術の研究成果については傾聴すべき部分もある。なお、『萬川集海』に掲載される忍器の構造や使用法は、相磯洋一 二〇〇三『萬川集海』に見る忍器のデザインの考察』安田女子大学紀要』三二に詳しい。本稿では、近世の忍術伝書上の忍器の構造を対象としないため、詳細は当該文献を参照いただきたい。

(11)二〇一九年八月一日から一八日まで群馬県東吾妻町コンベンションホールで開催された「日本最大級忍者の武器・道具大展示会」会場で、八月一四日に山岸氏ご本人から私自身が直接聴取した。

(12)三重大学山田雄司氏にも御教示いただいた。

(13)田村栄太郎 一九八八『考証 忍者物語』雄山閣に、先行研究がある。

(14)後述する福井藩松平家の忍びは、道中の警護とそれにとまなう急な情報収集が任務であり(註22参照)、同様の役が想像される。

(15)山田雄司 二〇二〇「松江藩の忍者」忍者・忍術学講座二〇二〇年度前期第6回、同 二〇二二「伊賀・甲賀の忍びと忍び研究の現状」埼玉県立嵐山史跡の博物館企画展関連講演会の講演及び同資料

(16)佐藤三郎 一九七五『庄内藩酒井家』中央書院

(17)上田哲也 二〇二〇「熊本藩細川家の忍び」『忍者研究』第三号 国際忍術学会

(18)高尾善希 二〇二〇「川越城下かさね地図」文星舎 櫻井印刷所に紹介されている。

(19)戸部新十郎 二〇〇一『忍者と忍術』中央公論新社、山田雄司 二〇一六『忍者の歴史』角川選書、佐藤強志

二〇一八「そろそろ本場の忍者の話をしよう」

(20)埼玉県 一九八九『埼玉県史 通史編4』

(21)山口正之 一九六三『忍者の生活』雄山閣

(22)長野栄俊 二〇一八「福井藩の忍者に関する基礎的研究」『忍者研究』第一号 国際忍術学会

(23)註22の文献に同じ。大正四年(一九一五)成立の「福井藩役々勤務雑誌」の記事を『福井藩史事典』(一九七七、歴史図書社)から引用とある。

(24)『萬川集海』には二〇〇を超える火器が掲載されている。『忍秘伝』も巻一には冒頭部分に火術と火器の記述があり、巻之三の忍器の項でも頭書部分には火器の解説が並んでいる。

- (25) 岩田明広 二〇一三埼玉県行田市埼玉古墳群鉄砲山古墳で発見された忍藩角場について『統砲史研究』第三七六号 日本統砲史学会
- (26) 早坂義文 二〇一三『手裏剣術考』『武道学研究』第四六号
- (27) 小川渉 一九三二『会津藩教育考』会津藩教育考発行会『第二十四宅積古場』
- (28) 成瀬関次 一九四三『手裏剣』新大衆社
- (29) 中嶋哲也 二〇一六日中戦争以降における武道の戦技化の起源とその背景…武道震災委員会の審議過程の分析『武道学研究』四九、坂上康博 二〇〇九『武道界の戦時体制化―武道綜合団体「大日本武徳会」の成立―』『幻の東京オリンピックとその時代 戦時期のスポーツ・都市・身体』青弓社等。
- (30) 周藤千尋他 二〇一六『The NINJA―忍者ってナンジャ？―公式ブック』
- (31) 註19の山田雄司の文献に同じ。
- (32) 山田雄司 二〇一八『〇チャンネルガイド』8月号『忍者の聖地 伊賀』及び山田雄司氏御教示による。図8は、今村嘉雄編 一九六七『史料柳生新陰流 上巻』人物往来社、今村嘉雄 小笠原清信、岸野雄三編 一九六六『日本武道全集』第一巻剣術 人物往来社より引用の上作図。
- (33) 註28に同じ。
- (34) 吉丸雄哉 二〇二二(こ)までわかった忍者の文学史『伊賀連携フィールド忍者文化協議会 忍者・忍術学講座二〇二二年度前期第5回による。』
- (35) 藤田西湖一九六四『図解手裏剣術』井上書店
- (36) 藤田による収集資料は、藤田自作の多数の手裏剣とともに、現在小田原市立図書館に収められている。また、藤田は製作した手裏剣や武術資料を伊賀流忍者博物館にも残し、現在も同館に展示されている。なお、それらと川越歴史博物館所蔵の手裏剣を比較すると、近世の所産とみられる手裏剣が刀剣の鑄造りに倣って製作されているのに対し、藤田によるものは鉄板を切り抜いた造りになっており、前者が縦横一〇センチメートル程度、後者は九センチメートル程度と、異なっていることがわかる。この傾向は、藤田以外の手になるとみられる現代製作の手裏剣にも共通する。
- (37) 吉丸雄哉氏の御教示による。
- (38) さいたま市遺跡調査会二〇〇五『岩槻城竹沢曲輪跡(第一地点)・岩槻城二の丸跡(第五地点)』さいたま市遺跡調査会報告書第四三集
- (39) 渡部丈夫ほか一九九五『天和田陣屋跡・今羽丸山遺跡』大宮市遺跡調査会報告書第五二集
- (40) 註39に同じ。
- (41) 近世の「大和田陣屋跡」については、詳細が不明で、位置についても明確な証拠が得られていない。発掘調

- 査報告書では、発見された戦国期遺構群の位置とは異なり、南側にずれた場所にあった可能性が指摘されている(さいたま市遺跡調査会 二〇一六『大和田陣屋跡(第5・6次)』さいたま市遺跡調査会報告書第一七三集)。
- 表層に残る土塁や堀が他所に認められないこと、発見された戦国期遺構群や図14に示した城館跡の表層への反映とみられるソイルマークの状況からみて、当該遺構群は戦国期の地下遺構の反映の可能性が高く、当該地の字名に残る伊達城跡と推定すべきものと考へる。このことから、本稿では、埋蔵文化財包蔵地名「大和田陣屋跡」を避けて、「伊達城跡」と呼称する。「つぶて」検出時の調査区で確認された遺構は、掘立柱建物跡二六棟、土坑一九五基、井戸跡一四本、溝跡一四条、柵列九列、ピット一〇七四基とされている。出土遺物は二から一七世紀の所産だが、中心は一五・一六世紀の在土器と瀬戸・美濃・常滑産陶器であり、多くが戦国期に収まる。一七世紀代の遺物は、二三号溝跡と遺構外からの出土に限られる。一五世紀以前の土器・陶器も出土しており、報告書では、先ず伊達氏に先んじた土豪の館があり、後に伊達城に改修された可能性も指摘されている。しかし、遺構レベルで明確に土豪の館跡と伊達城跡を区別するだけの証拠はない。遺構の時期からみて、少なくとも伊達氏の居所であったことは確かだ。正確には「伊達城跡」とすべきかも知れないが、他に推定地がないため、本稿では「伝」を略す。
- (42) 註39に同じ。
- (43) 小川岳人 一九九五「つぶて」について『大和田陣屋跡・今羽丸山遺跡』大宮市遺跡調査会報告書第五二集
- (44) 嶋村英之 二〇二二『騎西城跡・騎西城武家屋敷跡KB14区調査―中近世編』加須市埋蔵文化財調査報告書第一四集
- (45) 谷口榮 二〇一〇『出土板碑の「視点―造立の場」と「時」を失った葛西城出土の板碑―』考古学ジャーナル六〇二号、葛西城址調査会 一九七五『青戸・葛西城址調査報告Ⅲ』、葛西城址調査会 一九七六『青戸・葛西城址Ⅱ区調査報告』、葛西城址調査会 一九八三『葛西城・葛西城址発掘調査報告』、永越信吾・山城雅美 二〇〇一『葛西城XV』葛飾区い遺跡調査会調査報告第47集、及び谷口榮氏の御教示による。
- (46) 太田氏教育委員会 中村涉氏の御教示の他、中村涉ほか 二〇二〇『史跡金山城跡―伝土屋敷地区・釘貫戸張地区の調査報告と総括』太田市埋蔵文化財発掘調査報告書、加藤良彦 一九八七『博多区―博多遺跡群第30次調査の概要―福岡市埋蔵文化財調査報告書第一四九集 福岡市教育委員会、飯屋喜一郎ほか 一九九六『泉南市遺跡群発掘調査報告書13』泉南市文化財調査報告書29による。
- (47) 中沢 厚 一九八一「つぶて―ものと人間の文化財四四―」
- (48) 岩槻市一九八五『岩槻市史 通史編』岩槻市役所市史編さん室
- (49) 註43に同じ。
- (50) 大宮市教育委員会一九八二『大宮市文化財調査報告』第十七集、大宮市教育委員会一九八六『大宮の文化財』

一 大宮市教育委員会一九八八『大宮市文化財調査報告』第二四集

(51) 名請人・耕作者とも、仮名遣いが異なるが同音で発音する者や地域を異にした同名の者などがあるため、地域を隔てた仮名遣いの違う同音の者は別人として数えた。

(52) 註4に同じ。

(53) 伊達房実が大和田村に入市したのが天正一〇年(一五八二)だとすると、特殊武装集団の養成・鍛錬は、それ以前から地域を実質的に支配していた土豪(四郎右衛門)によるものだと考える方が理解しやすい。忍び・戦術実行に対応できる特殊武装集団が伝える知識・技術は、緑泥石片岩を六角形に加工したように、独自性が高く、伝統的なものであり、鍛錬に時間を要するとみられるためだ。

(54) 近代以前の農地所有の考察では、一般的に一町以上の所有者を自作農と捉えることが多い。しかし、江戸後期以後の土地所有状況でさえ、地籍以外の農地の所有がある場合も少なくなく、検地記録に残る土地所有状況は過少な記録になっていることを念頭に置かねばならない。大和田村における土地所有者数は、五反未満が相当多い状況にあり、それ以上の土地所有者数の状況とは明らかに異なる。このことから、本稿では五反以上の土地所有者を小自作農として扱った。ただし、本文にも記したように、自前で武器を調達できるような本来の安定した自作農は、一町以上の土地所有者と考えている。この考え方は前稿も同様で、主に、中西僚太郎の業績(一九九〇『明治末期・昭和初期における自作地主の農業経営と労働力構成茨城県結城郡八千代町・中島家を事例として』人文地理『第四』巻四号 人文地理学会)によっている。

また、北条氏の着到帳を分析した佐藤栄智は、五貫文の知行地に一人を基準に軍役を賦課していると試算しており(一九八二『後北条氏の軍役』日本歴史三三九号)、弘治二年(一五五六)の『結城家法度』松平基則氏所蔵文書、東京大学史料編纂所影写本)にも「一五貫の手持持ならば、くそくかふり物もち、くそく馬をはかすへく候、十貫の所帯ならば、一疋一りやうにて被出へく候、十五貫よりうへハ陣参いたすへく候、各被申付候とある。かつて小和田哲男が『小田原衆所領役帳』等の分析に基づき、北条氏の基本的な貫高を水田一反五〇〇文、畠一反一六五文、着到帳の軍役平均を一人の召集に対し七貫文とした試算に従っても(小和田哲男 一九七六『戦国大名後北条氏の百姓と侍』静岡大学教育学部研究報告 人文・社会科学篇二七号)、侍身分として軍役を課される者は、水田で一町四反、畠では四町二反以上の知行が宛行われている者となる。地籍外であったり検地で除外されたりする農地を考慮すると、大和田村でも一町以上の水田所有者が侍身分として軍役を課された者たちであった可能性が高いと考える。

(55) 文化日本前装銃射撃連盟ホームページによる。令和三年春、太田市教育委員会の中村渉氏より、金山城跡(釘貫戸張地区で、他に直径一・六センチメートルの土玉が出土していることを御教示いただいた。実物は、焼成前の乾燥時に一部に平坦面ができてしまった不整な球形で、同様に計算すると、体積は二・一四立方センチ

メートルとなり、鉛弾計算で二四・三グラム、六目玉から七目玉相当となる。掲載報告書は、註46の中村渉ほかによる文献に同じ。

(56) 註25に同じ。

(57) 岩田明広 二〇〇四『大筒から花火筒へ』紀要第四号、さいたま川の博物館

(58) 戸井晴夫ほか 一九八七『八王子城跡Ⅹ 一九八七年度確認調査報告書』八王子市教育委員会、新藤康夫ほか 一九八九『八王子城跡Ⅹ 一九八七年度確認調査報告書』八王子市教育委員会

(59) 概要は、二〇二二年九月に実施した埼玉県立嵐山史跡の博物館セミナー「戦国の忍びを考える―武蔵国での戦いをめぐって―」の村山 修氏の発表「八王子城跡の発掘調査と忍びの足跡」で公にされている。

(60) 村山修・三浦麻衣子 二〇一九『八王子城出土の鉄砲弾について』武田氏研究第六〇号

(61) 戦国大名が個々に開発していた金銀山を公儀のものとした秀吉は、全国のお金銀山から多量の金銀を伏見に納めさせた。慶長三年の「蔵納目録」によれば、当時、上杉景勝所領の越後黄金山(鳴海金山等)からは、黄金一・二四枚四両一匁の金が納められている。全国の三分の一を占める量にあたる。天正末年頃の上杉氏の資金力が優れていたことを知ることができる。

(62) 平尾良光 二〇一八『日本の歴史における産地推定のための鉛同位体比値』帝京大学文化財研究所研究報告第一七号では、西国の大名が国産鉛・輸入鉛を入手して銃砲弾を製造していたとするが、室町将軍や豊臣氏との関係から、上杉氏も同様であったと考えられる。

(63) 小松敏盛 一九八四『八王子城の土弾』八王子城山創刊号による。小松敏盛氏は採集者茂盛氏の弟にあたる。この文献の存在は、村山修氏の御教示による。

(64) 宇田川武久 二〇〇二『鉄砲と戦国合戦』歴史文化ライブラリー一四六 吉川弘文館

(65) 東京国立博物館他編集 二〇一九『図録三』国志に写真が掲載されており、その特徴を具にみることができ

る。

(66) 川越歴史博物館の西山浩市氏が現代の鍛冶職人に尋ねた。西山氏御教示による。

(67) 『日葡辞書』・播州佐用軍記『倭詞栞』に撒菱の記載があることについては、八王子市郷土資料館柳沢誠氏の御教示による。

(68) 滝山城跡での確認については、村山 修氏の御教示による。 註59の村山氏発表でも公にされた。

(69) 敵兵の足止め効果を検証するため、信楽白土をしい、炙り三時間、二〇〇度から一時間一〇〇度で昇温、最高温度八〇〇度一分練らし、一時間一〇〇度以下で冷却する焼成で、再現製作した。特に、土製撒菱は、軍足を重ね履きする程度では、足全体の重さしかけただけですでに痛く、全体重をかけると、足裏に棘状突起が刺さる恐れが高かったため、それ以上の検証ができなかった。一方の土玉(土製撒菱)も足裏のツボを刺激す

る道具に似て、相当の痛感があったが、何より不安定で、速歩や走行時に乗り上げると、転倒の危険が極めて高いことがわかった。なお、土製撒菱の突起は、野焼きすると、最初の炙りで欠損してしまう場合が少なくなかった。窯での焼成であらう。

(70) 註46の加藤良彦による報告に同じ。

(71) 茨城県一九九六『木崎城跡』茨城県教育財団文化財調査報告第一〇九集

(72) 臨機応変の戦国の流儀は、竹束や土木材料に顕著にみられる。岩田明広 二〇一九『企画展 戦国大名は如何にして軍需を調達したか』埼玉県立嵐山史跡の博物館による。江戸時代の武器に金属製で精巧なものが多いことは、対照的だ。

(73) 註4に同じ。

(74) 前掲註30に同じ。

(75) 註4に同じ。

(76) 埼玉県立歴史資料館編 一九八八『埼玉の中世城館跡』等

(77) 註4に同じ。

埼玉県立史跡の博物館紀要  
第 15 号

---

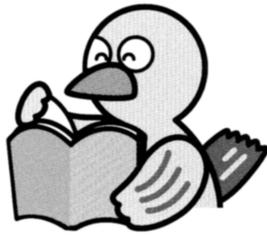
令和 4 (2022) 年 3 月 31 日 発行

発行 埼玉県立さきたま史跡の博物館  
〒361-0025 埼玉県行田市大字埼玉4834  
TEL 048-559-1181

埼玉県立嵐山史跡の博物館  
〒355-0221 埼玉県比企郡嵐山町大字菅谷757  
TEL 0493-62-5896

印刷 巧和工芸印刷株式会社  
〒333-0842 埼玉県川口市前川3-25-3

---



埼玉県のマスコット  
コバトン

